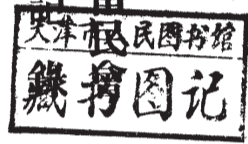


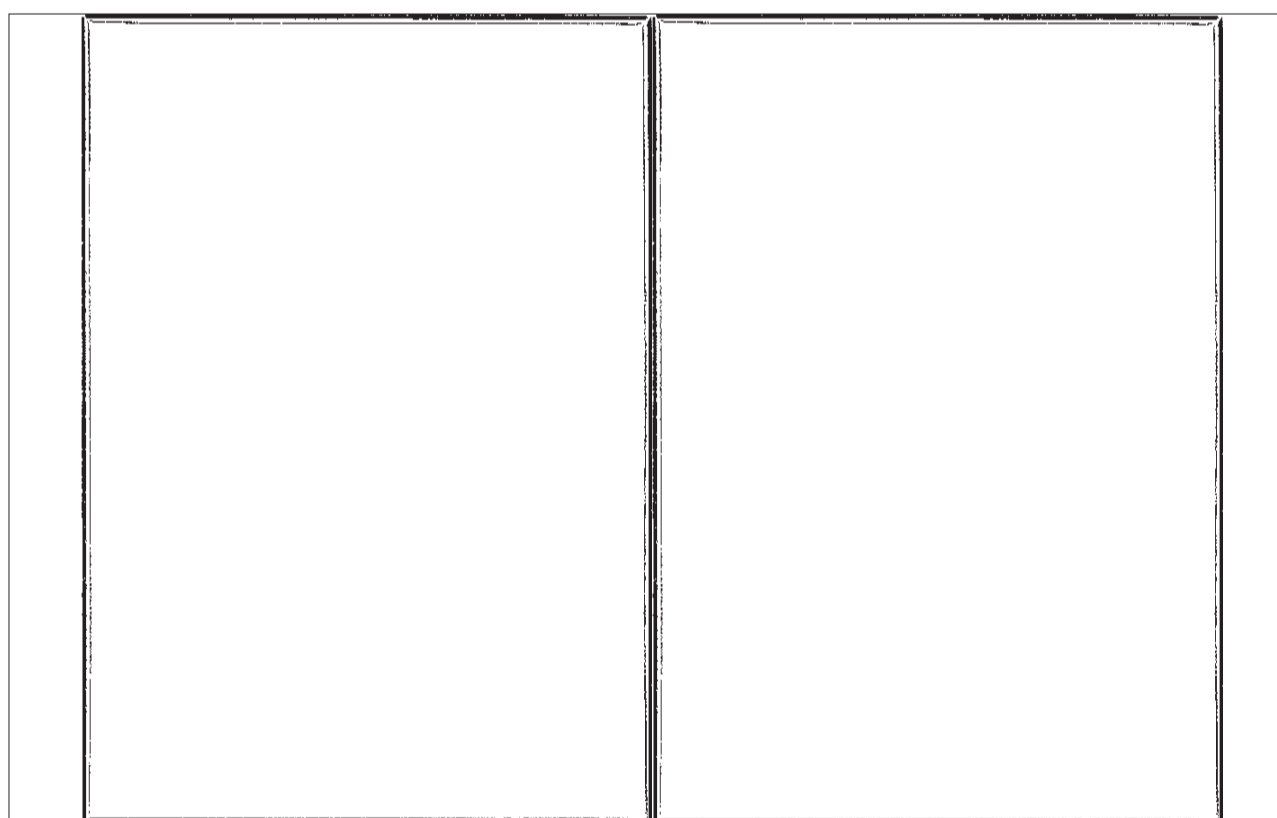
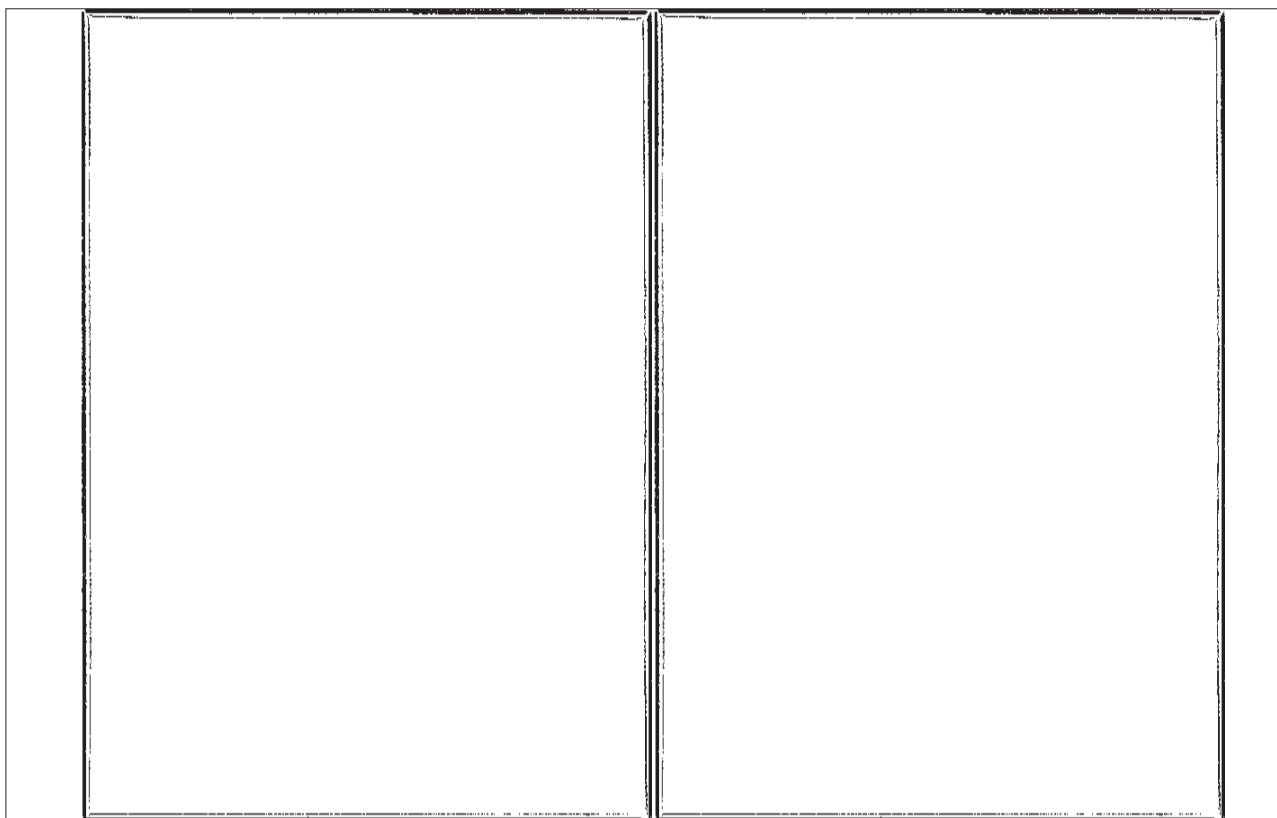
議事速記錄第八十八號

昭和十六年第三十四次居留  
通常會議事速記



天津居留民團

● 昭和十六年第三十四次居留民會通常會議事速記



議事速記録目次

第一日(一頁)

一、居留民團會計檢査報告	六
二、昭和十五年居留民團事務報告	一一
三、參事會代議決事項報告	五一
(天津春日本津常高等小學校設立ノ件)	
四、昭和十四年度居留民團歳入出決算承認ノ件	五六
五、昭和十四年度特別會計御下賜金記念事業費歳入出決算承認ノ件	五六
六、昭和十四年度特別會計閣院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費歳入出決算承認ノ件	五六
七、昭和十四年度特別會計故田代將軍記念事業費歳入出決算承認ノ件	五六
八、昭和十四年度特別會計退職給與基金歳入出決算承認ノ件	五六
九、昭和十四年度特別會計電氣事業費歳入出決算承認ノ件	五六
一〇、昭和十四年度特別會計水道事業費歳入出決算承認ノ件	五六
一一、昭和十四年度特別會計埠頭事業費歳入出決算承認ノ件	五六
一二、昭和十四年度特別會計天津日本公立病院經營費歳入出決算承認ノ件	五六
一三、昭和十四年度特別會計團營住宅經營費歳入出決算承認ノ件	五六

(2)

一四、昭和十四年度特別會計復興資金歳入出決算承認ノ件	五六
一五、昭和十四年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件	五七
一六、昭和十四年度特別會計水災復興資金歳入出決算承認ノ件	五七
一七、昭和十四年度特別會計業務復興資金歳入出決算承認ノ件	五七
一八、昭和十四年度特別會計水害復興資金歳入出決算承認ノ件	五七
一九、昭和十四年度特別會計水害復興資金歳入出決算承認ノ件	五七
二〇、酒造課金條例案	六二
第二日(九〇頁)	
二一、觀覽課金條例案	九四
二二、取得課金條例中改正ノ件	一一
二三、營業課金條例中改正ノ件	一九
二四、遊樂飲食課金條例中改正ノ件	二二
二五、課金調査委員會條例中改正ノ件	三〇
二六、名譽職員費用償還條例案	四二
二七、天津居留民團長、助役條例中改正ノ件	四五
二八、天津居留民團會計主任條例中改正ノ件	六五
二九、獎學資金條例案	六八

(3)

三〇、居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中改正ノ件	一六八
三一、電氣使用條例中改正ノ件	一七〇
三二、火葬場使用條例中改正ノ件	一八二
三三、天津日本義勇隊解散ノ件	一八三
三四、綜合運動場敷地追加買收ノ件	一九二
三五、火葬場移轉敷地買收ノ件	一九六
三六、天津神社祭典費寄附金ノ件	二〇〇
三七、軍旗奉還會寄附金ノ件	二〇〇
三八、帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金ノ件	二〇〇
三九、天津居留民團區補助金ノ件	二〇〇
四〇、天津特別義勇隊補助金ノ件	二〇〇
四一、武德會天津支部補助金ノ件	二〇〇
四二、華北日本教育會天津分會補助金ノ件	二〇〇
四三、天津華語專門學校補助金ノ件	二〇〇
四四、天津朝鮮幼稚園補助金ノ件	二〇〇
四五、天津日本少年團補助金ノ件	二〇〇
四六、天津日本體育協會補助金ノ件	二〇〇
四七、社團法人同光會補助金ノ件	二〇〇

(4)

四八、昭和十六年度居留民團歳入出決算案	二二〇
四九、昭和十六年度特別會計教育費歳入出決算案	二二〇
五〇、昭和十六年度特別會計電氣事業費歳入出決算案	二二〇
五一、昭和十六年度特別會計水道事業費歳入出決算案	二二〇
五二、昭和十六年度特別會計埠頭事業費歳入出決算案	二二〇
五三、昭和十六年度特別會計公立病院經營費歳入出決算案	二二〇
五四、昭和十六年度特別會計團營住宅經營費歳入出決算案	二二〇
五五、昭和十六年度特別會計退職給與基金歳入出決算案	二二〇
五六、昭和十六年度特別會計獎學資金歳入出決算案	二二〇
五七、昭和十六年度特別會計實業復興資金歳入出決算案	二二〇
五八、昭和十六年度特別會計水災復興資金歳入出決算案	二二〇
五九、昭和十六年度特別會計業務復興資金歳入出決算案	二二〇
六〇、昭和十六年度特別會計水害復興資金歳入出決算案	二二〇
六一、特別會計埠頭築造費歳入出追加更正豫算案(昭和十六年度)	二二一
第四日(二七三頁)	
四八、昭和十六年度居留民團歳入出決算案	二七七
四九、昭和十六年度特別會計教育費歳入出決算案	二七七



昭和十六年第三十四次居留民會通常會議事速記録

昭和十六年三月二十七日(木曜日)

於 民國公會堂

(第一日) 昭和十六年三月二十七日(木曜日)

議 事 日 程

- 第一、報告第 五號 居留民會計檢査報告
- 第二、報告第 六號 昭和十五年居留民會事務報告
- 第三、報告第 七號 參事會代議決事項報告
- 第四、議案第 十二號 昭和十四年度居留民會入出決算承認ノ件  
(天津春日日本尋常高等小學校設立ノ件)
- 第五、議案第 十三號 昭和十四年度特別會計御下賜金記念事業費入出決算承認ノ件
- 第六、議案第 十四號 昭和十四年度特別會計閣院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費入出決算承認ノ件
- 第七、議案第 十五號 昭和十四年度特別會計故田代將軍記念事業費入出決算承認ノ件
- 第八、議案第 十六號 昭和十四年度特別會計退職給與基金入出決算承認ノ件

(2)

- 第九、議案第 十七號 昭和十四年度特別會計電氣事業費入出決算承認ノ件
  - 第十、議案第 十八號 昭和十四年度特別會計水道事業費入出決算承認ノ件
  - 第十一、議案第 十九號 昭和十四年度特別會計埠頭事業費入出決算承認ノ件
  - 第十二、議案第 二十號 昭和十四年度特別會計天津日本公立病院經營費入出決算承認ノ件
  - 第十三、議案第 二十一號 昭和十四年度特別會計團營住宅經營費入出決算承認ノ件
  - 第十四、議案第 二十二號 昭和十四年度特別會計復興資金入出決算承認ノ件
  - 第十五、議案第 二十三號 昭和十四年度特別會計復興資金入出決算承認ノ件
  - 第十六、議案第 二十四號 昭和十四年度特別會計水災復興資金入出決算承認ノ件
  - 第十七、議案第 二十五號 昭和十四年度特別會計業務復興資金入出決算承認ノ件
  - 第十八、議案第 二十六號 昭和十四年度特別會計水害復興資金入出決算承認ノ件
  - 第十九、議案第 二十七號 昭和十四年度特別會計水害復興資金入出決算承認ノ件
  - 第二十、議案第 二十八號 酒造課金條例案
- 出席 議員 (三十八名)
- |     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 一 番 | 鹽谷辰造 | 三 番 | 龜澤省朝 |
| 二 番 | 伊東武喜 | 四 番 | 中西幸保 |
| 三 番 | 眞藤樂生 | 五 番 | 河合一雄 |
| 四 番 | 中野宗一 | 六 番 | 勝田重直 |
| 五 番 | 木下秀良 | 七 番 | 中山準夫 |

(3)

- |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 十五番  | 佐瀬常盛  | 十六番  | 菊地新一  |
| 十七番  | 志村正三  | 十八番  | 横山金吾  |
| 十九番  | 蘆澤義郎  | 二十番  | 竹内象藏  |
| 二十一番 | 五十嵐重吉 | 二十一番 | 上田茂   |
| 二十二番 | 足立茂   | 二十二番 | 鹽谷信治  |
| 二十三番 | 鶴岡新一郎 | 二十三番 | 秀島虎男  |
| 二十四番 | 吉野盛行  | 二十四番 | 金山作次郎 |
| 二十五番 | 眞森利一  | 二十五番 | 武内進三  |
| 二十六番 | 野口義勇  | 二十六番 | 一戸巖   |
| 二十七番 | 早瀬精一  | 二十七番 | 池上章平  |
| 二十八番 | 小林成夫  | 二十八番 | 古田治四郎 |
| 二十九番 | 小澤昇   | 二十九番 | 吉植庄司  |
| 三十番  | 岡本久雄  | 三十番  | 林一正   |
| 三十一番 | 福島榮之助 | 三十一番 | 永瀬三吾  |
| 三十二番 | 手島喜兵衛 | 三十二番 | 不破定和  |
| 三十三番 | 後藤祿郎  | 三十三番 | 河村二四郎 |
| 三十四番 | 山田榮治  | 三十四番 | 布施隆熊  |

(4)

- |      |        |      |      |
|------|--------|------|------|
| 三十五番 | 深井直一   | 三十七番 | 河野九郎 |
| 三十六番 | 石田芳雄   |      |      |
| 三十八番 | 白井民團長  |      |      |
| 三十九番 | 宮家助役   |      |      |
| 四十番  | 上原會計主任 |      |      |
- 以下吏員五十五名
- 午後二時二十五分開會  
 ○議長(足立茂君) それでは只今から第三十四次居留民會を開會致します、只今のところ出席議員三十五名、定数以上に達して居ります、會議に入るに先立ちまして恒例に依り監督官の招集の辭を承ることに致します  
 ○加藤總領事(拍手) 本日當居留民會通常會議を招集致しましたところ議員各位に於かれましてはそれ、重要な事業或は職責を有せられまして、殊に時局極めて御多忙と存するのでありますが、かくも多數の御出席を得て開會することを得ましたは誠に欣快と致すところであります  
 最近時局は益々重要性を加へ東亞共榮圈確立の基地とも稱すべき當地に於ける各位の御奮闘は國民一般の深く期待するところであります、従ひまして在留邦人の活動の根元とも申すべき當居留民會行政は最も慎重を要するのであります、議員各位の御盡力を期待する次第であります

す就中本通常民會に於きましては昭和十六年度歳入歳出豫算案等が上程されて居りますので殊に慎重御審議の上適正妥當なる議決を與へられんことを希望致しまして招集の御挨拶に代へる次第でございます。(拍手)

○議長(足立茂君) 恒例に依りまして今次聖戦に於ける陣歿將士の方々の、英靈に對して黙禱を行います皆さんの御起立をお願い致します。黙禱

〔一分間、黙禱〕 終り

○議長(足立茂君) これより諸般の報告に入るのでありますが、それに先立ちまして陸海軍の將兵の方々に對する我々居留民會と致しまして感謝の赤誠を披瀝する感謝状を差上げたら宜からうかと考へる次第であります、皆さんの御賛成がありましたら、其案文を朗讀致しまして、それを差上げたと思ひますが、御意見を承りたいと思ひます

〔「賛成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(足立茂君) 感謝決議の案文は手許に案文がございますから、私が只今朗讀を致しますから御賛成でございますしたら拍手して戴くことに致します

感謝 決議

聖師發シテ茲ニ既ニ第五年、御秘威ノ下皇軍ノ威武愈々烈々、戰果益々赫々タリ。艦撫亦着々トシテ進ミ擴ガリ、皇道更ニ中外ニ光被セントス。全國民齊シク感激措ク能ハザル所ナリ。今ヤ國民政府南京遷都一年ニ方リ、日滿華三國ノ互助連連日ト共ニ緊密ヲ加ヘ、日獨伊ノ樞軸國交ト共ニ濃厚ヲ増ス。然リト雖モ世界情勢ノ變移氣ニ端倪ヲ許サズ、東亞共榮國徳立ノ工

(6)

作誠ニ多端ナルヲ思ハシメ、成果ヲ期スルヤ諸將士ニ倭ヲ更ニ多カラン。天津居留民團ハ茲ニ滿腔ノ赤誠ヲ披瀝シ諸君ニ皇軍將士ノ勞苦ヲ謝シ、各位ノ勇健ヲ稱揚ス。昭和十六年三月二十七日 天津居留民會議長 足立茂

〔拍手 起る〕

○議長(足立茂君) 満場御賛成と考へますので此感謝決議をそれらの部隊の方へ私が持参致すことに致します。議員の移動報告を申し上げます、議員三名を生じまして、森川照太郎が一月八日死亡されました、次に井口俊彦君は一月三十日辭任願出があり一月三十一日に告示がありました、金子政雄君は二月十日に辭任許可、二月十三日同様に告示ございました以上三名の方が議員になつた譯であります、森川照太郎君に對しては長らく當居留民團の行政に盡力下さいまして多大の功績がございましたので誠に今回の御死亡に對しては満腔より弔意を表し御葬式に對しては不肖が民會を代表致しまして弔辭を朗讀致しました、次に改名の議員がございました、根澤淳君が一月十四日中山雅夫君と改名されました二月十七日同様に告示がございました以上が議員移動の報告でございます、今回の民會の議事録の署名者を御指名申し上げます、眞藤葉生君、眞藤利一君御兩名に御願ひ致します、一、次は諸般の報告、第一に會計検査報告を會計検査委員の方に御願ひ致します

日程第一 報告第五號 居留民團會計検査報告

○五番(伊東武喜君) 登壇(拍手)會計検査の報告を只今より致します、昭和十六年三月十八日以前

(7)

會計検査委員より文書を以て會計検査事項の引繼を完了致しました、次に上原會計主任より三笠校新築工事に關し當局の四名が嫌疑の理由で當局に收監取調中なりとのことを承りました、これは當局の方に廻つて居りますので會計検査委員としては別にタッチ致しませんでした、昭和十六年三月十九、二十日の兩日に亘りまして一般會計並に特別會計、各資産表に基いて各帳簿の證據調査を致しましたが、別に違算違法の出納なきことを認めた次第であります、尙商品倉庫に行きまして現物の技術の検査を致しましたが、これも亦帳簿と符合致して居りましたので先づ全部の商品に就きまして検査する暇はございませんでしたが、主なるものに就きまして別に異状を認めませんでしたので先づ充分に整理整頓の出来て居ることを確認した次第であります、一般の帳簿の記帳、傳票證憑類の整理、倉庫物品の格納状況は努力の跡が認むべきものがあり、又物品の請求買入檢査配給等も制度としては先づ完全に行届き居るやうに考へました、仍て今後は其制度に當る人物の適材登用並に要點の監督に御注意せられるならば能率の向上と相俟つて過去にありたるやうな事件は防がれるのでないかといふことを承知して歸つて来た次第であります

次に資産表の特別會計の資産表中の水害復興資材として金額が二十三萬四千七百四拾六圓八十五錢といふのが支出せられておりました、此品物に對しては内地に在るといふことで検査員としては検査する方法はございませんでしたがこれが目下順次船積されて此方へ持て来てそれら貸付られるといふことでありますので、今後の貸付及び其品物の檢査等に就ては特に違算ないやうに當局の方に申して置きました

(8)

次に一般會計並に特別會計の課金其他の徴收状況を申し上げますと非常に良好のやうでありまして、一般會計課金で九七・六「パーセント」電氣事業で九〇「パーセント」、水道事業で九四・六「パーセント」、埠頭事業一〇〇「パーセント」、授業料九四「パーセント」、住宅料九八「パーセント」、公立病院九〇「パーセント」といふやうな徴收状況になつて居ります、これは十二月三十一日現在のものでございます、其後月々に徴收されまして先づ成績の悪いもので九八「パーセント」から九九「パーセント」、良いものは一〇〇「パーセント」まで徴收されるといふ成績であるといふことを承て居ります

帳簿其他の關係は以上申し上げましたやうな状況で別にこれといふで申上げる程のこともなく極めて整理よく事務が捗つて居るやうに承知致しましたが、これは會計事務當局の方の日々の努力に依るものと深く敬意を表して居る次第であります、唯私が民團の帳簿をいぢりながら感じたことに就いて、一、二を申し上げますならば、これは特別會計の方でございますが民團の弗箱とも稱すべき電氣事業と水道事業の運営に就てもう少し注意し努力すべき必要がないのではないかといふやうな節がありましたので此點を調査致したところがこういふ数字が現はれましたからこれを序でに今後の此民會に於きまして審議の御参考に申し上げたいと思ひます、それは電氣事業でございますが、電氣事業の購入電力が一年を通じて一千三百七十萬「キロワット」の大體豫算としてあります、それが電力料を徴收する場合に電力料金が約一千八十九萬「キロワット」に上るのであります、其差二百八十萬「キロワット」といふものは途中の「ロス」といふことになり、これは一種の損害であります、これは技術的によつて「ロス」が

(9)

あるか、これは専門家でないから知りませんが、或種の「ロス」は當然見込まなければならぬが、一千三百七十萬「キロワット」電力を買つて一千八百九十萬「キロワット」しか電氣量しか料金が取立てられぬといふことは二百八十萬「キロワット」は相當な「ロス」が益電が何んぼである、漏電が何んぼであるといふことを詳しく専門的に研究したら此「ロス」はもう少し少なくて済むと考へるのであります、假りに二百八十萬「キロワット」を購入電力料で計算すると八萬八千圓の「ロス」であります、若しこれを二十三錢で賣れたとすれば六十四萬四千圓の損になる譯であります、此點をもう少し専門的に調べて「ロス」を出るだけ少なくするやうに爲す必要があるのではないかと思ひます、其「ロス」を見込んだ配電料金の原價といふものを假りに出して見ましたところが四錢八厘になる譯であります、二十三錢の原價に、これだけの損を、こんな原價を出さないのであります、當然「ロス」を少なくすればそれだけ安くなる、民間の非償の収入がもう少し増へて一般會計に繰入れらると思ひます

同じく水道事業であります、水道事業は一年に六億二千萬「ガロン」となつて居ります、それが水道料として徴収される水の量が五億二千萬「ガロン」になるのであります、さうすると「ロス」が七千萬「ガロン」一年を通じてあるといふことになり九千九百萬「ガロン」の「ロス」といふものは「ガロン」といふと我々の頭にピンと来ませんがこれを右に直しますと一年に二百二十六萬八千石になります、一日に換算すると約六千二百石一日何處かに流れて逃げて

(10)

居るといふ勘定になります、さうするとまあ電氣の方は相當「ロス」があると見なければならぬが、水道の方はそれを配水するに「ロス」がない筈で、此「ロス」は配管が破裂したか或は火災の時に消火栓を抜いたといふやうな關係のものか何れかであらうと考へられます、従つて此「ロス」を金額に見積つて見ますれば四十錢の勘定とすると三萬六千圓になります、八十五錢に賣れたとして勘定して見ますと七萬六千圓の損をなつて居る譯であります、其損害を費用に繰入れましてそして民間の扱つてある水道の原價といふものを計算して見ますならば一千「ガロン」が七十錢になる譯であります、買つた水が四十錢で買つて皆さん方に水道を配る時の料金が七十一錢の水道を配つて居るといふことになり、此水が四十錢で買つたら四十錢であると思つたら大きな間違ひでそれに三十一錢の費用が、つて居るといふことを考へます、するならば七十五錢以内で賣つても第三種、第四種、第五種の水道料といふものは民間が赤字を出しながら賣つて居るといふ勘定になるので料金を上げようといふことを考へます、さうして水道及び電氣事業の特別會計に屬する此収入が別になつて居るといふ關係で、さうして水道及び電氣事業の特別會計に屬する此収入が別になつて居るといふ關係で、さうして水道及び電氣事業の特別會計に屬する此収入が別になつて居るといふ關係が非常に少なくなるといふことは民間全體の財政に及ぼす影響大なるものと感じましたから會計検査報告の序に感想の一端を申し上げまして會計検査の報告に代へる次第であります(拍手)

○議長(足立茂君) 只今の御報告に對して何か御質問なり御希望なりございましたら承ります

(11)

御質問もないやうに見受けまので次に昭和十五年年度の事務報告を、民間長に御願ひ致します

日程第二 報告第六號 昭和十五年年度居留民團事務報告

○民間長(白井忠三君) 登壇 私は昨年未だに於きまして第二回の民間長に推薦を得ましたが折悪しく健康を害して居りまして爾來本日まで正式に民會の席上で皆さんの前に伺ふことが出来ませんでした、一月二十二日の臨時民會の前に右の已むを得ざる次第から「重任の御挨拶に代へて」と題するものを認めまして皆さんの御手許に最近に完結致しまして御送り致した次第であります、甚だ時節遅れの御挨拶になりましたが、右様の次第で御挨拶の延引しましたことを平に御諒承を願ひまして淺學非才の身でありながら、全力を擧げて御期待の萬一を期待したいと存じて居りますので此上共御指導御鞭撻御協力の程を偏に御願ひ致して置きます

就きまして恒例に依ります事務報告でございますが只今申しますやうなことで主なる事項に關しましては右申上げる重任の挨拶に代へてと申しました下題に大體申上げて置いてあるものであります、それで恒例に依ります一つ(一)の主なる事項に就ての御説明を申上げることには此際省略致したいと思ひますが、最も重大なる關係にありまことは申上げるまでもなく民間財政上に甚だしき影響のありまことは此教育費の支辨に關する工作でございます、これに就きましては後に豫算案並に課税の改正案などのところでそれ(一)關聯がございまして、これに就きまして其機會に申上げること、致しまして根本的問題と致しましては要するに從來の民間の方針又將來の居留民各位の自覺を乞ふといふ、言葉を平たく申上げますれば、從來のやうな課税の負擔であつては此膨脹して参りますところの教育費の支辨は到底出来ないのであります、民

(12)

團當局と致しましても出来るだけ合理的に公平に賦課を行ひまして、唯其程度はこれを從來の考から一變致しまして端的に申上げますれば從來よりもつと澤山の負擔をして戴くといふ御覺悟を御願ひするのでなければ此教育費の支辨は出来ないのであります、併ながら凡そ物には限度がありますので居留民各位の御負擔を増やすに致しても或程度の限度が自から定まると思ひます、其限度一杯の課税を致しますれば此膨脹して参ります教育費は仍て以て支辨し得るかといふ點になりまして、これは簡單には申上げ難いですが、先づ概算を持ち豫想致しまするところに依りますと、到底居留民の懐具合若くは居留民が子供さんを連れないでうんと増へる五萬の居留民が此處に、三年に二十萬に増へる、それに伴ふ子供さんが来ないといふやうな變態が起れば別問題であります、居留民各位の増加と共に學童の数は自から増へて参りますから、此情勢下に如何に課金を増加致しても到底民間、言葉を変へますれば居留民各位に依つて教育費を自給自足して行く、支辨して行くといふことは不可能でないかと私は考へるのであります、これに就て極めて簡單に一例を申上げますれば滿洲の各都市の、滿洲には日露戰爭後二十五箇年間に居留民二十五萬に増へたやうな誠に遅々たる居留民の増加でありました、然るに今事變に因る華北、北支民留民の増加状態は僅に四年で三十萬といふ聲を聞いて居るのであります、滿洲に於きましては此二十五箇年間に二十五萬の居留民になりましたが、其居留民の教育施設衛生施設は居留民の力でやつたのではなく滿鐵といふ大國策會社が此施設の全部をやつたのであります、然るに北支に於きましては四年間に三十萬といふ大多數の居留民を抱擁して居りますが、これに對する特殊會社なり國策會社なりがあつて教育衛生

(18)

の施設をやつて居るか申しますと遺憾ながら一部の費用を寄附或は補助といふ形で負擔されて居る外には各地の民團民會が自から此經營の衝に當りまして或は借金をし或は軍から、占領家を預貸し色々方法に依つてどうか今日まで續けて來たのでありますが、これを從來のやうな居留民の考へで從來のやうに支那に行けば税金等は安、金儲けは餘計出来るといふやうな頭で居つたのでは到底賄い切れん、そこで只今申しますやうに居留民各位もうんと負擔の重なることを覺悟しなければならん、同時に政府當局も居留民の方だけで如何に税金を増やしてもそれで到底賄い切れぬといふ見透しがついたら茲に北支に於ける教育施設の國家としての根本方針を立てて昨年の秋私並に北京民團の參事會長、濟南の居留民會長の三名が當局に陳情致しまして大體の御瞭解を得たのであります、先づ以て各地の民團が筒一杯の課税をしたら良いだらう、結局幾ら足らない、これ／＼の課税をしたが幾ら足らないといふことに依つて根本的に考へなければならんといふのが、私共が昨年の秋参りました時ではなく極めて最近に各方面當局の御意圖が決定されたこととやうであります、従ひまして此課税の問題に就きましては豫算案のところでも申上げますが、相當の増徴を致さなければならんことになつて居ります、外今年から來年に掛りましての各方面の調査を遂げまして此各地民團の税法に統一ある成案を求めて、それに依つて各地略同様の税法が施行されるといふことに立至るものと考へて居ります、これに對して我々の方面に於きましても充分なる調査と準備を進行をして居る次第であります

(14)

右様の結果から今年度十六年度の教育施設に對する民團の執りました處置は其項に於て申上げますが甚だ窮乏なる甚だ從來よりは教育至上主義でありますけれども從來程の十二分の教育方法を執ることが出来ません、幾分譲歩と申しますか、教育施設の上の方針に變更をかへまして漸く辻褄を合はして豫算を編成して居るといつたやうな情勢でございます、民團の扱ひまする業務の中の最も重點であります教育と税制の概況を今日に至りました経過を報告申上げる次第であります、其他の行政事項に就きましては御質問に應じまして私より又係の事務當局より御返事申上げるので、どうぞ私の方からの御報告は省略致しますが、御遠慮なく御質問を戴きたいと思ひます

唯恐りに臨みまして行政事務に關聯した出来事でありますが、誠に申譯のない誠に民團として好ましがらざる事件が發生致しましたことを極めて簡略に申上げて置きたいと思ひます、これは工務部關係のもの或種の法律違反行為の嫌疑であります、只今伊東検査委員の御報告の中にあります通り民團吏員に四名の收監者を今見て居ります、また一切取調べ豫審中でありますので内容の詳細に就て茲に御報告申上げる自由を有ませんが、何れも民團吏員の行為の上に法律上の不正行為があつた嫌疑に基くのであります、其主なるものは當初問題の發生當時に聞きましたところでは、例の三笠小學校の建築工事に關するものであつたのであります、其後單に三笠小學校の工事は御承知の方でも澤山あると思ひますが、昭和十四年の丁度水害發生前に工事に苦手しまして、著手間もなく天津未曾有の洪水を受けまして、あの地點は幸に水を被りませ

(15)

んでしたが、當方面の日本租界が全部水中に没しました爲に民團の工事を停止致しまして従つて水はついて居りませんでしたが、三笠小學校の方だけ工事を進めるといふことは到底出来ませんから當然工事が中止になつたのであります、此爲に工事が大分遅れまして秋の終りには竣工すべき工事が四月までかゝつた、それに何分にも學校は四月一日から児童を收容すべき状態でありましたので、工事は相當無理をして進行致しました爲に冬の間は壁を塗つたりといふやうなことを已むを得ず遂行致したのであります、此結果とはかり断ぜられんかも分りませんが壁が落ちる天井の壁が落ちてそこらの丁度子供供の授業中の横に落ちて危害を起したといふやうな事件がこれが十五年の春先から秋にかけて數回發生致しました、幸なことに其脱落は實は自然に墮つて置いて落ちるものもあつたのでありますが、それよりもあの學校の横に引込線がありまして、其引込線が夜間に重量貨物を積んで引込線を汽車が通る、其場合に震動が起りまして、さうして脱落しやうとして居るところに其震動が加はりますから落ちる、落ちるといふ機會がさういふ譯で實は大部分が夜間子供供の教室に居らない時間に天井が落ちたといふことがありましたので、此點は寧ろ非常に仕合せでありまして、幸に今日迄児童に怪我人があつたといふやうなことはないものであります、そこで實はこれは竣工引渡しの當初から適當な時期に居りますので其一年間に不充分の箇所を全部修繕さすといふ方針として居ります、これは昨年の丁度秋に亘つて一番烈しく落ちたのは秋からで昨年の暑中休暇を利用してことが出来ませんでした、落ちたところは適當な應急修繕を致して置きました今年暑中休暇に根本的に修

(16)

繕を加へることの方針を決めて居ります、先達私は直接参りまして各方面を調査致しましたが只今のところでは最早落ちるだけのところは落ちまして、これから先は其落ちた場所を修繕致しますのと、尙充分に打診を致しまして落ちるやうな危險が將來にある憂のある點を引割して塗り改め直すといふやうな方針で此暑中休暇に完全に致したいと思つて居りますが、偶々所謂司法事件が一方に起つて居りますので、此點に關しましては十二分に慎重な處置を取りたいと思ひます、何れに致しても司法上の嫌疑者が民團吏員の中から出て居りますといふことは何とも申譯ない不祥事と申上げる外ないものであります、實は昨年の暮に重任を致しました時に私は重任の條件といふ譯ではありませんが、再任後に於ける自分の人事方針といふことは只今申上げました「重任の御挨拶に代へて」といふ中に書いて居りますが、從來の温情主義を捨て、必罰主義と申しますか、所謂一歩も假借しないといふ主義の下に人事を處置して行きたい同時に將來の民團の綱紀の肅正といふことは明瞭に其必要を認めて居る、大いに綱紀を振蕩するといふ考であるといふことを挨拶の中に申上げてありますが、これを今後致すべく考へて居ります、矢先に只今の問題が起りました、其問題が起りました爲に私が人事上に執ります處置が飛んだ誤解を招いて本人の迷惑の及ぶやうなことも考慮しなければならんと思ひましたので、今以て昨年の暮の重任の當初に考へました綱紀振蕩の手が實施されて居らぬのであります、併し司法當局の御取調べも段々進捗致しましたやうでありますから此綱紀振蕩は極めて近き將來に於て一部機構改正と共に斷行致す積りに考へて居ります、勿論司法事件の内容も或時期に至りましたら明瞭に皆さんに御分りになると思ひますが、只今のところは御取調べの最



(18)

高いのであります、此爲に普通内地で十五年経たなければ腐蝕しないものも此處では三年か五年で腐蝕するところの爲に非常に地下水が多いのであります、只今申すやうに昭和七年に買入れ敷地の三六・八「パーセント」といふ漏水を見て居つたのであります、そこで當時の民國財政、昭和七年と申しますとまだ極めて貧弱な財政でありましたが、これではやり切れぬといふので結局豫算の敷設費計を立ててさうして各部の租界内の水道管の敷設費を執行しようといふので苦しい豫算を取りまして段々に敷設費を始めました、翌年ではありません、三年目の昭和十年には丁度半分一割八分四といふ漏水が減りましたが、最近十三年には九・〇といふ「パーセント」の漏水まで溜付けたのであります、如何せん時局精練管が十二分手に入りません擴張する方の管管さへ中々配給を得られません、最近中學校の跡に送り出した遠距離のものは「エバーニックパイプ」を代用したのであります、或は使へるといふ非常な確信がある譯でもありません、非常に地下に塩分を含んで居ります、地質から考へますれば或は「エバーニック」を使ふことは將來不経済になるのかも知れませんが、如何せん只今鐵材の入手が出来ないのでさういふやうに致して居ります、租界内にも亦鐵管の敷設費の出来ない部分がある所あります、さういふ風なことで只今伊東さんの御擧げになつた数字から申すと九「パーセント」でない、もつと多いやうに思ひますが、其邊に就ては私も今ついで聞いて居りませんが、何れに致しましても只今申すやうに此漏水を防ぐことに就て當局としては可成り熱心な努力を致して居ります、遠くない中に御期待に添ふ結果を得られると思ひます、御諒承を御願ひします

(17)

中でありまして二三間及んだ點もありませんが、茲に御報告申すことを差控へます、勿論不正の行爲がありますればこれは只今申す必要主義に依つて處置する、温情の下に處置しない必罰方針の下に致すといふことを申上げて置きたいと思ひます、何れに致しましても度々々々の意味に於ける民國内部の不祥事件、不祥事件の發生致しましたことに就ては與々も茲に御詫び申上げるのであります

序に只今伊東検査委員から御注意のありました二點に就て申上げて置きたいと思ひます、漏電と申すは、盗電と申すは、此點に就きましては民國の電氣當局は非常に苦心を致して居りまして、つい最近にも豫算に盗電を發見したものに懸賞金を付する制度に致しまして本年度の豫算には一寸数字は忘れませんが、懸賞金をなにか盛つて居ります、ところが盗電の發見される數が豫想よりも非常に多い爲に其豫算に不足を生じまして先般豫備費の支出を參事會に御諮りし監督官の御許しを得たといふ譯で盗電といふことが相當に多いやうに思はれます、今一つは水害の結果變電所に至ります地下線其外各配線に可成り無理が起つて居るのでないかといふたやうな點が氣づかれて居るのであります、これは充分に調査を致しまして只今の御注意に應じて成績を上げるやうに努めたいと考へて居ります、水道の方は實は最近稍々成績が良くなつて参つたのであります、これも先般の私の重任の挨拶に代へての中に申上げて置きましたが、昭和七年頃には實は三六・八「パーセント」といふやうな漏水を見て居つたのであります、これは三何年に租界が出来たからなりませんが、當初敷設致しました瓦斯管の不十分でありますこと、如何にも此天津に於ける地下水の塩分を含んで居る程度が非常に

(20)

題であります、此際根本的に此缺陷を是正しなければ何時の時にしてこれを是正し得ると思ひますか、憂慮に堪へぬのであります、敢て民國長の責任ある處置を切々希望して已まないものであります、民國も新體制を最早實施して良い時期でないかと存するものであります、民國長は其御意思があるや否やを是非伺ひたいのであります、新體制とは念の爲に申上げて置きます、少し大きく出ました、決し、部を増やしたり課を増やしたりすることではないのであります、民國長以下吏員は固より參事會員も議員も皆一致協力して時局を能く認識致しまして減私奉公の誠を盡さなければならぬのであります、民國内部に兎もすれば所謂頭を利かす參事會員、議員若しありとすればそれは現在に容れられないところの舊體制的な人物であり行動であるのであります、吏員諸君自體がもつとく、しつかりしなければならぬと存するのであります、職域奉公の精神を體して仕事に熱を持ち自信をつけて、さうして生活體制を改めて堂々其任務に従ふ場合一體誰に遠慮を要するでもありません、不正事件等は自ら根を絶つ筈であります、大事なことであり、精神的に俯仰天地に恥ぢざる氣持があらば上役の顔を見ながら仕事しなければならぬといふことではないのであります(ヒヤ／＼と呼ぶ者あり)何もかにも常に怯へながら仕事するならば舊體制的の道であります、必要欠くべからざるものなら新税も喜ばしいことでありませう、併ながら減私奉公の新时代に民會議員に歳費を出すとは何事でありませう、雀の涙程の御手當を貰つてこれ一杯飲めるといふて喜ぶ議員は恐らくないでございませう、ない管であります(ヒヤ／＼と呼ぶ者あり)名譽職員費用辨償條例案が本民會に上程せられることになつて居りますが、大部分の議員諸君は敢然として否決せられることであると私は信ず

(19)

それで事務報告としては從來とは型の變つた形でございます、一々々々に就ての説明を申上げませんが、どうか御遠慮なく御質疑を御願ひ致したいと思ひます

○三十六番(早瀬精一)登壇、私は十六年度通常民會の勢頭に當りまして一般總論としての質問と民國吏員各位に苦言を呈して將來居留民の爲に努力して戴きたいと存する次第であります、民國長は最前減私奉公を誓はれて老練に鞭つて大いに張切つて居る様子で居られます併し部下の吏員各位の中多數は少なくとも緊張を欠いて居るやうに見受けられるのであります、誠に慨嘆に堪へない傾向があるやうに見受けられるのであります、事變以來豫算は大膨脹を來しまして天津の民國は内地六都市に亞ぐ程の大きな豫算となつたのであります、併し民國の内容たるや其機構的に、財政的に更に人材的な何等の改新的な點がないのであります、吏員諸君は果して良心的に働いて居られるのか、どうかといふ點を疑はれる點もあるやうに思はれるのであります、學校一つ建てるにしましてもやれ増税やれ新税といふやうな有様であります、露骨に目先根性のみを現はして居るやうに私は考へられるのであります、百年の大計とは私は申しません、少なくとも五年乃至十年先まで位の見透し位は付けて萬事やつて戴きたい、將來性のある計費行政をやつて欲しいのであります、社會の公僕である吏員の人格を疎んずるやうな首腦者の態度もいかにないけれども動ともすれば卑屈に陥るやうな吏員の態度も良くないと思ひます、不正事件の温床の如き民國を現状の儘に放置して置いて良いものでありませうか、先には會計吏員の不始末であります鐵筋の問題が起つて居ります、今又三笠小學校の建築に絡む不祥事件が發生して既に五・六名の吏員が拘引されて居るといふ状態でありませうが、誠に重大な問

(21)

るのであります、赤字財政に悩んで居ります、増税増徴新税合せてやらなければならぬ時に我々民団議員が議費を買つて居留民に對して何んと申議致すでありませうか、民團長は如何なる意圖でかくの如き懸案を上げられたか、是非上程の時に御伺ひしたいものであります、民團事務費所謂経費に於て六百萬圓の如き豫算はまだ、節約の餘地は多々あると思ふのであります、叩く程の出入りや現在の民團を此儘にして置いては誠に困る、大體正のメスを振つて新時代に相應しい機構改革を断行して戴きたいといふことを切に願ふ次第であります、吏員諸君全體の心を入替へて戴きたいと存するのであります、學校の諸子窓一枚取替へるにも其手續に二週間もかかるやうなことで困るのであります、或學校で寒いといふので「ストーブ」を据へなければならぬ、「ストーブ」を据へるといふことを決定してから其「ストーブ」の据つた時にもう既に寒は明けて居つたといふこととあります、こういふ状態では誠に困るのであります、事務の簡捷を望むことの切なるのは恐らく私一人ではあります、民團の事務所の中の其入達が事實これを託つて居る筈であります、事務はもつと、簡単に運ぶ筈であります、兎も角専門的に新工夫を要する時であります、兎も角これは専門的に再検討をしてしつかり心を入れてやつて戴きたいと存するのであります、我々民団議員は伊達で議員になつて居るのであります、吏員諸君も食ふが爲に吏員になつて居る筈はないのであります、居留民の爲の民團であります、居留民の爲の吏員であり居留民の爲の議員であることを自覺しなければならぬと存するのであります、大陸前進基地として重大任務を負ふ我々居留民の指導的機關であらねばならぬと同時に北支居留民の模範的機關であらねばならぬのであります、二十六年に當り

(22)

まして全員一致協力して臣道實踐に精を竭さなければならぬと信する次第であります、どうかこれに對し一般論ではありますけれども民團長の精神と覺悟を促かして已まない次第であります(拍手)

○民團長(白井忠三君) 御議論は一から十まで滿腔の賛意を表します、早瀬議員の仰しやう如く總て同意であります新體制の下に全員努力したいと思ひます、加へられました御非難の中の事項に就きましては只今例を挙げられた「ストーブ」の据付の一月も、一月半もかゝつたといふやうなことは只今例のものから問合せる時間がありませんのでこれは後から問合せて豫算の時に申し上げます、名譽職費用辨償の問題も其議案のところで申上げること致したいと思ひます、唯吏員御懸念の御言葉は常に喜んで拜聴致しますが、皆さんも亦御考へ置きを願ひたいことは例へば不祥事件で數名のものが收監され三百數十名の民團吏員の心あるものは皆此の状態に對して世間に對して誠に肩身の狭い思ひを致して居ります、其點は一面に於て皆さんの公僕であることを御考へ下さいまして不都合なものに對しては何處までも必罰の御考へを以て行くことは固よりであります、三百六十名の吏員が全部不都合であるといふことはありませぬのでどうか氣を落さず肩身の狭い思ひをする正しい吏員に對しては御同情の眼を以てこれを勵まして氣を落さないやうにしてやるといふ點に皆さんのこれは獨り早瀬さんに御願ひする譯ではありませんが、どうか當然のことと皆さん御心付であります、これは私は民團長の位置に居ります爲に特に此際附加へて御願ひ致すのであります、私共の眼から民團吏員が悉く無能のやうに事務を處理して居る、一方身の入らん仕事のやり口をして居るといふ風に一概

(23)

に仰しやられてはさうでございますといふことは申上げ兼ねるのであります、多數の中にさういふものゝ居るといふことはこれは勿論申上げ得られませんが、一面に於て一生懸命にやつて居るものに對しては氣を落させないといふ點に御同情を持って戴きたいと思ひます、御話が抽象的でありましたから私の御答へも極めて抽象的でありまして具體的の御返事は其後に於て申上げること致します

○(足立茂君) 次の日程に入りまして參事會代議決事項報告の件(「事務報告に對する質問がある筈だ」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) それではまだ事務報告に對する質問があるといふこととでございますから御質問を承ります

○十二番(勝田重直君) 私は民團長に對して質問を申上げます、民團長は重任の挨拶に代へてといふ書面を出されました、此書面は民團の沿革を書かれたものであります、將來残るものであります、これに若し誤りがあり誤解があつたならば遂に民團の將來を誤るといつても過言でないと思ひます、私は此誤りに就て指摘しまして反省を促したいと思ひますが、併し民團長は唯結論といふ條りに就てそれは誤解だといふ意味の表示をされて居るのであります、併し私に代へてといふ書面の中に其益會の移轉問題に絡つて時の政争關係が激成された其原因は民團には不動産や色々な利権の對象の目的となるべきものがある、其利権の對象を目的として色々な土地の者共が政争を續けて尙これに依て政争が激成された、詰り利権を目的として政争が激成

(24)

されたといふ事實は断じてありません、これは全く我々同志が此行政に携つたものに對して甚だしい侮辱であります、又我々の同僚先輩に對して極めて私共申譯ないことを記録に止めて貰つて居る譯なであります、民團長は宜しく此責任を感じなくちやならぬ、これは一片の誤解だといふやうなことで事を済ませるやうな問題で決してありません、私は此事實に就きまして全く民團長の誤りだといふことの釋明を此席に於て聞きませぬ限り私は民團長としての職責は到底果し得られないものと考へるのであります、此點充分御聲明願ひます

○民團長(白井忠三君) 勝田議員の御主張は勝田議員の御主張であります、當時此問題を扱つて居りました私は勿論であります、當局の方々に於きまして私が此挨拶に代へての中に認めたやうなことが愛慮されたといふことは事實であります、今其當時に断じてさういつた考のものとはなかつたといふことを勝田議員が御主張になりましたが遺憾ながらこれは事實でありますのでさういつたことがなかつたといふことを申上げることが遺憾ながらこれは事實であります、これは遺憾ながら御希望に副い兼ねるのであります、唯此書き方が當時其益會設置に反對した人は全部利権を目的として居つたが爲に反對したといふやうな誤解が世間に持たれるならばこれは私の考へて居つたところではない、勿論反對の理由には色々の理由を以て反對された方があつたのであります、其中にさういふ利権を目標とするに反對論があつたといふことを申上げました點に就ては茲にそれを訂正と申しますか、取消すことは私としては事實でありませぬから出来兼ねるのであります、どうぞ左様御承知を願ひます

○十二番(勝田重直君) 對談的に議長質問を御許しを願ひます、それならば其事實があつたとす

れば其事實を列挙して下さい

○民團長(白井忠三君) 此席上で列挙することは或は公人でもあり其人の徳を傷つけることになりませんからそれは御免を被りたいと思ひます

○十二番(勝田重直君) 然らば何故貴方は私に對してこれは私が公人としての私に對して書面なり何なりを以て貴方は約束して呉れたらありませんか、私に對して釋明することを約束されたのであります

○民團長(白井忠三君) 結言に就てのことではありませんか

○十二番(勝田重直君) 結言の誤解だといふ

○民團長(白井忠三君) 設立反對論の全部が利権的なのであつたといふ意味ではありませんから誤解のないやうに申添へて置きます、こゝに誤解を申上げます

○十二番(勝田重直君) それは釋明になりません、今私の申上げた質問の釋明とはなりません

○民團長(白井忠三君) それは貴方が事實がなかつたといふ主張に對してはありませんでしたといふことは私は事實あつたのだからさういふことは申上げられません私は事實あつたからさういふことを申上げるのでさういふ釋明でない、それは貴方の主張に應じて貴方の主張を是認する場合にはのみ出来ることであり、若し世間の全部の反對論が利権を目的としたといふそれは間違ひでありますからそれは結言の所に一言を書添へました併しながら今貴方の申されるやうにさういふことがなかつたといふのはあつたといふ事實さうですからさういふことがな

(25)

かつたといふことは御答へし得ないのであります

○十二番(勝田重直君) 書面か何かで其内容を發表して呉れるのが親切ではありませんか、彼の時の話合ひに依ればしなくちやならないことだつたやうです

○民團長(白井忠三君) 私は其必要を認めません、又責任はないと思ひます、こゝにいふやうな書き方に誰がどうしたといふことを行けば責任があると思ひますが、當時こゝにいふ議論が、こゝにいふ傾向があつたといふことを書いて將來民團の不動産なり何なりを處分する時に皆さんがこゝにいふた點を當時のことを回想して御注意下さいといふ意味で書いたのであります、これは私は其目的の上からは一つも差支ないことであつて、同時にそれに對して當時の此處に指して公開の席上で御返事申上げることが出来な

○十二番(勝田重直君) それならば書面でも、公開を容れぬなら書面でも私にいつて貰はなければならん筈であつたと思ひます、事を公にすることで過去のことに違ひないが、今それ等の時代の人々は皆公の事業にも携つて居る人が多いのであります、此儘擧げて仕舞ふといふことは到底議席に連つて居る私としては出来ないのであります、責任として私は當時共益會に對して民團から財産移轉の衝に當つたものであります、餘計に理事に選ばれて居ります責任を有つて居ります、さうして貴方のいはれることは單に其風説を書いたといふことは確く信するものであります、風説位で貴方の重任の挨拶に書かれたといふ書面、詰り民團の沿革ともいふべき書類にさういふことを残したといふことは奈志があるや私には見當が付きかねいのであります故に斯る觀念を以て人の迷惑を顧みずやるやうなさういふ精神を貴方が有つて居

(26)

(27)

られるといふことは非常に悲しむのであります、當時の財産の移轉問題に就ても問題か無かつたのであります、それが貴下の書かれたやうなことは事實に相違して居る、共益會の財産に全部書替へた、今そんなやうなことをするやうなことでは到底將來我々として安心が出来ないことな姑息な手段で以て我々の財産が護られるか、我々公の財産が果して守ることが出来るや非常に懸念を持ちましたから色々の議論も致しました、併しそれは利権を主とするやうなさういつたやうな醜態なる裏面といふものは何等存して居りません、皆當時民團を思ひ、國家を思つて、さうして悲痛の中にあの取極めをやつたのであります、決して其間暗い利権とか何といふことはあるべき筈はない、だから今貴方のいはれるやうな官廳方面で心配されたといふ事實はございませぬ、私は官廳と折衝したものであります。絶対にありません。これをどうか諸君も私のいふことを決して偽が有らぬから御信用下さいまして民團長の何は嘘言であります、民團長は嘘をつかないといつたことが、若し嘘をつかないといふ事實があるなら何等かの方法で以て表示して下さい

○民團長(白井忠三君) 唯私が嘘をつくといはれては嘘はつきませぬ、今勝田君が色々仰しやいましたが、最後の共益會設立の認可を得に行つたのは私が東京に行つたのであります、當時吉田茂さんが官、亡くなつた森格君が政務次官、有田さんが理財局長其際共益會設立の認可を得に行つた、有田八郎さんが總領事として御出での際に四人の名前を擧げれば分りますが、四人の者が官邸に呼ばれて、さうして近くイギリスは租界を遣へすらしい、其場合に日本租界も考へなければならぬが、支那側に聞へても困るし、日本側も動搖しても困る、如何なる方法に依つてこれに對處しやうといふ御内談を受けて、四人の者が有田さんの御諮問に答へて案を立てたのが共益會であります、其案が段々と世間に漏れて参りました時に私は明瞭に申上げます此中に書いてある通り天津に十年以上在任するとか十五年以上在任するといふことを條件として或一つの會社を作つて其會社をして民團の不動産其他を抛下げを受けることにしたらどうか、さういふ案を考へやうぢやないかといふことで相談になつた人は確にあります、私風説位でこゝにいふたものを書くのではありません、當時勝田さんはどの程度に御關係になつて居つたか存じませんが、共益會設立の中心に私はなつて居りました關係上はつきりと承知して居ります、決して嘘を申上げるのでありません、どうぞさう御承知を願ひます

○議長(足立茂君) 勝田議員に申上げます、御質問に對する民團長の答辯もありませんでしたこれ以上のこととは双方の意見の相違といふやうなことに落着くやうなこと考へます、見解の違ひといふことになつて徒に時間を延ばすことは不本意と考へます、今回はこれで双方の仰しやることが喰違ひがあると考へますが、此儘で御質問を止めて置きたいと思ひます

○議長(足立茂君) 事務報告に關する御質問でありますか

○二十一番(五十嵐重吉君) 今の兩氏の御話は甚だ重大な問題のやうに私は聽取るのであります、これで打切るといふことは以ての外と考へます、書いてならないことを書き散らしてそれを現在勝田氏の質問に對して御答へすることが出来ない、こゝにいふことなら初めから書かない

(29)

方が疑念を起さなかつたと考へます、これだけ一言申上げて置きます、尙又民團長が先程事務報告を爲さいました、事務報告なるものはかくの如き簡単に済むべきものではありませぬ、段々年を重ねるに従ひまして、事務報告に御馴れになるのしか知れませんが、通常總會毎に事務報告は簡単にされるやうになつて居ります、此事務報告は恐らく一年の経過を報告されるのでありますから五分や十分間で終るべきものでないかと私は信ずる（「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり）同時に事務當局者に対して一言特に出すことが新規の議員の御方には議事録を送つて居られない政治は即ち過去を無視して政治を論ずることは出来ないのであります、此點に對して私は一言御注意を申し尙又先程承りますと民團工務部に於て不祥事件といふこと、これを仰しやいました此四、五名の吏員は何か處置を執つて居られるか、これを一言承りたいと思ひます、此不祥事件は毎毎に民會にどういふことを論ずるやうになるといふことは甚だ私等は遺憾に堪へない（拍手）（「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり）同時に成るだけ避けたいが、佐藤某の使ひ込み事件の時には民團長始め前田助役小瀬會計主任は監督官廳より譴責を受けて居られる、同時に前田氏は去り小瀬氏は去り其時に民團長は監督官廳に向つて何と仰しやいましたか、再びどういふことを繰返へす時には責任を取りますと明瞭にいつてゐる民團長であります其の後悔回ともなく度重つても便々と椅子に連なつてゐることは不愉快千萬である、同時に議長に一言申上げます勝田議員が民團長の御答へに對しては尙ほ質問をし答へて戴きたいと思ひます、特に議長に御願ひして置きます、同時に只今申上げた民團吏員の四・五名の吏員に對する處置は如何なる處置を取られたか、これを一言御答へ願ひたい

(30)

○議長（足立茂君）議長に對する御意見と承りますが、私は勝田議員に止めて貰つたといふことは差支ないと思へます

○民團長（白井忠三君）議事録の配付と仰しやいましたが、成程過去を知つて將來を決めなければならぬが、二年に一遍づゝ改選される民會議員に初めからの議事録を配付することは出来ませんが大體何時頃の議事録が配付されないといふのであります（「速記録だ」と呼ぶ者あり）

○二十一番（五十嵐重吉君）速記録の餘りをせめて一、二年先のものでも渡して貰つたら過去を論ずることが出来る

○民團長（白井忠三君）豫算の取り方もありまして、何十部も刷つて置いて新しく出来た民會議員に配るといふことは宜しいかも知れませんが各地にも例はないと思ひます民團で御調べになるなり圖書館で御調べになり得るのであります、議員に二年分三年分の速記録をやるといふことは恐らく日本の内地の市町村に於てもさういつた例はないだらうと思ひます（「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり）それから不祥事件の處置と仰しやいますが、言葉は正に不祥事件であります、民團の規程の中に起訴された場合に適用する條文があります、今取調べを受けて居る、收監されたといふことだけで直にそれを理由に處置することは適當でないであります、内地に於ても同様の例であります、これは貴方の主観から見ても都合な奴だ、必ずやつて居るに違ひないといふ手ぬるい、何時迄もしないといふ風に仰しやるか知れませんが、これを取扱ひます場合に於

(31)

てはまだ起訴處分になつて居らず唯取調中であるといふに免職、解職するといふことは普通取扱はれてない方法でありますから私の方も執つて居りませんが不祥事件の理由でなく所謂私が重任に際して民團内部の綱紀の肅正を計るといふ此理由の下に色々吏員に就ての處置を取ることにして居りました、偶々此事件が起つた爲に此處置が不祥事件の關係であるといふ風に世間の誤解を招く時は當人になりません、結局其方の事件の爲に段々遅れて参りましたが、一方んだ迷惑を受けることになりましたので、結局其方の事件の爲に段々遅れて参りましたが、一方の進行状態もはつきりしたやうであります、最近の機會に於て處置を執るといふことを申上げて置いた譯でありますそれは極く最近の機會に致します

○三十六番（小瀬精一君）私一寸民團長に御注意申上げたい、五十嵐君の速記録といふのは其處を擱へて其通りいはれるといふことは此議場を紛糾させる、何故かといふならば速記録を大正十三年の速記録をこんなかためて此間送つて來ました、御存知でせうか去年の通常民會の速記録を配つて來るやうに大正十三年の速記録を配つて來るといふ状態でありますから去年位の通常民會の速記録を新たな民會議員の一部づゝ送つて貰つたら良いといふ五十嵐君の老婆心でそれを貴方は内地は二年も三年前の速記録を配つた例はないといはれるこれは議場を紛糾させる元であります、どうぞ御注意願ひます

○民團長（白井忠三君）御注意有難うござりました、大正十三年は昭和の間違ひであります、私の就任前昭和十一年頃の民會の速記録共方が速記録が非常に遅れましたことは丁度私の就任後の昭和十二年頃の民會の速記録を御覽になれば分りますが、度々御叱りを被つて居り

(32)

ます、當時御承知の山下圭子君現在居りますが山下圭子君が一人で引受けて居つたのであります、何分にも非常な大部な先々と溜つて行くから非常に速記の翻譯が遅れた爲にこれも當時屢々言葉を申したんですが或は速記した原稿を誰かに翻譯して貰ふ方法があれば翻譯して貰つたらと方法を講じたのでありますが不幸にして出来ませんでしたので漸く今迄遅れて居つた速記録が全部完了しました、通常民會なれば三日四日に亘る分ですから民會が終つてから少なくとも一ヶ月位は出来ませんが、兎に角一年も一年半も前の民會速記録が出て來ないといふことは今後はない筈であります、前の分に對しては當時度々言葉を申し居るやうに遅れて居りますが、漸く最近に全部揃つたのであります、これは皆さんの申合せで二年に一遍づゝ改選になるんですから就任前一年分とか二年分の速記録を配るやうにせよといふ豫算の時に豫算を取れば出来るのであります、民團に何十部も揃へて居つて

○三十六番（小瀬精一君）さういふやうにいふからいかん、それを聞いてるんぢやない十三年の速記録を遅れたといつて居りませんが、此間最近になつて送つて貰つたから去年位の速記録が呉れるのであつたら去年の通常民會の速記録を一部づゝでも新しい議員に配つたらといふので遅れたことを責めて居るのであります、さういふやうに取つて説明せられるからいかぬ

○二十一番（五十嵐重吉君）石田君が民會の議場の一年生で分らない此處に來て居らんがそれで参事會に出て居る人ですさういふ人を教育するには内容が判らんから申上げるので、貴方はよく其場限りで言ひことを仰しやられるから——（「前のことを一々おさらへして居つては仕様がな——」と呼ぶ者あり）貴下はよくさういふことを仰しつやるのであります

○議長(足立茂君) 五十嵐君に申し上げます、成るべく質問の要旨を簡単に御願ひ致します

○二十一番(五十嵐重吉君) 貴方がさういふことを仰しやるからさういふことになる、それ以上いふことは講場を混濁(一進行々々と呼ぶ者あり)

○十八番(横山金吾君) 質問の前に一寸希望を申し上げます、と申しますのは昨日の新聞でも今日の新聞でも通常民衆の有り様が一寸と書いてないんですが非常な民衆當局の不注意か意図か多親切か、新聞社の方に多少責任はあると思ひます、重大なる議案が、居留民に直接影響のある、直接関係のある議案が非常に多い、年に一回の通常民衆が開かれる、どういふ議案があるといふ主なる議案は書いて新聞の方に載せる、特に天津代表兩新聞の方も居られるのであります、新聞社の方も相考考へて載せたいと思ひます、早い話が余程注意してゐる人ははい、んですが恐らく居留民の方は今日民衆のあることを知らない人が大部分あると思ひます、それは新聞社の方に特に御希望を申したいと思ひます、次に質問の方ですが明日からは是非さういふやうに御願ひしたい、直接影響のある方は来られると思ひます、酒の税とか観覧税とか色々質問は細かいものが澤山ありますが、先程貴方の御話では段々豫算とかさういふところに入つてからといふことでありますから私も總論的な細かいことは其點に譲りまして唯豫算に關係のないことであるのであります、さういふことは若し去年の例によつて豫算審査委員会といふのでかさういふのが作られたとすれば是非私を入れて欲しい議長に希望して置きます、問題の例の公立病院の新設ですが自分で非常に責任を感じて居ります、團債を募つて現に申込んだのであります、其後公立病院助成委員会がもう二月半も開かれませんが私其の點民團當局に果して公立

病院を造る熱意がありや否や、やるとか延すとかこれは我々に取つて團債は貴方の勧誘された向にはこれはどうして出来ないとか、遅れて居るとか、其位の勢はする積りであります、其點に於ていつて居ることゝやつて居られることゝ熱意がないやうに思ふのですが金がないなら打切つても良いのですが、それはどうするのですか、問題が大きいですから特に此席上で御願ひ致します、細かい問題は敢て前希望したが若し豫算審査委員会が開かれたら是非私を入れて戴きたいといふことを議長に御願ひ致します

○民團長(白井忠三君) 公立病院の方も段々遅れて居りまして誠に申譯ないのですが、御承知の通り助成委員会の委員長が河村正金支店長が先般内地に御歸りになりました、其お留守を代理を御願ひして置いた位で決して拙つて居りません熱心にやる積りであります、唯如何せん私の健康状態と民衆の準備といふ問題で丁度二十日ばかり非常な時間が取れませんでした、民衆が終ると直ぐ助成委員の御集りを願ひます、寄附、團債引受を御願ひして居る方々と詰めの談判を始めて後一ヶ月位で目鼻が付くのであります、今見込を有つて居るかといふと相當まだ見込を有つて居ります、駄目とは思つて居りません、十六年十七年の二ヶ年位に互ることになりはしないかと思つて居ります、左様御承知を願ひます

○議長(足立茂君) 御質問は

○十六番(菊地新一君) 五十嵐君が先程申された通り私も病院に關することであり、此貴重なる事務報告が年を経ると共に事務報告の内容が劣つて行くといふやうに感ぜられるのであります、私が昭和十五年事務報告書を拜見致しました時はこれは一片の本當の数字の羅列といふ

風に過ぎないといふ感じが致したのでありますから私が何れ豫算に就て其項に就て一々質問申上げることとさせていただきますが大體總括論としまして早瀬議員が先程申された通り民團吏員の中から三、四の方が不詳事件を惹起して收監された爲に民團吏員諸君が全く肩身の狭い思ひをしなければならぬ、三、四の者の爲に民團吏員が肩身の狭い思ひをしなければならぬと民團長の仰しやるのは御尤もであります、私は民團吏員決してさういふ方ばかりと思つて居りません、中には非常に立派な方でありまして尊敬する方も澤山居られます、居られますが、偶々さういふ不詳事件を起した三、四のものがある爲に民團吏員が肩身の狭い思ひをしなればならぬ原因は奈邊にあるかと考へます時にこれは矢張り民團長の責任でないかといふ風に私は考へるのであります、古いやうであります、一昨年の又繰返しますが、一昨年の例の佐藤章事件の時に當局の執られた調査調停其他の處分されました、民團長も其際調査を受けたが其際調査がある、私は關係した以上よく存じて居ります、今日此事態を惹起したといふことは民團長が自ら考へて貰はなければならぬ問題と思ふのであります、それから又繰つて御紀問題がござりますが、大體私の御質問申上げたのは電氣水道衛生方面でございます、電氣水道の「ロス」といふことに就きましては會計検査委員である伊東氏がこれは獨自の立場から詳細に御報告を頂戴致しまして私は感謝する次第であります、これに就て各項の又豫算の審議に當りまして其係りの方から詳しい数字は聞きたいと思ふのであります、其方に質問を譲ります、それから事務報告の中に人事の移動が薩張り載つて居りますが、人事の移動といふことは要するに民團の機構の中核を爲すものであります、骨を爲すものであり

ますが、人事の移動は私の見落しか知りませんが、薩張り載つてないやうに思ふのであります、それから衛生部の方面であります、四百六十七頁の方であります、四百六十七頁の小中學校生徒結核反應検査成績表の「パーセント」を見ますと支那人内地人半島人の反應の成績が結核の性質を有つて居る反應が日本人よりも半島人支那人の「パーセント」が多いのであります、これを見ます時に私は現在即ち居ります結核豫防といふことに就きましても近く保健院も出来ることとありますが、學校當局に於かましても相當關心を持つて戴きたいと思ひます、此表を見る時にさうした半島人支那人と共に日本の兒童が又生徒が同じ教室で教授を受けて居るといふことに對しまして何か此表に出て来て居りますところの「パーセント」と學校衛生當局民團當局は對策を講じてゐらつしやうか、これを伺ひたいと思ひます、例へて申しますならば芙蓉小學校の内地人の「パーセント」が四八「パーセント」の陽性に對して半島人は七〇、四「パーセント」といふやうな数字です、それから下の数字を御覽になれば分りますが、非常に半島人支那人の結核に罹つて居るといふやうな反應の事態は私は愕然とするのであります、これに對して何等か對策を御持ちでありますか

○桶口療病院長 結核反應試験は私の手許でやつた試験であります、意義を簡単に申し上げます、此試験に陽性に出たといふことは結核菌に感染した體質を有つて居るといふことであります、必ずしも危険な病人を意味して居るのでないであります、却つて不潔な生活状態が非常に清潔なる環境に育つたものは比較して陽性といふ人が少ないのであります、此「パーセント」から推しますと不潔な生活がどの位に清潔に行つて居るかといつたやうな判定になるのでないかと考

(37)

へる次第でありまして、陽性者が多いからこゝろ人間は危険だ、從て其人間と肌を並べることは危険だから處置をどうするといふやうな性質のものでないものであります、我々の考へてしまつてこゝろいふ不潔なものが一緒に内地人と肌を並べるといふことに就ては私は非常に關心を有つて居る譯であります、學校で或は強制的に入浴をさせて清潔にさすとか傳染性の色々な悪性のものを以て平氣で過して居る子供に就て積極的に傳染性の病氣を癒すといふことは學校に於ても充分關心致して居る譯であります、夏分でございますと風呂に入らさずとも強制的に行くのですが、冬になりますと温かい浴槽を備へて不潔な生徒に對してどん／＼強制的に風呂に入れるといふことが出来たといふかと考へて居ります、追々不潔なものゝ爲に生ずる邦人の迷惑と衛生的な迷惑といつたやうなことがないやうに充分に考へて處置を進めて居る譯であります、此點御承知置きを願ひます

○議長(足立茂君) 時間も大分経過致しましたので質問は成べく簡単に御願ひ致します

○十六番(菊地新一君) 今樋口部長の御答辯に依りますと此の數字は危険なものではないといふ御答辯であります、此豫防法は如何にすれば陽性率が多いといふ原因は要するに清潔の、要するに家庭様式の清潔といふやうな結論になるのではないかと思ひますが、私は貴方の口から實に危険でないといふ御言葉を頂戴したくないのであります、これは一つの反應でありますから直接さういふ風な結論を有つて居るといふやうな危険がないやうに解せられるか知らないが貴方々の仰しやう、私は藥劑師であるから其間に相違があると思ひます、こゝろした兒童が矢張り結核性を保有するのではないかといふ觀念であります、貴方々が危険でないといふやうな御言

(38)

葉のやうに仰しやいましたが、其點を危険性を有つて居るものだといふ點は感染し易いのだといふ御答辯を頂戴したが如何ですか、であるから風呂に入る位の程度で大體防げるものかどうかといふ議論になるか知りませんが、貴方の御返答を願ひたいと思ひます

○樋口療病院長 私は今の質問の御趣旨は結核反應陽性者が忽ち邦人に結核を感染さす危険性が存在して居るの見逃がして居るのではないかといふ御話を御伺ひしましたので、それで陽性者必ずしも直ぐに危険性があるといふことではないといふことを私御話を申し上げたのであります、然し考へられる譯であります、さういふものを集めてどう處置するといつたことは考へて居らぬ譯であります、それで色々結核豫防週間の催し等の時に出来るだけ學校の生徒まで手を伸ばして若し菌の排泄者がないかといふやうな方面の監視を著々進めて行く覺悟でございます

○十六番(菊地新一君) 分りました

○三十六番(早瀬精一君) 一寸質問する前に議長に御願ひ致しますが、議長は事務報告に對して早く／＼片付けやうとせられますが、それはいけません、充分に伺ふことは何ふ疑ひを晴らす機會であつて済んで仕舞つてからさつぱり議員の職能を發揮出来ませんから此點一つ落着いてやつて戴きたい、私は昨年の通常民會の時でありましたか龜澤議員志村議員其驥尾に付しまして色々申しました市場のこと、就て民團はどの程度に御考慮したか大部昨年の民會では市場のことを喧ましく申しました、故森川議員はうさといふおこられて努力するといふから良いぢやないか努力するといふことで、去年の民會は市場問題は息か付いた譯ですが、其後如何に努力せ

(39)

られたのであるか伺ひたい

それからこれも龜澤議員が申出られたことでもあります、町名の整理に就て何とか方法がないものだらうか誠だに困るがといふことに就て、特に誠に困るがといふ時に私は例へば中小賣業が、郵便物の配達物の届け先に對しても直に分るやうに隣りから隣りに番地が追ふて居るやうにすれば誠に便利と思はれるといふことを申し上げました時に民團長はさういふ方法もありませんといふて其の後どういふやうになつたか一つも結果が現はれて居りません、五十嵐君が市場問題で地區割の統制を圖つて貰ひたい地區割の案に對してどういふ多少警察の方の御助力を得なければ出来ぬであらうと考へて、どういふ御處置を取られたかこれを伺ひたい、それから次には今も別段支那人乃至半島人と日本人との傳染といふことに就てありましたが何れも學校の例を引かんでも、公園を一つ見て戴きたい、猫の額程の小さな子供の遊び場が三不管の貧民窟の小孩姉の遊び場になつて居るが、何とか出来ぬものかと御願ひしましたが、早速入場券制度を實施されて我々の子供が喜んで遊べるやうになりましたが、其の後伺つたところに依りますと此日支親善の時に當つて支那人の子供は入れぬ、日本人だけ遊ばふだといふことはいかぬと誰方かいはれたといふことで折角取つて綺麗に支那人と日本人の子供達が楽しく遊べるのが現在彼等の通り汚ない支那人が押す／＼とやつて参ります、これでは我々の子供とか大きなものも行って遊ばせません、公園で「ベンチ」に掛ける場所がありません、砂の中に便をしたり「プランコ」でも日本人の子供を押して置いて遊んで居ります、これをして日支親善の發露であると思はれるならば支那人といふものを認識せぬこと甚だしいものであるといはなければなら

(40)

ん、聞くところに依れば神社の神域に寄附をしながら尙民團は公園費を計上して何とかして居ります神社の神域になつたらすつかり神域にして乞食みたいな汚ないものを入れぬやうにしたら日本人の子供が遊びに行けるのではないかと思ひます、今の状態では日本人は汚れて参りません、同じ親善でもありますけれども、程度の違ふ生活程度の違ふ衛生思想の欠けた人間をあの狭いところに入れて遊ぶことを日支親善なりこれを有意義的なやり方であるといふならばこれは私は一日でも二日でも支那人の氣持を御話申し上げます、此點に於て何とか考慮して戴きたい、私達の子供は遊びに行けません兒童遊園地に行く譯に行きません、恩賜遊園地に行かせん、併し此状態を続け尙恩賜遊園地に日支親善を發揮するのでありますならば日本人の子供は恐らく遊びに行く場所はありません、どうぞ此點は充分考慮して戴きたい、何とか方法を講じて戴きたい、支那人の公園で入れて呉れる公園は一つもないのであります、二錢取つたらどうだらうと思ひます、二錢の入場料を取れば恐らく入るものはない、佛蘭西公園のやうに周圍の家庭が比較的上流家庭で服装といひ衛生思想といひ稍々一等に近い程度の子弟のみが来るなら何にもいひません、一緒に遊びます「プランコ」に参ります、地理的關係で鐵門一つ越しますと外には貧民窟であります、貧民窟の子供が押かけて参りますから公園に行つて病氣を貰つて來、公園に行けば百日咳を買つて來るといふやうな状態が只今の有様であります、此點衛生當局は無論我々は此側を一日一週しか通らぬけれども民團の方々は朝に晩に窓の外にでもあの状況を眺めて居られる筈と思ひますから至急に方法を講じて普處して戴きたいといふことを切に御願ひして置きます

(一)賛成々々」と呼ぶ者あり

○議長(足立茂君) 先程早瀬議員より不肖議長に對して御注意がございましたからこれに就て私の見解を申し上げます、議長と致しまして成るべく議事を手際よく進行して行きたいと考へて居りますので質問といふことに當つて時に自己の意見を混へ議論を闘はずといふことは出来るだけ差控へて戴きたいやうに考へて申上げたのであります、敢えて自分が早く此事務報告を終りたいといふやうな考は持つて居りません、御質問があるなら充分御質問は盡して戴きますが、自己の意見なり議論なりといふことは出来るだけ慎んで戴きたいと考へて居ります

○十二番(勝田重直君) 議長それは只今貴方の仰しやつたことと私に對して發言の停止を命ぜられたこと、非常に開きがありますが、此點何に根據を置かれたか御説明願ひます

○議長(足立茂君) 貴方の發言を止めて貰つたといふは貴方の御發言爲すつた事柄に就て再三問答を重ねて居られます、貴方の御意見と民團長の答辯との間に喰違ひがあるやうに考へますが、何時迄経つても果しがないやうに考へたので止めて戴いたのであります

○十二番(勝田重直君) 重要な點を有つて居つたのであります、質問に對してまだ質問の重要點に行つて居りません

○議長(足立茂君) あの問題に就てはそれで盡きたと私は考へて居ります

○十二番(勝田重直君) 議長一人の考へであります

○議長(足立茂君) 議長一人の考へで差支へないと思ひます

○十二番(勝田重直君) 議長一人の考へで差支へないと思ひます、まだ發言中だから詰り對話が許されて居ります

(42)

○議長(足立茂君) 對話は許されて居りますから止めて戴きたいといつたのであります、これは一向差支へないと思ひます

○十二番(勝田重直君) 對話に就て、其問題に就て發言を停止するといふことは如何でございますか、問題に對して發言を停止されるといふことは問題に對しての討論を停止されたのであります、議長が發言を停止することが出来ませうか

○議長(足立茂君) 差支へないと思ひます

○十二番(勝田重直君) 其權限は何處から發したのでありますか

○議長(足立茂君) 其權限はあれと思ひます

○十二番(勝田重直君) ありません何處にありませうか充分注意して下さい

○十二番(勝田重直君) 「止めろ」と呼ぶ者あり

○議長(足立茂君) 別に私は議事規則を見てさういふ風に申上げたのでないで尙法律的根據が何處にあるといふことはつきり今直に御返事出来ませんが、私は議長の責任上或一つの問題に就て議員が質問し又當局者が答へ或點まで双方の意見を闘はせなければ、質問應答を重ねたならば大抵真相が分る、真相が今の問題は發生利權を争ふといふ必要があるかないかといふ問題で、民團長はさういふのがあつたといひ貴方はないといふ、それだけで何時迄重ねて行つ

(43)

でもあるといふし無いといふし果しがつかないといふので止めて戴いた

○十二番(勝田重直君) 其問題に對して其發言權がないといふことは

○議長(足立茂君) 發言權はないと申しませんが

○十二番(勝田重直君) 其問題に對して停止せしめた

○議長(足立茂君) 利權の爲に動いたといふのが有るとか無いとかいふことでございしますが、其問題に就ては止めて貰ひたいといつたのであります

○十二番(勝田重直君) さういふ權限は貴方が續ける以上は此問題は議長の御考へをもう少し取纏めて戴いてから議場でなくても宜しいですから貴方の御考へを

○議長(足立茂君) 私の考へはそれで宜しいと思ひますが若しさういふ考へが悪いといふのであつたら止めて戴いたら宜しいと思ひます、餘り時間が過ぎましたので速記者も疲れて居ります、十分程休憩致します

午後四時三十分 休憩

午後四時四十分 再開

○議長(足立茂君) それでは再開致します、事務報告に對する御質問は相當皆さんから御質問が有つて大體盡きて居るのでないかと考へますが、尙これ以上ございしたら御質問もことは差支へませんが、一應此邊で事務報告に對する質問を終りたいと思ひますが、如何ですか

「賛成々々」と呼ぶ者あり

○四十二番(古田治郎君) 今の勝田議員と白井民團長の質問應答のところですがこれは白井さんの就任の挨拶でありますから此記録は民團に残るものになるのか、唯白井民團長が個人として残すのか此點を明かに

○議長(足立茂君) 今民團長に聞きましたら記録として残るといふ御考へであります

○四十二番(古田治郎君) 残るならば少し念の爲に申上げたいと思ひます、共益會は何故に出来たかといふことからはいいないといふか、共益會の出来た當時のことは民會議員で幾人御知りになるか分りませんが、其時の記録は租界撤廢の問題が起る、共益會が元である、其撤廢後に於ける我々居留民の教育費、公衆衛生費に對して出場所がないから此財産を民團から分離するといふのが建前では却々議論がありました、結局民團の協議會に移して本會議上に於ては一切總て協議會に於て決定してこれが共益會に分離するといふことになつたのであります、さういふやうな経緯があつたのであつて唯其處に今御兩氏の質問應答でこれがどうであつた、これがいかん、いやそれは違ふといふやうな誤解を招くやうな、此記録が民團歴史上に残るといふことはどうかと考へる、成るべくならば民團歴史上に残すなら誤解のあつたやうな點は残して貰ひたくない、設立當時の意思が結局教育費と衛生費に當るといふ目的であつて今更さういふ修正して將來誤解のないやうに解決して戴くやう議長の御骨折を願ひます

○議長(足立茂君) 御趣旨は能く分りましたので後で民團長と相談しまして善處致します

「削除すべし」と呼ぶ者あり

(44)

○議長(足立茂君) 別に私は議事規則を見てさういふ風に申上げたのでないで尙法律的根據が何處にあるといふことはつきり今直に御返事出来ませんが、私は議長の責任上或一つの問題に就て議員が質問し又當局者が答へ或點まで双方の意見を闘はせなければ、質問應答を重ねたならば大抵真相が分る、真相が今の問題は發生利權を争ふといふ必要があるかないかといふ問題で、民團長はさういふのがあつたといひ貴方はないといふ、それだけで何時迄重ねて行つ

(45)

○二十一番(五十嵐重吉君) この問題は豫算審議の時でないかと思ひますが、實は婦人病院に絡んだ問題であります、今年であります、婦人病院が一般に建設された此婦人病院を初めに建設された時に警察署の方々が最も努力されて立派な婦人病院が出来たのであります、外観は成程綺麗に出来ましたが、ところが其處に收容する藝酌婦恐らく現在では七、八百名藝酌婦が居ると思ひます(「そんなに居ない」と呼ぶ者あり) 数字が違つて居たら訂正します、それに鮮人半島人及び支那人を合せたら二千といふやうな数字になりはしないかと思ひます、此病院に入るものは即ち藝酌婦であります、藝酌婦に對しては如何なる土地を調べましても料金を取るといふやうなところは無いやうに私は見受けて居ります、ところが天津の此婦人病院は現在入院した際には四圍幾らといふ金がかかるといふことを聞いて居る、此金を半分は抱主が拂ひ半分は藝酌婦が拂つて居るやうに聞いて居ります、此藝酌婦なるものは好き好んで藝酌婦になつて居るものは恐らく九九「パーセント」迄は無いと考へて居ります(「其の通り」と呼ぶ者あり) 恐らく身をくもられて働いて居るもので監督官たる警察當局に於ても一文でも早く借金を拂つて眞面目な人間に返してやりたい、それが當然なやうに考へます、此目的から考へても此驅逐院なるものは皆其負擔を軽くし、同時に滿洲方面に於ては花柳病の撲滅を圖る爲に確か滿鐵方面に於て五十萬圓近くも補助を出して居られるやうに聞いて居る、此案を見ましても僅かそれに対する補助が一萬圓といふやうなことになつて居りますが、此藝酌婦は恐らく毎日働いて今度は三割といふやうな遊興費も稼いで居る子供である、穢いだ腕に病院に入る入つたならば其ものは半分迄は負擔は本人が持たなければならぬことを考へた腕

(46)

には實に可愛さうな氣がする、外の方を削つても此婦女子に對しては免除する或は小さな金に依つて治療してやるといふやうなことをすることは出来ないだらうか或は議題外であつて豫算審議會に申すべきものであるなら私も横山議員が仰しやつたやうに豫算審議會に入れて貰ひたいどうか此目的を諸君に御語りして出来る限り努力し貫徹させたいと思ふのであります、(「よし分つた」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 五十嵐議員の御意見は豫算審議會で充分審議を盡されたら宜しからうと思ひます

○三十六番早瀬精一君 私先刻陳々陳辯をした、答辯もなしに次から次に進んでこれで質問を止めたらどうですかといはれるが、それを御尋ねしたい(「ヒヤ、」と呼ぶ者あり)それと同時に附加へて置きたいのは忘れて居つたからいひますが、勝田議員は旭街と松島街と宮島街の角の正金の角になつて居るところ實に不體裁な奴を早速何とかして欲しい、議場から拍手の出た問題が一年も何等打たれかして居る、それを一つ伺ひたい(「豫算審議會でいせうと思つてゐる」と呼ぶ者あり)

○民團長(白井忠三君) それや早瀬さんの御質問に簡單に御答へ致します、市場の問題は引續き研究致して居りますが、これが實現は一寸難かしいと思ひます、それから度量衡の問題と今の正金の問題正金の問題は實はこれは正金に直接御相談したいと思ひますが、度量衡の問題に就ては民團當局が圖らひますよりは、處理はこれは警察の方で御願ひすべき問題でありまして民團の力では一寸いかぬのであります

(47)

○三十六番早瀬精一君 警察に頼んで見たら

○民團長(白井忠三君) 頼みませうそれから地番の問題は研究しましたが一寸出来ません、簡單に通稱何番地を付ければ良いやうですが非常に使用者側から混亂を來して却て百弊あつて一利なしといふ結論になるらしいことに自分等は考へて居ります、曙街の名前を變へるに就ても誰がしたか五十嵐議員でしたかの御心配で私の方からは領事館(取次してあるのです)といふ譯ですが(「聞きませんでした」と呼ぶ者あり)民團の方でやるべきことか、領事館當局の警察當局に御願ひすべきことは早瀬さんなど能く御承知のことでありますが、度量衡は貴方から熱心に御願ひして戴きたいと思ひます

○二十一番(五十嵐重吉君) 貴方からいはれる方がいゝでせう

○「公園の取縮」と呼ぶ者あり

○民團長(白井忠三君) 公園の取縮は十一月限り、入場券の發行は三月から始めます、冬の間は余り来る人がないので入場券取縮をやらなかつた、(「其の辯を付けたらいかん」と呼ぶ者あり)夏も冬も通して入場券を發行して全然取縮するやうにするといふことも方法であり、天津神社の方で神苑として取扱ふ場合はこれ又豫算の問題ですが、天津神社の費用で取縮れといつてもこれは實際出来ませんこと民團の方から天津神社に供進する金でも増やせば神社の方でやつて戴けば良いと思ひます先刻の御話の誰か日支親善上いかにいふ議論がある爲に方針を變へたのぢやないかといふ御話でありますそれがさうであります

○二十一番(五十嵐重吉君) 度量衡の問題がりますが、早瀬議員の仰しやつたので氣がついた

(48)

のですが、これは私の知つて居る範圍内では昭和十九年迄に制定しろといふ恐らく定つて居る筈です、又記憶がないが内務省令に依つて決定された筈であります、これを決定されて居る居らぬに拘らず天津で物を買ふ時に支那人の秤といふものは恐らく減茶々々であつてそれを統一せんかつたら高いものを買はされて居るのであります、これは何かの機會があつた時に儲蓄つて呉れんか、御願ひして呉れんかといふことをよく耳にするのであります、幸ひ御話が出ましたから申上げます、貴方から努力しろ、仰しやつてくれといふそれより貴方が當事者の方に御願ひして下さいの方が却て良くないかと思ひます、それで民會で申上げて居るのだが、どうか御努力を願ひます、早瀬君がいはれたこれも申上げたのであります、旭街、宮島街の角正金の土地中心地の場所が不體裁であります

○「警察に頼めば良い」と呼ぶ者あり

○議長(足立茂君) 今民團長の御話では民團の力では手が及ばない

○「何とか警備を願ひます」と呼ぶ者あり

○議長(足立茂君) 警察の方に御願ひしませうといふ、こゝろいふことをいはれました

○二十一番(五十嵐重吉君) 御努力願ひます度量衡の問題は各役所の方々が首腦者が集つてこゝろしやうぢやないかといはれれば行くのではないかと思ひます、滿洲などは或程度「メートル」法を實施して度量衡は統一して居ることは事實であります

○民團長(白井忠三君) 民團の力ではない

○二十一番(五十嵐重吉君) 貴方が代辯を勤めて行けば良いぢやないか



〔「進行々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(足立茂君) 如何ですか此の邊で、まだ御質問ございますか

○三十六番(早瀬精一君) 一年中の租界内にあつたことを御尋ねたい御答へを願つたりして

○議長(足立茂君) 強ひて發言を止めたと思はれては遺憾であります、どうぞ御發言願ひます  
○三十六番(早瀬精一君) それでは市場のことは努力して居るが實現しない、どの程度に研究して戴いたのかは知る由もありませんが此の前の旅費規程の時に民會議員一等乙と書いてあつたのを御取消を願つて置いたがどうなつて居りますか

○議長(足立茂君) 取消してあるさうです

○十八番(横山金吾君) 豫算審議會の時に申し上げやうと思つて居つたが序ですから申上げます警察の方に申請されるか御願ひされたいふことですが、曙街の交通で、あれを曙街は自動車が入らなくなつて居りますが、片側を通行するやうになつて居ります、それでも實際は實行されないが一層のこと洋車も全部曙街から松島街の間は通さないやうにしても居留民としては却て其方が良くないかと思ひます、特に宮島街松島街の間の營業者に非常な影響でありますからあの邊の商店に請つて戴いて若しあの邊の商店にあの邊の洋車を禁ずることが賛成なら警察にいつてあの間の自動車洋車の通行を禁止して戴いたら居留民としては喜ぶだらうと思ひます、それは私の知つて居る少數の意見がかりませんけれども、こゝにいふ問題に就て民團長の認識は如何でありますか、公團の支那人の「パス」問題に就て支那人に「パス」を出すことは不賛成したいと思ひます日本人にも一様に出すさうすれば問題が起らぬ、民團長は日本人に出さぬ

(50)

(49)

あゝいふ制度を出されたから案の條私の心配した通り喧々囂々非難が起つて居る、さういふ問題で止めたのではないといふが、さういふ問題が緩和した爲に元に戻したといふことが書いてあります、私は讀んで居ります、それはどちらでも良い、制度を復活するなら上海でも同じやうに出して居ります早瀬さんの一回二錢の切符を出して誰にでも賣るといふことにしたら相當整理がつくんじゃないかと思ひます支那人だけに「パス」を出すといふことにしたら恐らく問題が起ると思ひます、日本人にも同じやうに「パス」を出してやるといふやうにした方が非常に圓滿に行くだらうと思ひます新制度を開かれるなら考慮して戴いたら良いと思ひます

○十七番(志村正三君) 色々質問や何かをされたやうですが、私は唯居留民の聲として石炭の問題に就て一言民團當局の反省を促したいと思ひます、此度民團の御苦勞に依りて居留民が頗ち與へられたところの石炭は所謂燃へぬ炭、燃へない石炭を配給されて居留民は困難を蒙つたのであります、此の事實に就ては皆つての參事會で御伺ひしたんですが其の時の御答辯に依ると特務機關から押付けられたもので民團としては石炭の質に就ては實は分らない何ともいへぬといふやうな御話でありましたが、併しながら私は果して此態度が民團當局者として妥當であるか否やといふことを先づ検討して見たいのであります、先程からの民團長の答辯を聞いて見ましたところが悉く親切心がない、「ヒヤッ」と呼ぶ者あり、此一言に盡きるのであります此觀念はこれを聽いて居るところの民團吏員諸君に如何に響くか此石炭問題と結びつけて果して民團當局者として居留民に對して如何なる氣持でやつて居られるかといふ此點に就て頗る悲心

に堪へないところの氣分を抱いたのであります、私は參事會員なるが故にこゝにいふ問題をこゝにいふ席で申し度ないのであります、併しこれはいふべき時にいふて置かないとこれはいかぬ少くともこゝにいふ事實に對しては矢張りこゝにいふ風な機會に民團吏員の反省を促す一つの刺戟劑としてこの事を申す次第であります、尙將來配給制度に依りて色々なものが民團の手を経て配給されるのであります、少なくとも居留民に對しては、どうぞ親が子に對する氣持を以て居留民に對する態度にして戴きたいといふことだけ申して置きたいのであります

○議長(足立茂君) 質問はもうございせんか、それでは質問も盡きたやうな觀がありますので事務報告に關する質問はこれで終りまして第三の報告を宮家助役に御願ひ致します

日程第三報告第七號 參事會代議決事項報告ノ件

○助役(宮家壽男君) 此席から失禮して申上げます、御承知の通り河北地區に居住致します邦人の數が日々激増致して參りまして、只今の三笠小學校一校のみでは到底收容し得ざる現狀になりましたと且つ現在の三笠小學校が地域的に當初の計畫はあの附近に交通會社の社宅が數百戸出たる豫定が申止された結果痛して居るといふやうな其地區の居留民の聲が有りましたので新しく春日日本尋常高等小學校を新年度から設置致しまして、其通學に便利な地域を選んでやることに決定しまして、これに伴ふ豫算は十六年度の豫算の方に計上致して居ります、これを準備の爲に其校長を置き職員を配置するといふことが非常に急を要しました爲に領

(52)

(51)

事館の命令に依りまして三月十八日の參事會に於きまして民團法施行規則第五十四條第二項に依りまして其設立を議決致しました次第でございます

○議長(足立茂君) 只今の報告に對して何か御質問ございせんか

○三十六番(早瀬精一君) あの監督官廳は學校を建てよといふ命令を出したのであります、それとも都合が好いからこゝにいふことにせよといふので何ですか其處らの

○助役(宮家壽男君) 詰り代決することには居留民團施行法第五十四條第二項に依りまして總領事の命に依つて參事會が民團に代つて議決するといふことがあります

○二十一番(五十嵐重吉君) 此學校の問題に就てありますが、昨日の新聞を見ますとまだ學校が實現されて居らないに拘らず校長、及び主席訓導は任命されて居るが、これは餘り早いのか知らんがやうな方が餘り構構でないかと私考へます

○三十六番(早瀬精一君) 此春日小學校の建築に就きましては土地を買ふのか買入れるのか知りませんが地理的に非常に良いところであると存じますから、私は決して敢えてこれに反對するものでありませんが、昨年河北地區に相當の金額で建てた學校があり、併しこれは邊鄙の爲に増築しても矢張り分校場を拵へなければならぬといふことになり三笠小學校を建てる時に其調査の杜撰であつたといふことを暴露する次第であれを適當なところにて建て、居ればあれをも少し増築すれば二つ建てずに済んだのではないかと存するのであります、唯此度は此土地と場所とに惚れて決つて文句をいいたくないのであります、假りに杜撰な設計或は施設の爲に毎年一つづつ學校を河北に建てなければならぬといふことになつたら民團はどういふことにな

(53)

まりせうか、此豫算を見ますと約百萬圓の豫算を組んであります、學校教育に對する經費を見ます時に總經費、國民教育の經費が私の一寸拾つて見ましたところに依りますと三百九十三萬三千五百四十四圓といふことになつて居ります、其の中で三百三十三萬四千七百七十九圓といふものが芙蓉小學校、淡路小學校を除いた新に出來た學校の本年の豫算になつて居ります、此數字を見ました時に天津の人士はどういふやうに考へるのではありませんか、私は少なくとも五年先十年先の見透しをつけた計費行政をやつて戴きたいといふのは茲にあるのであります、最初の出方非常に誤つたところがある、何故かと申しますれば在來の所謂古い人間は多年の間に排日侮日と闘ひ事變に遭遇しながら芙蓉小學校、淡路小學校二つの學校を建て、迎まきながら地理的關係の必要上中等學校の施設をしてやつて参つたのであります、茲に事變勃發以來新に進出して参りました大會社が各地に出來ました爲に其方面に一つ／＼の學校を建て、行かなければならぬのですがこれを民國が賄つて行かなければならぬといふことは非常な大なる負擔であります、無論課金の負擔第二國民の負擔はしなぐちやならん、皆負つて行かなければならぬといふことは充分承知して居ります、尙この國策に副ふて進出せられる大和民族の發展しまするに就てはこの多くの人の來られるといふことは實に喜ばしい現象ではあります、此小さな民團財政で此限らない増へて來るものを賄つて行かなければならぬといふ時に考へて見ました時に言なからざる可からずといふことは誰方もあるものであります、ところが民團長の重任の挨拶に代へてといふのに、それこそ脱線でうるさいやうに聞へるが勘辨して戴きたい、こゝういふやうなことがある、それは第七でありますか、第五のところの中に病院のことに就きましてあり

(54)

ましたが、どさくさに人は非常に儲けて居るけれども未だ五萬十萬といふ獻金をしたといふことも聞かないけれども、内地であつたならば例へば十萬圓儲ければ七萬圓はお上に税金として國債を買ふとか寄附とかいふので出すことに殆んど定つて居るやうな不文律があるといふことをいつて居る、だからこれを此處の土著民の會社以外の土著民の負擔するのは六十何萬位は何んでもない、病院の二つや三つか建つといふ御言葉が第三者が民團長に御傳へしたといふ例を引いてこれに載つて居るのであります、土著の人は儲けて居りませうか、儲けて居りませうか、私は此處で申上げませんが、病院を建てることは問題ではありません、併し只今申上げました通り總國民豫算の本年度の豫算の八分まで新に出來た學校の豫算だといふことになり、これは非常に將來の爲に検討しなければならぬと思ひます、第一に出發點に於て間違つて居はせんかと存するのであります、何かと申しますならば第一吉野小學校が出來る時に民團が腰が弱かつたといふことを申上げた、彼處に足立さんの鐘紡があり、東洋製紙があり、満蒙毛織がある、こゝいふ大會社が土地を買つて建築物を建てたものを民團に寄附して戴きたい、茲に出發すれば片付いて居るのでないかと思ひます、例へば大和小學校に於きましても裕豐紡とか、天津紡績とか新しい大きな會社が事變下進出して來られて大なる資本を以てやつて居ります、例へば河北の方に致しまして先程申されたやうに滿洲の學校は滿鐵が背負つて立つて地方人を收容してやつたのであると如何にも其通りであります、地方民は滿鐵のお陰で子供を樂に教育し得たのが滿洲の過去であります、けれども此方では如何なる大きな會社でも學校一つ建てるに百萬圓以上の寄附をされたといふことを聞かぬのであります、此點を將來課

(55)

金調査委員なり又民團當事者に於ても大會社の支店長の方々に於かせられましても充分に考慮して戴きたいといふことを切に御願ひ致します、今の伊豫の一寒村の新居濱といふところは別子銅山の爲に非常に今日の繁榮を致した土地になつて居ります、別子銅山の爲に非常な利得を得たところの住友財團が彼處に學校を建て、居ります、中等學校も建て、居ります、女學校も病院も立派なものを建て、居ります、學校病院市街施設とも全國に類例を見ないといふところのものを住友の財團がやつて居ります、それに近頃のやうになつて参りましても尙此小さな民團が借金財政をしてこれを賄つて行かなければならぬといふことは此處四、五年先には民團は將に身分に餘る借金で夜逃げしなければならぬことになるのでないかと思ひます、こゝいふ傾向であります、然るに私が思ひまするに國策會社なる故に税金を納めないものがあり中國法人なる故に其負擔の義務がなしといふことになりましたら第二國民教育天津の此事業は寒心に堪へないのであります、此點を能く玩味して戴きたい、嘗つて鐘紡の福長さんの、課金調査委員が福長さんの取得高を高く見積つたといふ時に高いな、あれと同じやうにしようとした戲談いつて居る、併し私の方も大勢の子供を御厄介になつて居るから文句はいへない其査定を承認するといふのであります、この意氣でありますか、大會社の方々が此處に氣持を致されて充分に天津の第二國民教育に御盡力せられんことを此處で御願ひすると同時に民團當事者も此點充分考慮せられ折衝すべきことと存じます

(56)

- 議長（足立茂君）只今の報告事項に關する御質問ございませんければ、次の日程に移りたいと思ひます御諮りします、日程第四から日程第十九號迄は何れも歳入の決算の承認を求め、議案でありますのでこれを一括上程して審議致したいと思ひますが如何でありますか
- 〔賛成々々〕と呼ぶ者あり
- 議長（足立茂君）御異議ないやうでございますからこれを一括上程致しまして當局から御説明を御願ひします
- 日程第四 議案第十二號 昭和十四年度居留民團歳入出決算承認ノ件
  - 日程第五 議案第十三號 昭和十四年度特別會計御下賜金記念事業費歳入出決算承認ノ件
  - 日程第六 議案第十四號 昭和十四年度特別會計閣院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費歳入出決算承認ノ件
  - 日程第七 議案第十五號 昭和十四年度特別會計故田代將軍記念事業費歳入出決算承認ノ件
  - 日程第八 議案第十六號 昭和十四年度特別會計退職給與基金歳入出決算承認ノ件
  - 日程第九 議案第十七號 昭和十四年度特別會計電氣事業費歳入出決算承認ノ件
  - 日程第十 議案第十八號 昭和十四年度特別會計水道事業費歳入出決算承認ノ件
  - 日程第十一 議案第十九號 昭和十四年度特別會計埠頭事業費歳入出決算承認ノ件
  - 日程第十二 議案第二十號 昭和十四年度特別會計天津日本公立病院經營費歳入出決算承認ノ件
  - 日程第十三 議案第二十一號 昭和十四年度特別會計團營住宅經營費歳入出決算承認ノ件
  - 日程第十四 議案第二十二號 昭和十四年度特別會計復興資金歳入出決算承認ノ件

(58)

められず水費及び水害復舊費のみに對して僅に六十萬九千四百九十六圓補助されたに過ぎなかつたのであります。併し一方義捐金は豫想以上の多額に達しまして七十二萬二千七百七十八圓となつたのであります。そこで水費及水害復舊費を出来るだけ最少限度に削減しまして再び豫算の更正の必要に迫られました。十五年二月二十六日の臨時民會に於きまして今日決算を了しました通りの豫算の成立を見たのであります。かくも波瀾のありました十四年度に於きまして今日無事決算を了するに至りましたことは誠に喜びに堪へない次第と存する次第であります。豫算決算の全部を御知り願ひたい爲に表紙の次に一覽表を添付致しました。各會計の上段が豫算中段が決算下段が差引豫算決算との増減を現はして居る数字であります。翌年度繰越金これは歳入から歳出を差引ました差引額を右の左の方に歳入差引額を計上致しまして歳出計上淨額と申しますのは歳出の豫算の款を設けて取つてありました爲に歳出の決算の金額の中に含まれた金額であります。

先づ一般會計から御説明申し上げます。一般會計の歳入は結局豫算よりも決算の方が一萬四千四百四十五圓四十五錢の増となり歳出の方が十五萬四千四百四十二圓五十七錢減となりました。爲に十六萬八千五百五十八圓〇二錢の翌年度繰入金を生じたのであります。十四年度は一般會計と教育費とが一緒に整理されて居ります。爲に茲に十五年に於て特別會計教育費を作りまして教育費の繰入金を別に計算致したのであります。其繰入れになりました明細は一般會計の豫算書の次の方に明細が添付してあります。御一覽願ひます。一般會計の方で特に申上げますことは先にも申上げました通り義捐金歳入の方の七十二萬二千餘圓を受入れますから歳出の方

(57)

日程第十五議案第二十三號 昭和十四年度特別會計實業復興資金歳入出決算承認ノ件  
 日程第十六議案第二十四號 昭和十四年度特別會計水災復興資金歳入出決算承認ノ件  
 日程第十七議案第二十五號 昭和十四年度特別會計業務復興資金歳入出決算承認ノ件  
 日程第十八議案第二十六號 昭和十四年度特別會計水害復舊費歳入出決算承認ノ件  
 日程第十九議案第二十七號 昭和十四年度特別會計水害復舊費歳入出決算承認ノ件

○會計主任(上原珍二)君登壇 説明に入ります。前に申上げますが、此決算書の業務復興資金特別會計と只の復興資金特別會計との表紙表書が入違つて居りますので茲に訂正致します。御諒承願ひます。昭和十三年に於きまして公益會との合併が實現致しまして愈々昭和十四年度豫算は膨脹を加へました。そればかりでも事務煩瑣の最中に未會有の大水害に見舞はれまして當初の計畫は根柢から覆へされました。文字通り複雑多忙を極めたのであります。即ち居留民の營業は休止の状態となりまして民間はこれに難澁に對處致しまして課金並に使用量の減免を實行致しました。其爲に一般會計に於きましては課金、使用料、手数料の減少となり電気水道料特別會計からの繰入の減少となりまして一方團營住宅繰入の資金増額となりました。爲に一般會計に於きましては五十四萬四千七百一十一圓の歳入不足を來したのであります。且つ水害に對する處置並にこれが復舊に要するもの百七十七萬七千六百七十九圓餘を必要としましたので右一般會計との赤字合計額二百三十二萬一千七百四十四圓の中三十四萬八千八百二十圓が義捐金、残り百九十七萬二千九百三十圓を政府補助に仰ぐことに致しまして水害費及水害復舊費の兩特別會計を設定すると共に全面的に豫算の更正を致したのであります。併しながら政府當局は右金額を認

(60)

と天津銀行から借入金八十萬圓限度の金を以ちまして差當り水災に困つた居留民に貸出しを行つたのであります。これも剩餘二千七百八十五圓を積立金として積立て、居ります。この水災復興資金の運用状況は各豫算書の次に添付して居ります。併し御一覽願ひます。それから業務復興資金は非常に小さな金額で決算を了したのであります。これは政府から借ります業務復興資金がまだ貸出次第に至らず唯人件費のみを支持つたに過ぎませんので此金額は全部一般會計から繰入れた金額でありまして、埠頭築造費は竣成迄をば一會年度として居りますので便宜上此處に六月末豫算の残高を計上したのであります。其次は水害復舊費であります。これは一處會計から三十六萬四千五百五十八圓十四錢、政府の臨時補助金六十五萬二千圓それから排水費の補助をば政府の方から五十五萬圓程戴いたのを計上致して決算を了したのであります。排水費の分擔は合計額百八十八萬六千九百九十一圓二錢でありまして此中日本側の負擔は軍部が十一萬六千五百四十四圓、民團が六十三萬七千九百九十四圓〇五錢支那側の方は建設總署百四萬六千二百〇七圓の三者負擔することに決定されました。六十三萬七千九百九十四圓〇五錢の中五十五萬圓だけをば政府の方から補助されたのであります。補助された時は個々豫算更正の出来ない時期でありました爲に豫算外收支としまして認下を得まして茲に決算を致したのであります。其他支那側との共同作業に依ります防疫清浄費これは中の決算書の方に小さく書いてありますが、それは六萬五千二百二十八圓八十錢をば民團の負擔額四萬八千二百三十四圓七十一錢、支那側は一萬六千九百九十四圓〇九錢となつて居ります。次は水害復舊費であります。水害復舊費は一般會計から二十三萬八千九百二十二圓二錢繰入れまして政府の補

(59)

は水害復舊費二十三萬餘圓水害費三十六萬四千餘圓を出して居ります。それから問題となりました佐藤事件もこの十四年度に於て完決を告げることになりましたので茲に御報告申し上げます。佐藤事件に因る民間消費額は民間負擔額電気料金も千四百五十九圓、水道關係代支拂一千六百十六圓、退職資金三千七百八圓合計一萬四千七百八十四圓の内佐藤自身持つて居りました現金三百餘圓を補填し其殘額を豫備費から支出しまして支拂を了したのであります。序に佐藤自身は取調中病を發しまして亡くなりましたので本件は公訴不能になりましたことをば附加へて置きます。

其次に特別會計に入りますが、御下賜金記念事業費、國院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費、故田代將軍記念事業費、退職給與基金各特別會計は例に依りまして其儘十五年度へ繰越して居ります。電気事業費の方へ入ります。電気事業費の方は歳出の方で繰入金を計上致しました。爲に差引零になつて居りますが、翌年度の繰越金二十六萬七千七百七十五圓〇八錢、同じく水道事業費の方も九萬九千二百三十九圓〇九錢でありまして、埠頭築造費に繰入れられました。残は四萬三千二百一十一圓十四錢に繰りまして十五年度埠頭築造費の方に繰入れ計上して居ります。公立病院特別會計の方も四萬八千五百七十八圓〇一錢の剩餘を出しましてこれを十五年度に繰越して居ります。復興資金、復興資金の方は剩餘を積立金に繰入れることになつて居りますのでこれを積立金に繰入れて居ります。實業復興資金は一般會計の方に一萬二千六百六十圓繰入れまして尙殘二千九百四十七圓三十九錢残りましてこれを十五年度に繰入れまして十五年度で一般會計に全部繰入れて居ります。水災復興資金はこれは水害費特別會計の中から二十萬圓

(61)

助五十萬七千四百九十六圓を合せまして歳入歳出決算を了したのであります。水害復舊費に於きましては其豫算書の次に明細書を添付して置きましたから御一覽願ひます。復舊費に就きましては非常な材料其他費用を要しました爲にこの使ひました使途をばつきりする必要があるといふ譯で茲に各購入品目を並べまして其金額をば明記したのであります。御一覽を願ひます。それで以上合計致しますと此数字に出て居ります金額は支出の總金額でございますが、各繰入金を除きまして計算致しますと歳入の方は七百四十四萬三千四百四十二圓二十三錢と歳出の方が六百五十八萬六千八百五十三圓九十八錢となるのであります。簡單でございますが、以上を以ちまして決算の説明を終ることにします。それから餘分なことでございますが、一言附加へて置きますことは昨年の夏外務省の會計から検査に参りまして教育費全部に亘りまして三日間の間検討して戴いたのでございませぬが、別に違法なところもないといふことで當局にも其旨御報告になつたやうに承つて居ります。以上これを以ちまして御報告を終ります。

○四十二番(古田治四郎君) 只今上程されましたのは第四から第十九までは歳入歳出決算承認だけでありませぬが、これを全部承認可決といふことにして今日は此邊で後の議題を見ますと相當時間か掛るぢやないかと思ひますが此邊で一つ御採決を願ひます。

○議長(足立茂君) 只今古田議員の動議に依りまして日程第四から第十九迄の議案を讀會省略して可決致したいといふごういふ動議でございますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(足立茂君) 御異議ないやうでありますからこれは承認されたといふことに確定致します。一寸此次の日程は民團の説明を要するのであります。何か都合で今居られませんか。十分間休憩致したいと思ひます。十分間休憩しまして再開します。

午後五時四十五分 休憩

(62)

午後五時五十分 再開

○議長(足立茂君) 只今より再開致します。日程第二十、第二十八號酒造課金條例案を御審議願ひます。

日程第二十 議案第二十八號 酒造課金條例案

○民團長(白井忠三君) 登壇。酒造課金條例案の説明を申し上げます。先刻事務報告の時に申し上げましたやうな趣旨に基き各地民團共合理的に課税し得るものは此際課税する、税率の安いものはこれを高めるといふことが當然考へなければならん立場になりまして、茲に從來ありませんだつた酒造課金といふものを附加したといふことに立至つたのであります。ところで新聞でも御覽の通り業者、酒造業者の方に於きましては今迄課税されなかつたものに此際課税をされるといふことに就て大分の脅威を感じましたか。色々陳情やら相談やらが行はれた課税であります。其主なる「ポイント」は天津と新聞で見ると北京もやるさうだが、天津と北京だけが課税されるが、他のところの濟南や青島で課税されないといふことになると土地の業者に取つては重大なる問題である。従て天津北京だけでごういふ制度を設けるといふことは時期尙早であるといふ

(63)

ことは要するに青島濟南に於ては行はれないといふ風なごういふことでありませぬか誤解が起りまして、それを前提として一種の反動的の行動を業者諸君が御取りになつたのであります。これは民團當局として勿論考へて居りましてごういふ風な製品に課税致します以上手近かなところの同様の製品に課税されないので天津北京だけが課税されるといふことになれば當然土地の業者に相當の打撃が来ると思ひます。業者に打撃が参りますれば民團の歳入がそれだけ減ることありますから此制度を定めました以上は民團も業者も所謂利害の點は一致するのであります。民團としては業者の保護を圖つてさうして稅收入の完全を納まることを圖らねばならぬといふ立場にありませぬので此點最近北京にも参りまして關係當局官廳の御意向を伺ひましたところ勿論天津北京濟南青島の四箇所は同率のものに賦課する考へである。さういふ制度を設けしむる考であるといふことでありませぬが、就きましては青島濟南の事情等から茲に提案致しました原案を若干修正致さなければならぬ必要が起りまして、本月参事會の諮問を經まして提出致しました原案を修正致しまして御審議を願ひたいと思ひます。それは第十六條の賦課率の點であります。第十六條の第一項にありませぬが、清酒、白酒及味淋一石に付「四十圓」とあります。これを「三十圓」と御修正を願ひます。ごういふやうな修正の行はれますことは北京大使館の御方針が四箇所を同様にしようといふ建前から北京の方の大使館から當地領事館にこういふ風な賦課率にせよといふ風な御指令がありました。それに依りて今日修正を御願ひする譯であります。次に合成清酒「四十圓」と提案しましたのを「三十一圓」と御訂正願ひます。第三に濁酒これが「二十五圓」と提案しましたのを「十九圓」と御修正を願ひます。第四の燒酎は

(64)

「五十圓」といふ提案であります。これは實は電報と電話の相違がありますのでこれは明日修正致すかも知れませんが、只今のところ「四十三圓」と御修正を願ひます。それから第五の麥酒は原案「三十圓」になつて居りますのを「二十五圓」と御修正願ひます。其次に果實酒「十圓」といふのは「十一圓」に御修正願ひます。第七の雜酒「四十圓」の原案を「三十四圓」と御修正願ひます。それから此條例の施行期を原案として四月一日より施行するといふことで提案致しましたが、只今申上げましたやうな事情で濟南青島は既に通常民團に入つて居りまして通常民團中に此新稅制定が間に合ひませぬので通常民團以後の臨時民團に於て致しますので此「四月一日」といふのを「六月一日」と御修正願ひます。従て此施行期の修正から第十五條に戻つて戴きまして、十五條の第一項の「十月一日より翌年九月三十日」といふところを翌年を削つて戴きます。第二項の「合成清酒、果實酒、麥酒、雜酒ニ付テハ其ノ年」とありませぬのを「其ノ年ノ」此四字を削つて戴きます。さうして施行期の附則の第二項にこう書入れて戴きたいのであります。「本條例第十五條ノ申告期ハ昭和十六年度ニ限り六月五日トス」といふ風に御修正願ひます。それから今一つこれは活版の脱漏であります。第十四條の一番終ひの方に「經營ヲ讓受ケタルキ讓渡人ト連署シテ一週間内ニ申告ス」と「一週間内ニ」といふ五字を加へて戴きます。それで大使館からの御指令のありました賦課率の變更及び施行期の延期に關しまして必要な條文の修正をこれで終る譯であります。従ひまして追て豫算案の時に若干の修正を御願ひすることに致します。本問題に就きましては尙酒造業者の方からは内地から入つて来る酒に對する消費稅の如きものゝ考慮を民團として考へて呉れといふ風な御希望もあ

(65)

るのでありますが恐らく天津に輸入します色々の商品に就て關稅以外に只今天津居留民團の何か關稅以外の稅金を課するといふことは技術的にも色々の意味からこれは非常に難かしい問題と思ひます但し御承知の通り只今總べての物價に對して監督官廳及特務機關の方に於て物價の調整を御計りになる立場から酒の如きも日本から入つて来るものは幾らの値段で賣れといふ按配に公定價格が決められます、又土地で出来る所謂地酒に對しても最高幾ら二等酒は幾らといふやうな風に公定價格を御製定なさるのでありますから若しも此土地の業者に對して非常な不利益になる状態が起るやうなことがあればこれは民團と致しまして勿論萬全の注意を拂ひますが、當局に於かれても土地の業者が立行かないやうな公定價格を御定めになるやうなことは萬々ないと思ひますからこれに對する業者の御心配は杞憂に屬するかと思ひます、以上のやうな觀點から本課金は從來課しては居りませんでした、民團財政の按配上からも先刻申上げましたる膨脹に／＼と進んで参ります教育費の支辨上からも此新課金の制定も已むなきに至つた次第であります、御審議の上御協賛を御願ひ致します

○二番(鹽谷辰造君) 只今の酒造稅に就て大分これは課金調査委員會でも議論のあつたことと思ひます、北支全體に於てこれを大使館令として課するといふことになると思ひます、支那の方にも別な文句はないだらうと思ひますが、茲に一つ急に決定して戴きたい點は支那人の資金の會社に對して民團が稅金を取り得るか取り得ないか、取り得るとすればどういふ風に扱ふか既に御研究になつて居るかと思ひますが、尙其點に就て例へば裕民の合成酒の如きものに對してどういふ扱ひを爲さるか其點を御答辯願ひます

(66)

○民團長(白井忠三君) 只今御話の裕民に關しましては今經營當事者と事務局との話合ひに依りまして日本人の製造業者と同じやうな負擔を致すことを承知して居りますが、但し支那側に若しも統稅といふやうなものが課せられた場合は當然考慮して斟酌しなければならぬと思ひます、本來支那側の法人に對して殊に租界外にありましますものに民團が當然課税するといふことは出来ないであります、幸ひ當事者が日本人である爲に双方の話合ひに依りまして妥協に依つて納稅を承知して呉れたのであります

○二番(鹽谷辰造君) もう一つ質問申上げます、茲に「アルコール」の含量に依つて若干稅金が違つて居りますが「ウキスキー」であります、租界内に外國人が「ジャーマンソウホワイトホース」といふ「ウキスキー」を造つて居りますが、日本人に課税されて外國人が「フリー」でやるといふと「ハンデキャップ」が付いて日本人の業者が不利になると思ひますが其點に御研究願ひます

○民團長(白井忠三君) さういつた場合が天津の如き各租界と隣して居りましたり、又支那側の行政區域が有りましたりする場合に起り得る場合と考へます殊に支那側の方面の如きはこれから色々複雑になつて參ると思ひますが、支那側の方は問題として外國の色々の機關から例へば領事館なり特務機關なりから適當に協議し得ることは必ずしも困難とは思ひませんが、英佛租界に於て英佛人が外國人がさういつたことをやるといふことはどういふ出来ないのであります、さういつたことから日本人の此「ウキスキー」なら「ウキスキー」を製造する業者に打撃を與へるといふ場合は只今一寸第何條でしたか一寸發見しませんが、第二十二條に「居

(67)

留民團長必要アリト認メタルトキハ本課金ハ之ヲ免除シ又ハ減額スルコトヲ得」といふ一條を設けて其邊の保護を與へるやうにしたいと考へて居ります

○二番(鹽谷辰造君) もう一遍一寸、それは實は工業組合の方に酒造業者が訴へて來まして、色々私共も工業組合の推薦を得て議員となつて居ります關係上酒造組合の代表者と色々協議したのであります、課税其ものに對しては最初から反對して居りません、唯天津、北京といふやうな局地々々が課税されると青島及び濟南徐州其他至るところに五十數軒あるさうですが、其方の商品が天津に流れて來るといふことを心配して反對したのであつたので、いふ、パンフレットを刷つて民團當局に反對するといふことになつたのであります、根本の問題が大に依つて決定されるといふことになるとこれは酒造業者も進んでさういふ課税に應じて反對することがないといふことを明に最初から申して居りましたのであります、あゝいふ風に紛糾した原因は要するに北京で少し高價の酒にやつたのと天津民團が、民團當局の人が酒造業者と諒解を得ず徒にぼかんと暗打をやつた爲に其處に感情の相違もつたものと思ひます、將來民團の財政が愈々窮迫して色々の課金をかけなければならぬ場合が起ると思ひます、其場合は須らく民團長始め其係の人は矢張り打ちこらういふものを課せず、能く當業者と相談をして充分理解をして、さうしてさういふ案を進めて戴きたいと思ひます、そうすれば此狭い天津でお互に「パンフレット」を配つたりして反對するといふやうなことは起らなかつたらうと思ひます、其點だけ民團當局に遺憾の點があつたかと私は思ひます、將來又稅金を取る限りには此稅金を取る産業の發展助成といふ意味に就て民團當局が出来るだけ便宜を圖り研究をして例へば天津の酒が各地

(68)

の天津或は北京に比較して品質が悪いといふやうな場合があるなら進んで民團としてもそれを指導する位の立場を以て行くならば納稅する人も喜んで納稅するだらうと思ひますから其點を特に注意して今直ぐにさういふ機關が出来るといふことは金もかゝりませうし研究もしなければならぬ研究する人が得られるかどうか、日本の稅務署が酒造業者に對して指導して居る如く益々將來の品質向上の爲に指導される機關を作られんことを希望致して置きます、それから尙又此外に色々新し税金を取らなければならぬ場合が出て來ますが、其際は充分當事者と諒解を得て豫め談笑の裡に決定して戴きたいといふことを切望する次第であります、終り

○十五番(佐藤常雄君) 此本案の提出された理由は教育費の膨脹を補填するといふことが眼目と思はれるが、教育費の補填に特に酒を選んだといふことの根據を御聞きかせ願ひます、これはさうして消費稅の意味で居留民團の財政を賄ふ爲に居留民が酒の稅金と申しますか、課金の負擔するといふ性質のものならばこれは詳細に御伺ひせぬでも良いやうでありますか、稅金の性格上課金調査委員會でも相當論議のあつたことと思ひます、それから本會議に於て御伺ひして置きたいのですが、諸り民團の地區内にさういふ酒造の機關を持たない他地區の民團例へば唐山塘沽であるとかいつた方面の貧弱なる工業組合酒造地帯では此の課金の目的物を有たない、天津とか北京及び濟南、青島といつたやうな方面の民團だけはさういふものに對して稅の目的として選上げられるといふところに非常に不公平があつて消費した酒といふものは恐らく北支全般の居留民が分け負擔することになるので甚だ天津の民團の爲に時に酒といふ商品を選んでこれに課税する根據を承りたいといふことは、標準であるとか其他相當統制の取れた工場、工



との対策は如何なるものでありませうか

○民團長(白井忠三君) 先程一寸申上げましたやうに内地から入つて来る酒に課税するといふことは課税技術の上から申しまして、例へば天津の海關を通る酒と致しまして、これが天津で消費されるのは其中の何分、北京に行き或はもつと先にも行くといふやうなことになるのでありまして、これに民團が課税するといふことは技術的に殆ど不可能なのであります。それから濟南青島に出来たものが此處に入つて来るといふことはこれと同じやうな意味に於て課税技術の上にて到底實現困難なものであると思はれるのであります。併し只今は御承知の如く物價統制委員会がありまして各地とも物價を統制して居ります。所謂公定價格といふものが定められて内地から入つて来る酒は一升六圓八十錢でなければいけません。それより安く賣つてはならぬ地酒は特等品四圓何十錢、一等品幾らといふやうな統制委員会で公定價格が決められて業者の業を壓迫するやうな點は偵察の上からないと思ひます。唯從來何等の税金のない土地に非常に儲けを餘計取つて造る製品は余り研究しないで良いものが出来ないとはいふことになりまして酒のやうなものは御承知の通り嗜好が主ですから幾ら安くても飲めぬといふ、とても不味くて飲めぬといふ酒よりもつと位高くても日本から来るのが良いといふやうな嗜好を元とした營業で高いのも構はずそれを飲むといふ、幾ら安くても旨くないから飲めぬといふ風なことはこれは當然起る現象だと思ひますから其爲に民團が今度新しい税金を定めた爲に業者が非常な壓迫を蒙るといふことではない、寧ろ今の佐瀬議員の仰しやうに土地の酒の向上を圖つてもつと良いものを造るやうに業者も努力して國策上からも内地では米が足らなくて困つて居ります

(73)

才其困つた米で造つた酒を天津で酒を造るにも拘らず天津に毎年何千石と送らなければならぬといふことは國家の見地から好ましくないと思ひます。追々と酒造業者の技術が進むに従つて内地から酒は来る段々支那の各地に送る、業者は競争で製品を良くし勉強すれば同じやうに資金をかけて居つても其處に酒の本然的なものが入つて来るといふことになるのだらうと思ひます。現在事務當局の調査に依りますと現在最近取つて居りませんが、青島の酒は相當に入つて来るやうであります。青島の酒が良いといふこと、勉強して居るといふこと、此二點にあるらしく思はれます。先刻申しますやうに何れに致しまして此課金條例を定めまして徵税を致します以上は製造業者と民團は利害が全く一致する譯であります。民團だけが良くて業者の都合が悪いといふ状態は起るべき筈はありません。業者の爲に良く行けば民團の徴税は増へるのであります。それ等の點に就ては今後尙本條例制定後充分研究しまして業者を満足せしめ民團の徴税を加へるやうに努力したい、こういふ風に考へますので、どうぞ御協賛を御願ひします

(74)

○十六番(菊地新一君) 私は本案には賛成するものでございます。其前に一應當局の御意嚮を伺ひたいのでございますが、先づ第一に酒類を別けて清酒、合成酒、濁酒、焼酎、麥酒、果實酒とございまして、が現地に於きまして此中どの酒類が最も多量に生産されて居るかの酒が生産高が寡少であるかといふことを先づ御伺ひしたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) それは一つ豫算のところを豫算のところで御願ひしたいと思ひます。それから實際此白酒、味淋、濁酒といふ風なものに就てはこれは現在造つて居る高は大して大きなもの

でないやうに見て居ります。内地の酒造税といふもの規定の中にこういつたものが列擧されて居りますので天津の酒造課金條例にもこれを擧げたのであります。値段の税率の等差其他は先刻から申すやうに大使館の方で内地の税法を御参照になりましてこんな風に一律に定めたといふことでありますので事務當局の方では相當研究して居ると思ひますが、私から一寸申上げ兼ねますが、數量の方は豫算のところを申上げたいと思ひます

○十六番(菊地新一君) それぢや其數量の點に就ては豫算のところを御質問申上げたいと存じますが、さうしますと酒造課税の目的といふものは大體清酒にあると思はれますが、それに間違ひありませんか、それからもう一つ伺ひたいことは私等の立場から考へますと焼酎といふ欄がございまして、これは蒸溜性アルコール飲料と申しますのであつてこれに入りませんものは「ブランドー」、「ラム」、「ウキスキー」焼酎、「リキニール」こういふものが同一の酒精飲料と思ふのでございまして、「ウキスキー」はどの部に入つて居りますか

(75)

○民團長(白井忠三君) 第七の雜酒であります。第七の雜酒の方に「ウキスキー」が入つて居りますと焼酎も「ウキスキー」も大體同じやうな蒸溜性アルコール飲料の中に入つて居りますので「ウキスキー」は余り日本人が用ひない、外國人が用ひるやうな意味に於て立案されたものか、然らば焼酎は邦人に飲用されて居るものかどうかといふことを一應御伺ひしたいのであります

○民團長(白井忠三君) 私も其點に就てははつきり存じて居りませんが、焼酎は勿論焼酎としての内地の焼酎と稱せられるものであります。それから「ウキスキー」の如きは矢張り焼酎とは申しませんので第七の雜酒の酒精分が二十度を超ゆる時は二十度を超ゆる一度毎に一圓五十錢を加へるといふ規定に依りまして當地に造られる「ウキスキー」は酒精分の含有量に依り一定しません、一圓五十錢高いのも三圓高いのも出来るといふ風になるやうであります

(76)

○十六番(菊地新一君) さうしますと焼酎といふものはこれは課税といふ目的から見れば第一義的のものと思ひます

○民團長(白井忠三君) さうです

○十六番(菊地新一君) それでございしますれば、然らば「ウキスキー」であります「ウキスキー」といふ本来の税法から製出された「ウキスキー」でないかも知れませんが、雜酒の方に御入れになつた、それで説明で分りました、それから大體に於てまあこんなことは内地の案其地現地に適用されたやうに私思ふのですが、どういふものでせうか、清酒、合成酒、濁酒、味淋、焼酎、酒といふものを擧げて置かなければならぬ必要がございしますか、案其ものから考へて見ますれば案を完全に爲す爲に書いて置かなければならぬと思ひますが、事實上に於て濁酒、白濁酒、それからさうしたもの、課税は厳密にすることが出来ませんか、其點を御伺ひしたいと思ひます。例へば「アルコール」千四乃至十七、焼酎は三十四乃至四十七であります。此中雜酒の方にあります「ウキスキー」でございしますが、これが大體現地に於て三乃至四「パーセント」の間といふことになりましてと雜酒の酒精分二十度を超ゆるといふことは何處迄を雜酒と認めるのでありま

(77)

すか、其點發がある、雑酒といふと「アルコール」分何十「パーセント」含んだものでありますか、二十度といふものは内地の雑酒が四十度なら四十度をそれ以上二十度を超ゆる雑酒の「プロセント」の基準を聞かして戴きた。

○民團長(白井忠三君) 茲に列挙しました以外の雑酒は全部雑酒に入るので雑酒として「ウキスキー」を加へました場合に「ウキスキー」三十四圓といふ風な見方になる、酒精分の二十度までが三十四圓、二十度以上一度超ゆる毎に一圓五十錢加へる、三十度の「ウキスキー」が出来るとすれば四十九圓といふことになる、それからこれは此席上で申上げるのはどうかと思ひますが、大體此條例を作りました、事務當局で作りましたのは勿論日本の酒造條例なんかを参照して作つたのであります、茲に提案して御協賛を願ふことになりました案は、實は法規の専門家が居られました、其方々の意見を伺ひまして此條文を作成致しました、こういつた條項を設けて置く必要の有無、其他に就ては専門の方々の御意見を伺つて決めたのであります、但し今申上げましたやうな十六條の賦課率の何圓々と決めたのはこれは其方面とは全然無關係でありまして北京の大使館の御決定に依りて御願ひする譯であります。

○十六番(菊地新一君) 私は非常に危惧の念を抱きましたのは雑酒の中に「ウキスキー」を入れたといふ點であります、此十六條の末尾の雑酒の酒精分を二十度を超へる時といふ條文であります、雑酒は何度までが雑酒であるといふ基準を極めて置かなければ此「ウキスキー」は非常に高率な税金が掛るやうになりはしないか、假りに二十度が三十四圓になります一度超へる毎に一圓五十錢といふと高い「ウキスキー」になる、私等の見解で申しますれば三十四度乃至四

(78)

十七度位が「ウキスキー」三十四度四十度もございませう、さういふ「ウキスキー」が假りにあつたとすれば三十度とすると四十九圓近くになるやうに考へますが、其點を雑酒に「ウキスキー」を入れた爲に「ウキスキー」業者が非常に高率の税金がかかることになつた場合にはこれは又相當「ウキスキー」製造業者も多いことであるから、基點も御考へになりまして大體理地の「ウキスキー」の分析表もございませうから其點を果して雑酒に入れて税金を取るものか燒酌に入れて税金を取るか其點御研究を願ひたいと思ひます。

○四十二番(古田治四郎君) 此間課金調査委員の時に佐瀬さんから述べられた土地の製品に課税するといふことは法的にどうかといふ質問がありました、あれはどうなつたでせうか。

○民團長(白井忠三君) それは課税し得るといふ解釋であります。

○議長(足立茂君) 一寸待つて下さい、菊地さんの御質問の要點は「ウキスキー」を雑酒に入れるといふことは民團長は許されて居りますが、それに就て具合が悪からうといふ御意見でありますか。

○十六番(菊地新一君) 私雑酒の方に入れても燒酌に入れても良いが、雑酒の「プロセント」を二十度を超へるものといふことになつて居ります。

○議長(足立茂君) さつき拜聴しました。

○十六番(菊地新一君) さうしますと雑酒の方に入るものゝ高率の税金を拂はなければならんことになりはしないかと思ひますが。

○議長(足立茂君) 「ウキスキー」が入るとすれば當然の歸結と思ひます。

(79)

○民團長(白井忠三君) 「ウキスキー」に對する高いといふことにならんと思ふ「ウキスキー」と燒酌の値段が違ふ。

○十六番(菊地新一君) 「ウキスキー」は二十度を超ゆる一度毎に一圓五十錢支拂はなければならん「ウキスキー」は大概二十度以上でさうしますと三十四圓以上の税金を拂はなければならん議長(足立茂君) それは當然でありませうか、それに就ての意見といふものは討論の時に御述べ願ひます。

○四十二番(古田治四郎君) さうしますと酒造税も良いですが、現地製品に課税されるならば先程佐瀬さんのいはれた通り綿糸布に掛けるか煙草毛織物等現地製品は澤山ある、それに民團は將來掛ける意思があるのかといふことを御伺ひしたい。

○民團長(白井忠三君) 其御質問は頗る民團に仰しやることは無理だらうと思ひます、民團は政府でありせんから先の先まで考へた答辯を質問されても申上げられませんが、併し先刻も佐瀬さんに御話ししましたやうに綿糸布と酒といふものは、酒に一番縁故の近いのは煙草、煙草なんかは將來考へられるかも知れませんが、土地で製造するものに課税するといふ例を開いたら天津で出来ることのある製品に全部掛るかといふことは一寸答辯申上げる譯にいかぬでせう。

○四十二番(古田治四郎君) 私はそれで土地製品に課税するといふには同時に煙草も課税するやうな議案を御提出になつて至當でないかといふので申したのであります、御出しになるならんは民團長の自由でありますからこれだけ申上げます。

○民團長(白井忠三君) 煙草は御承知の通り英米「トラスト」といふ強敵が華北に於てのまばつ

(80)

て居ります、これを日本の商品で驅逐するといふことを國策的にも考へて居ります、丁度酒と煙草と同じやうに考へて課税の對象に考へますが、今いつたやうな事情で煙草に課税するといふことは充分慎重に考慮するのではないか、又今酒を御協賛を願ひますが、來年は煙草に掛けやうかといふ事は有つて居りませう、先の方に行つてはこれは保證の限りではありませんが、左様に御承知を願ひます。

○四十二番(古田治四郎君) 丁度それを聞きたかつたのであります、今各地に「ウキスキー」や高い「ブランド」が出来たのですが、これは敵性品でないが、我々は毎日使用する酒に掛けられる税金だ、敵性を排撃するならば此税金は高いやうな気がする、英米を敵に廻して居るから東亞煙草の方は考へて御居にならんといふこととあります、聞くところに依ると日本人が「ウキスキー」工場を建て、さういふことに問題がかかるのではないか、さう思ふのであります、それと今の民團長のお考へに依れば大いに考慮して貰ふ必要がないか、此處で可決して仕舞ふと動かすことが出来ない、菊地さんも考へて居られるのではないかと思ふのであります。

○十二番(勝田重直君) 此課税率であります、此課税率は大使館方面から定められるといふ説明ですが、では大使館方面の課税率が適正妥當此課税率で結構だといふ趣意が有りさうなものと思ひますが、其適正課税率に就て適正なる理由意見を承つて置きたいと思ひます、次に新税を徴収する場合には内地の例を政府の例を取るやうですが、兎に角何年かの研究を遂げて、さうして初めて實施されるものと思ひます、今急に此處で急場の間に合はせる爲に取るやうな言はば泥鰌式の徴税、新税を賦課することになつた譯であります、率に就て大變迷はされ



る、今古田君のいはれたやうに高いのでないか、大變高いのでないか其爲に酒造業者が大變困りはしないかといふ懸念に堪へない、これが大使館方面の定めた理由ですな、率を定めた理由を御聞きになつたらうと思ふ、其點御聴きたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 理由は舞論説明出来ませんな

○十二番(勝田重直君) 理由がない、大使館が此率が正當なとふことは端的に外の方と申合せて取極めた事項なんです、其點御聴きたい

○民團長(白井忠三君) 御承知でせうが、内地では清酒第一項に擧げて居る清酒は一石七十五圓取られて居る、民團の事務當局が参事會から課金調査委員會にかけるところの原案は一石二十五圓これは北京の民團が二十五圓といふのを基礎にして居つたのであります、茲に書いてある四十圓といふのは事務當局の二十五圓案を原案に御諮りして二十五圓三十圓は安過ぎる、内地で七十五圓取られて居るから四十圓まで取つても高率でないといふ風なこと、四十圓といふ原案に決つた、ところが大使館としましては一率に四箇所同じやうに取るといふ趣旨の下に君の方は四十圓といつて居るが或は下げるかも知れんといふ御話がありました、恐らく新税として決めるに就て我々の方の四十圓を三十圓に北京民團の二十五圓を五圓上げますといふことに御決めたと思ひます、各種のお酒の間の比率といふことに就ては恐らく内地にこういう例がありますからそれを土台にして御決めたと思ひます、細かな理由といふのは一寸伺つて居りませんか御答へ申し兼ねます

(82)

キー」を造る人の酒の税金が高過ぎはしないかといふやうな御意見がありました、先刻も申上げました通りこれは激性の製品を醸造するとか色々な意味があります限り第二十二條の本課金はこれを免除し又は減額することを得といふ此條例を適用しますから其點は御心配はないと思ひます

○十八番(横山金吾君) 私は本案は已むを得ないものとして賛成するのであります、唯何時も申上げるのであります其徴收の方法といふことに於ては全率考慮して行かないと不公平が起る要するに正直に申告したものが馬鹿を見る、さういふやうなことをないやうに非常に注意して戴きたいと思ひます、原案で見ますと唯これは業者の申告に依つて掛けることになつて居りますけれども、これはさういふ席上で申上げるのは甚だ申悪いことではないかと思ひますが、業者といふ者が百「パーセント」良心的であればいゝんですが飲食課金などは實際に於て脱税が相當あることを明かにして居ります、氣がつかぬでもない、民團の検査員でもないからタツチしませんけれども、これは立派な業者ですから萬々さういふことはいふと思ひますが、一種の所謂消費税でありますから必ず必要で税金が掛るのでさういふことに證據を貼るといふやうなことも良いとして實行出来る良い方法かも知れんと思ひます、さういふ徴收方法に就て充分に御考慮なすつて正直に申告する者は馬鹿を見るといふことのないやうに其點民團事務當局に於て充分研究されるやう希望致します

○二十九番(金山作次郎君) 第一條に於て外國人又は外國法人の製造するものは此適用を受けな

(81)

造されたそれに対しては矢張り本條例の適用を受けるものであるかどうか、例へば興申公司在支那側と合辦でやつて居ります、さういふ實例がある、これに對しては民團のはつきりした御見解を承りたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 勿論外國人、外國法人、支那法人である限り課税は出来ない、現在先刻誰か御質問になりましたが、幸ひ業者が理解ある方で民團にさういふものが出来れば自分等も當然課税に服するさういつて呉れて居るさうで、これは取る積りであります、今後支那の法人として出来てやるさういふものが出来た場合は遺憾ながら取れません、それは取るべく色々工作をして見たいと思ひますそれが當地の日本人の業者に非常な悪影響があるといふことになれば只今申すやうに二十二條の適用に依つてこれを防ぐことが出来ぬといふ場合は支那側の中央の北京華北政務委員會に於きましても當地の市政府に於きましても或程度迄やない日支親善工作といふものに充分理解を有つて居りますから非常な支障は起さないと考へるのであります

○三十六番(早瀬精一君) 大分論議が盡されて居るやうであります、色々の經費も嵩む爲に新規事業が起つて来ると片端から税金をかけて取るといふことになりまして漸く仕事に緒についた頃に課金を掛けて事業其ものゝ發展を阻害するといふことも憂慮されるのであります、初めて起る會社とか事業といふのは困難なものである、相當に援助し補助を與へてこれの完成なり發展を助けるものである、どうか今後新しく税率を定められる時とか品目を定められるやうな時には能く此點を充分御考慮を願つて天津で商賣を始め苦辛してやつと三年目に利益があるやうになつたら税金をうんとかけられるといふやうなことをないやうにして戴きたい、これに徴收の困難が伴ひますから華北一席が大使館に依つて大使館の御指定に依つて決められるといふことはこれは大したことはありません、それから古田議員に一寸申上げたいことは各地ともやるのなら一此案は参事會で決められたんで、どうのさうのといふことは、参事會に諮問を受けて提出された以上は時間を費すことはどうかと思ふ

(84)

○四十二番(古田治四郎君) 早瀬君のいはれるのは諮問を受けたのだから此議案を賛成して進行されるのが適當だ、答辯の限りでないといはれるが別に早瀬議員にいはれることはありません

○議長(足立茂君) 御質問は大體盡きたやうに考へますので、此邊で賛否の意見を承つて第二讀會に移したいと思ひます

○四十一番(小林成夫君) 一寸質問したいと思ひますが、十六條の賦課率に就て書いてあります度量衡問題ですが、若い人に一石といふことで分らぬ「リットル」でなければ分らぬと思ひますが、お酒は從來から普通殆ど右で以てやつて居るのであります、急に改めれば問題が起ると思ひます、度量衡の何か「リットル」に付といふ書き方で行つてどうかと思ひます

○民團長(白井忠三君) これは内地の税法も右になつて居つて却て「リットル」とかしない方が都合が良いかと考へます

○四十一番(小林成夫君) 學校で「メートル」法でやつて居る、一石といふは計算すれば出るでせうけれども學校では「メートル」法でやつて居ります我々は石で分りますが、「子供は分ら

(85)

んでもいゝぢやないか」と呼ぶ者あり  
 ○議長(足立茂君) 如何ですが質問を打ちまして討論に移りたいと思ひます  
 「賛成々々」と呼ぶ者あり  
 ○議長(足立茂君) 賛否、御賛成なり反對の意見を  
 「異議なし」と呼ぶ者あり  
 ○十六番(菊地新一君) 先刻は意見を聞いたのであります、先程民團長からの御説明に依りまして酒の中「ウキスキー」が入つて居る「ウキスキー」に對する課税はこゝろ方法であるといふことは能く諒解しました、私の心配して居りますことは先程申しました二十度を超す毎に一圓五十銭といふ此條項が酒だけについて居るのであります、此條項は結局最後の第十二條を適用されといふことに就て安心しました、私の質問はこれで打ち切ります  
 ○議長(足立茂君) 本案全體に就て御反對の方はございませんか  
 「異議なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長(足立茂君) なければ讀會省略で修正意見もないやうであります—では省略致しまして本案は原案通り  
 ○十二番(勝田重直君) 逐條審議を、此原案其ものを全部通すといふのですか  
 ○議長(足立茂君) 讀會省略して原案の儘で通して良いかといふことです  
 ○十二番(勝田重直君) 酒造税を取つて良いか悪いかといふ  
 ○議長(足立茂君) 課金條例其ものを全體に就て、若し逐條の修正するといふ意見があれば第一讀會で質問討論をしてそれから第二讀會として修正致します

(86)

○十二番(勝田重直君) 第二讀會でいいですか  
 ○議長(足立茂君) 第一讀會で質問と答辯して、第二讀會で皆さんに御語りして  
 ○十二番(勝田重直君) 條文其ものに就て御尋ねたい、今迄は酒造税其ものに就ての質問したそれから第二讀會に入つた譯ですか  
 ○議長(足立茂君) 議案に上つて居りますのは酒造課金條例であります、一つの條例であります課金すべきや否やといふことではなく條例を議題にかけないのであります、従つて各條項に就ての御質問があるとするれば案全體に就ての賛否の討論をしていふことになつて居りますので、只今其反對の意見があるかと伺ひましたら殆ど反對の意見がなく全部御賛成のやうでありましたので第二讀會に  
 ○十二番(勝田重直君) それを取るか取らんかといふ點であります、酒造税を設けるが良いかといふ點でありますか  
 ○議長(足立茂君) 條例の全部設けるか設けないかといふ議題はない譯であります、議題は酒造條例と思ひますが、  
 ○十二番(勝田重直君) それでは修正案です  
 ○議長(足立茂君) 貴方の御意見は、  
 ○十二番(勝田重直君) それならそれでは大した意見はありません長く議論して居るのは御迷惑と思ひますから大した問題ぢやないと思ひますから

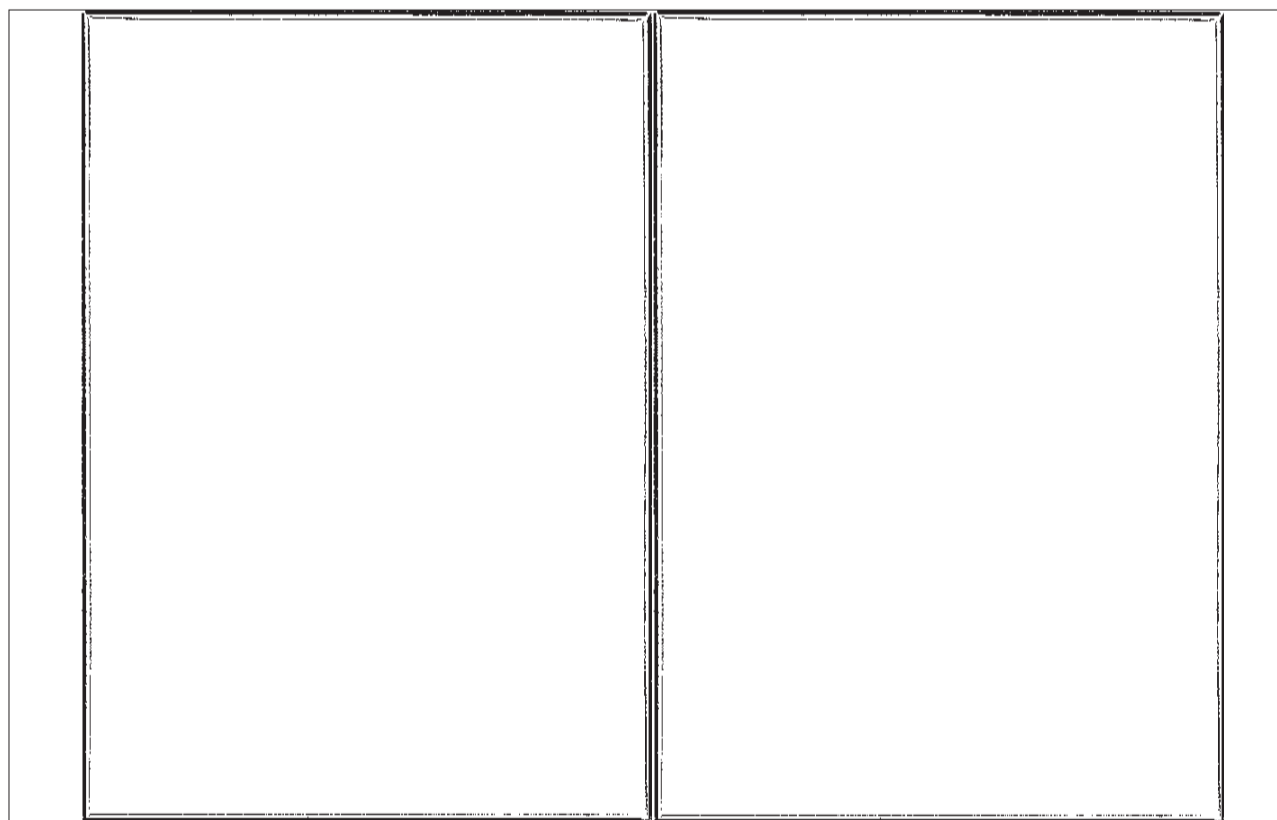
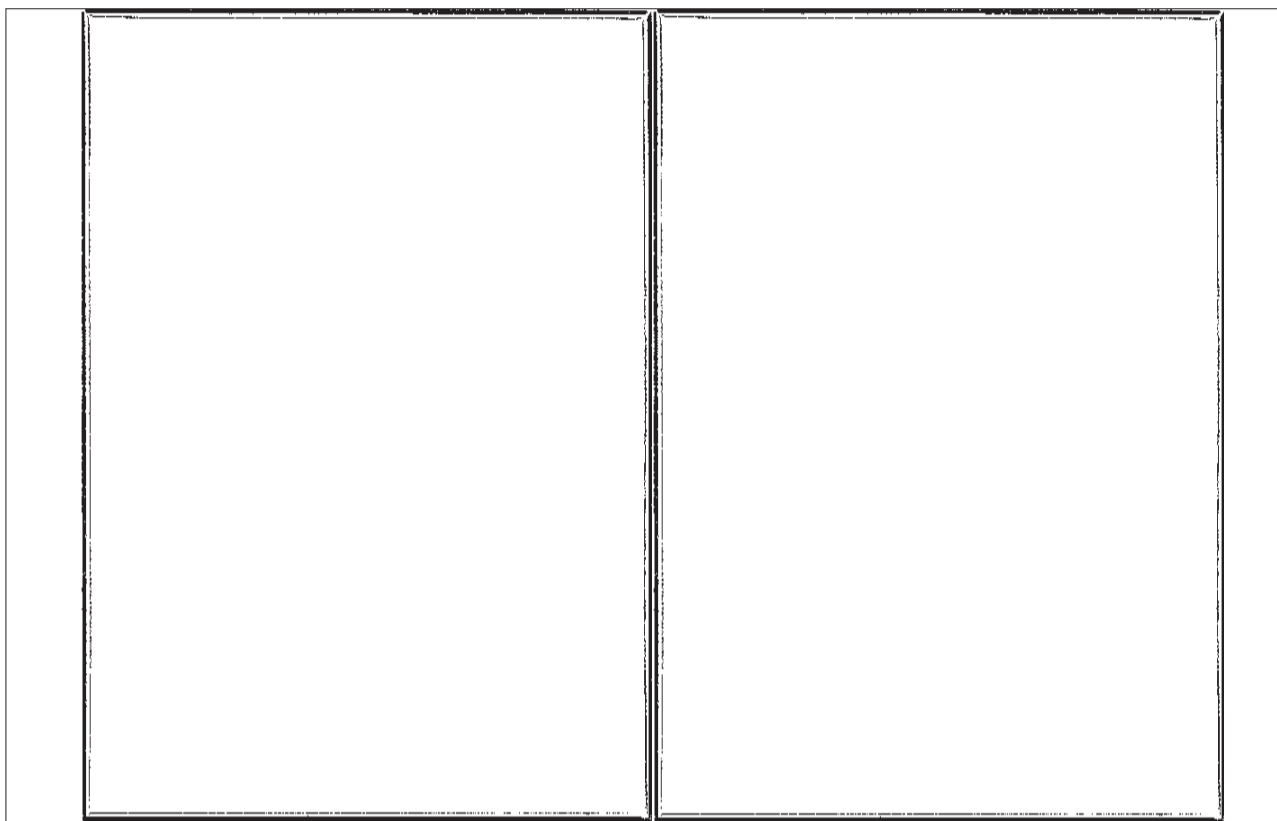
(87)

○議長(足立茂君) 何か條文の  
 ○十二番(勝田重直君) 第三條の修正案  
 ○議長(足立茂君) 修正案を提出する前に御尋ねしたいのですが、これは法規調査委員會の方に廻つて居ると趣きが違つて居りますか、民團當局其もの意見でこゝろいふ具合に變更されたものであるかどうか  
 ○助役(宮家壽男君) これは法規調査委員會の時に専門家が御出席になりました其時に全部見て戴きまして其後こゝろいふ風に明確に區別して置く方が良からうといふ意見が出ましたので、これは法規調査委員會に又掛ける暇がないからこゝろいふ意味で修正をして參事會に掛けまして茲に提案した譯であります  
 ○十二番(勝田重直君) 私の意見としては第四條以下第十二條までの間に本條例に於てといふ文句で全部で説明してありますが、これは酒類なんかの區別を現はしたので第三條が基礎を爲して居るものでありますから或基礎に對しての分類なんだから第三條の第一號二號三號四號五號七號、九號となるのが法規の體裁上やるべき體裁だと思ふのであります、ですから無論體裁上だけの問題でありまして、御意見がありましたら一向私固執する譯ではありませんが第一號として品種とは云々、それから第二號として合成清酒とは、第三號として濁酒は、第四號は白酒とは第五號は味淋、第六號は燒酎第七號は麥酒、第八號は果實酒、第九號に至りまして本條例は居留民團長に於て酒類と認めたるものを酒類といふ、こゝろいふ具合に私は修正案を提出致します、さうして第三條の賦課條件として各酒類に對して酒造課金の賦課率をこゝろ直したと思ひます、若し民團當局の御賛成がなければ此儘で良いといふならば  
 ○助役(宮家壽男君) 昭和十五年三月發布の法律第三十五條の酒税法に依つたのでそれこゝろいふやうになつて居ります  
 ○十二番(勝田重直君) 酒類の區別でないでせう  
 ○助役(宮家壽男君) 各獨立した條項に依て酒類があるので基礎條項はないぢやないかと思ひます  
 ○十二番(勝田重直君) 第四條に「本法ニ於テ清酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ」こゝろいふやうにすつとある  
 ○助役(宮家壽男君) 左に掲ぐるといふのは  
 ○十二番(勝田重直君) 清酒は左に掲ぐるものを謂ふ、第五條に本法に於て、合成清酒とは第六條に本法に於て濁酒とは、第七條に本法に於て白酒とはこゝろいふものといふやうに各條に定められて居りますのでこれに依つた譯であります、只今御説のやうに第一號二號三號もいかに思ひますがこれに依て定められた、御承認願へれば誠に幸ひであります  
 ○十二番(勝田重直君) 別に固執致しません  
 「原案賛成」と呼ぶ者あり

(88)

○十二番(勝田重直君) 左に掲ぐるといふのは  
 ○助役(宮家壽男君) 清酒は左に掲ぐるものを謂ふ、第五條に本法に於て、合成清酒とは第六條に本法に於て濁酒とは、第七條に本法に於て白酒とはこゝろいふものといふやうに各條に定められて居りますのでこれに依つた譯であります、只今御説のやうに第一號二號三號もいかに思ひますがこれに依て定められた、御承認願へれば誠に幸ひであります  
 ○十二番(勝田重直君) 別に固執致しません  
 「原案賛成」と呼ぶ者あり

○議長（足立茂君） 原案通り可決確定致します、時間が非常に過ぎましたので今日はもう少しやりたかつたのでありますが、後は明日のことにします、今日はこれで閉會します、明日は矢張り午後一時から此處で開きます  
午後七時二十分散會



第二日 昭和十六年三月二十八日(金曜日)

議事日程

- 第二十一、議案第二十九號 觀覽課金條例案
- 第二十二、議案第三十號 取得課金條例中改正ノ件
- 第二十三、議案第三十一號 營業課金條例中改正ノ件
- 第二十四、議案第三十二號 遊興飲食課金條例中改正ノ件
- 第二十五、議案第三十三號 課金調査委員會條例中改正ノ件
- 第二十六、議案第三十四號 名譽職員費用辨償條例案
- 第二十七、議案第三十五號 天津居留民團長、助役條例中改正ノ件
- 第二十八、議案第三十六號 天津居留民團會計主任條例中改正ノ件
- 第二十九、議案第三十七號 獎學資金條例案
- 第三十、議案第三十八號 居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中改正ノ件
- 第三十一、議案第三十九號 電氣使用條例中改正ノ件
- 第三十二、議案第四十號 火葬場使用條例中改正ノ件
- 第三十三、議案第四十一號 天津日本義勇隊解散ノ件
- 第三十四、議案第四十二號 綜合運動場敷地追加買收ノ件
- 第三十五、議案第四十三號 火葬場移轉敷地買收ノ件

(91)

(91)

- 第三十六、議案第四十四號 天津神社祭典費寄附金ノ件
  - 第三十七、議案第四十五號 軍旗奉贊會寄附金ノ件
  - 第三十八、議案第四十六號 帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金ノ件
  - 第三十九、議案第四十七號 天津居留民團區補助金ノ件
  - 第四十、議案第四十八號 天津特別義勇隊補助金ノ件
  - 第四十一、議案第四十九號 武德會天津支部補助金ノ件
  - 第四十二、議案第五十號 華北日本教育會天津分會補助金ノ件
  - 第四十三、議案第五十一號 天津華語專門學校補助金ノ件
  - 第四十四、議案第五十二號 天津朝鮮幼稚園補助金ノ件
  - 第四十五、議案第五十三號 天津日本少年團補助金ノ件
  - 第四十六、議案第五十四號 天津日本體育協會補助金ノ件
  - 第四十七、議案第五十五號 社団法人同光會補助金ノ件
- 出席議員(三十九名)
- 二番 鹽谷辰造
  - 三番 龜澤省朔
  - 五番 伊東武喜
  - 七番 中西幸保
  - 八番 眞藤兼生
  - 九番 河合一雄
  - 十一番 中野宗一
  - 十二番 勝田重直
  - 十三番 木下秀良
  - 十四番 中山準夫

(92)

- 十五番 佐瀨常盛
  - 十六番 菊地新一
  - 十七番 志村正三
  - 十八番 橫山金吾
  - 十九番 蘆澤義郎
  - 二十番 竹內象藏
  - 二十一番 五十嵐重吉
  - 二十二番 上田茂
  - 二十三番 足立茂
  - 二十四番 鹽谷信治
  - 二十六番 鶴飼新一郎
  - 二十七番 秀島虎男
  - 二十八番 吉野盛行
  - 二十九番 金山作次郎
  - 三十番 眞森利一
  - 三十一番 武内進三
  - 三十二番 野口義勇
  - 三十三番 一月一嚴
  - 三十四番 布施隆熊
  - 三十五番 深井直一
  - 三十六番 早瀬精一
  - 四十一番 小林成夫
  - 四十二番 古田治四郎
  - 四十三番 小澤昇
  - 四十四番 吉植庄司
  - 四十五番 岡本久雄
  - 四十六番 林一正
  - 四十七番 福島榮之助
  - 五十番 永瀬三吾
- 缺席議員(八名)
- 一 番 手島喜兵衛
  - 四 番 不破定和
  - 六 番 後藤祿郎
  - 十 番 河村二四郎

(93)

二十五番 山田榮治 三十七番 河野九郎  
 三十八番 池上章平 四十番 石田芳雄  
 員(三名)  
 三十九番 四十八番 四十九番  
 出席 吏員  
 白井民團長 宮家助役 上原會計主任  
 以下吏員五十五名

午後二時二十三分開會

○副議長(龜澤省朝君) ではこれより民會第二日を開會致します、只今までの議員三十名定  
 則に達して居りますから開會致します、議長が已むを得ざる用事で暫く遅刻されますので私  
 共間代行して載きます、御承知願ひます

○民團長(白井忠三君) 昨日御決定を願ひました酒造税の中の焼酎、第十六條第四號の焼酎の  
 税率を四十二圓と申上げて置きましたが、其時これは一寸疑があるといふことを申上げて置  
 きました、今日監督官廳の方で御確めの御返事がありまして矢張り、四十二圓の誤りであり  
 ます、四十二圓と御修正を願ひます、焼酎に賦課する率であります、昨日四十三圓と申上げま  
 したのを四十二圓と御修正願ひます

〔「外は如何です」と呼ぶ者あり〕

○民團長(白井忠三君) 外は宜うございませぬ、それだけであります

○副議長(龜澤省朝君) それから一寸御報告申上げます、昨日日本民會に於きまして皇軍將士の  
 御勞苦に對する感謝決議を本日足立議長並に私同伴宮永部隊を訪問しまして、防衛司令官宮永  
 閣下に御目にかゝりまして決議文を御呈致しました次第であります、閣下よりは民會の意の  
 有るところを諒とせられて呉々も各位に宜しくといふ御傳言でございまして、同時に陸軍  
 大臣並に支那派遣軍總司令官、北支那方面軍司令官に此感謝決議文を御傳達下さるやうに御依  
 頼致して來ましたから左様御承知を願ひます、次で海軍武官室を訪れまして海軍武官に御目  
 にかゝりまして昨日の感謝決議文を海軍大臣、支那方面艦隊司令官、北支那方面艦隊最高指揮官  
 並に旅順要港部司令官に御傳達下さるやうに御依頼致しまして御快諾を得て参りました左様御  
 承知を願ひます、一寸御報告申上げます

それから尙御報告申上げます、これは豫て昨年米民會議員各位より郷土部隊慰問として御  
 贈金願ひました金額一千圓也を二月十五日議長足立氏が持参致しまして宮永部隊長に御目にか  
 りまして郷土部隊慰問金と致しまして贈呈致して参りました、これ又御承知願ひます、一寸  
 御報告申上げます、では昨日に引續きまして、日程第二十一、議案第二十九號觀覽課金條例  
 案を上程します、御審議を願ひます

日程 第二十一 議案第二十九號 觀覽課金條例案

○助役(宮家壽男君) 登壇 本課金も昨日御審議を願ひました酒造課金と同様であります、内

(94)

(95)

地大連北京等で既に實施致して居ります税金であります、これを當居留民團も十六年度よ  
 り新設致したいといふので提案致したものであります、これの上程に先立ちまして當業者と  
 も懇談を致しましたが、業者も豫て此種の課金は賦課されるものであるといふことを豫想致し  
 まして、それ心構へをして居りました關係上快く民團と協力するといふ意思を發表された  
 のであります、それから心構へをして居りました關係上快く民團と協力するといふ意思を發表され  
 たのであります、それから提案者側として御修正を願ひたいのは第二條の入場料一人一回五  
 十銭が五銭、同じく一圓が十銭、其次に一圓五銭が二十銭御追加願ひたいのであります、上  
 に同と並びまして一圓五十銭迄二十銭、これは北京などでは入場料の一割といふやうな規定に  
 なつて居りますが、一割とか二割といふ計算で出しますと端数が生じます、税を徴収する上  
 に於て非常に煩雜が生じますので當民團では五十銭迄は五銭、一圓は十銭、一圓五十銭までは二  
 十銭二圓までは三十銭といふやうに課金額を定めて居る次第であります、これは既に御承知の  
 こととございましてこれ以上御説明の要はないかと存じます、尙御質問等がございましたら  
 は御答へ致すことにします

○副議長(龜澤省朝君) 御質問ございませんか

○四十七番(龜澤省朝君) 本條の第一條の末尾に興行の種類のところは野球、拳闘其他とあ  
 ります、爲に運動入場料に對しても此案を實施されるものと解します、現在の天津に於きま  
 す運動は選手は勿論一般觀衆の體位向上に出發して居るのであります、又入場料を下げた後  
 の料金を以てし、出来るならば無料で以て公開觀覽せしむべき性質のものであります、入場料を  
 目標とする所謂營利を目的とするところの演劇や映畫などは全然其趣を異にして居ります、

(「ヒヤ」)と呼ぶ者あり現在徴取して居ります入場料は「グラウンド」の經費に充當し又  
 運動團體維持上の費用に充當して居ります、かくの如き體育向上の見地からやられて居ります  
 運動に對して外の演劇映畫等と同じ視して本案を提出されたことは其意を得ぬ、此運動一般運  
 動の入場料に此中から除外して載きたいと思ひます

○助役(宮家壽男君) これは御尤もの御意見であります、これは職業野球チームなんかの場合  
 を指して居るのであります、尙又大學野球チームなんかを招聘しまして其旅費に充てる爲とい  
 ふ場合には第六條に依りまして免除し得ることになつて居りますので、これは職業的の野球  
 團等の話を豫想して書いたものであります

○四十七番(龜澤省朝君) 現在日本に行はれて居ります職業野球團と「アマチュア」野球團  
 とは其目的を全然異にして居ります、爲に此本案で行きますと「アマチュア」の野球其他に解  
 釋されます、今の助役の御説明に依り職業野球團を主にして居るものなら所謂入場金を目的と  
 する、興行を目的とする野球と解します

○二十一番(五十嵐重吉君) 私は本案に對して絶対反對の一人であります、天津に恐らく映畫野  
 球このものを外したならば娛樂として見るべきものは全然ないのでないかと考へて居ります、  
 同時に此觀覽税を凡ゆる方面で取つて居るが故に此處も課税せなければならぬといふことは恐  
 らくこれを考へなければならぬ、もつと外に娛樂機關があるなら決して私は反對しません、昨  
 年も或機會に於きまして觀覽料といふものを一寸話を聞かされたことがありますが、其時も私  
 は全然只今申上げたやうな意見を申して反對したものであります、今回此議案を提出され

(96)

るには凡ゆる方面の御研究を爲すつもりと思ひますが、即ち茲に一圓五十銭といふこ

○三十三番(早瀬精一君) 私は尋ねて居る通りと思ひます、さうして入場料と上に税金

○功役(宮家壽男君) 詰り此課金條例の建前から行きますと入場する者が此課金を負擔する

して貰ひたいといふことを申して置きましたのであります

○三十三番(早瀬精一君) 法文の上からいへば観覧者から取るといふことになつて居るけれど

○三十三番(早瀬精一君) 野球がありまして金をかけて運動會をさす、體育向上を計らうとい

○三十三番(早瀬精一君) 野球といふのは語路が悪い、此處に職業野球が来るといふことはあ

○二十一番(五十嵐重吉君) 今宮家さんの話で略つたのですが、それと同時に早瀬さんが映

やありません、唯一般観覧者に掛けるといふことは如何かといふことを申上げるのであります

○三十三番(早瀬精一君) 私は一言申上げます、此課金條例を通じて拜見します時に只今の五

○二番(鹽谷辰造君) 此課金條例に就て課金調査委員でも問題となりまして、要する

面倒を見て呉れ民間に業者が協力出来るといふことに依つて取つた筈であります、それに就て御

○功役(宮家壽男君) 警察の方とはまだ御連絡致して居りませんが、業者の方は只今申上げま

○二番(鹽谷辰造君) 實際我々の希望としては観覧税は業者の方で努めて全體的観衆にこれを

○二十一番(五十嵐重吉君) 今宮家さんの話で略つたのですが、それと同時に早瀬さんが映

(101)

ます、唯観覧課金といふものは中々紳士的に長く続くかどうかといふことに不安があります、それからもう一つ今宮家さんの仰せられたやうに映畫配給會社は相當儲けて居る、高價な料金を取つて皆に配給して居ります、これに對して何等か營業税を取つて居りますか、其點を一寸御答辯願ひます

○助役(宮家壽男君) 後段の配給會社に對しましては營業課金を課して居ります

○二番(鹽谷辰造君) 其率はどんな

○助役(宮家壽男君) それは非常に少ないのであります、少ないのは色々其目的とか政策といふものを高調されて非常に低額な課金になつて居りますが、實情も能く分りましたので十六年度の課金審査に於ては相當適切な額に行きたいと思つて居ります

○二番(鹽谷辰造君) 現在幾らであります

○助役(宮家壽男君) 一ヶ年千二百圓であります

○十五番(佐瀬常盛君) 私は只今鹽谷さんと同じ立場の意見を有つて居りますが、此観覧課金條例は私も此間の税の方の査定委員で反對した一人であります、如何にも條文の上からいふて觀覧者は負擔しないといふやうに體裁になつて居つて、負擔する體裁になつて居つて其實は業者から取るといふやうなことであります、條例である以上、さういふ曖昧なことにせず、(ビヤ／＼)と呼ぶ者あり) きつぱりすることが條例其もの、使命でないかと思ふ、故に此條例を全面的に御撤回になつて營業課金に振向ける、營業課金として、拍手) 興行者から取るといふことは法文の精神からいつても適當でないかと思ひます、若し今いはれる如く營業者が約束

した現在の經營者が約束して居るが現在の經營者が交送した時私は存じませんといふこともありますからこれは極めて精神と條例との喰違つたもの、顯著な一つであります、こゝにいふものは御撤回願つて營業課金として上り高の何んぼを徴収するといふはつきり轉嫁を許さぬやうにしたいと思ひます、それから洩れ承るところに依りますに將來の民團の經費の膨脹といふことは不可避である、經費の抽出に就て先日の大使館方面の御意見では民團が何か事業と申しますか映畫といふものが相當利潤の高いものであるからこれを民團等に引移して教育的な映畫情操の高級なものを「フィルム」を選定してこれを年寄から子供一般に見せて、而もそれから相當の利潤を得て事業資金にするといふ具合に根本的な更生事業として編成を要することも一つのものでないかと考へるのであります、それは我々出来ることではありませんか、兎に角観覧課金條例としての本案には反對しましてこれを營業課金といふやうなものに組替へて戴きたいと思ひます

○副議長(龜澤省刺君) 「贊成々々」と呼ぶ者あり

○二十七番(秀島虎男君) 御質問でございますか

財源抽出には殆ど邦人のみに課せられる如き提案ばかりであります、これを華人方面から取るといふ當局に御意向が全然ないのを我々は遺憾に思つて居ります、「然り／＼」と呼ぶ者あり) 例を擧げて申しますと英國租界の競馬場の如き、又伊太利租界の「ハイアライ」の如き華人から、華人の氣持を喜ばせながらさういふ財源の抽出法をやつて居ります、どうか當局としても

(102)

(103)

監督官廳方面ももう少しさういふ方面を研究して華人から如何なる方法で此將來膨脹になる財源を取るかといふことにもう少し關心を持つて貰ひたいと思ひます、此観覧課金の如きも、観覧課金といふ字句其ものが入場者が拂ふといふことはつきり明示して居る課金であります(ビヤ／＼)と呼ぶ者あり) これを將來現在の入場者から取らないといふことでありまして必ず將來入場者から取ることが火を見るよりも明かなことと思ひます、従つてかくの如き提案は撤回して戴きたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 今佐瀬議員並に秀島議員の御意見の中に條文の實際と條文とが矛盾して居る點が甚だ面白くない、これは仰しやる通りであります、私も内地の細かなことまで承知して居りますが、現在税共一回、税共一回二十錢といふ入場金になつて居る例が多いのであります、即ち警察署でかく／＼の興行をする場合の入場料を幾らにするといふことを御許しが出るのでありますから其場合に税共幾らといふ風な定め方に行けば必ず觀覧者に輕減されるといふ點は御心配は行政的の處置に依つて防げるのでないかと思ひます、一方實情がさうであるから興行課金にすれば良いぢやないか、これも御尤もな御議論であります、昨日も申し上げましたやうに外地に居る我々が、内地に居るもの、拂つて居る總べての税金を拂はずに居るといふ形が色々な方面に影響があるのであります、これは一昨年の民會であつたと思ひますが、小學校兒童の月謝を新に取ることになりました時にも天津の民團の財政からして年に一萬二萬の子供の小學校生徒の授業料は實に取りたくない、殊に此細かにいひますと假令月一圓の月謝でも相當苦痛にするものもあるといふやうな點から取りたくないといふ隨分議論は相當に多かつた

(104)

のであります、當局としても其點で實は提案に甚だ悩んだのであります、併し各地が小學校の生徒から授業料を取つて居るのに天津は取らぬといふことは如何にも天津は裕福であるといふ風な感じを各地に與へる此意味からまあ涙を振つてありませんが、小學校の生徒の授業料を取るといふことを忍んで致したのであります、興行者から興行課金を取るといふことでは各地が取つて居る、成程實は天津には娯樂が少なから活動的に行つてまで税金を取られるといふことは居留民に面白くないやうであります、各地では活動を見るに十錢二十錢取られる天津の者はそれを取られずに居るのだといふ此感に全體の民團財政を受持つて居ります、側から申しますと税金といふと可哀しいですが實情が成るべく觀覧者に掛らん前段申上げますやうに警察の方面からの御協力を願ひますから、さうして事實興行者が負擔するのであります、名日は觀覧者が負擔するといふ此原案の方の御通しを願ひます、此點を今一應では観覧課金がないといふ風なことに論ぜられる愛が充分にあるのであります、此點を今一應本案反對の方々の御再考を御願ひしたいのであります、福島議員からの御提案の點はこれは實は只今助役から申上げた通り拳闘とか、野球とかいふことはどうも職業「チニスム」も來得る機會があり得る「チニスム」等はこれはどうも職業「チニスム」といふものはある譯ではありませんから「チニスム」等は除いてあります、其他の中に萬一外國人の職業の「チニスム」の「アレーヤ」が來て入場料を取つてやるといふ場合には其他に含めませんが、一般學生なり「アマチュア」の野球廣球には掛ける精神はないのであります、それならば野球といふ字を取る方が良いぢやないかといふ早瀬君の御意見もありませんが、それを萬事第六條で處置するやうに



立案してあるのでありますが、結局野球といふ字を取る、拳闘といふ字を取つても其他で類推しますから職業「チーム」が来たら其他で掛ければ良いぢやないかといふ、これは強いて原案を固執する譯ではありません、御多数の御意見に従つて修正を致しても良いと思ひます、一應皆さんの御議論も盡きたやうであります、當事者の最後の意見を御参考に申し上げます。

○五十番(永瀬三吾君) 只今野球なんかどうでも良いといふ御意向でありましたが、一應申して置きたい、何故ならば説明がありましたやうに學生の野球とか一般の野球の場合には取らないといふのであります、何故ならば野球ばかりといへない、映画演劇も藝術で必ずしも興行ばかりでない、映画研究も生まれるでせうし興行を目的としなないものなり藝術研究の場合もある譯で野球ばかりから除くといふことはどうかと思ひます、大體此條例が興行上と前提してゐるから假令野球であらうとも入れて置いて差支へない、多くの場合野球に興行上と前提するものと思ひません、併し凡ゆる野球の場合には興行化して興行化にならぬと思ひます、野球か興行願ひを出しても興行にならぬと思ひます、野球が興行であるかどうかといふことは其邊は一般の野球居留民の「スポーツ」の野球と職業團の野球とは自から區別がつくとと思ひますから此儘で良いのでないかと思ひます。

○二十九番(金山作次郎君) 私は只今の永瀬議員に全く反対の意見を有つて居る者であります、私は福島議員の説に同意するものであります、第二讀會に入りまして修正動議を以て修正したいといふ氣持を有つて居つたのであります、今の御意見を聞きまして遺憾に思ふのであります、野球の文字を入れて置くといふことは純眞な「スポーツ」を完く冒瀆する誤解を招く虞れが

あります(「ビヤウ」と呼ぶ者あり)のみならず今の永瀬議員の御説で参りますれば第六條があるといはれるが、第一條に於て拳闘其他を催しといふ其他に包含されらると思ひますから、野球といふ文字を削除して差支ないと思ひます、幸ひにして只今民團長は此字句に拘泥しない或は民團當局に於てもこれを削つても良いといふ御説も聞きまして二讀會で修正したいと思ひましたが、只今永瀬議員の意見を聞きまして私全く同意し難いと思ひます、これは是非とも野球といふ文字だけは削つて貰ひたいと思ひます、職業野球が来ますとも其他を應用して入場料を取るといふことが出来るのであります、野球を入れる必要はないと思ひます、殊に先程早瀬議員の仰しやつた如く我々も野球に關係して居る一人でありまして内地の職業野球招聘に就きましても容易に日本大藏省の許可になりません、それが職業野球が満洲の如く度々遠征して来る機会があるならばこれを條例として置く必要があるかも知れませんが、恐らく天津としては此土地の環境からさういふ恵まれぬ條件にあるので此處に野球と書いても何時實現するか分らない状態にあるのであります、此機會に於て野球だけは是非削除して戴きたいと思ふのであります。

○五十番(永瀬三吾君) 野球だけを「スポーツ」で神聖、藝術も矢張り神聖なものであります、同一に見て差支ないと思ひます。

○二十一番(五十嵐重吉君) 先程民團長が税共といふことに日本がなつてゐるといふことを仰しやいます、これは貴方の口が上手なことで税共でありませぬ觀覽料、觀覽料と各地ともなつて居ります、私も極く最近に行つて此問題が出て居る爲に殊更に注目して見たのであります

貴方の口の上手なのに驚くのであります(笑聲) 此問題から行けば立派な觀覽料であります、先程佐瀬君がいはれたと思ひますが觀覽料でなく營業課金といふやうなことを仰しやつて居るまた宮家助役がいはれた如く觀覽料、觀覽料は業者が負擔するやうなことを仰しやつてゐるがそれならばさういふことを撤廢して改めて何か考へたらどうかといふことで飽迄も此厚案には反対であります。

○二番(鹽谷辰造君) 此點に就て觀覽課金といふのをあつさり佐瀬君の提案のやうに興行課金に變へたら、要するに興行其ものに課金するのであつて、我々觀衆に課金しないならば結果は同じだからこれは其點を民團長首め各位の御考慮願ひたいと思ひます、觀衆といふのは税金を取られる主體でなく興行家が税金を取られる主體となるべきものであります、此點を此法文を明瞭にする點からいつても觀覽課金よりも興行課金と變更されんことを提議致します終り。

○十八番(横山金吾君) 私は天津のさういふ興行物特に映画の料金が非常に高い、實質に比べて高いといふことを痛感するものであります、それで今迄の皆さんの御議論を聞いて見ますと、結局民團側のいはれることはこれはかけても上らなければ良いぢやないか、まあ最少限度さういふやうに聞きますが、これをかけた下るべきものも下らぬ場合はどうするかといふこともいへると思ひます、併し外の議員のいはれる興行課金にしたらどうか、現に難種課金として興行に對してのものがあります、これは其率を上げやうといふ議論ならば議論になります、さうしますれば營業者としては結局これは觀衆に轉嫁させる、觀覽料に轉嫁する、これは營業者として當然なことであります、名前が觀覽課金であらうと興行課金であらうと實質に於ては入場者

即ち大衆に轉嫁されるものと考へるのであります、要するに私の今考へますことはこれは現在の民團財政周囲の環境からいひまして掛けることは已むを得ないと致しますれば、少なくとも民團當局は現在以上に上げないといふやうなことに對しても少しはつきりしたことを現在の興行者に對してこれ迄よりも上げないといふ、これを口實に上げないといふ方法にして戴かなければこれに賛成する譯にいかんもう一つはこれだけ皆さんの反對があるに民團が取るならばこんな零碎な金まで取つた金であるから其金の使途に就てもつと考へて戴きたい(「ビヤウ」と呼ぶ者あり) これを掛ければ七萬圓一般雜種課金か營業人に對するさういふやうな特殊課金まで上げる、それを名譽職に四萬何んば使はれるといふやうなことはもう少し慎重に考へて戴いたらどうか、これは興行課金であらうと觀覽課金であらうとさういふ名前であらうと觀覽者が負擔する、もつと實質を善くする、觀覽者の満足するやうなものを提供さす、民團自身が出来ない問題ならば警察當局を動かすとか何とかして盡力して戴く、さういふやうにして戴いたらどうかと思ひます、興行課金であらうと觀覽課金であらうと最後は大衆に轉嫁されるといふことは確信するのであります「拍手」(「ビヤウ」と呼ぶ者あり)

○十二番(藤田直道君) 私は今横山議員の説に全的に賛意を表するものであります、結局は總べて率、此土地で取る率と北京で取る率との間にどの位の開きがあるかといふやうなことも無論取調べて居らるだらうと思ひますが、これが負擔が假りに輕くなりましても營業者の負擔が輕くなるやうなことは無論ない譯であります、一寸頭が變になりました、一寸中止さして戴きます(藤田議員退場)

(109)

○十六番(菊地新一君) 先程から各議員の御説明を繰々承りました。私は此議案に賛成するものであります。實は申し上げないと思ひましたが、色々議論も出るものでありますから一言申し上げたいと思ひますが、結局如何致しませんが、此興行も矢張り算盤を弾いてやるものと思ひます。此處で觀覽料は一般入場者から取るといふこと、又取らないといふ場合がある、必ず興行課金としても觀覽料に課する民團當局として取るといふことになれば、結論に於ては同じだと思ひます。私は課金調査委員の席上でも賛成した案であります。私唯一つ御注意申し上げたいことは此税率を賦課する爲に益々入場料が税率の賦課といふ目的の爲に上るといふことではないやうにといふ風に御注意を申上げて置きました。でありますから同ひますれば此「フィルム」は一回の入場料幾ら、結局警察當局の御方が御決めに於て居るといふことを承つて居ります民團當局としても此觀覽料を上げた爲に入場料を上るやうなことを承つて居ります。置いて置きたいと思ふのであります。

それから此野球といふ欄であります。第一條の私はこれは豫ね／＼申上げましたが、野球といふ字は削除して載きたいといふ觀念を有つて居るのですが、意味は大體に於て金山氏が仰しやつたと同じ意見を有つて居ります。簡単に申上げますが、野球といふ二字を削除して載きたい、率は此通りにしてこれは賛成します。

○副議長(龜澤省朝君) 大體論旨も盡きたやうに思ひますから、第二讀會に入りたいと思ひますが、如何であります。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

(110)

○副議長(龜澤省朝君) それでは第二讀會に入ります。逐條審議に入るべきですが、便宜上此條例全文を一括審議したいと思ひますが如何ですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) 何か修正意見等ありますか。

○二十九番(金山作次郎君) 民團長に一寸御伺ひしたいのですが、第一條の先程來色々御話がありました。野球の文字に就て提案者から撤回して修正、削除して載きたい修正動議です。

○二十九番(金山作次郎君) 私は修正動議を提出します。第一條の第二項にありませう。野球といふ二字だけを削除して載きたい、どうか御賛成願ひます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○民團長(白井忠三君) 多數の御意見に従ひたいんですから。

○副議長(龜澤省朝君) 動議に對して御賛成でございますか。では動議に對する今の修正の分に對する賛成の方御起立願ひます。

〔起立者多數〕

○副議長(龜澤省朝君) では成立致しました。では第一條の野球といふ文字を扶殺するといふことに修正の動議は成立しました。其外に修正動議ございませうか。

○三十六番(早瀬精一君) 一圓と二圓の間に一圓五十錢と入れてあります。間を飛ばして置いた方がよいんぢやないかと思ひます。こうしますと一般の入場料を取らうと思つて一圓五十錢にしますと三十錢不當利を營業者がすることになる營業者が一圓、二圓の間をあけて置いた

(111)

方が抜け道がなくて宜いぢやないかと思ひますがどうですか。

○助役(宮家壽男君) 早瀬さん初めさうしてあつたんですが現在の入場料は一圓二十錢三十錢といふのがあります。さうしますと二圓迄といふと三十錢取られるやうになります。一圓二十錢で三十錢、となるので其の間に一圓五十錢と入れたのです。さういふ譯であります。

○三十六番(早瀬精一君) 結構です、分りました。

○副議長(龜澤省朝君) それでは其他修正御意見ないものと認めまして、只今野球といふ二字を削除することに就て賛成を取りたいと思ひます。此削除に就て賛成の方御起立願ひます。第一條の六行目野球といふ文字を削除することに賛成の方御起立願ひます。それでは此十九名、三十三名に對して多數と認めます。修正することに致しました(拍手)では第三讀會に入りまして此案全體に對する賛成を採決したいと思ひます。本案に對し只今の修正を付して原案に對し御賛成の方御起立を願ひます。(「はきりしる」と呼ぶ者あり)只今の修正をした儘本案に對し御賛成の方御起立を願ひます。(「原案賛成せう」と呼ぶ者あり)原案賛成の方、税金を取ること賛成の方。

〔起立者多數〕

○副議長(龜澤省朝君) 多數と認めます。可決致します。それは日程第二十二議案三十號取得課金條例中改正ノ件

日程第二十二議案第三十號 取得課金條例中改正ノ件

○民團長(白井忠三君) 本案並に其次の營業課金改正案もありますが、これは昨日も申上げましたやうに恐らく來年迄には各課金の改正が行はれてしまつて大使館の案に依りますに全民團民會が統一された課税に變はるのであります。其間の過渡期の修正でありますけれども、從來調査委員などでも相當異論がございまして、一年でも從來の儘にして置くことが忍びないのであります。それから本案を提出した次第であります。改正の要綱は今日より収入をはつきり分つて居つて所謂隠すことの出来ない、領事館の方々とか、我々民團の吏員であるとか、學校の先生であるとかいつたやうな人々の取得課金に對しては、申告額即ち實収入額よりも二割を控除した額をかけるといふことが内規的に行はれて居りますが、如何にも不合理であります。其精神の起りました所以は取得を正直に申告するといふことの意味が一つ、家族のありますものに對しまして扶養家族の控除といふことが内地の所得税などでも行はれて居りますので其點を天津では一向考慮してありませんからそれを加味した意味の二割控除といふやうなことが行はれて居ります。如何にも條理が正しくありませんので今回改正しまして二割控除といふ規定は取つて仕舞ひまして、さうして扶養家族の者の數に應じてこれを一人に付百五十圓づゝ控除する、子供が二人あつて細君のある人でしたら四百五十圓取得から控除したものに課金する、但し年取得の六千圓以上の人には其控除を行はないといふのが本改正案の要旨であります。どうぞ御審議の上御賛成を願ひ致します。

○三十六番(早瀬精一君) 此今の民團長の言葉に依ると六千圓以上は百五十圓引かぬ、それ以下は引くといふことではあります。早瀬さん見たいに十二人も子供のある人には補助するのであります。

(112)

したやうに恐らく來年迄には各課金の改正が行はれてしまつて大使館の案に依りますに全民團民會が統一された課税に變はるのであります。其間の過渡期の修正でありますけれども、從來調査委員などでも相當異論がございまして、一年でも從來の儘にして置くことが忍びないのであります。それから本案を提出した次第であります。改正の要綱は今日より収入をはつきり分つて居つて所謂隠すことの出来ない、領事館の方々とか、我々民團の吏員であるとか、學校の先生であるとかいつたやうな人々の取得課金に對しては、申告額即ち實収入額よりも二割を控除した額をかけるといふことが内規的に行はれて居りますが、如何にも不合理であります。其精神の起りました所以は取得を正直に申告するといふことの意味が一つ、家族のありますものに對しまして扶養家族の控除といふことが内地の所得税などでも行はれて居りますので其點を天津では一向考慮してありませんからそれを加味した意味の二割控除といふやうなことが行はれて居ります。如何にも條理が正しくありませんので今回改正しまして二割控除といふ規定は取つて仕舞ひまして、さうして扶養家族の者の數に應じてこれを一人に付百五十圓づゝ控除する、子供が二人あつて細君のある人でしたら四百五十圓取得から控除したものに課金する、但し年取得の六千圓以上の人には其控除を行はないといふのが本改正案の要旨であります。どうぞ御審議の上御賛成を願ひ致します。

○三十六番(早瀬精一君) 此今の民團長の言葉に依ると六千圓以上は百五十圓引かぬ、それ以下は引くといふことではあります。早瀬さん見たいに十二人も子供のある人には補助するのであります。

(113)

○民團長(白井忠三君) 皆引くのですよ  
○三十六番(早瀬精一君) つりを持って行かなくちゃならん(笑聲)時局病傷軍人、これに對して一つも書いて居ないといふことは誠に手落ちでないかと思ひます不具癡疾者に就て取扱ふといふことは將來非常に不公平があると思ひます、傷軍人なり出征家族それから戦死者の家族といふことは御時勢柄どうしても入れて置かなければならんと存じますが、如何ですか

○民團長(白井忠三君) 早瀬さんに御答へ致しますが、一寸今はつきり記憶しませんが、施行法規則の方法から免除する規定は確か第何條かにありますが、要するに取得課金は傷軍人の方でも相當に月給を貰つて仕事を居られるならばこれは納めなければならんことなるのであります、家族の中に傷軍人の方の含まれる場合は勿論其不具なにかいふ癡疾といひますか怪我をします収入のある人には假りに足は義足を穿めて居られてもこれを取るといふ建前になつて居ります、營業の方に就てもさうです、出征軍人の歸つて來られた方が名譽の戦傷をして居られても一つの營業を營まれ、ば營業課金は取る、これに對する免除の規定といふものは全般に通じて考慮すれば出來るので、施行規則から總べての課金を免除し得る規定が第何條ですかあります、第八十八條一一般的に考へて、詰り第八十八條の第二項に「居留民團ノ課金、使用料、手数料、及加入金等ノ賦課ヲ受ケタル者ノ中無資力ト爲リタル者其ノ他特別ノ事情アル者アルトキハ居留民團長ハ右負擔ヲ減シ又ハ會計年度内ニ限り納入ノ延期ヲ許可スルコトヲ得」といふ

(114)

一般的の法文で「カバー」すると思ひます、怪我されて居つても、矢張り月給を三圓取つて居られる、月給二百圓取つて居られるといふことになれば、これは取得課金を取らなければならんといふことになりませう  
○三十六番(早瀬精一君) それでは御伺ひします、義足を穿めて仕事を居ると満足な身體で事務を取るとどつちが不自由でせうか、ちつとも傷軍人に對する民團長これを何とかするといふことが適當でないでせうか、其今の第八十八條には傷軍人といはつて居らぬ、特殊の事情のあるもの、それに入れるかこれに入れるか一つも其中に表はれて居らぬといふことは別に差支ないことではありますけれども、どうですか

○民團長(白井忠三君) 今讀上げましたのは、これは要綱です、民團のでなく外務省の施行法規則の中にさういふ規定がございます、さういつた特別の事情ある場合には減免することが出来るといふ、これを適用するのは營業課金、取得課金でも何でも出來る譯であります、でありますから取得課金の條例の中にさういつたことを入れなくても良い譯であります、唯施行規則を改正するのは我々の方で出來ませんが、強いて傷軍人といふことを唄ふとすれば、それは本條例の中の何處かに入れなければならん法文の體裁としては少し面白くないぢやないかと思ひますが法文の體裁上少し面白くないぢやないかと思ひます  
○十七番(志村正三君) 只今早瀬君から結構な意見が出たのであります、私參事會員として此案を審議致します時に實は氣が付きませんが甚だ申譯ないことではあります、民團長の御意見もありませんし、取得課金に於て傷軍人を特に免除するとか或は減すとかいふことを考へるより

(115)

寧ろ取得課金は取得課金として當然居留民の一人として義務を果して貰ふ上に取ることが當然も思ひますが、併しながら傷軍人に對する民團當事者の保護とか便宜を計るといふ點に於て國家に貢獻したところの傷軍人に對する體として充分此點に於て考へて戴きたいと思ふのであります、現に私の知つて居る傷軍人が齒科醫をやつて居られます、これは知つて居るからいふのであります、非常に仕事の上にも同じ醫者であつても立働きのする上に於て凡ゆる點に於て不便がありません、其使徒に對する相當の収入があるべき筈であるが身體が不自由の爲に収入が充分得られないといふことは誠に同情すべきものがあるのではないかと思ひます、さういふ風な意味合から申しまして、此取得課金條例を制定するに當つて民團當事者は此點に思ひを致されぬといふことは民團當事者としても誠に御手落はありませぬか、思ひが其處に至らなかつたことは遺憾と思ひますが、併しさういふ風な意見が茲に民會議員から出た以上は充分考慮し只取得課金を免除するといふ點に就ては却てさういふ軍人の方が迷惑されるかも知れませんが、免除する必要はないと思ひます凡ゆる點に於て一つ御援助なり或は御便宜を與へられることを希望する次第であります

○副議長(龜澤善則君) 他に御質問ございませぬか  
○五番(伊東武喜君) 扶養家族といふもの、説明の中に第一項配偶者、十八歳未満の直系卑族といふ者は日本に居つても此一尙差支ないものであるかどうか、それと十八歳未満として十八歳を限定した理由は其二項に就て御答辯願ひます  
○柳澤稅務課長 御答へします、内地に居りましても現地に居りましても其條項に當れるものは免除致します、それから十八歳未満は内地の例に倣ひまして十八歳と定めたのであります

(116)

○十五番(佐瀬常盛君) 同居家族の収入は計算されるのであります、されないのであります、例へば私が三千圓取つて居ります、家内が三圓取つて居る、若しさういふ場合に六千圓になるのであります、三千圓と個々になるのであります  
○民團長(白井忠三君) 個々になります  
○十五番(佐瀬常盛君) 個々ならずして連ふんで考慮しなければならぬ點があります、其點御提案と別個にありますが如何なるものでせう例へば法人組織のやうな會社にして六千圓の俸給とかある、免除して貰へぬ、五千圓とする、細君が又其重役とかいふやうな場合三千圓や五、五千圓なら免除か貰へる、免除の金額の中に入つて來るやうな二つの區別がさせられるものと思ひます、一家として総合的に課税されて居りませぬから其點を考慮してさういつたところの用意も考へて戴きたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 私實は最後の決定の時に課金調査委員會を退席したものですからはずきり分りませんが答へが遅れましたが、大體扶養家族といふ言葉の定義といひますか、これは収入のないものに限る譯であります  
○十五番(佐瀬常盛君) それは分つて居ります  
○民團長(白井忠三君) それから奥さんが矢張り一つの収入を有つて居られるならば、天津は婦人にも參政權を許して居るのでありますから結局奥さんの名前での取得課金納稅義務がある譯であります、十八歳未満の例へば娘さんなら娘さんが、矢張り年收千二百圓以上の収入があ

(117)

るならば其人は扶養家族でないのであります、控除の方に免除の方に入りませんで、其娘さんの名に於て矢張り納税義務を負はれる、こういふことなる

○十五番(佐瀬常盛君) 其點は私も分つて居りますが、例へば六千圓以上の者に對しては適當せずといふ項目がある爲に假りに夫婦共稼ぎをやつて居る、子供が三人居る、主人公なら主人公が三人申請すれば控除する、計算して六千圓ある場合は控除されないといふことになり、例へば兎に角主人公さんが一人であれば六千圓に達しない、家庭として六千圓になるといふ場合の第五條の收入六千圓以上を對してこれを適用せずといふ點にどうかと思ひますが、内地の方ですと合算になつて居ると思ひます、一家の取得は六千圓以上になつた時には一人で六千圓以上になると適用されないと、二人で六千圓以上になる場合は適用を受けるといふことになるのが少し考慮の餘地がないかと思ひます、同族會社のやうなもので一つ一つの店をさういふことが出来る、甚だこれが爲に減免するといふことは甚だ小さなことですが、其點を一寸御考へ願つたらどうかと思ふのです、一寸問題としていふのでない、御注意位の程度にして御聞き願ひたい

○十八番(横山金吾君) 第二讀會に於て申し上げやうと思つて居りましたが第六條に前條の扶養家族といふのは配偶者及十八歳未満にして第一親等の直系単務とあります、これでは收入のある人も入りませぬ、配偶者直系単務、生計を支持するものは内地は入つて居りませぬか、收入のある人を入れて良いのですか

○民團長(白井忠三君) 内地は入つて居りませぬ収入のある人は認めないのであります

(118)

○柳澤稅務課長 認めませぬ

○十八番(横山金吾君) 認めませぬか

○柳澤稅務課長 取得者の中に欄があります、家族の中の收入のある者は記載されて居りますから別個に課税することになります

○副議長(龜澤省朝君) 他に御質問ありませんか

○五十番(永瀬三吾君) 十八歳未満の事はよく分りませんが、十八歳以上で學校遊學中のものに對してはどういふことになりますか

○柳澤稅務課長 認めませぬ

○四十七番(福島榮之助君) 十八歳以上で學校に入つて居るものは

○柳澤稅務課長 認めないことに致して居ります

○五番(伊東武喜君) 一つ御訊ねたいのは同居中の家族といふ者はどういふ御定義であります意味を、内容を説明して下さい法律上何かあるのかも知れませぬけれども

○遠藤調定係長 同居中の家族と申しますのは第六條の第一項第二項、第三項にありませぬ

○五番(伊東武喜君) 第三項中の家族をいふのですか

○遠藤調定係長 第六條の第三項

○五番(伊東武喜君) 家族といふ定義何處かに説明があるのですか

○遠藤調定係長 第三項の家族は第一項並に第二項の配偶者及び十八歳未満といふ限定されて居りますが、第三項では年齢如何に拘らず不具廢疾者は免除するといふのであります

(119)

○四十七番(福島榮之助君) 十八歳未満で内職を有して居るものは除外する十八歳以上で學校生徒は親が費用を拂つて居るのは矛盾があるやうであります如何ですか

○遠藤調定係長 これは一定の年限に制限する以上これは二十歳にしましても二十五歳にしましても同一の問題が起つて来るのであります、内地の例に於きましても昔から十八歳未満は中學校卒業程度でありますから此程度は適當といふ譯で昔から十八歳といふことに限定して居るのであります

○副議長(龜澤省朝君) 質問がないならば第二讀會に入りたいと思ひます

○副議長(龜澤省朝君) それとも讀會を略しますか

○副議長(龜澤省朝君) 〔賛成〕と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) 〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) では讀會省略原案を可決確定したいと思ひますが、如何ですか

○副議長(龜澤省朝君) 〔賛成〕と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) 〔賛成〕と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) では可決確定して十分間休憩致します、午後三時四十五分休憩

午後四時五分再開

○副議長(龜澤省朝君) では再開致します、日程第二十三號、議案三十一號營業課金條例中改正の件、これを上程致します

日程第二十三、議案三十一號 營業課金條例中改正ノ件

(120)

○副議長(龜澤省朝君) 御審議願ひます

○民團長(白井忠三君) 營業課金の本年の賦課の狀態といふ風なことに就きまして豫算の時に詳しく色々の参考の表を添へましてやうと思ひましたが、丁度参考の表が間に合ひませぬので此議案のところでは單に改正に關する件だけの御説明しか申上げ兼ねますから其御積りで御質問等御願ひしたいと思ひます、これ又只今の取得課金と同じやうに明年度に於きましては根本的に條例の改正を見ることになる豫定でありますから極めて過渡的なものであります、第一條の改正の中に營業を營むといふことに現行法がなつて居ります爲に、例へば連絡所を有つて居る、それは營業をやらない、自分のところに課税するのは困るといふ風な異論がいろいろ出るのであります、連絡所が商賣を果してやつて居るか居らぬかといふことの關係が相當面倒でありまして、矢張り民團では連絡機關としてのところでも出張所といふことになつて居ります以上一戸構へて營業を認めないことを認めて課税しないと均等が取れませぬし色々不公平な異議を申出される方もあります、營業又は營業に値する業務を營むといふことに改正して行きたいと考へるのであります

其次は第二條の等級中第五、六級年額三萬圓といふのが只今最大限度になつて居ります今度改正致しますと到底三萬圓とかで納りませぬので三萬圓以上を何十級迄になるか區別します、それを一々條文中に列擧するには非常に煩はしくあります、五、六級以上一級を増す毎に二千五百圓を加ふ二級増へれば年額二千五百圓増へるといふことに改正したい、後は字句の修正見たいなものであります別段意味はありません、八條の本課金が毎一年度を左の三期に分ち

毎期納入期日一週間前に納入告知書を發しこれを徴収す。こういふやうに致しました、それは過渡的な方法なのでありますが、御承知の通り従前は四期に分納することになつて居りましたのを、第一期の調査は本年は中々間に合ひませんので詰り従来營業課金の申告の基礎を營業高に置いて居りましたのを本年は収益高、取得高に根據を置きたいといふので其中告を御願ひすることに致して居りますが、この調査に當局の方で非常な手間取りますので七月を第一期とし、十一月を第二期に翌年の三月ころいふ風に改めて行きたい、それから後は此十條、十一條、十二條を増しましたのは矢張り調査の爲に必要な方法を調査員が皆さんのところへ調査に御願ひすることに關する規定を定めたのであります、別段根本的問題としてのことはございせんが、事務上の必要に迫られた改正が多いのであります、どうぞ御審議の上御協賛を御願ひ致します「ミスプリント」が二ヶ所ございまして御修正を願ひます、第六の現第八條といふ書出しの次の頁のところで最後のところに「其の他の物件を檢査せしめることを得となつて居りますのを「せしむる」と「め」を「む」と御直しを願ひます、第十一條の前です

○副議長（龜澤省朝君） 御質問ありませんか

○副議長（龜澤省朝君） 「質問なし」「進行」「議會省略可決確定」と呼ぶ者あり

○副議長（龜澤省朝君） では本案は議會省略可決確定したいと思ひます

○十三番（木下秀良君） 第八條の第一期、第二期、第三期と分けたのは取得課金も全部ですか

○民團長（白井忠三君） これだけでありませう

（「異議なし」「可決」と呼ぶ者あり）

○副議長（龜澤省朝君） では議會省略可決確定致します、日程第二十四第三十二號議案遊興飲食課金條例中改正の件を上げます

○助役（宮家壽男君） 改正の趣旨を簡単に御説明申し上げます、第一條に於きまして従来料理店貸座敷「カフェー」「バー」飲食店其他となつて居りましたのを此處に旅館といふ二字を入れました、従来旅館に於きましては飲食に就て賦課して居りませんが、内地の例に倣ひ殊に旅館にして小宴會等を行ふやうな事實もありませんので旅館に對しても五圓以上の場合には賦課するといふ目的で旅館といふ二字を第一條に挿入致したのであります、其次は第二條の賦課率の増額であります、従来日本藝妓、舞臺に就ては花代の百分の二十五でありましたので百分の三十、第二項酌給其他これに類するものは花代の百分の十五でありましたので百分の二十、何れも百分の五づつ上げましたのであります、第三項の飲食に就ては百分の十五といふのは従前通りであります

それから其次に第四項でございますが、第四條中には従来未收額に就ても課税をして居りました、其代り手数料としては組合等のものは百分の三手数料を支給するといふこととしてあるものであります、それを合理的に改正します意味に於て、其次に於ける未收額は遊興飲食代金と共に申告せしむるといふことにしまして、さうして第六條に於きまして、其次に領收出來なかつたものが、とう／＼掛倒れになつて仕舞つたといふ場合は其事由を具して民團長に申請致し

ました場合に民團長がこれを正當と認めた場合には其税金を免除する、こういふ風に改正致す精神であります、従て只今申し上げましたやうに第九條の百分の三に相當する金額といふのを百分の一乃至三といふ風に改めました、其他十一條等も只今營業課金の場合に於て御説明申し上げましたやうに調査を便ならしむる爲の改正であります

○十三番（木下秀良君） 私は此改正は賛成なんでありませう、此徴收の方法を如何にするといふことに就て御尋ね致します、私は此改正は如何いふ話を聞いたのであります、こういふことが良ければそれを民團でもやつたらどうか、所謂民團で領收證を發行する、三枚發行する、一つの金額に對して一つ客にやつて一つ民團に渡して、一つは自分の家に置く、これを一から百まで、一から五百まで全部民團で判子を捺して書進ひでも何でも取る無かつたものは渡す、さうすれば所謂改竄したりこれは民團に出す奴、これは民團に出さぬ奴、課金をしても逃げてしまつては何にもならん、逃げないやうにするにはどうして一、二、三の三枚續きの傳票式にして、それを正式に定めて民團から發行する、民團で發行して實費で買つて貰ふ、各業者に與へて各業者が一枚でも書進なつても戻すといふ風にして番號打つて此方法が一番良いといふこととで此間或人から聞いて現在民團でどうして居るかといふので聞かれたのですが、私は分らないので聞いて見やうといつた、若しかそれが良かったらさういふやうな法式に爲すつたらどうか

○助役（宮家壽男君） 今木下議員の仰しやつたやうにやつて居ります、只今御注意のありました飲食店に貼つてありますあの普通五圓以上の場合には百分の一五納めるのだ、それには民團

發行の領收證を取つて呉れといふことを書き加へて呉れといふ御注意がありましたので、さうすればお客さんが民團發行の領收證を出せといへば漏れなく徴收出来るやうになりますさういふやうに念を入れて居ります

（「料理屋は」と呼ぶ者あり）

○助役（宮家壽男君） 料理屋は帳簿で徴收はやつて居ります

○十三番（木下秀良君） 料理屋もやつたらどうですか民團の領收證を使ふべしとやらなければいかんどうせ拂ふなら拂つて良いのです、問で誤魔化しはしないか、さういふことは随分あるらしい實際に拂はぬ、お客さんから正當に取つて、さうして果して取つた人間が誤魔化しちやつて民團の方は所謂本氣には少し拂ふといふ、さういふのが非常に多いらしい、だから飲食店はさういふやうに爲すつて居るやうですが、料理屋もさうしてやつたらどうですか料理屋も全部民團發行の何を使ふ、それは料理屋の受付けやない、受取をやつたら分るが、あんなやうな式のものを使へば良いと思ひます

○柳澤稅務課長 料理屋の方は今やつて居りませんが、先づ料理屋方面の脱税に對しては此處で申上げると私共の虎の巻が知れて仕舞ふことになるから申上げませんが、對策方法があるから逐次其色々な方法を以て一件一件當つて参りますから脱税行爲を相當効果的に防げるのでないかと思つて居ります

○十七番（志村正三君） 今木下議員から甚だ名案が出て民團は實行して居るさうですが、何時から實行して居りますか

(125)

○柳澤稅務課長 四月一日からやつて居ります、飲食店に對して

○十七番(志村正三君) 昨年

○柳澤稅務課長 はい

○十七番(志村正三君) 飲食課金に對して脱稅行為を停止することは結構ですが、それが爲に民團から取れば飲食店にしろ料理屋にしろ料金を澤山納めて呉れる人はお客さんであるからこれに對してあゝしろ何しろと負擔の目をかけて非常な一枚書けば良い領收證も三枚も書け、といふことになれば非常な煩雜であります、やれば手数がかゝる病院でも實は例があるのであります、病院の患者に領收證を拂ふといふことになると非常に手数がかゝる、それは東亞病院なんかもさうしたらどうかといふ案もありませんが、却々事務の方の當事者から見れば非常な煩雜になつて居り人手をもつと二人か三人増して貰はなければ出来ぬやうな實際問題が病院廻りでも起つて居るのであります、こゝにいふ風なことも當然業者の間にも考へられなければならぬ事柄であるからこゝにいふことの手數料といふものに對して相當の手數料を尙これを民團の方から業者の方に拂戻しをしてやるとか、何とかいふ形式を取らない限り煩雜な手數を掛けて民團は取る方が都合が良いかも知れませんが、民團に取つてはお客さんであるからこゝにいふやうな業者に對しては便宜といふことも尙考慮しなければならぬ問題だところ考へるのであります、其外此改正に就ては別に異議がありませんが、此點を充分考慮して戴きたいと思ひます

○三十六番(早瀬精一君) これは三枚の復寫簿の方に書いてやるやうにした方が良くと思ひます、今ははれる手數料を戻さなければならぬ、あの謝禮の補助金を見ますと四、五、六三箇

(126)

月で曙街の三業組合で三箇月九千圓の金を拂戻して渡してある、事務員の一人位料理屋専門に雇つて居つても差支へないやうな補助を受けて居ります、それから今の貸倒れがあつた場合はこれを事情に依ては免除といふ條項が出て居りますが、今貸しますか、殆んど現金でなければ敷島通りに上げて呉れぬのが今日の狀態、それを自分の方が見込んで大丈夫だからと上げて引掛つて税金を免除して貰ひたいといふ、こんな條項を載せるといふことはよくないと思ひますこれは一つ考へて貰ひたい、條項に載つて居る、貸倒れを免除してやるといふことは良くないと思ひます、それから事實此席ではどうかと思ひますが、花代、玉代、揚代、飲食料、庶料凡ゆることが書いてあります、枕金から(「笑聲」)税金を取つて居りますか、此點一つ

○助役(宮家壽男君) 枕金といふ御立替に就ては遊興に附随します煙草を取るとかお汁粉を取るとかさういつたものを料理店が立替へて領收證の中に記載した金額に對しては全部取るといふことにして居ります、ですから其枕金が現金で支拂はれた場合は其處に書かれてありませんから能く分りません、所謂立替といふ場合は自然遊興費の中に含まれて居る如く請求して居ります

○二十番(竹内象藏君) 私は此賦課率を改正されて一、二、三と揚げであるが、従前通りが良いと思ふのであります、此理由は民團の豫算を見ますと全部で課金が四百萬圓になつて居りまして遊興課金から百四十萬圓上る、それに新に酒造課金が四十萬圓近くのものになりまして二百萬圓は四割になつて居ります、そして取得課金が十六萬五千圓計上してあります更に余り弱い者處であります、殆んど天津の課金の半分以上といふものは酒と女に掛けて居る、此位

(127)

で可憐なもので彼等は黙つて居りますが、如何にも弱い者であります、賦課率が二十五といふは余り多いと思ふのであります、どうですか(「笑聲」)

○民團長(白井忠三君) 可憐な者でない、貴方々が御拂ひになる譯ですから(「笑聲」)

(「増税はいかぬか」「不賛成」と呼ぶ者あり、「笑聲」「女から取るんぢやないよ」と呼ぶ者あり)

○十八番(横山金吾君) 先程誰か仰しやいましたが、未收額、所謂貸倒れに對して免除してやるといふことはまあ其別個として、期限が別に切つてないですね、第四條の第四項に毎月其月の未收額がございませうか、といふと現金の折は別として大抵のところは翌月廻しが多いんですが、さういふのは條文からいつて無理ぢやないかと思ひますが例へば若し貸倒れを免除する何箇月後に至つて猶取れないものは免除してやるといふやうにしないと何時迄の未收を貸倒れにするか、二、三年間に話のないものもあるであります、或點まで年限を切つて置く必要があると思ひますが條文の體裁上

○民團長(白井忠三君) 其處が妙味を存してあるのであります、例へば不幸な例ですけれどもこそつと死んで仕舞つたやうな一月でも免除しなければならぬ場合が起ると思ひます

其處へらへ出張して居つて半年経つても、歸つて來られる見込のある人は貸倒れにされない、正當と認められる理由がなければ

○十八番(横山金吾君) あると却つて煩雜ですな

○二番(藤谷辰造君) 古い奴請求してゐますか

(128)

○民團長(白井忠三君) それは免除出来ません

○副議長(龜澤省朝君) 外に御質問ございませぬか、「(進行)」と呼ぶ者あり) 外に御質問がなければ第二議會に入りませうか、それとも議會省略(「上等々々」と呼ぶ者あり)では第二議會に入りませう、若し御修正の意見等があれば此際御話願ひます

○三十六番(早瀬精一君) 第六條を削除して戴きたいといふ動議を提出致します

○副議長(龜澤省朝君) 誰か只今の修正動議に對して賛成者、規定の賛成者五名以上ありましたら修正動議成立と認めます、早瀬さんの意見は第六條全然削除する譯ですな

○三十六番(早瀬精一君) 今の貸倒の税金免除してやるといふのはそれは條項に書くべきものでないと思ひます

○副議長(龜澤省朝君) 誰か只今の動議に賛成の方ありましたら御起立願ひます(「動議に對して規定の五名の賛成者がないと動議が成立致しません」では不成立であります(「起立に問へ」と呼ぶ者あり) 外に、只今の六條削除に就て動議に賛成の方御起立願ひます、それでは只今の動議成立であります、六條全部削除ですな(「外に修正動議かございませぬか、此六條を削除して外に關連が起りませぬか

○民團長(白井忠三君) 第四條を取らなければならぬ、必要がなくなる

○柳澤稅務課長 第四條は其儘にして置いて戴いて良いです

○遠藤調定係長 これは三業組合等の場合でなく其他旭新地を除いた散在して居る料理屋が主として問題が起きて來るのでないかと思ひます(「進行」と呼ぶ者あり)

(129)

○副議長(龜澤省朝君) 只今の修正動議に對して賛否を起立に問ひたいと思ひます、第六條全文削除に就て御賛成の方只今の修正動議に就て御賛成の方御起立を願ひます(「修正案の賛成ですな」「はつきり分らん」と呼ぶ者あり) 只今早瀬議員の提出致しました修正案に就て賛否を問ふのであります、早瀬議員の修正動議は此六條を全文削除する動議であります、これに就て賛成の方御起立願ひます

○三十三番(早瀬精一君) 料理屋がお客さんから金を取つたのを税金を免除してやるといふ、料理屋が貸倒れる、遊んで居るのは只で飲まして居るのでない、金を儲けるべく上げる必ず信用のない奴は上げない、此の人は金を持つて居る大丈夫とそれを見込んで上げたのに貸倒れたものは料理屋の見込損ひをしたので民團が税金を免除してやる考慮してやる必要はないといふのである

○三十三番(木下秀良君) それは民團長正當なりと認められた時といつてから

○三十三番(早瀬精一君) 條文に入れる必要はない

○副議長(龜澤省朝君) 今の理由に就て御分りですか、只今早瀬さんの説明した意味が御分りですか、御分りであれば只今の六條削除に就てもう一度賛否を起立に問ひたいと思ひます早瀬議員の修正案に對して賛成の方御起立願ひます

〔起立者少數〕 不成立であります

○副議長(龜澤省朝君) では外に修正はありませんでしたから第三讀會に入ります、では本案の全體に就きまして原案の賛否を起立に問ひたいと思ひます

(130)

〔「異議なし」「進行」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○副議長(龜澤省朝君) 御異議なければ本案は原案の儘可決確定致しました、只今議長が御見へになりましたから代りして戴きます

〔副議長退き足立議長議長席に著く〕

○議長(足立茂君) では引き続きまして議事日程第二十五議案第三十三號課金調査委員會議例中改正の件を上げ致します

旧程第二十五 議案第三十三號 課金調査委員會議例中改正ノ件

○議長(足立茂君) 提案者の御説明を願ひます

○民團長(白井忠三君) 各種の課金の改正又實質上の増徴の必要が昨日来申上げましたやうに或は條例案の改正或は税率の改正諸般に亘つて行はれます時に居留民の方々の増加の状態も元のやうなではないことは御承知のことです、従て従來課金調査委員會議の組織を定めました條例にも改正の必要が起つたのであります、第一は第三條であります、これは定員のことです、従來居留民選挙権を有つて居る人の中よりといふのが現行法であります、民會議員選挙名簿といふものは毎年十月に入らねば作らないのでそれ迄の間は昨年の有権者しか有権者でないであります、居留既に十箇月に及んだ方でも丁度御出でになつた時の關係で選挙有権者の名簿に登録されて居ない人があります、此調査委員を廣く御願ひする上に差支へがありますので改正案に於きましては定員は前の通り三十五名とし六箇月以来居留民團課金を負擔する居留民中よりといふことになつて居ります、選挙有権者名簿に載つて居

(181)

らなくとも六箇月以来民團課金を御納めになつてゐる方の中から二十六名、それに参事會員全員を居留民團長が囑託するといふやうに改正したのであります、参事會員の方が全員課金調査委員となつて課金調査委員會に出席されることになつたのは事實上昨年からです、これは現行法に於いては表はれて居りませんのであります、當然必要に應じ増員すること、これは現行法に於いては表はれて居りませんが、これは併し余り初めから定員を多くして置く必要はないと思ひますので但書に必要に應じ増員するといふ此但書を適用致しまして現在の如く四十五名位にして置く、それから第五條の改正は現行法に於きましては委員長一名副委員長一名と云うなつて居るのであります、これは後の條項にも關聯しますが、只今申上げような趣旨で課金の範圍なり納税者の數なりが非常に増へて参りますので従來のやうに各全調査委員諸君が御集りになつて其場で納税者の何干軒の分を初めから審査して行くといふことでは非常に日數もかゝりますし煩雜を極めますから實は分科を設けたいと思ふのであります、或は税金の種類に依つて分けますか、或は納税者の資格の身分に致しますか、其邊はまだ實は成案を持つて居りませんが、何れ課金調査委員會の御意見を能く伺ひまして、さうして三つに分ける、其三つ位の分科に主査となつて戴く方を副委員長といふことにしたい爲に茲に委員長副委員長若干名といふことに改正を御願ひして置きたい、こう思ふのであります

それから只今若し分科會を設けることを八條に規定致して居りますので「委員長必要アリト認ムルトキハ分科會ヲ設ケ議案ヲ審査サシムルコトヲ得、分科會ノ主査ハ副委員長ヲ以テ之ニ

(182)

充テ分科會ノ委員ハ委員長之ヲ指名ス」こういった條項を新に作りました、其前の第七條はこれ又現行法には出席者の定員が決められておらず「本會ハ委員十五名以上出席スルニアラサルハ議決ヲ爲スコトヲ得ス」といふことを入れたのであります、これは分科會に對しては無論適用しませんが、分科會は審査を致しましてまだ決議まで行きませんから分科會の方は適宜分科會の頭數が何人にするか、四つにすれば十一、二名の分科會が出来る譯です、三つに分けたら十五名づゝ位になります、其點に就ては決議ではありませんが、これは余り詳しく出席者は制限を決める必要はないと思ひますから書きませんが、要は第三條の資格を決めたいと點と第五條の副委員長を若干名と致しますこと、第七條の十五名以上出席しなければ決議が出来ぬといふこと、第八條の分科會にして審査することが出来る、これだけの改正を加へたいと思ふのであります

○二番(鹽谷辰造君) 私は副委員長を二人も造る必要はないと思ひます、各分科會の主査を作つても主査を副委員長にやらすといふ必要はないと思ふ、副委員長は従來の通り一名で良いと思ひます、何故若干名を置かなければならんかといふ理由があれば其理由を聞かして戴きたい

○民團長(白井忠三君) 理由は今申しました通りで、分科會にします場合に其分科の主査といふものを副委員長にやつて戴くといふ趣旨で副委員長を若干名にしたいといふのであります

○二番(鹽谷辰造君) 主査は副委員長でなくちやならんといふことはないでせう

○民團長(白井忠三君) 同じこととせう

(135)

○二番(鹽谷辰造君) そんなに副委員長を作る必要はない、主査を頼んだら——副委員長が多数あるといふことは可笑しいぢやないか、各分科で主査を作つたら良いと思ひます

○二十一番(五十嵐重吉君) 私も副委員長を数多く作る必要はないと思ひますこれは課金調査委員の数を増やしたのが目的であつたかといふことを申し上げたい、要するに先づ多方面に亘つての御意見を承りたいといふのが目的である恐らく此副委員長を増やすといふのは何か民間長外に案を持つて居られるのではないかと考へる、それより分科會をして何かの人でやられるより多数の人に依つて決せられる方が却て良き案が出ないかと思ふ(「賛成」と呼ぶ者あり) 其點に於て何か外に案を持つて居られる爲にこゝにいふ提案をされたのではないかと考へる

○十六番(菊地新一君) 私も此課金調査委員の副委員長を若干名増員といふことに對しては一言せざる可らずであります、成程只今三十五名からそれに參事會員を九名増員されて、四十何名になつたといふ御話であります、私も其末席を穢して居る一員でございますが、此課金の成程課税といふものが、非常に民間の財政上に重大なる財源となり其財源となる課金は慎重に課金調査委員會で審議しなければならぬといふことは固よりであります、併しながら今五十嵐君が仰しやつた言葉の中に廣く委員の意見を聞いて審議するといふことは必要でないかと思ふ、と申しますのはこれを今一寸民間長の御話の中に副委員長を三名にするといふ御話でございますけれども、現在委員長一人副委員長一人で審議が出来て居るのであります、それでありましてこれを三分科會にするといふことは餘程専門的に審議されるのであります、若結構と存じまされども又一面察するに弊害といふものを認めなければならぬと思ひます、若

(134)

しも主査といふ言葉で不可とすれば分科會長といふことも結構と思ひます、委員長一名副委員長若干名といふ言葉はこれは私賛成出来ないものであります、でありますから分科會でやらなければならぬといふ御意思がございましたら分科會に依つて課金の審査を爲さつて宜しいが、併しそれ程まで分科會を置かなくては現在の課金は審査出来ないといふ状態ではないかと考へるものであります、でありますから現在通り委員長一名副委員長一名といふことで現在通りして戴きたい、こゝにいふ私は意見を有つて居ります

○民間長(白井忠三君) 分科會の審査に關する一寸誤解を生ぜられて居るやうに思ひますが、分科會で審査致しましてこれを總委員會に無論かける、最後は總委員會にかけ、唯分科を例へば營業課金といふものが今度は昨日から申上げましたやうに從來營業高の申告を主として居りましたが、今年度に於きまして、今年以後に於ては取得高を申告して戴く、詰り儲け高を申告して戴くといふことになりましてと余程詰り範圍を凡ゆる居留民の凡ゆる商賣の人を一律に總會で今迄のやうな審査の仕方で行きますと根據が甚だ薄弱といひますか、基準になり難い、そこで結局分科に致しまして分科で審査をして、審査したものに依つて總會で勿論決定するのであります、副委員長といふ名前別に別にごだつて居る譯ではありませんから或は副委員長一名に主査若干名を置く主査といふ言葉を使ふなら主査といふのを後項に入れなければならぬ、それだけのこと副委員長若干名のこと別に面倒臭くないと思つて副委員長若干名にしたのであります、副委員長一人でなければおかしといふ御意向ならば正副委員長一名、主査若干名を置くといふごう直しても良い、事實分科會を主査する人を副委員長に置くといふ意味だけであり

(136)

○二十一番(五十嵐重吉君) 今民間長の御説に依ると分科會でやつた奴を再び總會に御掛けになる、それであるなら其前に去年の夏、秋だと思ひますが、參事會員を課金調査委員會に持て来たのは要するに事務の煩雜を省く爲に調査會に參事會員を入れた、私も會員の一人でありましたが、同じことが重復する、却て餘計な仕事が出来ることになりはしないか、私は何でも彼でもこうしなければならぬと決して申しませんが、委員長は正副一名にして主査を置いても構はぬといふことを口に出して居られる、でありますから私も決して我利々々亡者的にこゝやつてやらなければならぬと申しませんが、貴方の仰しやつたことは此前のと違ふやうに思ふから一言申して置きます

○民間長(白井忠三君) 全然趣旨が違ふ參事會を課金調査委員會に加へたといふことは繁文縷禮だからさうして戴いたといふことは調査委員會で決めたものを參事會員全部一々審査するといふことは殆んど審査しない、審査しないで調査委員會の決定に對する賛意を表明して、さうして敬意を表して參事會は納税にする、それが參事會の實情だ、重大なる課金調査といふ問題を參事會員は納税にするのは居留民に對して済まぬ、もう一遍審査するといふことは非常に時間を要する、課金調査委員會を通過し、參事會を通過しなければ納税告知書を出せんこれは不便が起る一面煩雜になるから、參事會員諸君には御迷惑ながら課金調査委員を兼ねて課金調査委員會に出席して戴いて、さうすれば參事會員九名の方が全部出て貰へないでも參事會員の何人かが課金調査委員會に出席して共々審査する、それだけ事務の方からいへば參事會を通過する時間だけ早く納税告知書が出せる、此理由で參事會員を加へた、尙分科會にしようといふのは課金の審査を慎重にする意味に於てそれ〴〵人々の税金の種類若くは會社個人といふ分け方にする、さうして下審査をやつて其審査案に依つて總會で決定する、これを慎重にしたいといふ趣旨から来たのであります、前後矛盾して居る譯でない、さう御諒解願ひたい

○二十一番(五十嵐重吉君) さうなりましたと今貴方は分科會に依つて慎重審議をして、こゝにいふことを仰しやるけれども更めて調査會に持つて行けば同じことを繰返へすことになりはしないか、それよりも分科會も何もなく全體が委員に御なりになつて御諮りになる方がいゝ、誰方が何の方に詳しいかそれまで貴方は御分りになりますか、それだからそれより營業税の係の人も一丸となつてやつた方が正確なものが出来はしないかと思ふ

○民間長(白井忠三君) それから先は意見の相違です

○二十一番(五十嵐重吉君) そゝいははれるから駄目だ

○三十六番(早瀬精一君) 此委員會條例の改正はどつちにしても一つも差支ないと思存するのであります、唯私の申上げたことは六箇月以内に切詰めたといふことは民間長の意中の人が例へば此人を頼みたいといふ從來の規定に當嵌らない爲にこゝにいふやうにしたのでないかと思はれるのである、副委員長三名にするといふ規定に改正される、副委員長になる人は政治的工作でどうしても三名にしなければ治りがつかぬ爲にこゝにしたのでないかと答問の噂から照合はせまして考へられるのでありますけれども、それは詮議立てしませんけれども今後のこともありますから人の爲に職を設けるといふことはどうぞ今後やらないやうにして戴いて、これは此儘

(135)

○二十一番(五十嵐重吉君) そんなに副委員長を作る必要はない、主査を頼んだら——副委員長が多数あるといふことは可笑しいぢやないか、各分科で主査を作つたら良いと思ひます

○二十一番(五十嵐重吉君) 私も副委員長を数多く作る必要はないと思ひますこれは課金調査委員の数を増やしたのが目的であつたかといふことを申し上げたい、要するに先づ多方面に亘つての御意見を承りたいといふのが目的である恐らく此副委員長を増やすといふのは何か民間長外に案を持つて居られるのではないかと考へる、それより分科會をして何かの人でやられるより多数の人に依つて決せられる方が却て良き案が出ないかと思ふ(「賛成」と呼ぶ者あり) 其點に於て何か外に案を持つて居られる爲にこゝにいふ提案をされたのではないかと考へる

○十六番(菊地新一君) 私も此課金調査委員の副委員長を若干名増員といふことに對しては一言せざる可らずであります、成程只今三十五名からそれに參事會員を九名増員されて、四十何名になつたといふ御話であります、私も其末席を穢して居る一員でございますが、此課金の成程課税といふものが、非常に民間の財政上に重大なる財源となり其財源となる課金は慎重に課金調査委員會で審議しなければならぬといふことは固よりであります、併しながら今五十嵐君が仰しやつた言葉の中に廣く委員の意見を聞いて審議するといふことは必要でないかと思ふ、と申しますのはこれを今一寸民間長の御話の中に副委員長を三名にするといふ御話でございますけれども、現在委員長一人副委員長一人で審議が出来て居るのであります、それでありましてこれを三分科會にするといふことは餘程専門的に審議されるのであります、若結構と存じまされども又一面察するに弊害といふものを認めなければならぬと思ひます、若



通して一寸とも差支ないと思ひます

○十八番(横山金吾君) 私は全體の案に賛成ですけれども、分科會は必要だと認めます、分科會といふものはこれだけの大きな機構に必要だと思ひます、唯分科會といふものはつきりすべく此案は或點は杜撰だと思ひます、第五條の委員長一名、副委員長若干名とあるが、副委員長三名にするか一人にするか分らぬ、分科會にしても、若し分科會に副委員長といふものが二人あつたり一人あつたり、三人あつたりする、適當と認めたら副委員長を二人にするか三人にするか分らぬ、私はこれは第二讀會になるか知りませんが、委員長一名、副委員長一名、主査若干名を置く、主査といふのを止めて、第八條に分科會の定員で、分科會は結局分科會で定めてもう一遍調査委員會の總委員會に掛けると仰しやつたが、それは繁文縟禮だと思ふ分科會に相當な權威を持たして分科會に掛けたら鶴呑になる前提だと思ひます、さうすると分科會の定員は二十人、二十人が營業課金とか、取得課金とか色々な分科會の方面に向つて委員長が適當と認むる人を二十人なら二十八の定員を定めて分科會に於て分科會は何人にと、委員長が指名す、其中主査一名を選ぶといふやうにしたら良い

○民團長(白井忠三君) 分科は一つしかない

○十八番(横山金吾君) 各分科に於て互選す、此案では副委員長がはつきりしない、副委員長といふものは議長にするのはつきりしない、主査を副委員長にするのはつきりしない、分科會にもつと權限を持たすやうにして分科會に權限を持たして形式は總會に掛けても分科會で決つたものは鶴呑にするといふ、其前提だらうと思ひますこれは條文の点になりますから申し上げませんが民團長が副委員長を御作りになつた精神は、精神で行き違つたら今まで仰しやつたことは皆解決すると思ひます

○議長(足立茂君) これ以上御意見ございせんければ討論終結して第二讀會に移すか、どうかを決めたいと思ひます、或は讀會省略、第二讀會に移すやうに致しますか

(「第二讀會賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) それでは皆さん御賛成ですか、それは第二讀會に移します、此讀會で修正案がございましたら

○十六番(菊地新一君) 私修正案を提出致します、其修正案の文は直には出来ませんが、只今横山さんの仰しやりましたのに同感であります、大體本會に委員長一名、副委員長一名といふこととしましてそれから、分科會に主査を置くといふやうな條文を入れて戴きたいと思ひます、さういふ意味合に直ぐ作れと仰しやつても困るので

○民團長(白井忠三君) 主査を置くといふことは第五條に入れなければならん、それは方法に依ります

○議長(足立茂君) 第五條を修正するのですか

○十六番(菊地新一君) そうです

○議長(足立茂君) 第五條委員長一名、副委員長一名……

○十六番(菊地新一君) 主査若干名を置く

○議長(足立茂君) 主査若干名を置く

○十六番(菊地新一君) 主査の權限を……

○十八番(横山金吾君) 私は先程申し上げました意味に於て第五條を委員長一名、副委員長一名、若干名を一名に直すといふこと、同時に第五條は本會には委員長一名、副委員長一名を置き、同時に第八條に委員長必要ありと認めた時は分科會を設け議案の審査を爲したることを得、分科會委員は人数を定め何人とし、委員長これを指名す、其中より主査一名を互選す、條文をさういふやうにしたら恰好が取れると思ひます

○議長(足立茂君) 問題は副委員長若干名を置くといふことは耳障りと思ひますが、これは僕の考へるに課金調査委員會の委員長と副委員長と同時に選出するといふ條文で出来ない時は委員長が幾つかの分科會を拵へるといふ予め案を立て、さうして然る後に分科會を三つ拵へるならば副委員長三人を選出して貰へば治まるのでないか……

○十八番(横山金吾君) 第八條に委員長必要ありと認むる時は、必要が何時起るか分らぬ

○議長(足立茂君) それは條文にすればさうですけれども、精神は分科會を置くといふ精神なんです、改正の趣旨は

○十八番(横山金吾君) 貴方の仰しやうに議論すれば、第八條の分科會は副委員長一人しか居らん窮乏だらうと思ふ、例へば營業課金の審査に當つて副委員長二人とも適當な方があるかも知れん、私は分科會といふものを作つて主査といふものを選出せば良いと思ふ、初めから副委員長を作つて

○民團長(白井忠三君) 横山さんのいふのは分科會を非常に強化したい御趣旨であるから十五人二十人の中から主査を出すといふ(横山議員「さうです」)さうでなくしてこれは形式の問題であるが、全體の委員の中から主査になる人を作つて置くこれは委員長が選出する、さういふ建前にして置いて分科會が三つになるか、四つになるか知れませんが、それは委員長の意見或は當局の意見で、委員長が宣言して、さうして如何いふ分け方をするか、課金の分け方なり或は負擔者の分け方、先刻からいふやうに會社と個人の營業課金を分ける、取得課金と何とすれば或は一ヶ條分科會を分けて良いといふ幾つになるか知れん、さういふ點を御心配なりま如何いふ形になつて來るといふことは打つかつて見ないと案がない、副委員長若干名、があつて委員長故障ある時は副委員長代理すこれは常選順位が決まります、順位は四人あつたら第一の副委員長が故障あつた場合は第二の副委員長がやる順位を定む、さういふ委員會の規程として事實上差支へないでさういふ規定としてはそれからどうも大體主査を分科の選出でなくして全體で主査になる人を作つて置くといふこととして戴きたいと思ひます

(「原案の儘」「原案で御通し願ひます」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 原案の儘で一應やつて見たらどうですか

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○二番(鹽谷辰造君) 副委員長の順位を定めて置かなければならん、誰が第一副委員長、第二副委員長、第三副委員長、第四副委員長、見つともないぢやありませんか

○民團長(白井忠三君) それは幾らでもある

○十六番(菊地新一君) 主査の權限を……

○十八番(横山金吾君) 私は先程申し上げました意味に於て第五條を委員長一名、副委員長一名、若干名を一名に直すといふこと、同時に第五條は本會には委員長一名、副委員長一名を置き、同時に第八條に委員長必要ありと認めた時は分科會を設け議案の審査を爲したることを得、分科會委員は人数を定め何人とし、委員長これを指名す、其中より主査一名を互選す、條文をさういふやうにしたら恰好が取れると思ひます

○議長(足立茂君) 問題は副委員長若干名を置くといふことは耳障りと思ひますが、これは僕の考へるに課金調査委員會の委員長と副委員長と同時に選出するといふ條文で出来ない時は委員長が幾つかの分科會を拵へるといふ予め案を立て、さうして然る後に分科會を三つ拵へるならば副委員長三人を選出して貰へば治まるのでないか……

○十八番(横山金吾君) 第八條に委員長必要ありと認むる時は、必要が何時起るか分らぬ

○議長(足立茂君) それは條文にすればさうですけれども、精神は分科會を置くといふ精神なんです、改正の趣旨は

○十八番(横山金吾君) 貴方の仰しやうに議論すれば、第八條の分科會は副委員長一人しか居らん窮乏だらうと思ふ、例へば營業課金の審査に當つて副委員長二人とも適當な方があるかも知れん、私は分科會といふものを作つて主査といふものを選出せば良いと思ふ、初めから副委員長を作つて

○民團長(白井忠三君) 横山さんのいふのは分科會を非常に強化したい御趣旨であるから十五人二十人の中から主査を出すといふ(横山議員「さうです」)さうでなくしてこれは形式の問題であるが、全體の委員の中から主査になる人を作つて置くこれは委員長が選出する、さういふ建前にして置いて分科會が三つになるか、四つになるか知れませんが、それは委員長の意見或は當局の意見で、委員長が宣言して、さうして如何いふ分け方をするか、課金の分け方なり或は負擔者の分け方、先刻からいふやうに會社と個人の營業課金を分ける、取得課金と何とすれば或は一ヶ條分科會を分けて良いといふ幾つになるか知れん、さういふ點を御心配なりま如何いふ形になつて來るといふことは打つかつて見ないと案がない、副委員長若干名、があつて委員長故障ある時は副委員長代理すこれは常選順位が決まります、順位は四人あつたら第一の副委員長が故障あつた場合は第二の副委員長がやる順位を定む、さういふ委員會の規程として事實上差支へないでさういふ規定としてはそれからどうも大體主査を分科の選出でなくして全體で主査になる人を作つて置くといふこととして戴きたいと思ひます

(「原案の儘」「原案で御通し願ひます」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 原案の儘で一應やつて見たらどうですか

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○二番(鹽谷辰造君) 副委員長の順位を定めて置かなければならん、誰が第一副委員長、第二副委員長、第三副委員長、第四副委員長、見つともないぢやありませんか

○民團長(白井忠三君) それは幾らでもある

○十六番(菊地新一君) 主査の權限を……

○十八番(横山金吾君) 私は先程申し上げました意味に於て第五條を委員長一名、副委員長一名、若干名を一名に直すといふこと、同時に第五條は本會には委員長一名、副委員長一名を置き、同時に第八條に委員長必要ありと認めた時は分科會を設け議案の審査を爲したることを得、分科會委員は人数を定め何人とし、委員長これを指名す、其中より主査一名を互選す、條文をさういふやうにしたら恰好が取れると思ひます

○議長(足立茂君) 問題は副委員長若干名を置くといふことは耳障りと思ひますが、これは僕の考へるに課金調査委員會の委員長と副委員長と同時に選出するといふ條文で出来ない時は委員長が幾つかの分科會を拵へるといふ予め案を立て、さうして然る後に分科會を三つ拵へるならば副委員長三人を選出して貰へば治まるのでないか……

○十八番(横山金吾君) 第八條に委員長必要ありと認むる時は、必要が何時起るか分らぬ

○議長(足立茂君) それは條文にすればさうですけれども、精神は分科會を置くといふ精神なんです、改正の趣旨は

○十八番(横山金吾君) 貴方の仰しやうに議論すれば、第八條の分科會は副委員長一人しか居らん窮乏だらうと思ふ、例へば營業課金の審査に當つて副委員長二人とも適當な方があるかも知れん、私は分科會といふものを作つて主査といふものを選出せば良いと思ふ、初めから副委員長を作つて

○民團長(白井忠三君) 横山さんのいふのは分科會を非常に強化したい御趣旨であるから十五人二十人の中から主査を出すといふ(横山議員「さうです」)さうでなくしてこれは形式の問題であるが、全體の委員の中から主査になる人を作つて置くこれは委員長が選出する、さういふ建前にして置いて分科會が三つになるか、四つになるか知れませんが、それは委員長の意見或は當局の意見で、委員長が宣言して、さうして如何いふ分け方をするか、課金の分け方なり或は負擔者の分け方、先刻からいふやうに會社と個人の營業課金を分ける、取得課金と何とすれば或は一ヶ條分科會を分けて良いといふ幾つになるか知れん、さういふ點を御心配なりま如何いふ形になつて來るといふことは打つかつて見ないと案がない、副委員長若干名、があつて委員長故障ある時は副委員長代理すこれは常選順位が決まります、順位は四人あつたら第一の副委員長が故障あつた場合は第二の副委員長がやる順位を定む、さういふ委員會の規程として事實上差支へないでさういふ規定としてはそれからどうも大體主査を分科の選出でなくして全體で主査になる人を作つて置くといふこととして戴きたいと思ひます

(「原案の儘」「原案で御通し願ひます」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 原案の儘で一應やつて見たらどうですか

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○二番(鹽谷辰造君) 副委員長の順位を定めて置かなければならん、誰が第一副委員長、第二副委員長、第三副委員長、第四副委員長、見つともないぢやありませんか

○民團長(白井忠三君) それは幾らでもある

(141)

○議長(足立茂君) 實際は主権ですな  
 ○二十七番(秀島虎男君) 一寸字句の訂正をやりたいと思ひます、第三條の「課金調査委員は三十五名とし六箇月以來居留民團課金を負擔する居留民中より」とありますが、これを「三十五名とし六箇月以上」といふ具合に訂正し、其下を「居留民團課金を負擔しつゝある居留民中より」と直して戴きたい  
 ○議長(足立茂君) どういふ風に修すんで三十五名とし六箇月以上  
 ○二十七番(秀島虎男君) 六箇月以上  
 ○議長(足立茂君) 以上居留民團課金を負擔しつゝある  
 ○助役(宮家壽男君) 秀島さんこれは居留民團法施行規則にもさういふ風な文字を使つて居るのであります、第九條の第一項に「居留民團ノ地區内ニ居住スル帝國臣民ニシテ六ヶ月以來居留民團課金を負擔スル成年以上ノモノ」といふ字を使つて居るのであります  
 ○十六番(菊地新一君) 私はさういふ動議を提出致します、第五條を左の通り改む「本會に委員長一名、副委員長一名、主任若干名を委員の互選を以て之を定む」第八條第二項分科會は主権を以て之に當て分科會の委員は委員長之を指名す」(原案の儘)原案賛成でいゝぢやないか」と呼ぶ者あり  
 ○十八番(横山金吾君) 可笑しいです、民團長、本委員會は十五人以上出席せう分科會は定員がなければ分科會は三人か四人でも出来る、分科會の定員を決めることは必要だと思ひます  
 ○民團長(白井忠三君) 内規を別に作らうぢやありませんか

(142)

○十五番(佐瀬常盛君) 委員は誰が選ぶのですか、主権を、分科會の委員を、分科會は誰が互選するのですか  
 ○民團長(白井忠三君) 委員長  
 ○十五番(佐瀬常盛君) 人の任命も分科會を別に拵へる、人の任命も委員長がやる、はつきりしません、分科會を設ける、分科會の委員を誰が指名するからん  
 ○議長(足立茂君) 分科會の委員は委員長これを指名す、委員長が適當と思ふ人間を  
 ○十五番(佐瀬常盛君) いやこれは迂迴でした  
 ○議長(足立茂君) 原案に賛成の諸君が多いやうでありますから、此儘可決確定といふことには  
 (賛成)と呼ぶ者あり  
 ○十六番(菊地新一君) 原案賛成でも附帯條件があるのでせう  
 ○議長(足立茂君) 分科會の内規を、それは民團當局に一任する譯ですな、さういふことで可決確定致します、では引續いて日程第二十六議案第三十四號、名譽職員費用辨償條例案を上程致します、提案者  
 日程第二十六 議案第三十四號 名譽職員費用辨償條例案  
 ○助役(宮家壽男君) 名譽職員費用辨償條例案を提案致しました理由を御説明申し上げます名譽職員に對して費用を辨償致しますことは内地に於きましては國會議員を始め市町村議員に至りますまで其辨償をやつて居るのであります、これは其職務に對する固より補償といふのでは

(143)

なくして、其名譽職にあるが爲に要する費用の一部を辨償するといふ意味でありまして、市會議員等に當選した關係で市會議員としての資格に於て諸種の會合に出席するとか、或は其市會議員に於てかゝるものであります、貴重なる時間を割き自分の職業を抛擲して公事に盡される上にさういふ實際名譽職であるが爲に要する費用までも所謂自腹を切つて手辨償でやつて戴くといふことは誠に御氣の毒な事態であるといふやうな意味から此費用辨償といふことが起つて来たやうに存するのであります、それで内地に於きましては只今申上げたやうに各都市共古くから行つて居ります、大連或は京城等に於ても實施致して居るのであります、外地に於きまする居留民團にこれを實施致しますことは恐らく此提案を以て嚆矢とするのであらうと思ひますが、從來民團會議として内地の市會議員と同様或はそれ以上に幾多の費用を實際に要するのであります、自分のことを申上げるのは甚だ失禮であります、私も十年以上市會議員として其體験を致して居るのであります、併しながら其場合に於て此費用辨償といふ意味で補償するのだといふやうな考へから考へますと非常な名譽職の尊嚴を傷けるのだといふやうな考へにもなりません、殊に參事會長が執行機關時代行政委員が執行機關時代に於きましては相當に經費を要するに拘らずさういふ費用辨償を受けるといふことが、どうも實際は實情に合つては居るのですが、自分達がさういふものを創設して取るといふことが、先程申上げましたやうに、如何にも報酬を受けるのだといふやうな心苦しい點から容易にこれが定め得られませんでした

(144)

が、參事會長の交際費といふものも段々民團が大きくなつて事務が煩瑣になり自然さういふ職務の爲に要する經費が増へました時から各地民團に於ても參事會長の交際費といふものを豫算に計上することになりました、ところが其後益々各地民團の事業が煩瑣になつて参りまして、今まで名譽職の執行機關であつたものが職務の煩瑣膨脹に従て有給の民團長制度を實施するやうになりました、其他の諸機關並に議決機關に携つて居られる名譽職員に對してもせめて其資格に於て爲される費用だけは居留民が辨償して差上げなければならぬといふ機運が各所に於ての立場から御出費になるものゝ一部分には過ぎないと思ひますが、せめてさういふ經費の分擔を居留民がさして戴きたいといふ、さういふ精神の下に費用辨償條例といふものを設定したいのであります、これを報酬を取るとか、さういふ費用辨償を得た爲に名譽職の尊嚴を損するものであるといふ観方をされる方も従来ありました譯ですけれども、只今幾々申述べましたやうな意味に於て、又現在の民團會議各位が御受けになるのだといふことでなくして民團法に存する限り各種の名譽職員といふものは將來に亘つてあるのでありますから、それ等の名譽職に對する、名譽職として當然要すべき經費を居留民が分擔する、居留民がそれを差上げるといふやうな其意味から本案を提出致しました次第でございますから、どうか多くの議論なくこれを通過さして戴くやうに御協賛を願ひたいのであります  
 ○二十四番(鹽谷信治君) 本案は今提出者の説明にもあります通り非常に問題が問題でありますだけに慎重に考へてこれを提出されたものと思ひます、又これを諸間に應ぜられた參事會員

諸君も色々考へられたことと思ひます、一應の敬意は表したいのでありますが、私はこれには賛意を表することは出来ませんのみならず寧ろ當局に於て此案を撤回して戴きたいと思ふものであります、それは本民會に於て現はれし酒造課金及び觀覽課金の如きこれは當然の課金であるかも知れませんが、其理由と致しますところは皆教育費の膨脹、其教育費の抽出といふことが根本になつて居るやうであります、今の説明にも内地に於て市會議員がどうかは國會議員がどうかといふ御話がありました、今北支の状態は全然異つて居ります、天津に於きましては尨大なる教育費の抽出に民團も其財源を考へて居られるのであります、我々としても我々の子弟が此教育の爲にかゝる如き教育費の抽出に苦心を致します時でありますことを考へますと假令若し此案が通りましても我々としては此費用は寧ろ其教育費に當てるべき經費として民團に御返へし、たいといふ氣分であります、これを私が見ました時寧ろこれは當局に於て敢然と撤回して戴きたい、寧ろこれを當局に於て撤回することが出来ぬ積重の上に出した案であるから撤回出来ないものなら恐ら／＼民團議員の諸君の中から私の説に賛成の方も多數あると思ひます、私は此撤回を勸議とする次第であります、幸に皆さんの御賛成を得たいと思ひます（「賛成」と呼ぶ者あり）

○十七番（志村正三君）私は此民會に於て民團議員諸君から此説が出るといふことは參事會として危懼して居りましたことは參事會は物を欲しが爲に、こゝにいふやうな案に賛意を表したのでは決してありません、これは此處に居られるところの參事會諸君は私のいふことに對して少しの異議もないことと存じますが、此案に對して參事會員は唯一人の反對者もなく皆

これに賛意を表したのである、此因て來たるこの理由は何處にあるか、我々は此物質の辦費を受けることに依り喜んで居るものでもなければ何でもありません、唯併しながら我々參事會員として職務を遺憾なく遂行する、又民團議員としての職責を完全に果して貰ふといふ此觀念に於て從來屢々事務局からして名譽職員費用辦費に就ては皆參事會員に諮られたことがあると聞いて居ります、既に二回か諮られたといふことを助役から聞いたのであります、常に同じやうな理由を以ちまして、これが撤回になつて居つたのであります、併しながら今や新體制である私は新體制といふ言葉をこゝにいふことに持つて來たいと思ひます、決して從來やうであつたから此時に我々はこゝにいふものを同じやうに解すべきか否やといふことを私は考へて見ました、考へます時には我々は寧ろ民團事務局に此提案に對して我々は賛意を表し、而して後に我々は此案が通過するところの居留民の課金から得たるこの費用辦費をして貰ふといふ此觀念を維持して我々はこれに關するに數倍の努力するといふことにして貰ひたい、今日まで民團の不祥事件が起きた、民團長はこれに依り相當に責任を感じて居る、此民團に於けるといふ不祥事件といふものは必ずしも民團長一人の責任でない、民團議員參事會員これ等しく負はなければならぬこの責任であります（ひやく）此責任に對して私は民團から提案したところの此費用辦費を拒否するといふことは責任回避のことになりはしないか（拍手）さういふ意味で反對するのではないと私は感じました、費用辦費は辦費して貰ふ、而して後に使ひ方に就ては各々の立場に於て充分考へて戴きたい（拍手）唯受くべきものを拒否して好い加減なことをされて居つたのでは私は名譽職員としての責任があるものであります、果して今日迄の名譽職

員が此責任を果して居つたかどうか此ことに就ては色々中にはいふ者もありますが、我々も文にもならぬのだからといふやうなことを時にはいふ人もなきにしもあらず、こゝにいふことはこれは全般的に通用する言葉でありませぬ、併しながら個人々々で自分はいふ費用辦費の必要がないと不賛成を稱へられることは私は公人として果して公人としての建前から見て良いかどうか唯一人忠實な眞面目な名譽職員があつて此人が費用辦費を貰ふに非ざれば職責を完全に果すことが出来ぬといふ場合に私は此費用辦費といふことは唯一人の名譽職員であるが重大なる意義があります、此多數の民團議員諸君が恐らく一人としてこんなものは要らぬだらうといはれるかも知れませんが、併しながら受けて戴いてこれが使途に就てそれ／＼の立場に於て考へて貰ひたいと感じまして此費用辦費に對して賛成するものであります、參事會員の各位に對してはそれ／＼の意見を有つて居られると思ひます、尙これに附加へて置かなければならぬといふことに就てはこれを一寸此公開の席に於て申上げざるのであります、これは民團長の重任に就きまして我々參事會員に於て確乎たる信念の下に一つの申合せがあるのであります（拍手）此申合せのことに就ては私は秘密を守らなければならぬ立場に於て申上げませんが、こゝにいふことに關聯致しまして、我々は事務局の提案に對して、我々は賛成しなければならぬ立場にあるといふことをはつきり申上げて置きます

○十九番（蘆澤義郎君）只今志村議員の御説を拜聴しますと此費用辦費を貰はなければ名譽職が任務を完了しないといふ風ないひ廻しのやうに私は拜聴しましたが、費用辦費は從來ありま

せんで只今これが持上つた問題でありますが從來こゝにいふものがなくて名譽職は名譽職の任務を果して來たものであると私は信ずるのであります、而して現在此民團が非常に課金、税金を新に取るとか或は増税する、一例を申上げますと世間では餘りよくいつて居りませんが、中學校の授業料を増す、こゝした金額は丁度此費用辦費の金額と大體似て居る金額になつて居りますものですか世間では授業料を値上げして、それを民團の議員が貰ふ、甚だ以て怪しからぬといふやうなことを口にするのを聞いて居ります、又或新聞には議員出席率は非常に少ない、それで歳費をやつて縛つて置く、歳費をやつたら責任を感じて出て來るだらうといふやうなことを非常に我々を侮辱したやうな記事がいつ最近讀つて居つたやうであります、こゝにいふことに關聯致しまして我々は金を貰ふと出て來る、金を貰はぬから出席率が悪いといふことは毛頭ない、費用辦費を貰ふなら名譽職員の仕事が果す、これがなければ職務を怠慢するといふことは決してないのであります、それで只今申上げました通り非常に民團の財政も苦しい際でありまして、提案なすつたのは色々理由もありませんが、又參事會員の方々の御苦勞も充分察して居りますが、こゝにいふものを今提案なさる時期ではなからうと私は思ひます、私はもう少し民團財政が豊かになつて來て議員も金を使ふからこれは辦費してやらうといふやうな時期になつたら始めてこゝにいふものを提案するのでなからうかと私は存存するのであります、それで此案は撤回して戴きたいと希望します（「賛成」と呼ぶ者あり「拍手」）

○二十四番（鹽谷信治君）私は志村さんの先程の御説を承りますと恐らく志村さんはさういふ氣持でないであらうけれども恐らく參事會員諸君の全部さうでないと思ひますが、此案に依

(149)

て聊かたりとも此費用償を受ける、それに依て萬一あつてはならないが、不祥事件といふものが現はれた時に其處に責任を生ずるやうな考へを抱かされるやうな志村さんの御話であつたがこれは少し間違つては居ないかと私思ひます、で一方に参事會議員諸君及び課金調査委員諸君の如きは非常に日數多く働いて居ります關係から我々民會議員としまして何か車馬費でも差上げた、又租界民もそう思ふであらう、さういふ氣持がします時に此案に一應の敬意を表するのでありますが、今藤澤さんのはれた如く此時期が教育費捻出の爲に非常に苦んで居ります時であり、此教育費の老なる捻出をしなければならぬ際であり、私は此際特に申上げます、此際撤回して戴きたいと思ひます

○四十三番(小澤昇君) 私も遺憾ながら此條例案に對しては賛成出来ないものであります、先程助役の御説明に依りましても趣旨理由はつきり致しましたが、こうした條例案が早速實現すべきものであるといふことは充分認むるものであります、時期が其時期でない、痛切に感ずるものであります、十六年度の此老なる豫算を見ましても教育費に多額の不足を見出すのであります、私共は此教育問題に就ては最も力を注がなければならぬ時にこれだけの不足がありますれば總べての點に於て節約をしなければならぬ、絶對緊急必要なるもの以外は支出をすることを充分考慮して戴きたいと思つて居ります、此條例案に依る支出は緊急必要と今認むべきでないと思ふのが第一の理由であります、第二には新しく酒造課金、又觀覽課金のやうな新規の課金をしなければならぬ状態にあり、其他の料金に對しても増徴を計畫して居る此際に於て一方に於てさういふ居留民の負擔を増しつゝ尙新規に緊急必要ない支出をするといふこと

(150)

は時期を得て居らないと考へるのであります、此二つの理由から致しまして、これは今提案すべきでない、今少し時期を待つて提案して戴きたいと思ひます、其提案する時期は何時かと申しますれば、私の考へますには此教育費の問題が解決した時期に於て始めて我々は提案して戴きたい、今一つの時期は在支居留民團各地が一齊にこれを實施する場合は當民間に於てもこれを實施して差支へないやう考へるべきであります、尙一言申添へたいことは志村議員の御説は少し御無理があると思ひます、私共名譽職にある者はさういつた考へ方ではなく減私奉公が本當の名譽職としての務めであると考へて居ります、「いふべくして行はれない」と呼ぶ者あり、志村議員の考へ方を以て考へるといふことは名譽職一般を侮辱するものであります、「然り」と呼ぶ者あり、私はさういふ言を現民會議員の口より聞くことを誠に遺憾とするものであります

○十七番(志村正三君) 私は甚だ小澤議員に侮辱された感じを持つたのであります、少なくとも後進に道を拓くといふか、立派なところの適任者が居られるならばさういふ人達に民會の行政に對してどん／＼タツチして貰ひたいが、併しながら色々の事情から最も適當な人物があつても民會議員に出るだけの資格が、収入の物質上の資格がない爲に認められないやうな者もあるものであらうといふ大局から見ても我々忍び難い、さういふことを今日承認して置くといふことは参事會員としての公に對する忠實な氣持である、民會議員も此氣持を有つて戴きたい、さういふ風にはれるといふことは私は覺悟して居る、でありますからこれを頂戴したらばさうい

(151)

ふ風な御氣持を有つて居る人はこれを三倍四倍にして教育の爲に一つ使つて呉れといふやうな態度に出で戴きたい、(拍手) 少なくとも私自身、さういふことを口幅つたいことをいふとどうがと思ひますが其氣持はあるけれどもさういふことはいふべきでない、それだけの立派なことをいふならば私は物質的にもそれだけのことを民間の爲にして戴きたい、私はさういふことをいふのは現民會議員としての恥辱であると感じます、今日以後民會議員を辭めます、何の爲に民會議員に出ますか、「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり、さういふ考へを以て諸君が民會議員が有つて居れば諸君皆民會議員を辭め給へ、「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり、餘りにも人を侮辱するぢやないか

○四十三番(小澤昇君) 志村君の御立腹なさるの御尤もだと思ひます、どうか四十三番に御注意願ひたい、甚だ不愉快でならない、誠心誠意を以て理由を並べて居られるに拘らず餘り反感を持つやうなことを仰しやる其眞意を伺ひたい、議長其點質して戴きたい

○四十三番(小澤昇君) 私の申しましたことが大變怪しからんといふ、「怪しからん」と呼ぶ者あり、ことでありますか、私は一向さうした怪しからんといふことを感じて居りません、「行ひを見ろ」と呼ぶ者あり

○十七番(志村正三君) 餘りに人を侮辱する退場させるなら退場させろ

○議長(足立茂君) 暫く御清聴を願ひます

○四十三番(小澤昇君) 民會議員の職責名譽職員の職責は從來さういつたことがなかつたと思はれるといふことを申ししたのであります、其條例案を提案した理由に於て不純な氣持がある

(152)

といふことを申上げたのでは絶時にありません、これはさういつただけであります、「怪しからん」「速記録を見よ」と呼ぶ者あり、さういつた解釋を強いて爲さる、志村議員五十風議員の御言葉は諷刺に苦むのであります、「速記録を見よ」と呼ぶ者あり、それを充分に御調べ願ひます、これは議論する必要はありません、又私は怪しからんことを申したと思つて居りません、今いつた理由、提案理由に對しては決して不純な氣持を有つて居るといふことは誰が思ひますか、どうか其點

○二十一番(五十風重吉君) 議長休憩を宣して下さ

○議長(足立茂君) 十分間休憩致します、「待つて下さ」と呼ぶ者あり、十分間休憩致します

午後五時四十五分休憩

午後六時十三分再開

○議長(足立茂君) 引續き再開致します、名譽職員費用償條例案の審議を續行します、先程志村議員でございませぬ、小澤議員の御話された言葉の中に志村議員を侮辱するやうな意味があつたといふに就きまして志村議員が非常に激昂憤慨されて居られましたが、今はつきりと速記録を見て居りませんけれども若し調べて見れば志村議員を侮辱するといふやうな言がありましたが小澤議員と御相談して取消して戴くことと思ひます、分るまで暫く其處置を御委せ願ひます

(拍手起る)

○議長(足立茂君) 第一讀會で今上程中の賛否の討論中でございますが、尙引續き賛成の方なり或は反對の方の意見がございましたら承りたい、若し大體盡きたらば討論を終結したいと思ひますが、御伺ひしたいと思ひます。(「進行」と呼ぶ者あり)

○十五番(佐瀬常盛君) 名譽職員に區長及び副區長を含まざる理由を承りたい、事實區長並に副區長は此處に列擧されて居ります名譽職と同等以上の煩雜と經費が掛つて居るのでないかと考へます、これを抜いて居りますところに寧ろ民會議員等が要らぬ御遠慮等をして居られるのでないかと考へられませんか、其點を御伺ひ致します。

○助役(宮家壽男君) 佐瀬議員に御答へします、茲に名譽職と稱しますのは民團法規に規定されました名譽職員であります、固より區長副區長其他區役員各位の減私奉公の御辛勞に就きましては民團當局として、深甚の感謝と敬意を表して居りますが、此費用の辦法法に就きましては將來此條例に準じて考慮すべき必要があるのではないかと考へて居りますが、これは只今申上げましたやうに民團法規に規定された名譽職に對する費用辦法法であります、序では時期の問題でございますが、これは頗る「デリケート」な問題でありまして、何れの時期に至つて初めて民團財收が豊富になつてこれを辦償するに至るかといふことに就きましては容易に決定し得られないのではないかと考へられます、それを根本精神に於て先程幾々御説明がありました意味に於て辦償すべきものである、辦償すべきが適正であるといふことであれば、これ

は速に御決定願ひたい、で私は此問題に就きましては確か二回程過去二年間に參事會に御相談しましたけれども通過しませんでした、本參事會各位が満場一致これを御支持下さいました御意思に對して敬意を表して居るのであります、尙又各地の民團一齊といふ意見の御意見も一應御尤も存じますが、實は此民團長制を實施します上にも先づ天津居留民團がこれを實施しまして、さうして各民團これに倣つて只今は民團といふ民團總べて民團長制を採用するやうになつたのであります、其他遊興課金とか總べてのさういふ課金の制度にしましやうな從來の傾向にございまして、又費用辦法に就きましては先づ北京に於きまして各地民團に對して關係の深い方々が集られた時に愈々天津では費用辦法をやるさうだが本當にやるのかといふ話がありました、實際これを今度實施するのだといふことを參事會員の御方に話しましたに各地も其必要を認めて居るが、また時期が來なかつたが、天津が實施するやうになれば各地にも右へ列へて實施するやうになるだらうといふことを承つて居るのでありますので、どうか各地民團中最も古い歴史を有つ此天津民團に於てこれを速に實施して戴きますことは漸て各地民團に費用辦法制度が行はれることになるだらうと思ひます、さういふ意味に於きましてどうか提案を可決確定して戴きたいのであります、さうしてこれは説明の時から申上げて居りますやうに事務當局が二、三年前から常に考へて居りましたことを參事會に提案して參事會の満場一致の御賛成を得た次第であります、其點も特に申加へて置く次第であります、どうか満場一致可決せられんことを切望する次第であります。

○三番(龜澤省朝君) 本案に對しまして先程幾々討論が繰返されたのであります、私は志村議員の先程申されました御議論も誠に眞摯な志村さんの性格としまして甚だ背かれる點もあると思ふのであります、併しながら現在の時期は先程來數議員から申されたやうな理由に依りまして現在の非常な赤字財政の現況からしましてこれを直に實施するといふことは決して時期を得て居るものではないと思ふのであります、併し又一面此名譽職員費用辦法といふことも必ず何れかの時期に於きまして必要になつて來るのであります、何れかの民會ではこれを議決しなければならぬといふことは起つて來るのでないかと思ひます、其理由に依りまして本案は此儘可決しまして、唯實施期を昭和十七年四月一日より實施するといふことにして一箇年繰延べては如何です、若し來年になりまして又これが時期が不適當であるならば、これ又更に延ばすといふことも良い、これは向ふ一箇年間これを繰延ばすといふことが最も適當な方法ではないかと思ひます、民團長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 只今宮家助役からも申上げました通り此問題は議員各位の御自身に關する問題である爲にこれを決定するに就ては色々の御議論が出る、殊に今の龜澤副議長の仰しやる時期の問題といふ點に就ても非常に考慮すべきであります、併しながらこれは各議員に又御叱りを被るかも知れませんが、民團の赤字財政には違ひありませんが、民團の全財政の上から申しましたら極めて僅かな「パーセンテージ」に上る額であります、さうしてこれを合理的に考へますれば、どうしてもさういふ制度を早く決まなければならないものである、やつてもやらぬでも良いといふ問題ではない、自治行政の健全なる發達の上には是非共設けなければならない規定であるといふことは公正に議論致します場合に多數の方々が背かれること、思ひます、唯かくの如き問題を決定するにはこれを産出す責任の方々は大きいなる奮發勇氣を要する譯であります、此點先刻志村議員が熱心に御話になりましたやうに自分等の毀譽といふことを度外視して民團全體の百年の大計を定むるといふ建前から自分等は全員賛成したのだ、此御精神には全く敬意を表しなければならぬと思ひます、何時のどの民會かでこれを思切つて毀譽褒貶を度外視して御決定を願ふ時期が何時かは來るのであります、其時期が今は甚だ悪いといふ此議論は成程非常時期にこれを決めるといふことは一應御尤もな御意見であります、惜では内地の各市町村其他の費用辦法規定が此非常時期に際會したから一應これを當分中止して貰はずに置かうといふやうな討論も聞いたことがないであります、假に此民會に於ても二三年前にこれが決定して其後に事變が起つたと致しましたらこれを辭退するといふことは先刻志村議員の仰しやるやうに各位が黙つて何かに寄附されれば各人の御自由であります、公正に考へて名譽職の費用辦法が必要であるといふことであればこれは御決定と共に實施するものが本當ではないか、一年延ばすといふこと、事變の結末迄待つとかこれ又私共としては強いて皆さんの御意思を強いるといふことは毛頭ございせんが、多數の皆さんの御意見に従つて御決定を待てば良いのであります、直接皆さんの頭にかゝつて來る額は極めて僅かでありまして、一應民團にさういふやうな必要な規定が今でなかつたが、充分此際規定するといふ風の御精神に多數の方の御意見が一致されれば此儘御決定を御願ひしたい、こう考へるのであります、それ以上は實は議論を交換しましても殆んど同じやうな結果になるのではないかと思ひます。

規定であるといふことは公正に議論致します場合に多數の方々が背かれること、思ひます、唯かくの如き問題を決定するにはこれを産出す責任の方々は大きいなる奮發勇氣を要する譯であります、此點先刻志村議員が熱心に御話になりましたやうに自分等の毀譽といふことを度外視して民團全體の百年の大計を定むるといふ建前から自分等は全員賛成したのだ、此御精神には全く敬意を表しなければならぬと思ひます、何時のどの民會かでこれを思切つて毀譽褒貶を度外視して御決定を願ふ時期が何時かは來るのであります、其時期が今は甚だ悪いといふ此議論は成程非常時期にこれを決めるといふことは一應御尤もな御意見であります、惜では内地の各市町村其他の費用辦法規定が此非常時期に際會したから一應これを當分中止して貰はずに置かうといふやうな討論も聞いたことがないであります、假に此民會に於ても二三年前にこれが決定して其後に事變が起つたと致しましたらこれを辭退するといふことは先刻志村議員の仰しやるやうに各位が黙つて何かに寄附されれば各人の御自由であります、公正に考へて名譽職の費用辦法が必要であるといふことであればこれは御決定と共に實施するものが本當ではないか、一年延ばすといふこと、事變の結末迄待つとかこれ又私共としては強いて皆さんの御意思を強いるといふことは毛頭ございせんが、多數の皆さんの御意見に従つて御決定を待てば良いのであります、直接皆さんの頭にかゝつて來る額は極めて僅かでありまして、一應民團にさういふやうな必要な規定が今でなかつたが、充分此際規定するといふ風の御精神に多數の方の御意見が一致されれば此儘御決定を御願ひしたい、こう考へるのであります、それ以上は實は議論を交換しましても殆んど同じやうな結果になるのではないかと思ひます。

(157)

繰返して申しますやうに皆さんの頭に直接かゝることありますから皆さんの多数の御意思の御決定に従って事務當局はこれを處置したいと考へて居ります。

○四十二番(古田治四郎君) 大分此問題は紛糾しますが、我々参事委員は此案の性質に就て今民團長の御説の通り且は志村議員の御説の通りであります、これは今まで二回三回上程されたのでありますが、これを出せば必ず其時の参事委員は責任を負はされる覺悟を要します、これを出して反對すれば一般的に民衆から人氣のあることもこれは自然のことであり、さうしてこれに我々が兜を被つて上程するまで心といふものは相當に苦心して居るのであります、今朝一夕に決せられる生やさしい考へで出したものでありません、若しも此案に反對されるならば必す今日の場面に於て又撤回されることに自然ならなくやならんと思ひます、又時期が早いと仰しやいますとどの時期に行けば早いといふことが分りませう、今迄其時期が来て何回となく議題に上つた、今のやうに反對されたから否決といふことになつた、議題にならなかつた、それを押切るといふことは物質的慾ではない、何でも眞に民團を愛すればこそであります、過去に遡りますが、昨日も今日の民會議員の出席率は非常に宜しいが、今日まで流會になる、過去に満たない、随分時間を延期した例があります、こゝにふやうに本當に名譽職に對して御盡瘁下されば結構であります、先程志村さんの仰つたことが誤解を招いたやうであります、費用を與へたから勤勉するといふのでなくしてほんの一部でも貰へば自然に民團に對する義務を深く果さなければならんといふ觀念を持たなければならんのですか、私は其點に於て賛成した

(158)

ものであります、今日まで何等の手當事實もなかつたから決して不熱心であつたといふんではありませんが、私はお互ひは手落ち費用に依つて少し民團の行政に熱心になつて戴きた、縣廳なら縣廳、市町村なら市町村の役場に出て一般の業を見て居ります、それ程熱心に即ち費用にそれだけの義務を果さなければならん、我々は其處に或る思ひを致してせめて少ないけれどもこれ位やたらどうかといふことが此提案をした原因であります、もう一つ申上ける、新税を課したから、新税は時の勢ひで課さなければならんものである、又今まで取らなかつたのはどうか、それとこれの費用を結びつけて反對するといふことは理由として根據薄弱でないかと思ひます、出来るならば此案を反對があつては面白くないから満場一致御不平があつてもこれを御賛成が願へれば結構だと思ひます。

○十八番(横山金吾君) 色々御説が出ましたが、實は自分の氣持は此案に賛成することは極端に申上げればどんなに仰しやつてもどんなに叫ばれても今日此案を通すことは絶對反對であります、これは先程内地々々といはれるけれども、現在内地に於ては市會議員の歳費を全部辭退するといふ決議をして置くところがござります、さういふ時勢に於て古田さんの御意見は相當細かい問題に亘つて課金を加へて置いて我々名譽職の一種の歳費に似たものを取るといふことは我々居留民に對して今日の情勢としては申譯ないと思ひます、だから何時になつたら取つたら良い、自から時期があると思ひます、民團が新税を起さずして賄ひ得るといふことが二年三年後にはあると思ひます、先程民團長は四萬幾らであります、民團の財政からすれば僅かな「パーセンテージ」といふことであります、僅かなものでも、一萬何んばのものでも多少で

(159)

も取る三萬四萬だから良いでないかといふ其點に於て根本的に御考へを直して戴きたいと思ひます、例へ一萬の金でも我々には出すべきものは出さなければならんといふ其點に對しては敬意を表しますが、唯三萬四萬だから出して良いといふのなら撤回して戴きたい、私は此案を今此の儘通さるれば否決になると思ひます、それよりも寧ろ民團當局に於て御撤回になつた方が良くと思ひます、皆さんの御意見があるなら皆さんに御委せします、私自身としては何處までも反對であります。

○十九番(藤澤義郎君) 此議案に對しましては各議員の主觀的に考へられ又利害必ずしも一致しません、議論すれば自から兩派に分れて、又言葉尻其他に於て感情を害するやうなことになる、唯だも議論は差控へますが、唯だもこれを反對することに依つて大向ふを喜ばす喝采を博せんが爲に反對して居るといふやうな風にも聞へるやうに思ひますが、さういふやうな考へで我々はこれを反對して居るのでは手頭ありません(拍手) 決して又私自身のことを申上げて甚だ何でありますか、議員になりましてから定刻必ず十分前位に来て居ります、懇談會に一回己むを得ぬ用事がありまして欠席しました以外に必ず定刻十分前乃至十五分前位に来て常時間の勵行を叫んで居る一人であります、それで此費用を貰ふから貰はないからといふやうなことは私に關する限りは決して民團の行政に關して自分の職責を怠ることはございませぬ、此點茲に附言して置きます。

○四十七番(福島榮之助君) これは我々が名譽職の報酬ではありません、所謂名譽職進行上要した費用の一部の辨償であります、(「然り」と呼ぶ者あり) 當然受くべきものであると思ひま

(160)

す、當然受くべきものを受けるのが所謂新體制でないかと思ひます、(「其通り」と呼ぶ者あり) 又色々當を得ないといふ時期に於て當を得ないといふことがありますが、これは貰つた金の使途に依つてより完全に以上で効果を上げることもありますが、(「ビヤ〜」と呼ぶ者あり) 本案に賛成するものであります(「賛成」「其の通り」と呼ぶ者あり)。

○二十番(竹内象藏君) 議論がありましたが何時までも果しがない、又色々な立場に或は情に於てどうするといふことが起りますから無記名で採決したらどうですか。

○議長(足立茂君) 只今の動議がございましたが、讀會省略。

○二十番(竹内象藏君) 提案して採決を。

○十二番(藤田重直君) 議事進行に就て一言申上げたいと思ひます、これは此議案は前、貴方が前に酒造課金條例の時に私が課金條例案に就て此税金を取つて良いか、悪いかを先に検討してさうしてそれが可決された爲に逐條審議に移るか或は一括して審議するかどうかといふことを決定すべきと思ひます、酒造課金條例案の時にもさういつた議題はないと仰しやいました、議題は酒造課金條例案、今は費用辨償條例案が確定しますが其審議に就て先に御語りになることは當然と思ひます、それでなければ議事が進行出来ない状態にある、今やつて居る八百長式、議長どういふお考へか、詰り今の問題に就ていへば今此處で審議に就て費用辨償法の審議に就て賛否を問ひ、これを可決した場合は第二讀會に於て逐條審議に移るのが正當なやり方であり、それ以外のやり方はないと思ひます、如何です。

(161)

○議長（足立茂君） 能く分りました  
 ○二十九番（金山作次郎君） 議事進行に就きまして、色々御熱心なる御意見を拜聴致しました。最早論議も盡されたものと思ひますので第一讀會打切の動議を提出致します  
 ○議長（足立茂君） 第一讀會は先程の竹内さんの動議も同じであります。詰り本案を本案の全體に就てこれを第二讀會に移すべきや否やといふことすな、第二讀會に移した後に於て逐條審議に就て決める、本案を第二讀會に移すべきや否やといふことを起立に問はずして無記名に依て  
 ○議長（足立茂君） 第一讀會は先程の竹内さんの動議も同じであります。詰り本案を本案の全體に就てこれを第二讀會に移すべきや否やといふことすな、第二讀會に移した後に於て逐條審議に就て決める、本案を第二讀會に移すべきや否やといふことを起立に問はずして無記名に依て  
 ○議長（足立茂君） 本案全體に就て反対か賛成かといふことを無記名に依て決めた、無記名投票に依て決めたといふこといふ御提案が竹内さんからありましたから其方法で  
 ○議長（足立茂君） それでは賛成が多數と認めます、多數に依て決りました  
 ○議長（足立茂君） 私は記名投票に、無記名にすることは反対します、私は竹内さんの動議に對して無記名にする必要はありません、其場で起立に問ひたいと思ひます  
 ○議長（足立茂君） 元へ戻りまして竹内さんの動議の無記名投票の動議に賛成の方は御起立を願ひます、竹内さんの動議に對して

(162)

○議長（足立茂君） 過半數  
 ○議長（足立茂君） 「第二讀會に入るのですか」と呼ぶ者あり  
 ○議長（足立茂君） 入るかどうかといふことを決める方法を無記名投票にやつたらといふ「やり直し」「それは違ふ」と呼ぶ者あり  
 ○二十番（竹内象藏君） 私は新米だから分らない、同じ議論になりませう、無記名投票で決を採るといふことで讀會省略であります  
 ○十二番（勝田重直君） 讀會省略はありませぬ後逐條審議になるなければ  
 ○議長（足立茂君） 詰り全體に就て賛成か反対か採つて、それからやつた方がよいと思ひますから、其全體に就て賛成か反対かを自分の意思の表示の方法を無記名投票にする——一寸御聞き下さい、此投票に依て無記名投票に依て若し否決されれば第二讀會に入らずに其儘本案は消滅する譯であります（然り）と呼ぶ者あり若しこれが第二讀會に移すが賛成といふことになれば第二讀會に入つて逐條審議をするといふことになる（然り）「其の通り」と呼ぶ者あり  
 ○十八番（横山金吾君） 竹内さんの仰しやつた無記名投票の可否といふのは全然違つて居る、私は貴方のいはれる趣旨に於て起立でいいと思ひます、竹内さんの是非を決めることに依て無記名といふことをいはれた提案者の趣旨は議長の趣旨と違つて居ります、貴方の仰しやる趣旨に於て無記名が必要かといふことをもう一遍採つて下さい  
 ○二十番（竹内象藏君） 私の趣旨は色々議論ありますが、もう盡きて居ります、いひ悪い

(163)

とでいへませんが、又大向ふといふやうなことも起りますから、此の提案に對して賛成であるか不賛成であるかといふことを無記名投票に依て採決して讀會を省略する、といふことが、第十二條にあります  
 ○議長（足立茂君） 逐條審議もせずに一遍に決めて仕舞ふといふのですか（「それはいかん」と呼ぶ者あり）  
 ○二十番（竹内象藏君） さうであります  
 ○議長（足立茂君） 其方法は矢張り無記名投票でやるのでありませんか  
 ○二十番（竹内象藏君） さうありません  
 ○議長（足立茂君） 竹内さんと違ひしても今私のいふた意味で無記名投票に依て決めるといふことに反対の方はありませんか  
 ○四十二番（古田治四郎君） 今の第二讀會を無記名で第二讀會に移すといふのか、此議案を讀會省略で無記名で可決するのはつきりしない  
 ○議長（足立茂君） 私のいふのはつきりして居ります  
 ○四十二番（古田治四郎君） 第二讀會に移す意味の動議の賛否ですか  
 ○二十四番（鹽谷信治君） 讀會を省略しまして賛成者が多ければ逐條審議で行きませう、竹内さんは無記名で賛否を採るといふのが提案です、若しも竹内さんの案がいかない場合は逐條審議で行くか分らない、決を採るといふのが、先程の讀會省略になるかどつちでもよい、此案を實行するかせぬかを

(164)

○議長（足立茂君） 否決されれば第二讀會に移らぬから同じことです、さうすると賛と否と兩方書いて載せたい無記名でいへず此の案をやるかどうか賛成者が多ければやる、反対ならば要らん否決されるならば第二讀會に移らずに消滅する譯です賛成の方は賛成否決は否と、一寸此無記名投票に對して立會人を五十嵐さん、吉積さんに御願ひ致します、此の間投票  
 ○議長（足立茂君） 開票する前に一應御報告致します、投票用紙三十七枚でありましたが、投票の「カード」の方は三十六しかないのであります、過つて「カード」の中へ入れたといふことを気付いたといふことありますからこれを開ければそれが出て來ると思ひます、結局三十七名で投票数は配つた投票紙とあつて居るのであります、これから開票します  
 ○十七番（志村正三君） 若し「カード」が投票用紙と一緒に居つたらどうしませうか  
 ○議長（足立茂君） 「別に中へ折込んではない」と呼ぶ者あり  
 ○議長（足立茂君） 「カード」がございました投票の結果を御報告申し上げます、賛成が十五票、否が二十一票、白紙が一票でありました本議案は第二讀會に移す可らずといふ方が多數でありますから此儘否決されたことに致します、左様御承願ひます  
 ○十八番（横山金吾君） 白紙といふのはいんですか、出席者は賛否に加はるべしといふ法文があるんですか白紙といふことはいいんですか決を採られるといふ義務があると思ひます、参事會なら良いが、さういふことは出来なかつたと思ひます議員の方に徹底して欲しい  
 ○議長（足立茂君） 只今横山議員の御注意がありました如く、會議の規則に依りまして必ず

(165)

賛否を表明すべしといふことになつて居りますから白紙を投票するといふことは有り得ないと思ひます、賛成か、不賛成かはつきりと今後はやつて戴きたいと思ひます、尙議案が多数残つて居りますしこれから尙續行しなければならぬと思ひますが、食事の用意が出来たさうでありますから食事をした後に續行したいと思ひます、食事の間だけ休憩致します  
午後七時休憩

午後八時十二分再開

○副議長(龜澤省朝君) ではこれより引續き再開致します、生増又議長が已むを得ざる用事の爲に暫く席に居りませんので其間代つて議長を代行させて頂きまして、では日程第二十七、二十八が同じやうな議案でありますのでこれを一括上程したいと思ひますが御異議ありませんか  
〔賛成〕と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) では日程二十七、二十八を一括上程致します、天津居留民団長、助役條例改正の件、天津居留民団會計主任條例改正の件、此二つを一括上程致します、提案者の御説明を願ひます  
日程第二十七、議案第三十五號天津居留民団長、助役條例改正ノ中  
日程第二十八、議案第三十六號天津居留民団會計主任條例改正ノ中

○民団長(白井忠三君) 本案は別段現在其任にありませぬ私共の給與に直接影響のある問題ではありませぬが、御承知のやうに最近に北京の民団に民団長、助役其他の新設を見まして、それに對する條例案と天津民団の條例案との間に差がありますので言はゞ體裁上北京民団と天津民

(166)

團とが均衡が取り難いといふところから此改正案を提出したのでありますが、殊に今年の参事會に於きまして我々の給與は御承知の通り参事會に於て決定するといふことになつて居ります條例に從來も或幅を定めまして其幅の間で給與を決定するのは参事會が決定するのであります、從來は其時々の情勢に應じて参事會は任期中に兩方を行ふことが出来るやうになつて居つたのでありますけれども、一方には任期のある何年間といふ任期のある職に在る者の給與を其任期中に増減するとか動かすといふことは本來の事情が定めてある精神から見て間違つて居る、當然任期の初めに決定した給與を其任期中は特別の事情のない限り一定の給與で行くべきものであるといふこゝろいふ議論は過去に於てもあつたのであります、本年の参事會に於きまして其點まで定めて明確に決定されました我々三名の給與は現に決定して居ります、従つて本案が通過致しなくても我々の給與がそれに依つて動くのではありませぬ、我々の現在主任者の給與は現在決定して居る儘に移動はないのであります、唯天津居留民団が有ります民団長助役に對する給與の規定並に會計主任の規定が現在の儘では北京居留民団に比較して稍々低位にあるので天津居留民団の體面上これを改正して北京と同額にして置かうといふ趣旨の下に此改正案を提案した次第であります、即ち民団長の給與は只今一萬圓以上一萬五千圓となつて居りますが、北京の決定されましたやうに一萬五千圓以上二萬五千圓助役は六千圓以上八千圓以下となつて居りますのを七千圓以上一萬五千圓以下と改めるのであります、會計主任の方は現在二千五百圓以上六千圓以下とありますのを四千五百圓以上八千圓以下と改めたいと思ひます、そこで特に御断り致して置きますことは私の給與は昨年の暮に再任致します

(167)

と共に参事會に於て年俸一萬四千圓といふことに御決定あつたのであります、一萬五千圓以上二萬五千圓となつた場合には茲に一萬四千圓では不足なるといふ風な御議論がござりますが、我々も事變手當と申しまする或意味に於ては物價手當とも稱して良い吏員に給與を致して居ります本俸以外の特別手當を給與して居ります、其給與を我々も同じやうな率で受けて居りますこれは今後は民団長、助役、會計主任の年俸者に對してはさういつた手當を給與することは色々の意味に於て餘り面白くないだらう、従て是等を本俸に繰入れて本俸額を決めやうといふことで決定致しましたので、其手當を加へたる額が今度決まる年俸額でありますから此改正しましたものに皆當嵌るのであります、其結果私共が一萬七千圓であります、それから助役が一萬圓であります、それから會計主任は七千六百圓何れも此提案しました新給與額の範圍に該當する譯であります、これは今年の参事會の御決定に従ひまして特別に、特に何等かの事情のない限り任期中は此決定額を以て動かさぬといふ趣旨になつて居ります、さういつた譯で此提案が直に私共の現在の給與に影響のないものでありますので御審議の上御協賛を御願ひしたいのであります

○三十六番(早瀬精一君) これは最低一萬圓から一萬五千圓を、最低一萬五千圓から二萬五千圓、初任給は幾ら、其時の参事會で決めたら良い、最低を一萬五千圓以上二萬五千圓、助役は最低一萬圓以上一萬五千圓、會計主任は最低四千五百圓以上八千圓といふことを讀者者略で可決確定願ひます  
○副議長(龜澤省朝君) 外に何か御質問ございませぬか

○十八番(横山金吾君) 今の参事會の方で年俸者には手當を支給しないといふことは決つたのですか  
○民団長(白井忠三君) さうです  
○十八番(横山金吾君) それは何か條文に出るのですか、内規とかさういふものが決まるのですか、さうしたら此議案の儘で賛成します

○副議長(龜澤省朝君) 御意見がなければ第二讀會に入りたいと思ひます  
〔原案賛成一と呼ぶ者あり〕  
○副議長(龜澤省朝君) 原案賛成が多いやうですから讀者者略決定したいと思ひます  
〔賛成一「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(龜澤省朝君) それでは第三十五、三十六兩議案は原案通り可決確定致します、日程二十九議案第三十七號獎學金條例案これを上程致します  
日程第二十九 議案第三十七號獎學金條例案

○副議長(龜澤省朝君) 御説明願ひます  
〔「説明要らん」と呼ぶ者あり〕  
○助役(宮家壽男君) 大抵御分りと思ひますから  
○副議長(龜澤省朝君) それでは讀者者略可決確定致します、日程第三十、議案第三十八號居留民団立中學校、商業學校、高等女學校校費徵收條例改正の件を上程致します  
日程第三十、議案第三十八號居留民団立中學校、商業學校、高等女學校校費徵收條例改正

(168)



正ノ件

○助役(宮家壽男君) 本案は甚だ好ましくないのでありますが、現在の情勢から致しまして現行の授業料は他に比し下ゆでありまして、今まで五圓と三圓、五圓、三圓といふのは一族から二人出ました場合に初め一人が五圓次の一人が三圓となつて居りましたのを七圓と五圓に改正する案であります。北京では幾人一つ家庭から参りまして減額なしで各七圓づゝに決定されて居ります。太原は十圓、青島は六圓、濟南は十二圓、石門は十圓、張家口が八圓といふ各地の例を参酌致しまして五圓と七圓といふ風に改正したのであります。

○四十三番(小澤昇君) 此中學校、商業學校、高等女學校の一年二年生も矢張り此通りに取るのでありますか。

○助役(宮家壽男君) 同様であります。

○四十三番(小澤昇君) それぢや序に伺ひます。國民學校との關係はどうなりますか、一年二年は國民學校の延長になるのでありませんか。

○助役(宮家壽男君) さうでございませぬ。中等學校に入れば中等學校であります。

○四十三番(小澤昇君) 義務教育の中に入りませぬか。

○十八番(横山金吾君) 何處も問題になつて居りますが、天津に住んでない人の子弟に差を付けることは出来ないかといふことは参事會で問題になつたことあります。天津に住んでない人

北京とか、太原とか、そんなところの人が天津の中學校に入つた場合授業料に差を付けるかどうかといふことが問題になつて居るのであります。

○助役(宮家壽男君) 今迄は天津なら商業學校もあり各地から参りましたが、今北京にも中學、商業、石門にも商業が出来まして他から来るものが非常に多いといふ現象は漸次減つて来て居ります。前にさういふ意見も出ましたが、特に今度はさういふ點に就ての考慮はしなかつたのであります。

○十八番(横山金吾君) 参事會でさういふことになつて居りますか。

○助役(宮家壽男君) さうであります。

○副議長(龜澤省朝君) 外に何か御質問ございませぬか。御質問がなければ原案賛成と認めまして讀會省略可決確定致します。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○副議長(龜澤省朝君) では讀會省略可決確定致します。日程第三十一議案第三十九號電氣使用條例中改正の件これを上程致します。

日程第三十一 議案第三十九號電氣使用條例中改正ノ件

○副議長(龜澤省朝君) 提案者より御説明願ひます。

○民團長(白井忠三君) 本案に就きましては私が重任の御挨拶に代へてと申した中に色々の意味に於て此電氣料金の値上といふことは色々な方面から見ると研究の餘地があるやうに申上げて置きましたが、これ又財源難の折衝一面の理由は當然値上がが差支ないのでありますので、茲

に「キロワット」の二錢づゝの値上を改正案として御協賛を得たいと考へるのであります。其二通りの見方があると申しますのは今の料金を定めました時の民團當時は共益會でありまして、共益會は「キロワット」時の電氣を起すのに原價が幾らかつて、それを幾らに賣つて居つたといふことから考へますと只今「キロワット」時に要します原價は此料金制度を定めました時の原價よりは幾らか安いのであります。即ち民團の方から見ました電氣の元値といふものは今の料金制を決めました時よりもまだ高くはなつて居らないのであります。其方だけから見ると値上をするといふことは不合理のやうに見へるのであります。併し實際に於て電氣の發電に要します石炭の單價といふ風なもの丁度只今の料金制を定めた時から見ますと二倍以上の石炭の値段となつて居ります。其外從業員の給與一切の物價がこれは總べて高くなつて居るのでありますから其方面から見た場合に於て電氣料金の値上といふものは決して不合理でないといふことなるのであります。昨日伊東議員からも色々電氣の收入に就ての御話がありました。漏電「ロス」並に盜電といふ方面の検討を充分に加へますれば民團の電氣歳入は尙大いに増加致すのでありますけれども、物價の騰貴原動力の石炭の値上り此二點から考へまして「キロワット」時二錢の値上は急激な値上でないかと考へまして此處に提案致しました。殊に二錢づゝ値上げ致したものが、天津に於ける他の英租界佛租界及び「ベルジウム」電車會社に比較致しまして、丁度「ベルジウム」電車會社の料金と同じになりますから矢張り天津に於ける一番安い電氣料金の率になるのであります。値上しませぬ前は「ベルジウム」電車會社は何處に較べましても日本租界が安かつたのであります。二錢値上げしますと「ベ

ルジウム」電車會社と同率になるのであります。同率と申しますことは最低の使用者の料金のことでありまして、それから多量に使用される方々の料金率に就きましてはこれは非常に複雑な關係で佛蘭西、「ベルジウム」、日本こう三者を比較致しますれば必ずしも安いのも全部が安いとも申上げられないのでありますけれども、これは各所共大分秘密に特別の大量使用者の割引を行つて居りますのではつきりした價格を申上げることは出来ませんが、一番高い分に於きまして「ベルジウム」の電車會社と同率になるのであります。左様な意味に於きまして御審議の上御協賛を御願ひします。殊に此動力料金を就きましては他の電力會社の規定よりは我が民團の規定が一番安いのであります。

○二十九番(金山作次郎君) 一寸御参考迄に承りたいのであります。今の御説明に依りますと「キロワット」二錢値上りになります。二錢値上りになりますと年歳入どれ位御決定でありますか。

○民團長(白井忠三君) 年額二十萬圓増へます。

○十八番(横山金吾君) 二十萬圓、此第一種と第二種はどの位であります。第一種は問題になりません。第二種の動力の方は五割の値上になる、今迄相當……

○民團長(白井忠三君) 第一種電燈だけで約十萬圓、第二種の方で約十萬圓

○十八番(横山金吾君) 第二種はどれだけ、今の十六萬圓に對する金額は

○民團長(白井忠三君) 第二種は約十萬圓になつて居ります

○十八番(横山金吾君) 「パーセンテージ」に於て第一は問題になりませぬ

(178)

○十五番(佐瀬常盛君) 私のいはんとするところは横山議員が質問になりましたが、動力の大幅値上は一才承服出来ないで質問致しますが電燈料の方は個人當り最高の使用者は一箇月「キロワット」どの位に達して居りますか、電燈の方

○花村電氣課長 今の御質問に御答へします、今迄中原が一萬二千「キロワット」位其の次現在では天津會館がそれが矢張り一萬一千「キロワット」位であります

○十五番(佐瀬常盛君) 定額に二錢づゝ上るといふと収入の負擔に甲乙種とあると思ひます、それは豫算の面に表はれて居る数字と間違ひございませぬか、動力に依る収入増加が一萬二千になつて居ります、食糧にございませぬか、動力は五割引上一萬二千圓増収であります、豫算の上から行きますと八「パーセント」とか十「パーセント」になりませぬか、電熱が十六萬八千圓であつて二錢引上げて五錢のもの七錢になる六萬八千圓の増収になります、此間の計算が合はないやうに思ひますが、これで間違ひありませんか

○前田業務部長 茲に数字の間違ひが少しありますから御訂正の程を願ひます、御返ししてあると思ひます、動力の方の電力量が百六十六萬八千「キロワット」時とあります、百五十四萬〇二百「キロワット」に御訂正願ひます豫算の方の六十七頁、さうして減きまして動力の方は割合に増収の見込がありますが、電熱は最近石炭が廻りの悪い爲に、石炭が高い爲に電熱を非常に使われまして同じ二錢上げまして電熱の収入は多くなつて居ります

○十五番(佐瀬常盛君) 私は動力は四錢のものが六錢に五割の引上げられるに拘らず収入に於て八「パーセント」しか増へないといふのは合點がつかないのですがつまり準備料の一萬九千

(174)

八百圓を本年度の豫算から控除しますと電力料の豫算は幾らも引上にならんで、どうも合點がつかないのですが、一萬二千圓位のものに對して電力を使用して工業を起しますので一萬二千圓に對してがやゝいふとおとなげないと思ひますが……

○花村電氣課長 貴方の御話は前年度と比較しての話であります、此動力の二錢値上といふことは備考に書いてありますやうに二種類になつて居ります、一方は單價六錢のものは百五十四萬〇二百「キロワット」時五錢は八十五萬二千「キロワット」時で五錢の方は二錢上つて居らない譯であります

○十五番(佐瀬常盛君) 五錢は何ですか

○花村電氣課長 これは製氷會社に送つて居るものです

○十五番(佐瀬常盛君) 一錢五厘増へるのでもしたらもつと増へさうなものでありますが、一寸可笑しいですな、それから数字のことは別として今御提案者の御説明がありました「ベルジウム」の電力と比較して安いやうに仰しやいます、事實我々工業部門で色々電力問題で話をしました時「ベルジウム」の電力は五錢で提供されて準備料も拂はないといふのであります、我々小工業をやつて居りますが、電力の消費量の計算しますと準備料といふものが平均して「キロワット」二錢位かゝつて居るのであります現在に於て六錢の動力でありまして「ベルジウム」の供給料の五錢程度のものと比較して高率になつて居りますこれは一錢二錢高いのであつて、それはさうある故にこれを引上げて良いといふ結論が亂暴なことのやうに思ひます華北電業總局から送電しますので三錢八厘を三月末から四錢三厘に

(175)

變へて呉れ、準備料は要らないといふ話がありまして、一概に民團の供給電力が安いとは斷じ切れないものがあると思ひます、他地方と比較致しまして青島方面は工業電力は四錢から一寸出た程度で供給されて居るといふ事實から較べますと天津の民團電力が五割も一時に引上げられて一方は一割に充たない、一方は五割引上げる定額的に二錢上げるといふことに矛盾を見出すのである三割引上げるといふことが穩當でないかと考へるのであります、御當局の御調査なりそれに依る御回答を要望致します

○花村電氣課長 茲にベルジウム電氣公司の電力料金が有るんですが今の御話の五錢といふは特殊の契約でないかと思ひます、電力會社としては一般に送つて居ります電力料金は先づ十錢段々消費量が多くなつて来て最低六錢、それは相當準備料といふやうな形ではなくして責任使用料といふ形では加つて居りますから、準備料の代りに最低料金制を取つて居ります、華北電業の方は三錢何厘中には四錢何厘とあつたと申すのは此處で企業を始めた場合で普通一般に十二錢であります

○五番(伊東武喜君) 私が會計検査の報告の時に一寸申上げた關係上自分の感じたことを申上げます、此動力料其他を平均したものに二錢上げであるやうであります、此二錢といふものは「コスト」は何んぼといふことで上げたものであるか、まあ唯二錢位といふので上げたものか其邊を伺ひたい

○民團長(白井忠三君) 「コスト」に依る値上といふことよりか他の電力供給の電力料の比率を標準にして二錢値上を致したのであります「イギリス」租界の如きは均一に「キロワ

(176)

ット」三十錢でありますか、これは元二十錢を一躍三十錢に上げたのであります、事變以來の石炭の高いの理由に上げたのであります、我民團としては二十四錢が最高分であります、これを二十六錢に値上する、從て他の多量使用者の分も順次二錢づゝ値上げて行くといふこゝういつた譯でありまして動力の「コスト」に對する何錢の値上といふよりも佐瀬議員などの御議論がありましたけれども、さういふ割合で上げたのであります、動力料金は其分に對しては「パーセンテージ」で申すと今佐瀬議員の仰しやる通り五割といふ非常な値上であります、併し此動力料金が日本租界即ち民團の從來規定して居る動力料金が非常に安い、今佐瀬さんの仰しやるやうでは、さうでないやうであります、今花村課長から説明がありましたやうに私共の承知して居る範圍に於ては日本民團の方が非常に安いといふことは實は元を切つて、夜と晝間の動力の餘計使つて減いたれば夜の電燈をつける分に對する元値が段々引下つて来る、夜と晝との動力の使用量が非常に差があるものとそれだけ高いものを電業公司の方に民團は拂はなければならぬ甚間の動力使用が増へて来れば自然其間の差が少なくなるに從つたのであります、今日に於きましてはこれを五割の引上げになるけれども、各方面の日本人の動力使用も段々増へて参りまして日本租界の動力を使はれる人と支那街若くは特三區其他の方面で使はれます額ではそれ程の差もつづける必要がなくなりまして五割引上げても又外の方面の動力を御使用になればより安いといふ建前で二錢引上げを願ひたいと思ふ譯であります、今佐瀬さんの仰しやりました三錢五厘とか四錢とかいふのは直接高壓供給を受けて居る紡績會社

とか或は我民團の受電所自身融通を受けて居りますものゝ如き例でありまして各工場の紡績會社といふやうな大きなところでない使用者の料金としてはさういつた安いのはないと思ひます今電業公司から民團が買つて居ります元値は三錢一厘二毛でありまして、これは公共事業であるといふことで紡績會社其他よりも或値引をして敵いて居りまして三錢一厘二毛で供給を受けて居るのであります

○五番(伊東武喜君) 一寸それに關連しまして一寸私が發電所に行つて調べたところに依りまして電燈料が五・六、五「パーセント」ばかり使つて居るやうであります、電熱が三〇・一「パーセント」パワーが三・六「パーセント」といふやうに配電されて居るやうであります、これに依りましてパワーとして配給する電熱はないやうでありまして、これを五割も上げたからといつて民團財政はさう急に悠長にするものではないと思ひます、電燈料の方は一割位上げたので非常に儲けがあつて収入にも相當収入があるやうですが電熱といふものと動力といふものとの使用方面から見た場合に非常に性質に違ひがありまして動力を承けて或種の生産事業に従事して居るものが其動力といふものは生産「コスト」に於て非常に重要な部門を呈して居りますから五割の値上をするといふことに於ては動力を承けて工業をやらせて居る小工業者に重大なる打撃あるものと考へられます、これだけの打撃を與へて而も民團に大した収入が上らぬものであつたら五割上げるといふやうなことは私は生産業に従事して居る立場から考へて賛成致しません、併し電熱とか電燈といふものは大した上り方でも「パーセント」の上り方ではないからこれには原案通りに賛成致します、動力はもう少し考慮の余地がないかと思ひ

ます、自身の計算致しましたところに依りますとあの電燈の配電「ロス」といふものを見込んでの配電「コスト」が一錢五厘になりまして、今民團長のいはれまして三錢一厘三毛を加へますれば約四錢七八厘になりまして此方面をもう少し色々勉強されたら四錢四五厘で上るのでないか、四錢四、五厘で上るのであつたら先づ工業者の方には五錢なりをこゝで定めて急激な五〇「パーセント」も値上げといふことは少し修正を加へる必要はないかと思ひます、私は意見であります、それだけ、他の方は賛成であります

○十五番(佐瀬常盛君) どうも豫算面に表はれた増額の数字は可笑しいと思ふ一萬二千の動力を使用して全部で負擔するといふことは餘り大きなものでありませんが五割引上から判斷しまして恐らく工業者の負擔を加重しはしないかと考へられるのであります只今花村さんの御説明を聞きまして、民團長からの御説明も聞きまして、事實紡績會社の大工場で三錢五厘四錢三厘位で買つて居るのであります次に参考迄に申しますが、青島では四錢二三厘で配給されて居るといふことを承りました「ベルジウム」の電力であります、減法高いものであつて、それに依つて開發會社の開發の使命を帯びて居るところの華北電業が十錢十二錢といふ高率の電力料を徴収して居ることは産業政策からも訂正すべきものと思ひます、それを基準にして安いのを上げるといふことには聊か現地生産を提唱しなければならぬ時に於て矛盾するのではないかと存じます、それと電力料と關連して居る話であります、第一「ベルジウム」の電力は利権を日本側に日本側と申しますか「ベルジウム」側から開放さうといふことがあるやうに聞いて居りますが、電力料を擧げすることを制止するといふことと精神かと考へますそれか

ら工場設置は工場敷地選定と動力の問題であります、自分の事等申して恐入りますが、例へば日本租界の配電区域内といふものは非常に地價が高い若くは家賃が高いといふやうな事實がありますから工場設置する時の工業家の採算は交通費が安くつく、電力が安いから家賃を高く出しても日本租界附近の地に敷地を選ばなければならぬといふことになる、邊鄙な地區だと電柱を何本か立つて同一に配電線を張らなければならぬ電力料にそれを加算されて高い料金を課せられるのであつて日本租界の附近のやうな便利の良いところでありましてつゞ下げられるのが當然であります、租界の電力料金を其意味で五割も一舉に引上げるといふことを爲さずして御修正を考慮して戴きたいと思ふのであります、事我々生産部門は弱少工場の場合でありますから先程の歳費問題は名譽職費用問題と一様であります、餘りこれを主張することは心苦しいのであります、今日の當地の状態は而も天津は工業的に相當發展して行かなければならぬ、又發展せしめなければならぬ必要があるといふ時に動力の大幅引上げといふことは考慮しなければならぬと思ふのであります、現に日本租界で一坪當りの地價が「ベルジウム」の電力市街と支那街の邊鄙なところは「コスト」に於て非常に大きな隔りがあるといふことを考へますれば民團に於て其點を埋合せに考慮して加減して戴きたいと思ひます

○助役(宮家壽男君) 佐瀬さん五割増にして料金が少くないといふ疑問です、昨年の豫算には四錢の方の奴を年に二百二十萬「キロワット」「パワー」になつて居る、一方の昨年の三錢五厘が百萬「キロワット」「パワー」になつて居る兩方で三百二十萬「キロワット」「パワー」本年は百五十四萬、二百二十萬、三百二十萬ですか、それに對して百五十四萬と八十五萬其販賣電力量がぐつと減つて居る譯であります

○十五番(佐瀬常盛君) それはどういふ譯でありますか

○助役(宮家壽男君) 昨年三百二十萬「キロワット」「パワー」今年には百五十四萬、八十五萬に減つて居る

○花村電氣課長 今の伊東議員の御話でありましたが「パーセント」は二月現在の状態でありまして、これはつと以前の動力の面白い状態でありまして電燈の五五「パーセント」電熱の七「パーセント」動力の三五「パーセント」といふやうに動力も多かつたのであります、水害以來日本租界の工場に「ゴム」工業などは原料の入手難といふのか概して工場は休止状態になりましたので、其爲に動力は非常に私共の豫想して居つより遙に僅かの数字しか出て居ないのであります

○十五番(佐瀬常盛君) それに關連して一寸御説明もし御伺ひしたいと思ひます、只今「ゴム」工業といふことが話題に出ましたが「ゴム」工業の業者から相當代辨に努めてくれと仰しやいましたが、御説のやうに水災以來「ゴム」工業が非常に不況に沈淪して殆ど休止の状態でありまして、準備料だけがつちりと掛かる、此ことを能く考へて買はなければならぬ、其上に少し使つても電力料を拂はなければならぬ「ベルジウム」の電力料以上に高いものになるといふことを當業者に懇へられて成程と知つたのであります、業者の希望としては電力料は上げて呉れその代り準備料は全然休んで使はないといふことは見て呉れ、これは一つ省いて貰ふ、何とかしないことには此儘では連も堪らぬといふ懸へがございましてことを御説明申して置きます

(181)

事實昨年の下半期以來現地工業が不況に沈滞して居りまして非常に準備料の率が大なる負担になつて居ります状態でありまして若し電力料の是正といふことがあるなら準備料といふことに於て考慮を拂つて戴きたいといふやうな聲がございます

○花村電氣課長 今の準備料のことではありませんが、工場が休止になるといふことならば休止申込をすれば準備料は取らないことになつて居ります、ですから何時でも工場が一月二月休止するといふ時には申込んで戴けば準備料は取らないことになつて居ります

○十五番(佐瀬常盛君) それは一寸いかぬでせうな

○十八番(横山金吾君) 大分議論も盡きたやうであります、大體議員各位の御意見もあつたやうであります、此第二號の使用料、動力料四錢とあるのを六錢に改めて修正して議會省略可決するやうにしたらどうですか

〔「五錢に賛成」と呼ぶ者あり〕

○副議長(龜澤省朝君) 論旨も盡きたやうでありますから一讀會を終りまして二讀會に入りま

す、では此際貴方の修正意見です、修正只今何ですか、動力料四錢とあるのを六錢に改めず五錢と直す譯ですね、只今横山議員の修正意見の動議に御賛成の方御起立を願ひます

(賛成者 五名)

○副議長(龜澤省朝君) それでは此動議は成立しましたから修正意見に對して全體の賛否を伺ひたいと思ひます

○十七番(志村正三君) 實は私は參事會員として此原案に賛成したものであります、此民會

の席に於て色々詳しい事情を聞きまして私は參事會員として此案に賛成したことを心に咎めて居る其意味に於て一寸御斷りして置きます

○副議長(龜澤省朝君) それでは只今成立致しました修正意見に對して賛否を問ひたいと思ひ

ます、此第二種料金の四錢とあるのを六錢と改む、これを五錢と改むと修正したいといふ此修正意見に對して御賛成の方御起立を願ひます

(賛成者 少數)

○副議長(龜澤省朝君) 分りました十名、それでは此修正意見は不成立であります、それでは

外に修正意見がないならば第三讀會に入りまして此原案に就て賛否を採りたいと思ひます、そ

れでは從て賛成と思ひますから原案通り可決したいと思ひます

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) では原案通り可決致します、日程第三十二、議案第四十號火葬場使用

條例中改正の件これを上程致します

日程第三十二議案第四十號 火葬場使用條例中改正ノ件

○助役(宮家壽男君) 火葬場使用條例中改正の件に就て簡單に御説明申し上げます、從來は大人

一回十圓、子供六圓となつて居つたのであります、三月十七日迄の統計に依りますと火葬場

を使用致しました数が六百二十九、此中二名が外國人でありましたが、其中大人が二百九十三

名、子供が三百二十四名となつて居るのであります、この六百二十九名に使用されまし

た其新代の平均が一人當り約三百斤でありまして百斤四圓五十錢で十三圓五十錢といふ平均の

平均が一人當り約三百斤でありまして百斤四圓五十錢で十三圓五十錢といふ平均の

平均が一人當り約三百斤でありまして百斤四圓五十錢で十三圓五十錢といふ平均の

(183)

「コスト」になつて居ります、さうして子供の方が半分以上で六圓になつて居りますので、せめて新代でも買ふ爲に好ましくないものであります

〔「原案賛成議會省略確定」と呼ぶ者あり〕

○副議長(龜澤省朝君) では議會省略可決確定致します、日程第三十三議案第四十一號天津日本

義勇隊解散の件これを上程致します

日程第三十三議案第四十一號 天津日本義勇隊解散ノ件

○民團長(白井忠三君) 當民團に設置されて居りました天津日本義勇隊の解散を決定致します

ることは甚だ名残り惜しいやうな感じが致します、御承知の如き國際情勢の變

化といふことから當地にも此義勇隊設置當時の如き極めて微力なる軍の駐屯部隊でなく相當有

力なる駐屯部隊が置れなければならぬやうな情勢にありまして此居留民と致しましては今

更義勇隊の必要を感じなくなりました點に於て或意味からは甚だ慶賀に堪へないところであり

ます一方軍といふものを必要としない状態に平素の警防團、警防的事業に進む意味に於きまし

ては警防團の組織もありました譯でありますから茲に多年勤しき歴史を有します天津日本義

勇隊の解散を決議することに御願ひしたいのであります、これに就きましては此四月一日以降

適當な時期に於きまして過去に於ける義勇隊の功勞のあられた方々に對する功勞の表彰等を準

備しまして適當な日に解散式を舉行して解散を致したい、こゝにいふ考へで提案致したのであり

ます、同時にこれ又我が民團の誇りでありましたところの天津日本義勇隊の中に特別義勇隊といふ

ものがございました、これは御承知でありませうが所謂半島同胞に依りまして組織されたる我

が日本義勇隊の一部の特別班であります、これには天津に於ける輝しき義勇隊の特別班の事績

があります外に天津に於ける此特別班の働きが朝鮮に於きまして朝鮮の總督府の朝鮮統治上

にも非常なる好影響を與へまして朝鮮總督に於きましては天津に於ける天津日本義勇隊特別班の

事績を非常に御推賞になりまして、これの發達充實といふことに就て豫ね／＼御期待がある

のであります、形が日本義勇隊の一部の特別班であります爲に此の日本義勇隊が解散されます

ならば當然此特別班も解散の運命にあるのでありますけれども、只今申上げますやうな特別

の功績、事績並にこれが朝鮮に及ぼす影響といふことに鑑みまします時にこれを廢止することは

色々の意味から甚だ好ましくない結果を生ずるのでありますので日本義勇隊は解散致しますが

此際天津特別義勇隊の名目に於きまして、從來の特別班の存続を認むることになつたのでありま

す、これに對する民團の補助金等は後に議案に於て申上げますが、此際天津日本義勇隊の解

散を提案致しますに際して天津特別義勇隊が別に存続するといふことを御報告申上げて本案

(184)

に御賛成を御願ひする次第であります

○十六番(菊地新一君) 只今民團長の御説明に依りまして日本天津義勇隊の解散の件といふこと

が本民團の議案に上程されましたことは一面考へて見ますれば天津には昭和二年以來の其當時

の状態と今日の狀態を比較致しまして現在、義勇隊の解散の時期であるこゝにいふやうに解す

るのであります、元々義勇隊が出来まして十五年間、此間に於きまして天津の租界の變革といふ

變遷といふものは並大抵でないと存する次第であります、不肖私も昭和二年以來義勇隊の一員

として今日まで參つて居ります私は其當時義勇隊員が租界民、居留民擧つて義勇隊員に編入さ

るに對しては、その時分には、その時分には、その時分には、その時分には、その時分には、その時分には、

るに對しては、その時分には、その時分には、その時分には、その時分には、その時分には、その時分には、

るに對しては、その時分には、その時分には、その時分には、その時分には、その時分には、その時分には、

れまして天津事變北支事變に際し事績を挙げまして軍方面の當事者から日本天津義勇隊に對して數々の褒賞を頂戴して居るやうに聞いて居ります。今日此義勇隊が解散せられますといふことを伺ひまして唯私は感慨無量なであります。元々防護團といふものが出来、租界の治安は強力な軍隊の駐屯に依りまして我々居留民の居住して居る點に於て何の不安もない今日を過し得るといふことは誠に有難い仕合せであります。解散に對しては私は異議は少しもございませんであります。伺ひますれば解散に對しては後今日まで携つて居る方々に對し功勞ある方々を表彰するといふやうな御意見でございますが、これは御尤もなる意見と存じます。それからもう一つ伺ひたいのは天津日本義勇隊といふ名目で軍方面から他の關係方面から寄附といふやうなものがあつたやうに聞いて居りますが、此點に對しては天津在郷軍人、此席で申しますのはどうかと思ひますが、在郷軍人會は相當義勇隊員の幹部になつて居られる方も多いのであります。財産の處分といふことに對してはどうかやうに處置を御取りになりませうか、一應御参考迄に伺ひます。

○民團長(白井忠三君) 勿論解散といふことになれば今事實上菊地議員の仰しやる通り在郷軍人會が御使ひになつて居ります。例へば團服其他のやうなものは勿論民團に引續きます。金品といひましても品物の方は義勇隊の隊服其他のやうなものであります。金の方の残りはどういふ風になつて居りますか、一寸記憶して居りませんが、何れにしても残つたものがあれば民團の方の雜收入として計上する積りであります。引取る積りであります。

○十六番(菊地新一君) 私の意見ですがこれは天津事變當時一萬圓といふ金を義勇隊に寄附を戴いたと思ひます。私の意見としてはこうした義勇隊が解散されるにしても幾分財産が残つた場合在郷軍人の方に寄附して戴きたい。こういふ風な私の意見であります。其點に就て何れ又委員會も出来ると思ひますが、民團長に於ても此點に御考へを願ひたいと思ひます。

○四十二番(古田治四郎君) 此案の廢止は當然來るものと思つて居ります。これに就て廢止案に賛成致しますが、此義勇隊の解散に就て私の方に二三いふて來た人があります。解散をするといふか、今の義勇隊員を使ひ放しといふやうな、何か民團の方で委員を作つて表彰するやうなことを話しました。ところが今の菊地さんの御話のやうに民團はこういふやうな第一回の天津事變の時には五千圓買ひました。義勇隊は其金を民團に預けた。在郷軍人の大部分が活動したといふので今の會館を二階建にするといふので買つた。それを三千餘りになつたのであれを建てたのであります。其の後今度の事變に至つて軍から御苦勞であつたといふので金一萬圓買つたのであります。金一萬圓は民團に入れるとどうも出す時に困るから兎に角これは在郷軍人の方に預けて置かう、さうして皆協議の結果義勇隊で然るべく要る場合に出来るやうないかといふので在郷軍人會に預けたんです。これが残つて居ると彼はいい人があるやうであります。今の御話に依つて欲しいといふか、これだけ寄附するといふかこれは分りませぬが私等の希望としては結局解散に就ては委員會を設け或は元の幹部の人が委員になつて此金の處置と表彰方を相當研究して大體天津の義勇隊の根幹は天津在郷軍人會が組織して居つたやうなものであります。出來ることならば其金を無條件で天津在郷軍人會に寄附する。さもないかつたならば義勇隊として此際國防獻金に全部差上げるか、さあ分けるといつても大した金で

ない、結論としてはどうにか解散に對して其金品、物品は何とも申上げますが金品だけはさういふやうに處置したらどうかと思つて居ります。不當なる處置はしないと思ひます。物品は例の警防團が出来るこれに使へるものは警防團が使つた方が民團としては經濟上に於ても幾分餘裕が出来るのでないか、こう考へますから物品だけは何か民團が引續いでこれを警防團に使用させたいやうに委員會を設けて適當な方法に依つてこれを處分する。こういふことに民團當局に於て然るべく處置されたら良いのぢやないかと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 段々の御意見であります。何れに致しましては義勇隊といふものは民團の中にあつたのでありますから別にこれを残つた金がありました場合は在郷軍人會に寄附するか、國防獻金に致しますか、何れにしても其處置は矢張り民團の御同意を経なければならぬことになると思ひます。其點は提案の中に書込んであります。時期は

○二十二番(上田茂君) 民團長待つて下さい。民團長話の間違つてるやうに思ひます。當時の經緯を申上げます當時の義勇隊に金を戴いたのであります。これには使途は何にも條件を付けて居ります。皆が分けるなり或は何か記念品を買つてやるなり使途は何も條件をつけない意味で戴いて居ります。これを民團にかけて民團の承認を得て使用しなければならぬといふことはありません。

○民團長(白井忠三君) さうであります。知れませんが義勇隊其ものは民團の一部であります。義勇隊が例へば民團の保潔課が何處からか金を買つたこれは然し保潔課で處分して良いといふことはいかぬと思ひます。今私が申上げやうと思つたことは其爲に又臨時民團でも召集しな

ればならぬといふことになつては厄介であります。其解散の件の中にもその處分を民團長に一任するとか何とかいふことを加へて戴いて御決議願つて置けば適當に處置が出来るのでないかそれを申上げやうと思つたのであります。義勇隊に買つた、義勇隊がどうでも自分等の勝手にして良いといふことを假りに軍から押しやられても、これを民團がそれを受けて義勇隊の自由處分に任すといふことがない限り、それを勝手に處分して行くといふことは違法になるのでないかと思ひます。解散に際して義勇隊の財産は金品其他財産の處置を在郷軍人會に一任すとか何とか茲に附帯した決議を御願ひして置けばもう一遍民團を開いてどうの爲すの必要はありません。

○十六番(菊地新一君) 私も其點が疑問になりましたので申上げたのであります。元々義勇隊其ものは民團長の指揮を受けて其行動をやらなければならぬと思ふのであります。併しもう一應指令官の隷下に入つた以上は指揮命令に依つて動かなければならぬが、義勇隊其ものは財産とかいふものは矢張り民團の財産であるからこれは矢張り此際附帯決議に依つて若しも何分の金品が餘つた際には私の一人の考へとして最も義勇隊に關係のある又義勇隊の育ての親である在郷軍人會に寄附して戴きたいといふ考へを有つて居ります。

○十七番(志村正三君) 義勇隊に寄附されたといふか、義勇隊といふ團隊と考へるからであります。義勇隊員個々に對する慰勞を、それを纏めて戴いたのであります。決して民團義勇隊といふ主體で買つたのでないやうに私は解釋して居るのであります。でありますからそれを民團、民會でどうこうといふことは一寸違つて居りはいかぬと思ひます。これは義勇隊自體

(189)

が義勇隊長が居られるなら其裁量に依て處理すべきで義勇隊長が亡くなられたのでこれに對してどうしやうかといふ譯で我々心配して居るのでありますが、其點がどうも一寸あのお金に對する敵の本體が實際いふと一人々々呼出して慰勞の安か品物で司令官閣下から下さるものを一纏めにされたらどういふやうに解釋されるから一寸でも民會に於てそれを云々しなければならぬといふことは絶対にないと思ひます。又違法でないと思ひます。

○四十二番(古田治四郎君) 民團長の御話も尤のやうに聞かれますが、第一回に五千圓買つた、後で宴會に使つたが残りが出て来た、時局が急ぐやうな事やらずに引續いて何も使へないで使ふ金を其儘残したのであります、これは解散の委員會に一任されたらどうですか、民團でどうしても統轄しなければならぬと御考へになるよりは簡單に考へて關係當局で委員會で御決めにされたら良いのではないかとと思ひます、唯解散で良かったのであります。

○二十二番(上田茂君) 此義勇隊長田村氏が話されて能く存じて居ります、當時隊長から御話がありまして先申し上げましたやうな防衛司令官の趣旨で戴いたからそれで私に相談がありまして田村隊長から相談がありましてこれを一人づつ頭に分けたところで仕方がないから此儘にして置いて他日何か戴つた仕事が出来たら有効でないか、事變が續いたから此儘になつて居つたのですが、其當時の経緯からすれば將司令官閣下から申された通り勝手に自由に使つて呉れといふ思召して戴いたと解釋して居ります、當然民團長がいはれるやうな堅苦しいものでないと思ひます、それで適當に古田君のいはれたやうに民團長が然るべく關係ある委員を選んで處理せられたら一番良いと思ひます。

(190)

○十六番(菊地新一君) 私は此解散に就て起つて来る問題は例の處分の問題であるからと思つたから此際申し上げたのでありますが、若しも民團長に一任といふか、委員を作るといふ御話がありまして、其委員に一任といふことならば強いて申し上げません其方が結構であります、然し世間では實際のこといふと義勇隊長には在郷軍人でなくて義勇隊員になつた方もあるものでありますから其方とか色々いはれた時に答辯の出来ぬやうな氣持もします、在郷軍人でありませんけれども其點考へまして申し上げたのであります、其點民團長の宜しきやうに御計ひ願ひます。

○四十二番(古田治四郎君) 今の御話と同じやうにこゝにいふ希望もありません、感謝状を二回買つた、あの感謝状の寫しを付けて呉れといつて居ります、これは天津義勇隊委員會に一任されたら良いだらうと思ひます、委員會に於て然るべく決まると思ひます。

○五十番(永瀬三五君) 義勇隊長規定といふのがある、これに準據して表彰されたら良いと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 表彰はそれです、唯財産の始末

○五十番(永瀬三五君) 民團の規定上出来た義勇隊であるから一任されたらどうですか民團長一任を希望します。

(「賛成」)「民團長一任委員會を作つて」と呼ぶ者あり)

○二十九番(金山作次郎君) 民團長に御尋ねしたいのですか、財産處分の問題は服とかさういふものは已むを得ない、現在其金を民團に預りになつて居るのでありますから、委員に一任するといふが在郷軍人に渡して居るやうに聞いて居りますか。

(191)

○民團長(白井忠三君) 民團にはありません。

○二十九番(金山作次郎君) 委したに就ては義勇隊長一任するといふので渡して仕舞つた、それならば民團がそれを民會に諮らなければならぬといふことはない幹部に一任したらどうですか。

○民團長(白井忠三君) 私も今までさういふ問題は、成程一萬圓頂戴したといふ時に田村隊長から私にも御話がありましてさういふ金を一萬圓買つた、これは皆で分けても良いのだが分けても仕様がなければ有意義に使ひたいと思ふ、それでこれは此方に預かつて置くのと在郷軍人會の方に預つて居る其金は其の後のどうなつたらうかと考へますと財産なんかはないのだからと思ひましたが、それは残つて居る譯ですか、それを義勇隊長に委して其始末に就てさて解散するといふことに致しますと新隊長を任命しなければならぬことになる、隊長が不幸にして欠員になつて居ります、隊長なしで他の方々で處置して行くといふことも適當であります、隊長のない義勇隊がさういふことも違法ではありませんが、勝手に處置して仕舞つたといふことは矢張り民團は多數の第三者に對しては責任のあるものでありますから始末をきちりしなければならぬのだと思ひます、そこで實際第二項に何か決議をもう一項加へて戴きます、これは實際の方法にしても色々なことは適當な委員を選んで委員の方によつて戴くといふことはこれは腹案として決つて居ります、議題の中に出してありませんが、さうした準備を致します爲に四月一日以降適當な時期に於てこれを解散するといふ決議を御願ひしたい、引括めて第二項で義勇隊の解散に際し必要な處置はこれを居留民團長に一任することといふやうな意味

(192)

を一項御決議願つて置けば表彰に就ても委員を設ける、若くは残つた財産の處分に就ても委員を設けるといつたやうなことで私から委員を御願ひして委員に御立案を願ひませう、さういふ事項の決定は參事會に諮問しまして參事會の御賛同を得て決定しますから第二項に天津日本義勇隊の解散に對し必要な事項に關してはこれを居留民團長に一任するといふことの御決議を併せて御願ひしたいと思ひます。

(「賛成」)と「呼ぶ者あり」)

○副議長(龜澤省朝君) それでは第二項にさうすると提案者の方から第二項として「天津日本義勇隊ノ解散ニ關シ必要ナル處置ヲ居留民團長ニ一任ス」これを追加したいといふ申出でありまして原案を訂正したいと思ひます。

(「賛成」)と「呼ぶ者あり」)

○副議長(龜澤省朝君) それでは讀會省略致しまして可決確定致します、日程第三十四議案第四十二號綜合運動場敷地追加買収の件

日程第三十四 議案第四十二號 綜合運動場敷地追加買収の件

○副議長(龜澤省朝君) 提案者より御説明願ひます

○助役(宮家壽男君) これは只今御手許に差上げてあります、綜合運動場計畫圖を御覽願ひます、此中に黒くしてあります部分を追加買収致すのであります、大體十六年度の計畫と致しましては此中央に忠魂碑を建設致します敷地の埋立、それに參拜の道路を通ずるといふことが主となつて居りますが、其周圍にある土地を此際買収して置きますと既にこゝにいふ施設が出来

(193)

ました以上日を経るに従って地價等も上つて参りますので此工事に必要であり將來の爲に十六年度に於て追加買収して置かうといふ案であります

○十八番(横山金吾君) 此地圖は甚だ不鮮明なものでありますが、これだけ買へば外は皆眞四角は買つてでありますか

○助役(宮家壽男君) さういふ風になるのであります

○十八番(横山金吾君) 前此方の方は

○助役(宮家壽男君) 中學校の方ですね

○十八番(横山金吾君) 既に買つてあつた土地と買つてない土地がはつきりしないのであります、黒く塗つてあるところは買つてないのですか、來年から買ふ必要はありませんのですか

○助役(宮家壽男君) さうです

○十八番(横山金吾君) それをはつきりして下さい、これだけ買へば完了するのですか

○助役(宮家壽男君) 尤も此中に軍が道路を造りまして埋立した道路附近の土地といふのは無償貸下げを受けて居りますから無論これも其中に含まれて居ります

○十八番(横山金吾君) 此先買であるのですか、これとこれと出たところがあるものでありませう、私のいふのは此地圖を作られたら民團の買つた土地を全体書いて其中にさういふ計畫をする、後はこれだけ足らんといふ

○民團長(白井忠三君) これは全部買つてある

○助役(宮家壽男君) 中學の方に少し凸凹があると仰しやるんぢやないですか

(194)

○十八番(横山金吾君) あつたんですか

○助役(宮家壽男君) さうです

○二十一番(五十嵐重吉君) 此配置圖から行きますと相當沼があつたやうに思ふのですが、沼は全部埋つたのでありますか

○民團長(白井忠三君) 埋めるのです

○二十一番(五十嵐重吉君) 土を買つて埋めるのですか

○民團長(白井忠三君) よそから持て来て埋めて居ります

○二十一番(五十嵐重吉君) 今度で後買ふ必要はないのですか

○民團長(白井忠三君) さうです

○副議長(龜澤省朝君) 外に御質問ありませんか

○二十一番(五十嵐重吉君) 本年の豫算でどの程度まで出来るのですか

○民團長(白井忠三君) 土地は全部買つて仕舞ふ

○二十一番(五十嵐重吉君) 雜草に入つて居るところ全部買ふ譯ですか

○民團長(白井忠三君) さうです

○助役(宮家壽男君) 埋立には忠魂碑のところも入ります

○二十一番(五十嵐重吉君) 買はれる時に又注意して下さい土地の問題でうるさいことが起りますから、何ですか、此薄桃色に入つて居る中だけ買つてないのですか、此配置地圖を見ますと薄く入つて居る、此處を買はなければならん、外は買つてあるのですか

(195)

○民團長(白井忠三君) 現に道路敷地の一部、それを無償貸下げて置いて居ります、それ以外のところだけ買ふのであります

○十六番(菊地新一君) 民團當局に御尋ねしますが綜合運動場は大体現在まで買つた敷地の埋立をどの位これから埋立なければならんか、どの位といふ出来た何がありますか、此中沼がどの位ある、丘地がどの位あるといふ

○民團長(白井忠三君) 此今御配りして居る圖面の中學校敷地といふところと右の方に野球場があります此處までは大体埋つてをります、それから今商業學校敷地と書いてある方面から忠魂碑敷地といふのが上の方の眞中にあります、忠魂碑敷地これを今年度の十六年度で埋立する譯であります、それと今度土地の買収を九十九万圓か本年度の豫算に

○十六番(菊地新一君) 商業學校の敷地と忠魂碑の敷地の埋立費の費用は前年度に取つてありませんか

○民團長(白井忠三君) 去年取つたのが野球場から庭球、排球、籠球場、水泳場此方面の埋立をして居ります

○十六番(菊地新一君) 早く申しますれば過去に於て買ひました土地は今後何年間位経つたら豫定通り埋立出来る見込であります

○民團長(白井忠三君) 全部完了するには後三年だらうと思ひます

○十六番(菊地新一君) 分りました

○副議長(龜澤省朝君) 外に御質問ございませんか

(196)

〔賛成〕「進行」と呼ぶ者あり

○二番(鹽谷辰造君) どうも民團の土地の買方が人が登記したものを買ふことがありますから能く注意して買つて貰はんと困ると思ひます、佐瀬君の土地なんかどうなりましたか

○助役(宮家壽男君) 御當人と能く御話します

○二番(鹽谷辰造君) 今までの買方が亂暴であつたと思ひます、地券等も能く調べて能く吟味してやつて戴かなければ人の買ふた土地を二重買することがありますから能く注意願ひます

○助役(宮家壽男君) 辦護士の方で調べてから金銭の受授は民團が先に拂つて居る、登記は佐瀬さんのところも今各關係者を一遍呼んですつかり出来るといふさういふことにして居ります

○二番(鹽谷辰造君) さういふ方面の損害はどうなります

○助役(宮家壽男君) 土地を買収して仕舞つたら、それが僞地主だといふことになれば一括して此方に賣つたものに責任はあります

○二番(鹽谷辰造君) 使つて仕舞つたら

○助役(宮家壽男君) 今地主が居りますそれを押へて居ります

○二番(鹽谷辰造君) しつかりやつて下さい

○副議長(龜澤省朝君) 外に質問なくば議會省略可決確定したいと思ひます—確定致します—

日程三十五議案四十三號火葬場移轉敷地買収の件を上程致します

日程三十五議案四十三號 火葬場移轉敷地買収ノ件

(197)

○副議長(龜澤省朝君) 御説明願ひます

○助役(宮家壽男君) 八里台の今まだかきりどの地区とは定めて居りませんが、八里台に將來あの邊都市計畫もございまして、學校病院等も出來ますので八里台の部落を離れて向ふの橋を渡つて少し先に行つた位の地點に定めたら良いぢやないかとこう思つて居りますが、新年度早々土地の物色を致しまして不動産評價委員の同意を得て買収敷地を定めたいと思ひます

○十二番(勝田重直君) 此土地ばかりで建物は出て居りません建設費はどうなりますか

○助役(宮家壽男君) 豫算の方に組んであります

○十二番(勝田重直君) 建物の方は出さないで土地ばかり出して、唯土地の買収だけで建物に就ては一つも出さんといふのは

○助役(宮家壽男君) 學校を建てるとか、學校を設置することは何しますが、建物を移轉して建てる譯です

○十二番(勝田重直君) 移轉敷地だつて土地を買ふのなら建物を建てる必要はあるだらうと思ひます、建つて居るのを建て行くだけですか、建つて居るのを建て行くだけではないでせう

○助役(宮家壽男君) 無論建てるのです

○十二番(勝田重直君) 建てるのなら

○助役(宮家壽男君) 火葬場を新に設置する場合には學校と同じやうに行きますか、其處に建築するといふことに就ては何時も協賛を経て豫算の方で協賛をせられて居ります

○十二番(勝田重直君) 豫算の方で行くのであります

(198)

○助役(宮家壽男君) 豫算の方で協賛を受けることにして居ります

○十二番(勝田重直君) 一寸分りません

○助役(宮家壽男君) 春日天津日本國民學校を設置するといふことは協賛を経ます建物の協賛は豫算の方で取つて居りますこれは淡路小學校の擴張をするといふことは豫算で擴張を協賛を受けます

○十二番(勝田重直君) 此議案で移轉をも可決し移轉することをも含んで居る譯ですか

○助役(宮家壽男君) 今あるのを移轉する敷地を買収する

○十二番(勝田重直君) 移轉するといふことは説明でありませんか、土地を買収するところの土地の買収は擴張でないのです

○助役(宮家壽男君) 無論さうです

○十二番(勝田重直君) さうして見れば建物を其の上に建てるどんな家を建て、もし承認してれば差支へないといふことになる、若し承認を得

○助役(宮家壽男君) 火葬場を移すのであります貴方の仰しやる春日小學校設置はどういふ建物を建てるといふことは別に議案として出さなければならんことになつて居ります、從來さういふ例はないのであります

○十二番(勝田重直君) 不動産の得喪に

○助役(宮家壽男君) 豫算案の方にある

○十二番(勝田重直君) 議決がなければ豫算案を

(199)

○助役(宮家壽男君) 火葬場を新に今迄なかつたのをこれから設置するといふ場合に火葬場を設置するといふことはそれに要する敷地の買収といふことが出るのですが、今迄在る火葬場を移轉する敷地を買ふのであつて其處には火葬場を移す其の豫算は臨時費の方で計上して學校の増新築といふことは總べて豫算の臨時部の方で計上して御協賛を仰いで居る譯であります、唯これは不動産の得喪に關する事件でありますから民會の議案として承認を受くるのであります

○十二番(勝田重直君) 家を建てることも家を新築すれば、新築するといふ不動産の得喪でないですか

○助役(宮家壽男君) 從來さうした増新築等は豫算のところ御審議願つて議案として出して居りません

○十二番(勝田重直君) 移轉關係からいへば補充になりませんが、矢張り理論上不動産の得喪になるべき事項であるから承認を求めると至當だらうと思ひます

○助役(宮家壽男君) 從來さういふ風に處理されて居ります

○副議長(龜澤省朝君) 從來の慣習に従て家屋は豫算の方で費用を協賛を仰いで居るといふのですから其儘で良くないですか、外に御質問ございせんか

○十二番(鹽谷辰造君) これは八里台附近といふことになつて居りますが、必ずしも八里台附近でなくとも良いのでせうか、彼處は大分都市計畫上まだ家が建つて來るやうになつて居りますが八里台なら西の方へ持つて行つたら橋を渡つて向ふの方に

○助役(宮家壽男君) 其方を考へて居ります

(200)

○十二番(鹽谷辰造君) 西の方のあの附近に家が建つて來て

○助役(宮家壽男君) 向ふの橋の向うの高くなつたあの附近に持つて行く積りであります

○十二番(鹽谷辰造君) それぢや良いと思ひます

○副議長(龜澤省朝君) 外に御質問ありませんか、なければ議會省略可決したいと思ひます、では可決確定します、速記者も大分疲れたやうですから五分間休憩したいと思ひます

午後九時五十七分休憩

午後八時八分再開

○副議長(龜澤省朝君) ではこれより再開致します、では日程第三十六から第四十七まで大体寄附金及び補助金に關する件でございすが何れも同じやうな議案でありますから一括上程したいと思ひます

(「賛成」と呼ぶ者あり)

日程第三十六 議案第四十四號 天津神社祭典費寄附金ノ件

日程第三十七 議案第四十五號 軍旗奉賛會寄附金ノ件

日程第三十八 議案第四十六號 帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金ノ件

日程第三十九 議案第四十七號 天津居留民團區補助金ノ件

日程第四十 議案第四十八號 天津特別義勇隊補助金ノ件



(201)

日程第四十一 議案第四十九號 武徳會天津支部補助金ノ件  
 日程第四十二 議案第五十號 華北日本教育會天津分會補助金ノ件  
 日程第四十三 議案第五十一號 天津華語專門學校補助金ノ件  
 日程第四十四 議案第五十二號 天津朝鮮幼稚園補助金ノ件  
 日程第四十五 議案第五十三號 天津日本少年團補助金ノ件  
 日程第四十六 議案第五十四號 天津日本體育協會補助金ノ件  
 日程第四十七 議案第五十五號 社団法人同光會補助金ノ件

○副議長(龜澤省朝君) では議案に就きまして提案者より御説明願ひます  
 (「賛成」 「分つて居ると」呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) 去年と違ふところだけでも  
 ○會計主任(上原珍二君) 神社に對しましては春秋二千圓づつ補助して居りましたが、本年は物價が高くなつて居りますので社費の御運賃に依りまして御運賃の費用もありませんので二千圓追加の申出がありました、四千圓を至當と考へましたので茲に追加致しました(「賛成」 「呼ぶ者あり」) 軍旗奉賛會寄附金これは前年通りであります(「分つて居ると」呼ぶ者あり) それから帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金、これに昨年七千圓補助致して居りましたが、餘り物價が昂騰致しましたし、分會の數も増加致しましたし、分會に於ける活動も必要でありまして會員の教育も必要でありますので、三千圓の増加、一萬圓を至當と認めて提案致しました(「賛成」 「呼ぶ者あり」) 天津居留民團補助金の件これは昨年度と同額で一區二百圓二十一

(202)

區四千二百圓であります(「異議なし」 「呼ぶ者あり」) 天津特別義勇隊補助金の件、民團長より義勇隊解散の説明がございまして、義勇隊の中の特別班なるものが此際獨立致しましたから特別義勇隊の名に依りまして活動になります、従來民團の義勇隊に對しましては義勇隊費を以てこれが費用を支辨して居つたのでございまして、義勇隊は解散されて特別義勇隊の活動補助としまして一千圓を計上したのであります(「異議なし」 「呼ぶ者あり」) 武徳會天津支部補助金の件これも昨年同様であります(「異議なし」 「呼ぶ者あり」) 華北日本教育會天津分會補助金の件昨年は一千五百圓を補助致して居りましたが、本年は教育費の研究費に重きを置きます爲に五百圓の増額を申出で参りましたので二千圓補助することに致しました(「異議なし」 「呼ぶ者あり」) 天津華語專門學校補助金の件昨年は七千五百八十二圓の補助でありましたが、本年は八千三百八十七圓を申出で参りましたので、其中出通り補助することに致したのであります(「異議なし」 「呼ぶ者あり」) 天津朝鮮幼稚園補助金の件に對しましては昨年は五千圓の補助でありましたが、本年河北地區に一枝増設致します爲に約三千八百圓を要します、それでこれに對して一千圓の補助増額を申出で参りました(「異議なし」 「呼ぶ者あり」) 天津日本少年團補助金の件これは昨年同様であります(「異議なし」 「呼ぶ者あり」) 天津日本體育協會補助金の件、これは從來各競技の指導と致しまして、聯盟なるものがありまして個々に指導して居つたのであります(「異議なし」 「呼ぶ者あり」) 天津日本體育協會の誕生を見まして、丁度昨年十一月各種競技の健全なる普及及發達並に其統一を圖る爲に體育協會の誕生を見まして、丁度昨年これに對しまして九千圓の補助の申請があつたのであります(「グライデー」なん

(203)

かもございまして飛行協會からの補助も必要でないかといふやうなことで民團は半額四千五百圓を計上したのであります、此外に厚生費の各種運動協會並に選手派遣に關する豫算があるのなつて居りますから四千五百圓を至當と思ひます、社団法人同光會補助金の件昨年同様であります(「異議なし」 「呼ぶ者あり」)

○十六番(菊地新一君) 第五十四號の議案であります、天津日本體育協會補助金の件でございますが今年初めて出来たやうに聞いたんですが天津體育協會の主體を先づ伺ひます  
 ○會計主任(上原珍二君) 本會は天津に於きます各種運動競技の専門の聯盟又は團體を以て組織して居りますのでこの名譽會長に總領事を推致致します、會長は天津居留民團長、それから副會長宮家助役、河村二四郎さん、理事長風巻學務部長といふやうな顔觸でございまして  
 ○十六番(菊地新一君) さうしますと今御説明に依りますと主體といふのは大體民團に關係が多いやうに思ふのであります、それを厚生費の體育獎勵といふ意味に相當關係があるのでないかと思ふのであります、元は一つでないかと思つて居りますが、どんなでございませうか  
 ○大體々育協會が出来る爲に體育獎勵費が嵩むといふ意味には取れませんか目的が違ふですか  
 ○十六番(宮家壽男君) 體育獎勵費は昨年もやつて居りました  
 ○十六番(菊地新一君) 體育協會で體育獎勵といふ意味合のものをやつて居つたのであります  
 ○助役(宮家壽男君) 厚生費から出して居りました

(204)

○十六番(菊地新一君) 民團は體育指導、運動會とか、北支厚生體育會といふは民團がやつて體育協會はさういふことに「タツチ」しない譯でありますか  
 ○風巻學務部長 一寸御答へします、只今までは各運動部門に於きまして聯盟を作つて居りました、野球は野球聯盟、「ラグビー」庭球其他各聯盟に於て各々會費を集め各種の方面からお互ひ寄附を募りあつてやつて居つたのであります、従て其聯盟に依りましては入場料参加料を以て收支相償ふのもあります、全然収入のないものもありません、其盛衰進展に非常な遺憾があります、此機會に一面體育厚生の問題、一方これが普及上から見まして強力な團體を作つて普遍的に一般に運動の向上を促し體位向上を志して居るが、強力な運動團體の常置が必要と思ひます、といふ意味で作られたのであります、昨年各聯盟独自の立場でお互ひやりました爲に運動場は重複し新聞社等の借し等が輕微して其他色々不満が起りました、正常なる發展が出来兼ねるのであります、何れも運動聯盟各自を民團で統制機關を作つて「タツチ」して貰ひたいといふ意見があり且又或ものは只今のところでは基礎の大きな金がありませんので「タイアップ」して民團の仕事と共同でやつて行くものもありません、又運動競技に於きましては個々の立場から進め等も援助して統制ある機能發揮して行きたいといふのでございまして、一應説明して置きます

○十六番(菊地新一君) 只今の御説明に依りまして略分りましたのですが、大體さう致しますと體育獎勵費によつて居ります項目は體育協會主體となつてやつて居られる運動の指導精神に

(206)

基いて體育協會が主體となつてと申しませは體育協會を一元的に強化しまして體育獎勵費を體育協會に付けて總べてを體育協會でやつて貰ふといふやうな御考へは出来ませんか  
○風巻學務部長 將來綜合「グラウンド」でも出来まして統制ある指導の任に當るものが出来ましてお互に體育協會が相當の歴史を有つて來まして統制ある指導の任に當るものが出来まして、今のところでは群衆割據の觀が多少ありますので此處一、二年は「タイアップ」して民團の主權の性質のものは民團でやつて例へば明治神宮大會に選手をやるといふやういふのは體育協會に依つて大會を催しまして選抜して行く、派遣費の中若干は厚生費の中からこれを補助するといふこととして置きたいといふ考へであります、將來御説のやうにさういふやうな方法で以て單一化して行くことが出来ると思ひます

○十六番(菊地新一君) 能く分りました、これは過渡期であるからさういふ状態になつて居るのでないかと思ひます、さういふ風に解釋します、何れにしてもさういふ体育といふやうなことは將來國民の健康上我が日本國民の地位向上に非常に重大なる關係を有つものであるから成べく一元化して強力強化しうして体育に邁進せられんことを希望します、費用の點から申しまして體育協會、體育獎勵費でやれば相當「ダブル」點がございまして一元化をやつて行けば強力なものになると思ひます、御説明に依りますと只今はさういふやうな式に合併して體育協會が主體としてやつて行くのだといふやうな御事情もございまして將來私の希望としまして是非共體育協會が主體としてやり得るといふ自信が出来たら其方でやつて戴きたいといふさういふ希望を述べて置きます

(206)

○十七番(志村正三君) 帝國在郷軍人會の補助であります、帝國在郷軍人會の方から實は一万五千圓の補助の申請が出て居つた筈であります、これは一万圓に削られて實は參事會で私は在郷軍人會員として我慢したのであります、其後軍の天津支部の方の要求に依りまして各分會共非常警備演習をやらなければならんことになつて居ります、嘗ては天津日本義勇隊がありましてそれに民團としては相當に支出して居つたのであります、これが無くなりまして軍人會の方で大體に於て非常警備に關する仕事を擔當しなければならんといふやうな感じがするものであります、さうならず其方にも相當の經費を尙要するのではないかと感ぜがします、尙もう一つは軍の國防上の見地からして銃劍術を非常に獎勵して居るのでこれに對しては特殊な團體が本部の方の御注文として出来まして各分會共に銃劍術をもつと、盛んにやらなければならんことには相當の費用が要するのではないかと思ふのであります、一面に於て國防に關する事柄でもありますし銃劍術の意味から申しまして各分會共に銃劍術の武器を買ふことに相當苦心して居るのでないかといふことが想像されるのであります、それで此際分會聯合分會の補助といふものも其一部分を各分會にも尙行渡るのであります、さういふ風な意味を含んで此一萬圓の補助を尙五千圓位増してやること、これは民團の方から積極的に増してやつて分會に銃劍術の獎勵のことを以て分會が共に民團が増してやるといふことを以ちまして銃劍術獎勵の一端になるならば幸ひと私は思つて居るのであります、これは民會議員であり同時に在郷軍人會の一員である立場から希望を述べた次第であります

(207)

○副議長(龜澤省朝君) 外に何か御質問御意見ありませんか  
○二十二番(上田茂君) どうも軍人會の連中が顔を並べて皆さんに濟まないと思ひますが、志村議員から御話が出ましたので私も一言申上げたいと思ひます、と申しますのは外でもありませぬが、只今申された銃劍術の振興會といふものが在郷軍人會本部で盛んに全国的に銃劍術の振興を圖りこれは今次の事變に於きまして我國の最も誇りとするところの銃劍術は非常に役立つ、これは單に軍人のみならず在郷軍人も一般人士も努めて銃劍術といふものに關心を有つて普及しなければならんといふ趣旨であります、さういふ點から天津の方にも呼掛けが参つて居ります、從て私共の在郷軍人會では各分會とも相當意を用ひて振興しなければならん、さういふ關係上志村さんが御述べになりましたやうに各分會御説のやうに民團から民團として、さういふ關係上金額を戴いて居るのであります、御説のやうに貧弱な分會であります、各方面からの御同情に依り我々の要求が達成せられますことが出来たらならば志村君のいはれたやうな御趣旨に依りまして多少でも御協力願ひましたら任せと思ひます、「賛成」と呼ぶ者あり

○三十五番(深井直一君) 私も初めて意見を述べさせていただきます、私も在郷軍人の一員でありまして實は此補助に就きまして最初民團に希望を述べたのはこれ以上だつたのであります、さういふやうな状況にこれだけしかないといふ遺憾に感じた一人であります、在郷軍人の状態を見ますと天津の分會はかなり在郷軍人でも生活の基礎を持つておいでになる方がありますが華僑方面に住んでゐる租界以外に新に進出して來たところの在郷軍人はまだ基礎薄弱なものが

(208)

多いのであります、而も在郷軍人に附加されたところの義務は相當大きいのであります、これが幾分か趣味のある仕事であります、又補助金を戴きますがそれは相當有効に使はれて居る詰り未入營者の軍隊宿泊に於て國民教育の一部を受けて相當國民素質の向上に參與して居る、民團から補助を受ける大部分といふものは殆どこれに突込んで居る、さういふ状況であります、各家庭も同じであります、飛行機の機金も申しまして女房の方では國防婦人會の方に出入す、一般市民としては等しく在郷軍人なるが故に別途國防機金を餘計やらされる、相當物質上の方も負擔が多いやうであります、どうも日本の勅令團體の一つである此勅令團體に對して國家の恵みがないのであります、名は國庫の補助を戴いて居る、其國庫補助の内容たるや一人當りの程を御願ひしたいと思ひます、さういふ事情を御承知になりまして何とかもう少し御増額の程を御願ひしたいと思ひます、終り、「賛成」と呼ぶ者あり  
○五十番(永瀬三吾君) 補助金に就て何等申されませぬが、參事會に於て決めたことは此議場に參事會員二人が立つて提案されるといふ他の參事會員として私は面子がないのであります、參事會員が改めて參事會の席上に於て意見を撤回されて御要求なさるならば別問題であります  
○十七番(志村正三君) 私此問題は參事會に於ても保留して居つて民會に於てこれに就て増額するかも知れんと保留して居ります  
○十六番(菊地新一君) どうも同じ系統のものが賛成演説するといふことは、私は在郷軍人ではございませぬけれども、在郷軍人の方と長く御附合して居り、在郷軍人の内容は相當存じ上げ

て居るのであります。只今承りますと今年は一萬圓補助に就きまして、補助を決められた當時より新事態が発生して銃剣術を更にやらなければならぬことになったと存じます。此の銃剣術そのものも今まで在郷軍人がして居なかつた、新規の施設であります。これに就ては相當の費用が掛ると思ふのでございまして、個人のことでもありまして、個人に於ては相當の互に覺悟しなければならぬものであります。此際五萬圓は少ない一萬圓位補助にまつたら如何かと思ひます。私は一萬圓と申上げまして、其金は一萬圓は決して無駄にならないと思ひます。此點御賛成を願ひたいと思ひます。

○二十二番(上田茂君) 永瀬議員から御叱りを戴いたが、其後銃剣術の振興といふことが起つたのであります。一方五千圓出した時はこういふことはなかつたのであります。他の豫算も御承知のやうに随分削られました。あの當時我々は参事員にして在郷軍人なる故に強て主張も出来なかつたのであります。其の後のやういふ問題が起りましたので……

○五十番(永瀬三吾君) 参事員御二人の状況の變化と仰せられれば已むを得ないと思ふのであります。深井議員の御希望があつたやうであります。あゝいふ御希望は充分尊重した意味で私も参事員として決めた事柄を此處で撤回して賛成します。

○四十二番(古田治四郎君) 私も参事員の一員としてさういふことは御二人のいはれたことに就て、實は此二十三日に此處の聯合支部の會議に御出でになつて其時にこれが決つた。此案は既に決定して居つたのであります。今皆さんの御賛同を、永瀬議員の、決めた案であります。其處は御兩君の心境の變化最近二十三日の會議にこれが議決決定して、それでさういふ苦

しいことをいはれたことと思ひますが、これは今の銃剣術を奨励するといふことは在郷軍人會としては必要なことと思ひます。それで御兩君があゝいふ心情を述べられたのではないかと思ひます。これは私も参事員で決めたのは變更するは變ぢやないかと思ひますが、事實はさういふ狀況でありますから皆さんの御推察御判断に委せざるを得ないと思ひます。民團長(白井忠三君) 大體皆さんの御意見發表が済んだやうでありますから民團當局として考へを申上げたいと思ひます。只今議論の要點は最近に起つた事態の變化から一度決定した議案であるがこれに対する再考を希望するといふ風な御意思であるのであります。此點は誠に御尤もな御提案であります。唯當初からの経過を申上げて御参考に致しまして、後は民團當局各位の御決定に委せたいと思ひます。と申しますのは金額も豫算の範圍内に於て必ずしも遺線のつかない額でもありませんから各位の御審議に委せませう。當初聯合分會からの御申出は軍事教育指導費の九千圓それは未教育者二千四百名の半數一千二百名、五日間兵營入隊既教育兵其他の指導費二千圓は會員の射撃教練其他訓練費に一萬一千圓が軍事教育指導費に必要である。聯合分會の人員費四千九百圓事務員二名給料及び賞與四百二十圓ボーイ一名給料及び賞與、六百八十圓其他の雜費此五つの項目を加へた合計が一萬七千圓右の中補助をして貰ひたいのが一萬五千圓といふ御申出であつたのであります。事務當局の査定の當初に於きましては此の人員費の四千九百圓といふ風なものは軍人會の會員各位の御負擔の中から支拂さるべきものであるからといふ、勿論今深井議員等の御話になりましてやうに新しく澤山に會員が御増へになつたのですから會員數の増加に伴つて會費の増加といふことは相當に困難があ

りませうが、これ等を參酌しまして七千圓といふのが事務當局の原案でありましたが、事務員の給料五千圓だけ分會自から御持ちを願ふことにして一萬五千圓御願ひの中一萬圓出すことにしやうといふのが参事員で決定した案で、それが今晩提案された案であります。其後に於て銃剣術の指導等の新しい事態が発生しましたが爲に必要であるといふことであります。これは新事態として新規に考慮しなければならぬし、何がしかの増額が必要であるといふ風なことは皆さんも御考へになり得られることと思ひます。唯茲に参考書類を持つて居りませんが、昨年一昨年から昨年にかけまして各地の自治體が在郷軍人會に補助を致します例を三、四各地のを取寄せて參考に致したのであります。それは今茲に資料がありませんが、當時在郷軍人會に五千圓位しか補助して居らなかつた時の例であります。其時の比例で見ますと天津の民團の在郷軍人會補助は各地に較べては實は餘り多額ではない、少ない方の例であります。これは今深井議員の仰しやうに古くから居られる在郷軍人會の基礎の鞏固な爲に在郷軍人會は裕福であると申すのであります。新しく段々増へて行く場所よりは會員の會費で賄つて行く點に力があつたのだらうと思はれます。最近どん／＼新しい會員が増へるゝ現状であります。此點天津民團としては増額するに就ては已むを得ないものところ考へます。皆さんの御審議の上で適當額の御増額に就ては異議を持ちません。左様申上げて置きます。

○二十二番(上田茂君) 一萬五千圓といふことで御願ひしたいと思ひます

○副議長(龜澤省朝君) これから此修正動議に對して皆さんの賛否を取りたいと思ひます。只今の修正動議に對して御賛成の方

(「賛成々々」と呼ぶ者あり)

○五十番(永瀬三吾君) 参事員各位の心境の變化なんです。だから民團當局の方が修正して戴いたらどうですか

○副議長(龜澤省朝君) では提案者からこれを一萬五千圓に修正して提案することに致します。では此議案に對して可決確定して差支ありませんか

(「全部一括して賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(龜澤省朝君) ではこれを一萬五千圓とし後は全部原案の儘可決確定致します

(相手を起る)

○十三番(木下秀良君) 先程志村議員と小澤議員といふことがありましたが、あれは何時解決する積りですか、實は貴方が議長席に居りなかつたので

○副議長(龜澤省朝君) 丁度議長が席に居りませんし、明日にしたらどうですか

○十三番(木下秀良君) 議長が中途で居なくなると思ひます

○副議長(龜澤省朝君) 已むを得ない事情で申座した譯ですから御相談申上げます。今迄で日程の四十七まで審議が完了した譯であります。これから四十八から六十一まで總べて十六年

(218)

度豫算でありますから一括上程した方が便宜と考るのですが今晚これを提案者から大體の趣旨に就て説明して置いて置くかどうかどうしませう

〔「明日にしよう」と呼ぶ者あり〕

○副議長(亀澤省朝君) それでは御相談したいと思います。明日十時か遅くも十一時に本會議を開催して議案の都合に依て(「無茶いふな」と呼ぶ者あり)「それでは矢張り二時から初めませう委員會でやることになると思ひますそれぢや今晚はこれで閉會します  
午後十一時閉會



(217)

分の進退を考慮しなければならぬと申しますのは私は昨日民團當局に對して二十六、七の新開に民會の開會の事が少しも載つてない、載つてないからこれは今後載せるやうに新聞社の方に折衝して呉れといふやうなことを私は希望を申し上げたのであります、はつきり希望を申し上げたのであります、それに對して京津日々はどうか昨日の夕刊にどういふ御考へか京津日々はどうかの責任者たる永瀬さんも居られますが、どういふ御考へか昨日の夕刊にどういふことが載つて居ります、横山金吾議員が横山は一人であるのに金吾としてあります、「どう間違へたか民會の開會が新聞に書いてなかつたがどういふ重要な議題をもつた民會の開會を新聞に掲載されんとはどういふ誤謬か」と其下に「が打つてあります」をもつて民團長を責し議場を苦笑させる、御冗談でせう皆さん読みませんでしたか「私は此記事を読んで眞面目に居留民の意思がさうであらうと思つて私の口を通じて民團當局に希望したのであります、私は早速新聞を見ましたが、二十六日、二十七日の朝刊夕刊にも二十七日から民會が開會されるといふことは書いてない、唯一行ばかり書いてあるであります、若し私が不注意でさういふ口を利いたら民團當局に對して甚だ失禮なことを申し上げた譯です、私にはさういふ前言を取消して茲に謝罪します、又さういふ書き方を私を侮辱したものでないかと皆さん御考へになるのではしたら私は今後物をよういひません、眞面目な人の議論をしたことに對して人を馬鹿にしたやうな不眞面目な論議を以て新聞紙上に書かれるといふことは氣持では私は名譽心といふものを非常に侮辱を受けたといふやうな感じを致します（「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり）

さういふ點に於て私は議員諸君議長の御考へを御伺ひしてさういふやうな筆法を以て書くこと

(218)

がどうか幸ひ永瀬さんが居られるから皆さんの多少注意したら宜しからうといふ御意見なら議長から新聞社に對して今少し注意して欲しいといふことをいつて載いたら私はそれで満足致します、御参考に申し上げますが、私の見たところでは二十七日の朝も二十七日の朝も載つて居りません、一行ばかり會と催し物の中に一行ばかりであります、甚だ貴重な時間を費して申講ありませんが一つ宜敷御願ひ致します

○五十番（永瀬三吾君） 貴重な時間を、少し横山君の御言葉に横山は一人しかないので金吾と名前を書いたといふやうな其體でか興奮されての御言葉と思ひます、寧ろ横山金吾と書いた方がよいのではないと思ひます、それは唯横山さんが非常に興奮されての事例として横山と書けば分るものを金吾と書いたのはいかに、横山議員の興奮されてのこと、思ひますから別問題として昨日此議場に於て新聞に出て居らぬ、當局から新聞に注意するやうにといふやうな言葉がありました、それは私個人の仕事のことでありまして、何等發言を求めず黙つて居りましたが、二十二日だと思ひます民團當局は横山さんが民團當局に希望されたやうに民團から新聞社に民會が開かれるといふ發言が確かあつたのであります、此點は横山議員が民團に新聞社に注意したかどうかといふやうな御注意を受ける迄もなく民團當局としては新聞社に民會が開かれるといふことの發言がありました、それで私の社も二十二日に民會が開かれるといふことは書いて居ります、それに對して此席上で昨日新聞が書いて居らぬといふことをいはれたので恐らくそんなことはない書いて居るといふ此席上で反駁出来ない記者が紙面の上で御答へしたもので勿論新聞紙に出たものは私が一切責任を負ひます、事實出て居ることなんですから

(219)

此點色々編輯上の内幕を申し上げますれば外交問題、其他の問題で若干民會に對しては不慮と違つた編輯振りが現はれて居ります、例へば昨日の朝刊に載るものが次の日の夕刊に載つたといふ手紙はありますが、此席上で民團當局に注意を促されるといふ、いひ換へて見ますれば非難をされたといふ見解を御諒解願ひます

○十八番（横山金吾君） 私は民團當局に對して新聞社に對して注意しろといつたのでない民團當局に新聞記者も居られる、さういふ人に民會が開かれるといふことを發表といひますか、勿論さうやつて居られると思ひます、それが幸か不幸か載つて居らぬ、氣がつかない人がある、居留民にさういふことを知らせたいといふ希望として申し上げたのであります、それに對してそんなことどうでも良い、如何にも私を嘲弄したといふか愚弄したといふか、眞面目に申し上げることに對してさういふ書方をされるなら私は何も申し上げません

○議長（足立茂君） 議長は御考へを申し上げます、横山議員の仰しやすることを御聴きまして其新聞記事に載つて居るとか載つて居らぬといふこととなく、横山議員が民會に於て發言せられたことに對して新聞社の感情を激発する記事を書かれたといふことは遺憾に思ふ次第であります、議長として議場外の新聞社までどうするといふ権限はありません、遺憾に存することをいつて申し上げます、其ことに就ても新聞社の方々に筆の廻し方に一層の御注意を御願ひして、筆の廻し方に依つて讀む人の非常な感情に刺戟を與へますからさういふことのないやうに御願ひしたいやうな次第であります、新聞社の書方に於て私から此處が悪いからどうしるといふやうなことはいひ得ないと思ひます、其書方が横山議員が感情を激發されたといふこと

(220)

とに就ては充分に理由があるやうに考へます、さういふやうにして横山議員が自から公の會に於ける發言を遠慮するとか或は議員を辭退するとかいふやうに御考へにならぬでも良いと思ふ、さういふ御考へは一切御捨てになつて従來通り熱心に居留民團の民會の爲に御盡力下さることを希望する次第であります一言私の感想を申述べます

○五十番（永瀬三吾君） 大變結構ですどうぞ

○議長（足立茂君） それでは議事日程に入りまして、先程御語りした通り一括上程致しまして豫算歳出豫算に對して提案當局より御説明願ひます

日程第四十八 議案第五十六號 昭和十六年度居留民團歳入出豫算案

日程第四十九 議案第五十七號 昭和十六年度特別會計教育費歳入出豫算案

日程第五十 議案第五十八號 昭和十六年度特別會計電氣事業費歳入出豫算案

日程第五十一 議案第五十九號 昭和十六年度特別會計水道事業費歳入出豫算案

日程第五十二 議案第六十號 昭和十六年度特別會計埠頭事業費歳入出豫算案

日程第五十三 議案第六十一號 昭和十六年度特別會計公立病院經營費歳入出豫算案

日程第五十四 議案第六十二號 昭和十六年度特別會計團營住宅經營費歳入出豫算案

日程第五十五 議案第六十三號 昭和十六年度特別會計退職給與基金歳入出豫算案

日程第五十六 議案第六十四號 昭和十六年度特別會計獎學資金歳入出豫算案

日程第五十七 議案第六十五號 昭和十六年度特別會計實業復興資金歳入出豫算案

(221)

日程第五十八 議案第六十六號 昭和十六年度特別會計復興資金歳入出豫算案  
 日程第五十九 議案第六十七號 昭和十六年度特別會計水災復興資金歳入出豫算案  
 日程第六十 議案第六十八號 昭和十六年度特別會計業務復興資金歳入出豫算案  
 日程第六十一 議案第六十九號 特別會計埠頭築造費歳入出追加更正豫算案(昭和十六年度)  
 ○民團長(白井忠三君) 登壇 總豫算案初め各特別會計豫算多少の關連を有つて居りますので先づ全部の説明をそれ／＼分擔の上説明を申し上げます。其上で御質問に應ずることと致しまして進めたいと存じます。先づ總豫算案の組みました方針と申します。其現はれまされた結果に色々の批判各種の統計といつたやうなものを御参考にならして見たいと存じます。逐條的の御質疑は出来れば時間を節約する意味に於きまして審査委員といふものがどうも出まると存じます。其審査委員で逐條的に何れ御審議が有りますので、其際に御説明申上げることにして全般的に互つて御説明を申上げたいと考へる次第であります。先づ申上げたいことは豫算の膨脹といふことであります。歳入歳出を通じて豫算が年々膨脹して行くといふことが一面に於ては民團の發展を示すやうなものであります。一面に於てはそれだけの居留民の負擔に屬することであり、徒に膨脹して行くことは勿論望ましくないことではないのであります。何となれば其膨脹の状態は自然であるか、不自然であるか、合理的であるか否やといふやうな點に就ての検討から申上げたいと思ふのであります。只今御手許に第一表から第九表まで九通りの統計表を差上げましたが、これは實はもと早く差上げて篤と御研究を願つて置きたかつたのであります。何分にも丁度民團前で色々の印刷物が幅寄せ致しましてごた／＼

(222)

してやつと只今御手許に差上げたやうな譯で此點甚だ恐縮に存じますが、大體此九通りの中の約半分通りは既に私の重任の挨拶に代へてといふ中に示した統計表が四、五種あります。それと關連を有つて此幾通りかものを新に加へて差上げた譯であります。此豫算の膨脹といふことに就きましての御参考に供したいのは第二の表であります。第二の二枚目であります。第二の表に於きまして一般會計並に各種の特別會計は昭和十一年以來十五年迄にどういふ風に膨脹して参りましたか、といふことを示したものであります。それから第四の表其次であります。其次に第三と第四と二つの表が一枚に書いて居りますが、此縦の右の端の第四表がございましてこれは實は其年の歳計總額を其年の居住人口これは日本租界の中の支那人外國人を勿論合せた數と全天津民團に屬する日本人の總人口であります。總人口で一人當りが總歳計に對してどういふことになるかといふことを示したものであります。第四表で御覽の通り十二年度から十三年度十四年度と百二十五圓とか百三十四圓とか、百六十六圓といふ風に段々増へて参つて居ります。増へて参つて居りますが、其増へ方は急に倍になつたといふやうなことはないで徐々に増へつゝあるものであります。更にそれから第七表であります。此第七表は十五年度と十六年度に提案致して居ります豫算案と昨年度の比率を示しました。第二表では十五年が示して居りますが、第七表で今年の豫算案を比較致しまして此比例が前年に較べて一番右側の下方にありましてプラス四九(パーセント)詰り昨年より約五割の増加で第二表の方を御覽下さい。まして十五年度、十四年度の分は四割三分五厘今年は四割九分といふやうな増へて行くのであります。増へて行きますのは何の爲に増へるかといふ點は教育費特別會計第二表で申します。

(223)

五番目のところの右の方に参りました。昭和十五年に初めて教育費の特別會計が起つたのであります。二百八十三万四千圓といふのが昨年度の豫算であり、それを第七表を御覽下されば一續に兩方分ります。教育費の本年の増額は五百七十一万圓詰り昨年比で倍は百(パーセント)以上の増加を示して居る譯であります。此第七表の右の端に増加の比例が有りますが一般會計では二(パーセント)特別會計の中の教育費は第三番目にあります。一〇(パーセント)其他のものは三(パーセント)とか三(パーセント)といふ風な増加であります。要するに昨年よりも五〇(パーセント)に近い多くの増加を致しましたのは大きな原因は教育費の倍に上つたといふことであつたのであります。そこで此歳計を總人口に割付けたものがどんなになるかといふことを茲に理論立つて申上げることは一寸私まだ研究が足りませんので申上げ難いのであります。とも角只今支那人を合せて七万二千何人といふものが天津居留民團行政下にあるのであります。其人間が一千万圓といふ歳計を一人當りが純歳計だけで百十九圓一厘の歳計總額、歳計總額と申します。特別會計と一般會計の間にダブツて居ります。例へば一般會計の方の電氣の特別會計の電氣の繰入金が百萬圓とあります。電氣の特別會計も百萬圓出て居ります。ダブツて居るものを差引いた純粋の歳計といふものが右の端に出て居る。純歳計總額であります。ダブツたものを總歳計額であります。一人當りが百六十六圓、純歳計で申しますと百十九圓、本年は歳計總額二百四十二圓純歳計は百七十七圓といふことになつて居ります。これは其次の第八表といふに擧げました。八表は二枚あります。八表の一

(224)

と二であります。八表の一は昭和十三年の日本の六大都市と六大都市に次ぐ大きな市、福岡、金澤、川崎、下關、廣島といふものとそれから京城、大連、台北といふ外地六大都市と續く五大都市、外地の三市、これだけの總人口で總歳計額を割つて一人當りを出して見たのであります。歳計總額には只今申上げます純歳計でなくダブツたもので現はれて居るのであります。ですから民團の方と比較します場合にはダブツたもので比較するのが適當であります。この通りで昭和十三年には我民團は一人當りが百二十五圓七十錢であります。日本の六大都市の一番大きな大阪ですら百二十二圓、大連の如きは一人當りが二十圓六十五錢非常に大きな額を天津居留民團は一人當りが百二十五圓といふことは分るのであります。かやうなことを申上げますのは一面に於てこれが直に其反駁論にはなりませんけれども、どうも天津の税金は非常に安い、まだ／＼と取る餘地があるといふ風に議論されまされども、こゝろの方面の統計に依つて考へますれば決してさうばかりいへぬ、非常に大きなものを直接間接に背負つて居るのだといふ風に申上げられると思ふのであります。併しそれは今申す通り歳計總額の問題でありまして歳計總額が直に居留民一人當りの納税でないものであります。更に進んで歳入の課金別に比較を取つて見たのであります。それは第三表を御覽願ひます。第三表で民團の土地課金、家賃課金、取得課金、營業課金中國人の方に多くの負擔者有つて居ります。工巡費此五通りの課金を擧げて統計を致しまして推測致して申します。下の方に書いて居りますやうに負擔者の一人當りそれから總人口の一人當り、こゝろいふ風なものが茲に現はれるのであります。昭和十一年度から始めて十五年迄の間に段々此負擔が増へて参り

(225)

まして十五年度に於ては一人當り十六圓三三錢これが内地の市税なら市税、府縣稅なら府縣稅といふ風なものと比較し得る一つのものと考へるのであります其三表の次に第五表に於きまして、今申上げましたのは第五表でありました、第三表の方は十五年度、十六年度の比較を致しました五つの課金の總額に就きまして、これを今申上げましたのは三十六圓二錢、十五年の十六圓三三錢が三十六圓二錢以上、本年度豫算に於ては五つの課金を引括め豫算が膨脹して居るといふことに御承知を願ひたいのであります三表の中に一寸「スペース」がありまして申上げますが、一番右の端に營業課金のところで右の端の「スペース」が一・九九とありますが、これは一九九の誤りでありまして御訂正願ひます、即ち約二百「スペース」の營業課金の増加です、土地課金家屋課金を約三〇「スペース」の増加二九・二「スペース」の増加といふことになりまして一人當りの負擔が三十六圓になつて居るのであります、これを第六表といふのが離れて居りますが、第六表は四枚ございまして、其中の一番終ひ東京、名古屋、福岡、川崎は市民一人當りの市税、國稅の一人當りの負擔額比較表があるのでございまして手元にある統計は非常に古いので物價の騰貴して居ります状態色々の税金の増へて居る現在と比べては余り役に立ちませんが、とも角何かの目安にする爲に書出して見たのですが、一番左の分が昭和十二年の分でありまして、十三年の分がありませんので、十四年の分の市税だけが統計表に出て居りますので茲に擧げて置きましたけれども東京は昭和十二年市民一人當りの市税が一人當り九圓八十三錢一厘、府縣稅が五圓九十九錢六厘、國

(226)

税は五十三圓四十一錢二厘、それを合すると六十九圓二十三錢九厘、ところが十四年の市税を見ますとこれは市税だけしか統計表はありませんから分りませんが、十二年に九圓八十三錢一厘が十一圓三十四錢五厘に増へて来て居ります、次に名古屋の市税が八圓六十六錢三厘が九圓五十二錢三厘に増へて居ります、福岡は五圓四十四錢七厘が八圓八十六錢六厘に増へて居ります川崎と同じやうに増へて居る、四市平均したものが八圓五十五錢八厘が十圓八十三錢三厘に増へて居ります、そこで府縣稅國稅市税其他に戰時利得稅といふのが無論あるのであります、さういつたものを加へませんと比較して見ますと東京市民は一人當り七十圓ばかり十二年に負擔して居つたこれが今日は相當増へて居りますが、八、九十圓になるか百圓になるかまあ増へて居ると思ひます、それを天津の負擔と只今申上げましたのは工巡費や土地家屋課金、取得課金、營業課金五色だけに就て申上げますと三十六圓二錢の平均負擔でありまして、今の六表の前の方であります、第一頁、二頁三頁の居留民團課金及び工巡費を第一として上の方に此五つの課金の會計を示しました、第二といふところで各種課金、遊興飲食課金、不動産取得課金衛生費といつたやうなものは今度増へました、酒造課金、觀覽課金を此項に入れまして、さうして其總額を予つと出しまして、其次の第三は使用料、手数料、財産出生收入、第四は特別會計課入金、雜收入、國庫補助及授業料といつたものを予つと合計致して一人當りを出して見たのであります、此處で一寸御書込を願ひたいのは第二頁の下の方の以上を計上せる經常部歳入總額の下の上上に対する(一)の比率、即ち總歲入額に対して五つの課金の收入は何「パーセント」になつて居るか、此處が赤字になつて居りましたので申上げます、上上に対す

(227)

一の比率といふところは(「書いてある」と呼ぶあり)「それぢやこれで御覽を願ひまして、さうして其次の頁の臨時部に屬するものを計上した譯であります、そこで使用料とか或は繰越金とか、三と四に屬するものを餘々の負擔であるといふことは申悪いですが、各種課金とか遊興飲食課金とかいふものは全部の人が拂ふものでなくとも矢張り居留民の一種の負擔と見て良いのだと考へますので一と二を加へたものを第三頁の下の欄に示しまして、さうしてこれに加へた一人當りを出して見たのであります、さうしますと十六年度のところで六十三圓十五錢といふ数字が出て居ります、これは昨年と比べては九〇「パーセント」の増加になるのであります、さうしますと只今申上げました、東京とか名古屋とかいふ方面が十二年の分ではそれよりも無論少ない位でありますけれども本年度邊りならば此天津の六十三圓何ぼよりはもつと大きなものを負擔されて居るのだらうといふことを想像されるのであります、御參考に極めて手近な青島の例を申上げますと主として營業課金だけに就て申上げますが、法人の數が二百六十六社であります、其負擔總額が二百七十一千四百八十八圓一社平均八千六百六十三圓四十八錢でありますそれから個人當りの負擔額は三十九万三千九百八十五圓、負擔者の數が一十七百七十五名一人平均二百二十一圓四十錢であります、此只今上程致して居ります豫算案に私共の豫算したところでは天津は法人の數が四百五十社、此豫算負擔額は百六十四萬圓一社平均三千六百四圓、青島のこれは會社法人は要するに紡績會社などの大きな數が多くて天津などはそれ程大きくないのが多いといふことを考慮されますので直に比例することは適當ではあ

(228)

らと思ひます、個人の方も天津の方は四十二万五千圓で此負擔者の數が二千四百五十八人一人當り百七十三圓四十七錢、これは青島も天津も殆ど同じやうに比較し得られるのだと思ひますが、青島の一人當りが約二百二十一圓といふのに比べて相當に營業課金は増加膨脹して居りますけれども青島に比べてはまだ低いといふことは結論される次第であります、其營業課金の問題に就きまして一昨日か一寸申上げましたが、只今大使館方面で御計書爲すつて居りますところの利益に對して百分の十八、それから外地といふのは朝鮮、台灣、樺太、關東州、南洋を指したのであります、外地にある支店出張所の取得が本社へ参りますと、それに對して日本政府が百分の十五、それから此外地以外の海外即ち天津の如きはこれに當る譯ですが、支店出張所の取得に對しては百分の十四、こゝいふ法人税を取るのではありません、關東州ではこれに對して大連に本店のあるものは利益の百分の六、但し此百分の六は大連の關東州が取るのですか市でしか取るのではありません、それに對して日本でも稅務署が百分の三を取ります、茲に甚だ矛盾と申しますか、不可解なことがあつてもう一應調査を要しますが、大連に支店のある日本に本店があるとか色々ありませうが、何れにしても大連に支店を有つて居つて其支店が利益を得たる場合に大連に納めますが法人税は百分の九、寧ろ本社を有つて居るものよりも高いのであります、さうしてこれに向つて内地で更に百分の十五取られると茲に本社のあるのと此點は調査が甚だ不十分だと思ひますが、とに角こゝいふ状態を法人税を日本で取られるのでありますから、例へば内地の半分を取るといふ風なことに致しますと當地に本社のある法人に







(237)

(拍手起る)

○議長(足立茂君) 引續いて提案者の御説明を願ひます  
 ○會計主任(上原珍二君) 登壇、昭和十六年度特別會計電氣事業費の歳入出豫算の御説明を申上げます、電氣事業の収入に於きまして昭和十五年に於きましては一般原則が豫算當初豫想致して居りましたより少く且つ中原公団の火災並に西宮島街通りの電柱施設がなかつたこと、動力に於きましては工場の休止、主として護謨工場の休止した爲に豫算通りの実績を上げることが出来なかつたのであります、昭和十六年度に於きましては実績を加味して電燈料に於きましては実績の四、六六「パーセント」電熱に於きまして九、二「パーセント」動力に於きまして一、七四「パーセント」を余分に見込みまして豫算を編成したのであります、即ち十六年度の需要電力量一千八百八十八萬二千二百「キロワット」購入電力量一千三百七十萬「キロワット」共「ロス」を二「パーセント」と見込みましたのであります、大體に於きまして昨日會計検査委員の御報告がありました通り「ロス」の減少といふことに就きましては事務當局と致しまして熱心にこれを研究致して居るのであります、豫算の二〇「パーセント」と申すのは、大體に於きまして余分に計上してあるものであります、豫算面から申しまして、昨年度の需要電力量も本年度の需要電力量と購入電力量に於て少しも差を見てないといふのは其處に充分の「ロス」をば見てあるので、これ即ち十六年度の豫算歳出の方を少し餘分に見込みて歳入の方にゆとりを取つたといふことに依るのであります、其理由は歳入の一杯に見て居りま

(238)

すと、結局それだけの収入が上らない場合に、次に歳出の方に計上致しますところの一般會計繰入金其他の費用を來して参りますし、又豫算歳入に計上致しました需要電力量に對するところの購入電力量を歳出に計上致しますと歳入の方が増へました場合に電力量支拂に對して早速豫算を修正しなければならぬといふ不便を考慮致しまして「ロス」の余分のゆとりを見込るのであります、一寸余分でございますが、茲に今年度の豫算を組みましたに關連致しまして「ロス」の大體の程度を申上げますと十三年度に於きまして一八、一五「パーセント」十四年度に於きまして一八、三「パーセント」、十五年に於きまして一七、三「パーセント」といふことになつて居ります、これは電氣學界の調査に依りますと十三年度が「七「パーセント」か「八「パーセント」位が至當でないかといふ研究になつて居りますが、間違ひました、十四「パーセント」位が至當の「ロス」ではないかといふ研究になつて居るさうであります、此處の平均一三乃至一四「パーセント」となつて居りますので電氣學界の調査に因るものよりも多いのでございます、其理由は配電方式が違ふ爲め低壓配電線に於けるとの損失が内地の各所に比して大きな爲であります、此防止策に就きましては目下技術部の方で研究中でございますが、これを實施致しても僅に「一「パーセント」、即ち十三萬「キロワット」位の防止しか出来得ないのであります、又配電線の大きなものも取替ると致しましても現在に於きましては材料入手困難でございます、實際に於きまして現在の「一六、七「パーセント」の「ロス」を切詰めるといふことは差當り困難でないかと思ふのであります、それで十六年度の豫算は結局三「パーセント」だけ「ロス」を余分に見込んで豫算を編成して居るといふ

(239)

ことなるのであります、それから歳出の方の經常費を検討致しますと十五年が營業收入、即ち百四十七萬七千五百圓に對しまして事務所が六萬一千二百七十七萬圓此比率が四、一五「パーセント」に當つて居ります、十六年度の豫算は營業收入百六十八萬二千六百六十二圓に對しまして事務所費が七萬七千五百四十四圓此比率四、一五「パーセント」に當つて居ります、電氣學界の調査に依りますと比率は三乃至五「パーセント」でございます、當民間の電氣事業は其範圍内にあるのでございますが、電氣學界の調査に依りますと三「パーセント」と申しますのは大規模な經營でありまして、而も各種の好條件を具備したものでありますので小規模なものは五「パーセント」位が普通であるといふことになつて居るのであります、そこで本年度の豫算四、一五「パーセント」の營業收入に對する經常費は余り不當なものではないではないかといふ見當でございます、本年度に於きまして變電所の増設、所謂新輿路の通りなんかの變電所を新設の部分もありません、電線の取替新設もありません、それから本年度一萬七千圓の積算電力計の昨年度より増を計上したのであります、これは現在電熱器を使用して居りますのが租界内の戸數が約六千戸ございまして其中現在電熱器を使用して居りますのが二千戸であります、それで出来るだけ此六千戸の五割約三千戸位は電熱器を使用し得る力のあるものと見まして本年度は此一千戸だけの量を見る爲に積算電力計の購入を増やしたのであります、それで結局計百七十四萬四千七百六十二圓の翌年度繰越金は一般會計の九十八萬圓の繰越金をば生じたのであります、以上が電氣事業特別會計本年度豫算の概略の説明であります、次に十六年度水道事業費特別會計豫算編成の基礎の説明を申上げます、本年度に於きまして購

(240)

水量は六億一千萬「ガロン」これに對しまする販賣數量が五億二千六百萬「ガロン」損失數量八千九百四十萬「ガロン」其「ロス」の比率一五「パーセント」でございます、此處で「ロス」の程度に依りますと概略他との比較を申上げたいと思ひますが、六大都市に於きます漏水の程度、東京が三〇「パーセント」大阪二八「パーセント」京都二〇「パーセント」名古屋が二五「パーセント」横濱二五「パーセント」神戸が三〇「パーセント」といふことになつて居ります、これに對比しまして民國の漏水一五「パーセント」といふものは實際に於てずつと低位にあるといふことなるのであります、これに就きましても御注意の通り出来るだけ此漏水を喰止めることの研究中でございます、此收入に對しますところの經常部の比率は經常費の比率を申上げますと營業收入四十二萬二千八百六十圓に對しまして經常費六萬七千六百六十二圓其比率は一五、四「パーセント」であります、これをば他の都市と比較して見ますと京都が昭和八年に於きまして二〇、二「パーセント」横濱が二九「パーセント」神戸が五三、六「パーセント」といふことになつて居ります、此比率から推しまして十六年度民國の水道事業の經常費は一五、四「パーセント」といふことは決して多い金額ではないだらうといふ見當で編成致したのであります、臨時部に於きまして埠頭附近の道路を新設致します爲に水道管の敷設保護院迄の分と綜合「グラウンド」の分をそれから、八里台道路の既に敷設してあります分を大きな管に取替へるといふやうな工事を今年度で用意して居るのであります、其豫算に依りまして一般會計繰入金七萬五千圓と五十六萬三千五百圓の電氣繰越金の餘裕を生じたのであります、以上が水道事業に於ける豫算の概略の説明でございます



(245)

が、埠頭を何時迄に完成し、さうして此金を何年間に返へせといふ命令係項がございましたが、白河の状態が悪い爲に今日まで非常な遅延をして居りますが、今のやうな状態になつた以上は一日も早く完成しなければならぬのであります。そこで後ほど倉庫地の買収其他が残つてゐますのが御覽の通り橋立街からあの支那街の境までの間であります。後當初の豫算で行きますと、もう二十五萬圓ばかりあれば出来るのであります。土地の「スペース」は約千六百五十三坪、そこで橋立街と大和街との中央の陸地といふ前の陸地を大和街と支那人の川勝君が買入れた地と、今一つ支那人の先般参事會の御承認を得たのであります。支那人の方若君の交換する此三筆の土地は買収致さない積りであります。それは丁度其土地の此方から申すと後側、白河に沿ふたところに矢張り數百坪の買収すべき土地があるものであります。其處が福島街から其處の松島街の間に民間の埠頭事務所がござります。それと今一つ福島街から上流に埠頭事務所をもう一箇所造らなければならぬ。其埠頭事務所の後ろに該當する地點と申しますれば今申す三筆の土地は非常に高いのであります。陸錦君の家の如きは随分立派な家でありまして、これを買収すといふことは民間としても非常な不利なることでありまして、丁度幸ひ埠頭事務所を上流に一箇所造らなければならぬので、此三筆の土地は買はないとして其他は約千六百五十三坪程を買収すれば終るのであります。唯御承知のやうな状態と租界内は勿論支那街の方面、支那人の方面とも家屋難住宅難といふことに非常に苦しんで居りますのでこれは此移轉家屋の心配をしてあるといふことに依りまして非常に困難な状態が豫想されるのであります。幸ひ橋立街から上流で今日日本人の方もよい住んで居られます。土地家屋の所有者

(246)

は總べて大體解決済みでありまして、今支那人から買取られた人で二、三ありますが、地主と家主と大體残つて居るのは支那人であります。日本人の方々の行先といふ方面は追々上管外地方面の埋立地が出来ますから其方面に變る、移轉される土地を御貸して其處に家を建て、敷いて引越して戴くといふやうな大體の方針で十六年度には完了させなければならぬのであります。十七年度位略々完了するのではないかと思はれます。さうすれば日本橋の架設に依りまして日本橋から上流は「ライナー」が上りませんから民船も却々困難であります。併し民船は通れるのでありますから日本橋の上流支那街の租界への道路を完全にして埠頭の荷留場も完全に造りましてさうして遂次今後の埠頭事業の收入で倉庫を建てて行く、さうすれば一般居留民にも御便宜を供する譯、民間にも相當な財源となつて參る譯であります。さういふ方針で埠頭の築造を完了致したいと考へて居ります。これで豫算案全部に對する御説明を終つた譯であります。先刻も申上げますやうに全般的の御質問を逐次先づ一般會計の方から順々に御質問を御願ひしたい、こう考へます。

○十六番(菊地新一君) 只今民間當局から長時間に亘りまして一般會計及び特別會計の豫算案に對して御説明を頂戴致しましたが、私は此一般會計及び特別會計に就きまして全般的な質問を致したいと思ふのであります。と申ししても全般と申ししても、大分範圍が廣いと思ひます。主に衛生方面の關係に就て質問を致したいと思ひます。これは事務報告の時に申上げたかと思ひましたが其の時間の都合上質問する餘裕もございませんでしたので今日迄延ばした次第でございます。先づ第一に衛生方面の豫算を見ますと私の調べた範圍に於きましては民間

(247)

長の説明と一寸喰違ひがある私が調べた數字ではございますが、衛生費、療病院費、實費診療所費、婦人病院費一般會計四十萬一千二百二十五圓、防疫費、療病院費、婦人病院費といふ臨時費が十三萬八千五百圓、一般會計臨時部で合計五十三萬九千七百二十五圓、其外新しく出来する保養院といふものが四十萬四千九百一十一圓、特別會計の方で關連致しまして公立病院は七十四萬三千六百圓、これを全部總計しますと六百六十八萬四千九百九十六圓といふ數字が有りましたが、特別會計の公立病院の四萬圓にがしを一般會計の方に繰入が有ります。御説明が有りましたが、今年あつたが繰入れた後で控除しました。本年度豫算は一般會計の方面でもどの位の増額を見てゐるか申しますと十二萬七千九百五十一圓の増額と思ふのであります。さうした民間の豫算に對しては少なくとも特別會計一般會計から百六十八萬四千九百圓といふ大なる増額を要求して居るのであります。大體此豫算に就ては事務當局で相當慎重審議の上此の民會に提出になつたこと、存じますからであります。此項目に就きましては其項に依りて又氣のついたことは質問致したいのであります。大體論を致しまして昨年の何月でありましたか、民間の要するに機構改革といふやうな問題に關連しまして衛生部方面の機構改革をするといふ、さういふ意味の下に池山衛生部長が赴任されたやうであります。此間約十箇月位になるのではないかと申します。此間に於きまして池山部長がどの位の民間の衛生状態に就て衛生部の改革を實務に就て改革されたか、其點を伺ひたいと思ひます。所謂衛生部の機構改革それから實費診療所でございますが、これは先程會計主任から御説明のありましたが、これは此處で諄くは申

(248)

上げませんが、元々實費診療所が公立病院の方の間に經費が今まで計上されて居りましたのはこれは三年程前から其都度反對を稱へて來たのであります。御説明に依りますと池山部長の御指導に依りて一般會計との獨立して計上すべきものだといふ御意見だと大變結構な話と存じます。それから第三に實費診療所の入院料の徴收といふことがあります。實費診療所は入院料は取らないといふやうに考へて居るのであります。實費診療所の入院の規定といふものは何時作られたか、實費診療所は入院患者は取つて良いのであるか、其根據を御説明願ひたいと思ひます。それから民間各病院に就て療病院、實費診療所、婦人病院それから公立病院さういふ各病院に就て療病院の單價を計上したのであります。豫算に計上されて居ります療病院の單價であります。それが療病院一人當り一圓實費診療所は八十錢婦人病院は七十五錢、公立病院では六十錢といふさういふ單價に依りて豫算が計上されて居ります。此單價の計算の根據さういふ點に就て先づ御説明を願ひたいと思ひます。

○民間長(白井忠三君) 専門的のことはそれ、當事者に説明して戴きますが只今の療病院の如きは説明して戴きたいと思ひます。衛生費の先刻の菊地さんの御話は先刻申上げました第九表の衛生費の下に一々各款の數字を擧げて居りますから、これを對照して戴きますとダブツて居る公立病院なんぞの一般會計のダブツて居るものが差引かれぬのでないかと思ひます。百三十六萬四千七百七十一圓といふはダブツたもの、除いた數字でありまして間違ひない筈であります。衛生費、療病院費、實費診療所費、婦人病院費、清淨費、防疫費、公立病院經營費の七項目で合計百三十六萬四千圓になつて居ります。衛生部長が御出でになつてから約七箇月に

(249)

なりませんが、機構の改革は實は先生が今一箇月半位になりますか、折悪しく痔が悪くて九大へ入院されて治療をされて居りますので勿論豫定は通常民會前に歸つて來られる豫定でありましたが、途中無理をされたので三回とか手術をやり直すといふやうなことで、實は到頭民會にも間に合いませんでした、さういつたところの行違ひから今御話の實費診療所入院料の問題ですが、これは實は事務當局の方の間違ひでありまして、衛生當局の方は新衛生部長の御意見で只今の實費診療所のありまるところが本年は保養院が出来、療病院が出来れば其方に引越し後が空くから實費診療所の入院者を取ることにして豫算を組んだのでありますが、實際取るといふことになりましたれば、民國としては入院料を取る規定を決めなければならぬ、其規定を決める方はこんな譯で提案をしませんから逐條審議の際に此入院料は一應削つて貰ふか考へて居ります、入院料はまだ取れぬと思ひます、幸に下期今年の十月頃からでも移轉が行はれて後が空くやうになれば其場合に臨時民會に掛けて豫算の更正兩方を御願ひ致したい考へます、それからこれも逐條審議の時に御願ひしますから十九頁の裏の摘要に「ミスプリント」があるさうであります、訂正を後から致します、これは後から訂正することに致します、何か賄費の延人員の数が「ミスプリント」で間違つて居るさうであります後から修正致します、藥價の問題を一つ樋口さんから

○樋口療病院長 藥價豫算を制定致しましたのは大體昨年度の實績に依つたものであります、療病院と致しまして眞性の傳染病を取扱つて入院患者だけを扱つて居るといふ理由もあります、血精もあるし注射とか主として注射とかさういふものが比較的に餘計にかゝる關係で昨年度豫

(250)

算がこれだけでは足りないやうな形を呈して居つたものですから今年はそれに依つて計上したものであります、それと公立療病院實費診療所と額が違ふ、同額には取れないといふ御話がございますがこれは外來で扱つて居ります、外來だけの患者の豫算とそれから入院患者を主體とした藥品の使ひ方は幾分違ふと思ひますので實績に依つてさういふ風になつたのであります、公立療病院邊りでございますとこれは私の想像であります恐らく「公立療病院は公立療病院の方に御返事願ひます」と呼ぶ者あり、同療病院、婦人療病院、實費診療所同じ系統である、違ふといふのは、其理由はそこらにあります

○石山公立療病院長 公立療病院の方の藥品の一人當りの算定實績に依つて居ります多少今年度は上つて居ると思ひます

○十六番(菊地新一君) 民團長の只今の御答辭に依りますと池山部長が出席されて居りませんのでどういふ程度の改革をされて居るか、私の質問に對して御答辭が余り簡單で不満足であります、少くとも七箇月も此處に居られたんですから其間に相當「プラン」を立てられたと思ふ、内部の機構に就ても相當計畫されたと思ひます、若しさういふ意見がありましたら此際御發表願ひたいと思ひます、それから此實費診療所の入院料の徴収云々のことであります、固より實費診療所は規定を改正しないのであります、私は聞く必要はあります、それから此民會に案を出された豫算案と一諸に御提出になられたら如何かと思ひます、それから藥價の單價の計算であります、これは御尤もなことと思ひますが、私の意見でございます、療病院及び實費診療所といふさういふ方面の單價が高くなるといふは當然と思ひますが

(251)

併し公立療病院は營利的の病院であつて比較的單價が安いといふことは、それは色々な關係もございませうが、何れにしても藥品の購入といふことに對しても相當考慮しなければならぬ問題と思ひます勿論藥品單價を一元的に注射料、注射費といふものを除外して計算したから注射費や藥品の單價は高くなるからは別の方法に依つて計算をしなければならぬが、私は今單價の相違を云々するものでありませんけれども民國當局が少なくとも百六十萬圓以上の衛生費の豫算を取つて居る、藥品の購入に當るといふことに思ひ致したならば藥品の購入といふことも相當一元化されて購入されますから相當廉い單價で購入出来はしないかといふ考へで質問した譯であります、別に上つた單價といふ意味で質問したのであります御承知願ひたいと思ひます又質問に戻りました衛生部長はどの位衛生部内の機構改革に就て民團長の御意見があつたですかそれ伺ひたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 其案は私も提出を受けました發表は衛生部だけでなく全體の豫て御話申しましたやうに私の再任が決定すれば機構の改正をしようといふことになつて居つたのであります、ところが今申す通りで案を提出された部長は病氣治療の爲に内地に歸られまして、民會前に歸つて來られないから實は衛生部の内部の人事其他に就きまして丁度部長の歸る迄定期昇給になつて居りますのを、それを少し延ばさうといふ考へもありまして來月の中旬迄には御歸りでせうと思ひますから其時に公表します、大體は併し衛生部といふものが新任の部長が出来ますと共に防疫課長保健課長、といふやうなものも専任の方を置くべく物色中であり、衛

(252)

生部の中に總べての衛生機關の部長のなんといひますか、監督と言ひますか統制の下に置く、大體の仕組は總べての病院其他が衛生部の統制の下に置く、さういふ機構になる譯であります、これは發表は池山部長の御歸り後になると思ひます、御承知願ひます

○十六番(菊地新一君) まだ御發表の時期でないといふならば強いて御同致しませんが、幸ひ御發表前でございますから私は意見としまして申上げたこと存じます、少なくとも池山衛生部長が過去に於きましては軍醫大佐で陸軍の軍醫部長で相當の權威者であり手腕家である、さうした御立派な方を天津居留民團の衛生部の首腦部に迎へられたといふことに就きましては私は双手を擧げて賛成したのであります、同時に池山衛生部長の御就任に依りまして益々擴大する、益々強化する衛生部の一元的な統一を圖つて戴きたい、さういふ風な私意見でございます、私の希望しますことはさういふ立派な御手腕御經驗の方がどうか充分に腕を振はれるやうに屋上屋を重ねられるやうなことをせずにこの池山部長の御意見を民團長と突込んで御相談されて民團の衛生部が一元的に御活動が願へるやうな組織に御改正を願ひたいと思ひます、それからもう一つ「己むを得ない」と思ひます、衛生部長は軍に在る時には陸軍大佐といふやうな軍醫をされたといふやうな方が療病院の二宗にそれは己むを得ませんが、彼處に御勤務されるより寧ろ民團の本廳に來られて民團長に當り何時も御話が出来るやうな部署を民團に一つ置かれたらどうかと思ふ、矢張りあつた方は己むを得ないと思ひますけれども療病院のやうなところから居られては其間どうして連絡が疎くならないかといふ懸念を有つて居ります、今度病氣が癒られて天津に歸られた際には、もう少し緊密に連絡致されたら民團の衛生部の機構改革に適

(253)

進されることを此際希望して置きます

○三十六番(早瀬精一君) 質問申上げます前に當事者に申上げたことは前後を通じて三時間間に亘る数字的羅列の説明には各議員もうんざりして居眠りをして居ります、詳しい説明は各項に亘つて説明すると仰しやいますから、其数字の羅列の御説明に時間を要したといふことは慎重、審議をしなければならぬ、時間の非常に少ない時に誠に遺憾に存する次第であり一言このことを申上げまして眼を醒まして置きます、私は如何にも数字に疎い男であります、が實に杜撰千萬であります、俗に申しますと無い袖は振られぬといふことがありますが、此財政を民間當事者は無い袖を振るに振つて居ります、袖無しを振つて居ります、此財政を見ますと將來の財政、行政には寒心に堪へないものがあります、どうぞ深く考へて豫算編成は前年の成績を其儘踏襲するといふことなしに編成に新しいものを見出したいと私は冀つて居ります、國家は非常時であります、財政は非常に膨脹して居ります、其際に當つてさへも尙前年に引續いて何等の見え改革正の計畫がないことを思ひます時に私は非常に落膽致すのであります、民間の大きな財政國家の財政、又私の家の財政も同じだらうと思ひます、適齡になりまして細君を買ひまして、細君を連れて活動に行く餘裕もあり夕飯を食へに行く餘裕もあるが、子供が出来る、子供は最初は被服を買つて居るから著物を著せてやつて居ります、漸次大きくなるに従つて経費が高んで来る、其中子供が二人になり三人になるそうすると、今迄のやうに活動を見に行くどころでなく、御飯を食へに行くどころでない、自分の著るものも犠牲にしても子供に著せなければならぬ、學校にやつてやらなければならぬといふのが各家庭の仕

(254)

来りでないかと思ひます、子供の無い時分には寫眞機を買つたりするが、行く／＼は其寫眞機を買つて置いて子供を教育しなければならぬ、といふ事態が來ます民間としても子供が増へて來て著物も著せてやらせよう、運動にもやらせよう、本も買つてやらせよう、凡ゆる方面に調子よく調子を合せて大振舞に振舞つて居るといふことを豫算に現はれて居りますところを見ます時に誠に遺憾に堪へないものであります、此種支出の中に七萬二千圓といふ雑支出があるが、此中に二萬五千圓の接待費といふものは新時代に即應し時局を辨へて今少し節約すべきものでないかと存するのであります、これが第一段であります、それから税金を取立し見れば支那人にも僅かづゝ出さしたら非常に良い成績の上るやうなものがないかと信するのであります、今は我々が一寸車に乗りましても直ぐ二十錢三十錢一日それだから二三圓車代に拂はなければならぬ税金は依然として同じこと、一回増して二圓にする十四萬何千圓と出て来る、自動車自轉車の税金、一年の自轉車の税金、一年を通じて一回しか取つて居らん、これを二圓にしなすと出す方は僅かであり、課税の方からは非常に収益を得られるといふことにはなりません、これは二の例であります仔細に見て参りますれば或はもう少し良いものがあるかも知れませんが、第一に入るところの項目を見まして次に出るころの項目を見ました時に非常に心細い感を持つのであります、それから各課或は各部に於きまして豫算に請求して居るところを見て参りますに、どうかといふとも豫算の分取主義が現はれて居りはしないかといふことが見へるのであります、其一つの例を小さいことから見ますと宿舎費であります、宿舎費の

(255)

中には必ず備品費といふものがあります修繕費といふものがありますそれは支那人の家屋を借りてこれを手を入れて入らなければならぬといふ時には修繕費は充分かゝるでせうけれども立派に去年今年建つたところの民間の新しい宿舎などは今年には修繕費を見る必要がない位に思ふのであります、ところが年々歳々に修繕費それから備品費といふものを取つて行くといふことになり、これは矢張り年々修繕費備品費といふものを取らなければならぬ、豫算を取つた以上は使はなければ損だといふやうな氣持がありまして誠に遺憾に考へて居ります、どうぞこの方面に就ての此豫算が通りましても實行豫算に於て充分に検討致して無駄なことは一錢一厘たりとも使はぬやうに行つて行くといふやうに希望します、此修繕とも約二割の請求をして居ります

それから暖房の修理といふものに約拾つて見ますと十萬圓の豫算が各所から出て居りますのを合せますと十萬圓の暖房修理を請求されて居ります暖房などいふものは半永久のもので年に二三回づゝ位の修繕費を見て置けば良いのでないかと存じますが、芙蓉小學校といひ淡路小學校といひ、商業學校といひ暖房が完全に行く暖房が一つもないのであります、無論悪いものは直さなければならぬ、経費は決して出していかぬと申しませんがこれ以上出してはいかぬ、今年分は直して一日も早く直して煙突を林立させないやうにして戴きたい鐵板の高い時に煙突の立物を見ました時に實に勿體ないことであるといふことを通る度に思ふのであります、此経費を決して出して不可ぬといふのであります、併し數年前に拵へた暖房が二萬圓三萬圓の経費を拵けなければそれが使用に堪へぬといふやうな方は拵へた當時に何か間違ひがあ

(256)

るのでないかと存するのであります、聞くところに依れば民間の隣りに家の増しをする、冬が來たところが「スチーム」が通つてない、「スチーム」を通さなければならぬ、建築の上に於て隣の家に建て「スチーム」を附けるのを忘れて冬になつてあつてるといふことであつたといふことを聞いて居ります、監督不行届もあつたのであります、建築課に落度があつた、さういふことがあつたといふことは東員各位も御存知であります、いか、怠慢の至りと存するのであります、どうか今後とも三密或は天和といふ學校が順々に出來ます三、四年先に「スチーム」の修繕に二萬圓、三萬圓と金のからぬやうに立派なものを建てて堅固なものに拵へるやうにして戴きたい、それから先程民間のいはれた人件費のことに就て人を雇入れたいのも雇はぬやうにして節約して無理をしてやつて居ります、此人事行政は却々難かしいのであります、私共優秀な吏員は遠慮なく披擯して適材適所に向けて戴きたいけれども、自分の身内の者に一同に五十圓の増給をするといふやうな、そんな非難を受けるやうな所謂減私奉公を遊に行くやうなことは絶対に止めて戴きたい、聞くところに依れば一回に五十圓の昇給をした人が矢張り學費の研究に只今旅費を買つて居るといふことを聞いて居ります、これ等は此處に何時迄居るか分らんが、居る間に身内の者を良くして置いてより善き收穫を得て置かうといふ實に淋しい心でないかと存するのであります、「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり、どうかこういふことが今後非常に不満を有ち不足を持つのであります、どうぞ此點若しさういふこととがあれとすれば今後他に迷惑の掛らぬやうに人材を披擯することは無論賛成しますけれども情實に依つて披擯し昇給するといふことは絶対に止めて戴きたい、それらもう一つ私は御願ひし

(257)

て置きたいことは民団財政の中で大きな支出が二つあります、それは警備費と教育費であります、警備費に於て三十八萬九千七百三十三圓、教育費に於て五百七十一萬九千九百二圓これだけの經費を民団から出して居りますけれども、民団はこれに如何なる態度を執つて居られるのであるか、其警備は民団當事者は素人であり、本職に御委せする外ありません、此點は仕方ありません、警備費は領事館警察署に御委せしてやつて置く、此方は素人であり、此方から止むを得ません、教育費の五百七十一萬九千九百二圓といふ大きな支出をしながらも領事館の方は素人であり、民団には友人の方が並んで居ります、民団の委員の友人の意見が何處までも用ひられて居りませうか、聞くところに據れば或るところの最も不評判であつた先生が民団當局と領事館當局とかで既に後退すべく決定的になつて居つたものが監督官廳の首領者の更迭に依つてくるつと引つくり返つたといふことを聞いて居ります、こゝに事實を眼の前に見せられた五百六百の生徒はどういふ氣持になつて居りませうか、第二の國民の教育の上に於て遺憾に堪へぬのであります、生徒六千六百十二人といふ多くの子供を預つて此學校を経営し専門家が經營の任に當つて居りながら、監督官廳にだけだけの意見を用ひられて居るかといふことを私は伺ひたいのであります、要するべきことであり、最近轉任もぼつ／＼あるやうであります、民団當事者の意見がどの程度まで用ひられて居りますか、事教育に關することはいはゞいふことが澤山ありますけれども、兒童に及ぼす影響を考へました時にはいはいはゞいふことは控へて參つて居ります、まだ色々ありますけれども、これ以上申し上げませんけれども、どうぞ此私の質問に對して此場で御答辯を戴かぬでも良いどうぞ六千六百十二人の學生の爲に兒童の爲

(258)

に當局に十二分に研究せられて善處して戴くことを切に御願ひして置く次第であります

○民團長(白井忠三君) 大分御希望の御意見が多いので一々御答へすることは討論に亙る虞れがありますが、先づ第一極めて熱心な早瀬議員の御親切なる御注告は大體に於てこれを有難く承りました、唯熱心なる早瀬議員に又叱られるかも知れませんが、御研究にも拘らず具體的に仰しやつたことは實行困難な問題が頗る多いのでありまして、先づ第一人力車の問題であります、これを二圓にし三圓にすることは誠に結構なことでありましてさうしますと民団の車の鑑札は一つも賣れなくなる、佛蘭西租界、英租界に行つて日本租界に來なくなる、日本租界だけ二圓にし三圓にするといふことは出來ないとしても各地聯合してやれば非常に好い財源であります、うっかりやると大きな間違ひで佛蘭西租界に行つて鑑札を奪はれて此方の収入がうんと減るといふことあります

○三十六番(早瀬精一君) 佛蘭西租界と一諸になつて居るのであります

○民團長(白井忠三君) 共通です、それから修繕費、備品費の話ですが、これが豫算のぶん取だらうといふやうなことは早瀬氏に似合はぬ御邪推だらうと思ひます、茲に居らつしやる會計主任は非常にやかましいのであります、勿論修繕費見積りでも一圓のものにでも承知しません、それ／＼各部の例へば衛生部の連中入つてゐる一つ／＼について計畫を考へて其必要額を計上して居るのでありますから衛生部で一萬圓修繕費を取つたら此部でも一萬圓取らうといふやうな杜撰な豫算の組方は決して致して居りません、暖房費の點に就てこれは横々御叱言がありました、多くの部分は前の共益會時代の問題でありまして、私がこれに御答へすることは稍

(259)

々職權でもありますが、併し私共も實に残念に思ひます十萬圓も修繕費が要るといふことは残念に思ひませんが、これは前の人のやつたのをやり方の悪いといふことも勿論ありません、大きな原因は事變の爲であります、といふと一寸御分りにならんかも知れませんが、淡路小學校にしても商業學校にしてもあれらの學校を造ります時に天津に於ける一般の「ポイラー」用炭は大同炭であつた大同炭を焚くに適當な「ポイラー」を据付けたんですところが事變以來大同炭は來ない、粘結性の開炭を使はなければならぬ、こゝに大同炭から色々石炭を混ぜたり研究しますが開炭を主として使ひます時に炭が粘結します爲に火力が上らぬ、造つた當時には商業學校でも淡路小學校でも勿論温度が上つたのですが、此事變以來「フレッシュヤ」が足りませんからあつちもこつちも充分でない、芙蓉小學校の如きも此處の公會堂の「ポイラー」も同じであります、此處では我慢出来ませんので結局御覽のやうに此會議中に「ストロ」を据へなければならぬ状態になつたのです

○三十六番(早瀬精一君) 熱があるのであります、するいことをして居るのであります、さうか

○民團長(白井忠三君) 此處のは十年二十年前に造つたのですから決してさういふことはいはゞいふのであります、結局「ストロ」が通らぬ、そこで幼稚園の如きは別に引張るとか色々應急の處置を取つて居ります、これは事變以來のことであり、それから先刻仰しやつた増築した場合に「ストロ」が來なくなつてびつくりして「ストロ」を据へ付けたといふ御話であります、此處へ増築しますに此「ポイラー」のみでは「ストロ」を透れないですから已むを得ず「ストロ」を据付ける計畫にして居る、建築設計者が忘れたのでなければ當然此處い

(260)

ところですからどういふ風に採擇するといふことは勿論考へて設計します、今一つ増修を情實的に云々といふ御話がありました、これは何か御考へ違ひであります、(なかつたら結構です)と呼ぶ者あり) さういふことは全然ありません、それから研究に人を出張させた、留學といふことは大袈裟ですが夏の講習會にやつたり學會の會にやつたりすることの例があります、これは親戚關係とか何とかいふことをいはれると甚だ耳に痛いこともあります、私の弟が圖書館に居りまして圖書館の講習會に出て参りましたが、「さうぢやない」と呼ぶ者あり、併し講習會に行つてそれで腕を磨いて民団を御免被む、外の良いところに行かうといふことは絶對にございませぬので、これは講習會なり研究をさせれば、それだけ民団の仕事の上に効果が上らうと思ひますものにやつて居る次第であります、今仰しやいました警備費の問題であります、これは度々早瀬さんと議論を上下するのであります、どうも早瀬さんは我が民団も英租界の民団と同じやうに警察といふものが自由になるといふ風な前提を持つて居らつしやるのでないかと思ひます(違ひます)と呼ぶ者あり) これは素人であつても何でも民団では警備の問題は自由にならん、これはどうしても御役所に御願ひしなければならぬ問題であります、教育に關する問題は早瀬さんが保護者會長として非常に御熱心であることは私も能く知つて居ります、これこそ素人の御熱心よりも友人の方々の御考へに委せるのが本當であります、自治體が學校教育に關係して自治體が干渉の態度に出ることは百害あつて一利なしといふことは一般に公定された説だと存じます我々の専門の學務部長學務課長の如きは學校經營の上に素人でない専門的考へを持つて經營に當つて居ります、此の人事の問題は今仰しやるやうに或は領事館の方



(261)

の御担当者素人であつて御経験がない爲不十分であるかも知れませんが不十分であつても人事の交流に就て我々自治體が徒に干渉するといふことは教育の神聖を妨げるものであります、我々としてはこれは遺憾ながら早瀬さんの御方針と反對の考へを持つて居ります然し學務部長學務課長は専門家であります、其點徹底した觀察を有つて居られますから監督官がこの意見を御用ひになるといふことは事實あり得ると思いますが、我々が其權限を握つて五百萬圓も金を使ふなら學校施設に就ては民團が自らやるべきといふ風の御意見には遺憾ながら一致致し兼ねるのであります、金を出すのが民團であり、借て肝腎の人事を御やりになるのは監督官廳たる人がやるといつても良いかも知れませんが實際には手を付けない方が宜いのだ、こゝろ風の如きから一々指摘して戴いて改むべき點があれば大いに節約して参りたいと思ひます冒頭に仰しやいました全體の豫算の組方が甚だ杜撰であるといふ御意見に對しては先刻幾々色々統計表をつけて申上げたのでありますからこれ又具體的に其個々に就て御質問御意見を伺ふことにしたいと思います

○三十六番(早瀬精一君)車の税金は共通でなく此方は此方で鑑札があるのですから一圓に賣つて流通出来ぬことにしたら、日本租界の鑑札でなければ絶対に來られない、日本人に限り高い車に乗らぬでも宜い、三十四萬坪位の片端から歩いて行くといふことになれば國策にも副ひ歩け、副ふといふことになり、どうです其の氣持になつて戴きたいそれから警備費のこと學校問題を申したいから引合に出したのであつて白井さんの答辯が旨い(笑聲)議會

(262)

に於ける御川さんより餘程旨い、旨いことをいふから、此方は旨いことをいふでも宜いから(笑聲)實行に移してやるといふ氣持さへ見せて戴いたら、それ以上追求しません、學校のことは教育費のところ申上げるといふこと、それから五十圓の昇給があつたといふことを申上げましたが、こゝろの噂は火のないところに煙は立ちますまい、可成り非難があります、併し私も調べて居りません、時間ありませんから、此處で興味の餘り口をにらした、多少さういふ形跡があるといふ事實であるといふことだけ申上げて置きます

○十五番(佐瀬常盛君)一寸御伺ひたいのは過日大使館の方で教育會議がありましたさうです、何れ豫算と大きな關係があると思ひますので其概略を此場合教育費等の豫算を審議する前に御聞せを願ひたいのでありますそれから先日懇談會の席上に於きまして租界が回収される若くは領事裁判權の撤廢といふやうな將來に於ける邦人の負擔といふことに就きましてどうであらうかといふ心配を御質問しましたところ、今のところは其方向が分らないといふ御回答でありましたので分らぬものはそれ迄としまして、其の御見透しがあつたにないかどうかそれからと角十六年度豫算といふものは暫行的な豫算であつて大使館の方で十七年度以降は本格的な組替切替があるといふ御説明がありましたから十六年度に於ては營業課金其他の引上げも已むを得ぬことと思ひますが、かくして明年も明後年も經費の膨脹は必至であると思ひますが、其途出財源を日本人のみの課金に依存する場合邦人の負擔日本人の經濟の立場がどうなるだらうといふことを考へます時に我々微力ながら經濟人の一端として深愛に堪へないのであります、此點に對して當局の御意見を承りたいと思ひます大分民團としては豫

(263)

は大きなものになつて居ります、民團當局者がどの程度に關心を寄せられて居るといふことを承りたいのであります、以上の事項を質問致します

○民團長(白井忠三君)教育會議の結果は私は列席したく思つて参りましたが列席致しませんでした、詳しくは學務部長から後から報告して戴くことにしますが、大體御承知のやうに先般の會議で教員に對する優遇の色々の案が決定したやうであります、それに順應致しまして當方面に於ける教職員諸君の待遇の改善を圖る、例へば今迄此小學校教員の下級者の分は本俸の二倍四分位の収入を與へて居つたのは下級者には三倍まで引上げる、其他色々な年功加俸の問題とか幾つもの細かい問題がありますが、さういつた問題が協議されたのであります、細かいことは尙學務部長から申上げますが、それから租界撤廢後の處置といふことに就ては此前の懇談會の時にも御質問を受けたのですが、何れも未だ當局に親しく此點を伺つて居りませんがこれは恐らく何と云ふか撤廢するといふことの方針が極れば豫め一年前ですか、二年前ですか我々の方にも何等かの形で御内示といひますか、御相談といひますか、どういふ風な現地の居留民の考はどうか、希望はどうかといふ風な御質問を受け得ることと思ひます、實は武藤前總領事が御歸りの時には私としては其點は特に御願ひして置きました、本省に其ことを申傳へて戴きたい、披打ちに現地の考も聞かずに本省が中央政府の考でびしやつと極めて貰ふといふことは或場合は已むを得ぬでせうが、租界の撤廢といふやうなことに關してはとも角一應現地の考を聞いて戴きたいといふことを懇々御願ひして置きました、御返事を承ることは出来ませんので果して採用されるかどうか判りませんが、其處まで運んで置きました、從て今のところでは當局方面の御

(264)

話も伺ひませず大體話題に上りましたが中央の考も聞いて居らぬといふ程度であります、支那人に對する課税問題に就ては常に佐瀬議員の御主張であります、これは非常に難かしい問題であります、同時に仰しやる經濟關係に於て日本人のみが段々税金が高くなつて行く、支那人の負擔は輕いといふことは兩立して行かぬ結果兩國國民の關係に於きまして勿論輕視することの出來ないことであり、其根本は何にあるかといへば小學校の教育費の將來です、居留民團で負擔して行くのか行かぬのか此點にあると思ひます、民團の色々の殊に衛生施設、厚生施設それ等は先刻申上げますやうに重點を教育衛生、厚生に置いて居ります、教育費の如きも經常費に行くべきものはこれは民團の力即ち居留民の力で十二分に賄つて行けると思ひますが、單り臨時部の一割に於て相當の困難を感じるのであります、併しこれは一昨日申上げましたが、當局に於ても勿論何でもかでも居留民で賄ふ、それ以外のことは國家は知らぬといふやうな無慈悲な御考は持て居らぬことは明かであり、今迄の海外の居住者の税金が安過ぎる此非常時局に海外に於ても簡一杯の負擔をお互ひに覺悟しなければいかぬ、こゝろいふのが前提になつて居ります、これが十七年度迄にどういふ税制の下に負擔を設計に加はれますか知りませんが、或程度迄は簡一杯の負擔をしろそれで足らぬ分には勿論他に方案を考へるといふのが政府の御方針と漏れ承るのであります、此點は先般の教育會議の席なんかにも出ませんでした、併しさういふ御考へで進行して居られるといふことは確に感ぜられるのであります、それが今年度から十六年度から大使館に管て御話しましたやうに教學部といひますか、名前ははつきり存じませんが、教育關係の擔當の部門民團行政の監督の部門とい

(265)

ふ二つの新しい部が出来て、それ／＼擔當の方が參れるさうであります、これに依て各地民團の租税の統一を圖りつゝ一般の税金を取られるやうに新教育の仕組を考へて行く一昨日助役から申上げましたか知りませんが、學校の統制といふやうなことは例へば何處にも商業學校を造れば臨時費に更に多くなる、それだから例へば今後塘沽にも商業學校を通らなければならぬ、山海關にも造らなければならぬといつたやうな場合天津の商業學校を擴張すれば其處に寄附金も造つてやつて各地のを集めるといつたやうな全般的に見て教育施設の節約も圖り統制も圖るさうして各地の民團の居留民が筒一杯の負擔をして行くといふこと、尙足りない部分は國が何かの方法を考へる、こゝに御方針のやうに存じますから無根に税金が上つて行くといふのではないかと考へられる、從て支那側との關係は御心配になるやうなことはないと思ひます、支那人に對する課税の方法は租界以外にはこれは一寸方法はないのであります、一昨日から御話の申されたやうに例へば支那人の餘計消費する紡績の綿糸綿布は民團が課税するといふやうなことはこれはお酒に税金をかけるのと違つて非常に難かしい問題で技術的にも困難なこゝと考へますから何かこれに對する宜い御考が御ありましたら御伺ひたいと思ひます

○十五番(佐瀬常盛君) 只今民團長から色々御説明を承りまして大體に於て諒承したのであります、が、紡績の糸布等に對する課金といふことは技術的には難かしいので此案を探るか探らんかといふことは當局側の肚にあるのだと思ひます、御参考迄に私の意見として申上げます、酒醬油などに課金するよりも、つと簡單明瞭だと思ひます、御参考迄に私の意見として申上げます、茲に専門家の議員が澤山御出でになりますから我々は素人考へておりますが、つと

(266)

簡單のやうに思ひます、唯民團長が税金を無限擴大して出すべきやうにならぬだらうと仰しやる如きは我々は無限擴大は存知ませんが、現在の方針が生活程度が相當多額で華人並の生活には到底やり切れぬ、どうしても日本人は日本人の生活に自から限度がある、それに唯此民族産業と申しますのは民族資本と申しますか、此二の拮抗といふものは並々ならぬ大きな根柢を持つた問題と思ひます、唯豫算の審議に當つて質疑應答だけで済まされたい、根本的な問題があるだらうと思ひますのでこれ以上申せませんが、最近の華人側の状態に於きましてはとに角我々は素人丈に觀察したものであります、武力戦では到底叶はない、經濟的に日本人を參らせたいといふ作戦であつて日本人使用のボーイ、阿媽勞働者、店員から一般の思想が惡化して恐らく民團の使用する華人でもさうだらうと思ひます、酷い奴は火付をするといふ惡傾向にあるといふことで、日本人を經濟的に參らせねばならぬといふ結果は尊い犠牲を拂つた皇軍の御奮闘も何にもならないといふ大變な結果になりはせんかといふことを深く憂うのであります、決して此豫算會議の質疑應答を以て是れりといふのではない、日本民族が如何に發展して行くかといふ根本の問題であります、此點御當局としては官民一體上意下達と色々やらなければならぬ今日に於て率先してさういふことの御研究なり特に御留意を願ひたいと希望して置く次第であります

(「同感々々」と呼ぶ者あり)  
○四十三番(小澤昇君) 大分時間を経過しましたから極く簡単に根本問題に就て御伺ひたいと思ひます、十六年度の豫算案を通過しまして各項に就ては意見もそれ／＼あることとありますけれども、大體に於て大變善く編成されて居ると考へられます、民團當局並に參事會各位の

(267)

御苦心と御努力を感謝するものであります、併し唯租税の根本の問題、即ちこれを編纂致しました豫算案を御作りになりました根本の貸出貸入の此辻褄の合はないのを何時もの通りに借入金又團債に依て處理して居るといふことに就て御一考を煩ひたいと思ふのであります、從來も當民團の財政の建方は總べてさういつたやうなものであります、今や統制經濟爲替管理の嚴しい時代に於きましては借入金又は團債に依る方針は非常に窮乏になることと思ひます、それで其方針を一掃しまして此當民團には不動産が非常に澤山あるのであります、此計上されただけでも千百萬圓でありますからこれを市價に見積りますれば三千萬圓を越ゆるものと思ふのであります、其中處分し得る程度のものが相當額あるのでありますからこれを例へば教育費の永久的施設に依て又は公立病院、療養院等の建築費又は綜合グラウンドの建設費さういつた半永久的のものに對しては其不動産を處分してこれに充當するの宜いのではないかと考へられるのであります、此點に對して民團當局はどういふ御考を有つて居らつしやるか、將來さういふ御計畫をされて居るか、どうか、私願はくばさういつた方針でやつて戴く方がよいのではないかと考へるものであります、今教育團債或は公立病院團債の如きも相當に苦心を拂はなければならぬ、現地に於てそれだけのものを募られることに依て經濟界に及ぼす影響も又多いのであります、此點に就て民團當局の御考を伺ひたいと思ひます

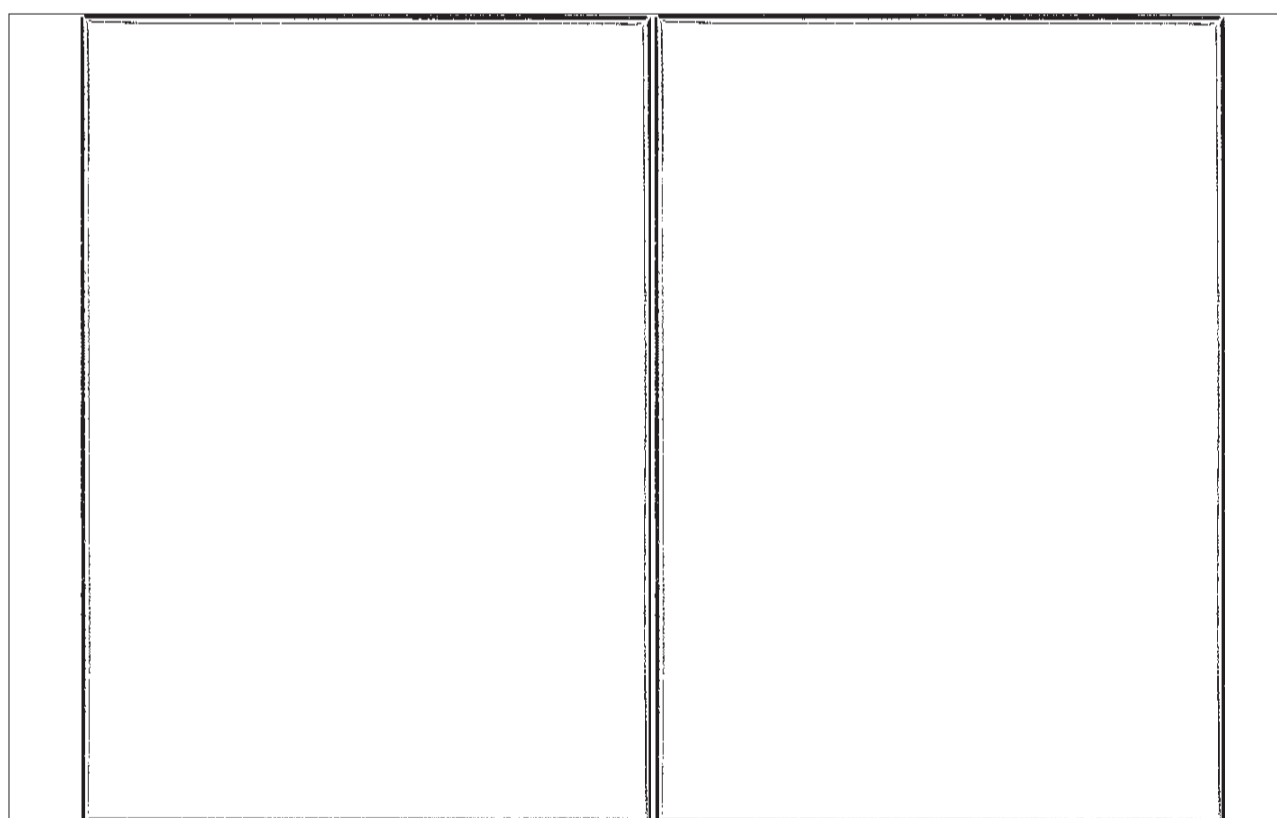
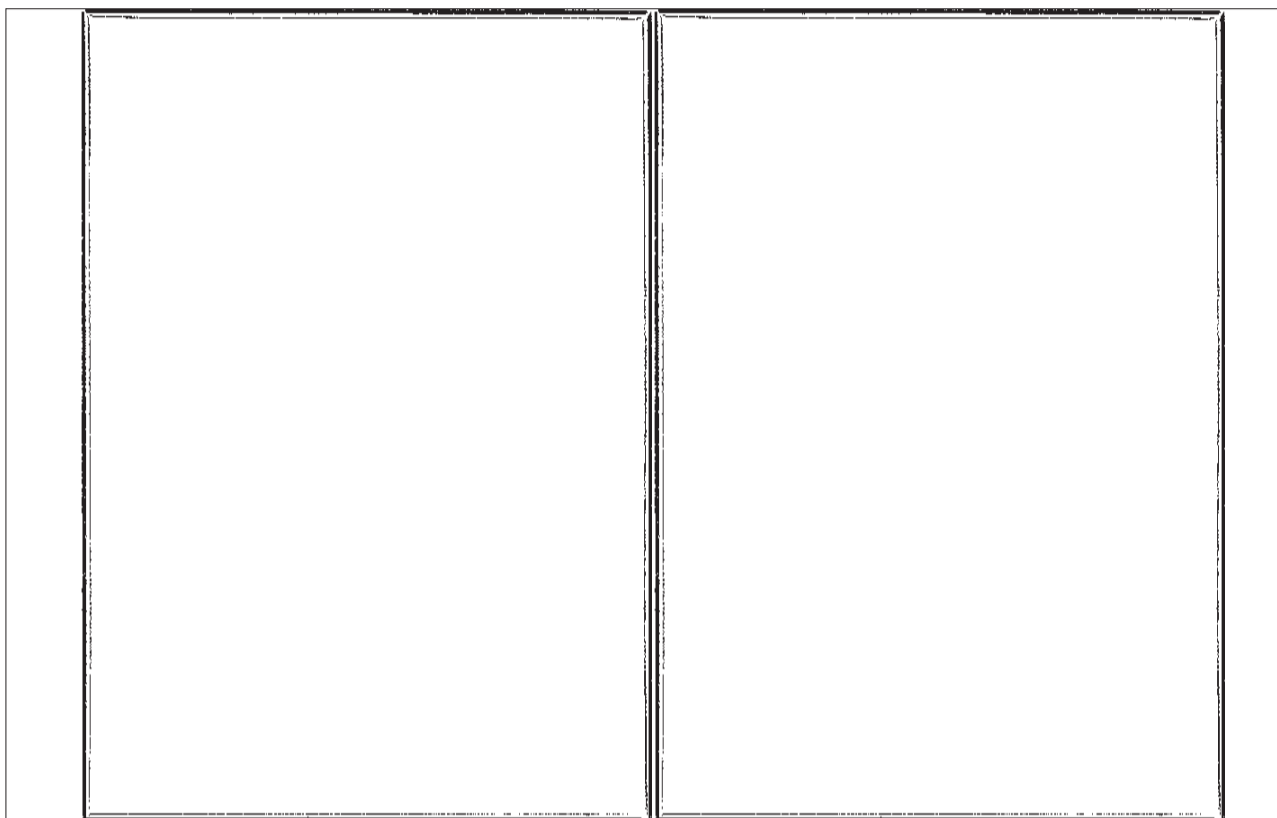
○民團長(白井忠三君) 御承知のやうに民團の財産は或は時價に見積つて三千萬圓にもなるのであります、が、一に借金の擔保に入つて居りますからこれをそれ／＼に技術的に考へて、例へば一方

(268)

の擔保を抜いてそれだけの處分を迫るといふやうな方法は必ずしも出来ぬのであります、併し私共の考へましては借金の出来る間といふと語弊がありますが、借入金が出来たらば、それを長い間に年賦で拂つて行くといふ方法を取るのが一番賢明な方法でないか、居留民の爲に今何百萬圓の學校を建てるやうにして其の建つた學校はこれから先何十年に天津に次に来る人が皆利用するのだ、それを現在の居留民が負擔して建てるといふ方法はこれは不公平だといふこと、言ひ換へれば今の居留民からうんと税金を増やして、さうして借金をしないで學校を建てる、さういふ案を假して考へたとしますれば、今申すやうな趣旨から不公平である、徒に現在人間に負擔を重くして利用するのはこれから先何十年に亘る人間が利用するのだから、それは面白くないから、矢張り十年とか十五年の長期の間に拂つて行く借入金をして諸施設を賙つて行くべきものだといふ此議論と同じやうな意味が現在の在留民が有つて居る不動産を處分して其金に依つて其時に必要な財源にするといふ方法が面白くないか、こゝに御二點からとに角研究を致さなければならぬ、言ひ換へれば擔保に入つて居る爲にこれを處置するにも相當の困難がある、それは方法もあつて賣れるとしても持つて居るものを賣つてやるといふ方法よりは借入金を以て十年なり十二年なりに拂つて行くといふ方法の財政政策を考へる方が賢明である、居留民の爲に親切であるといふ風に考へて居る次第であります

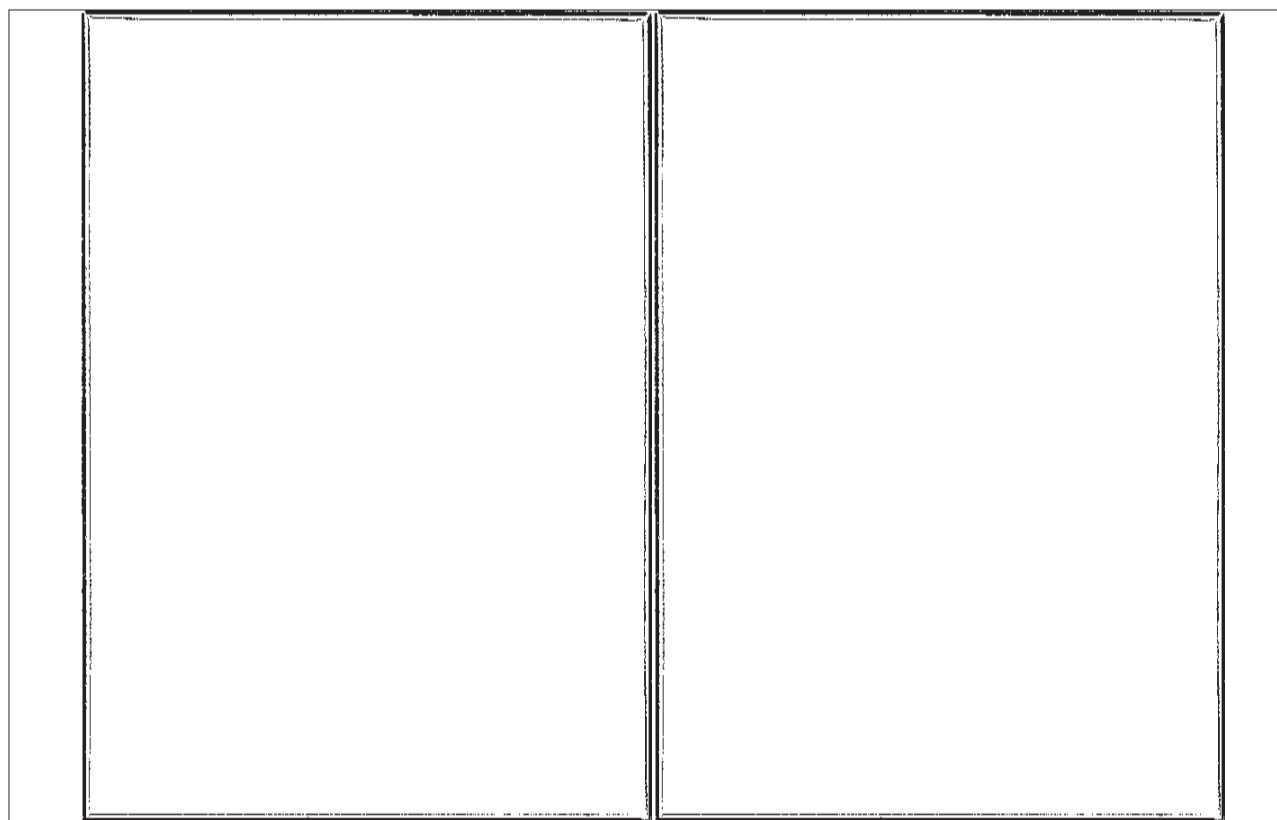
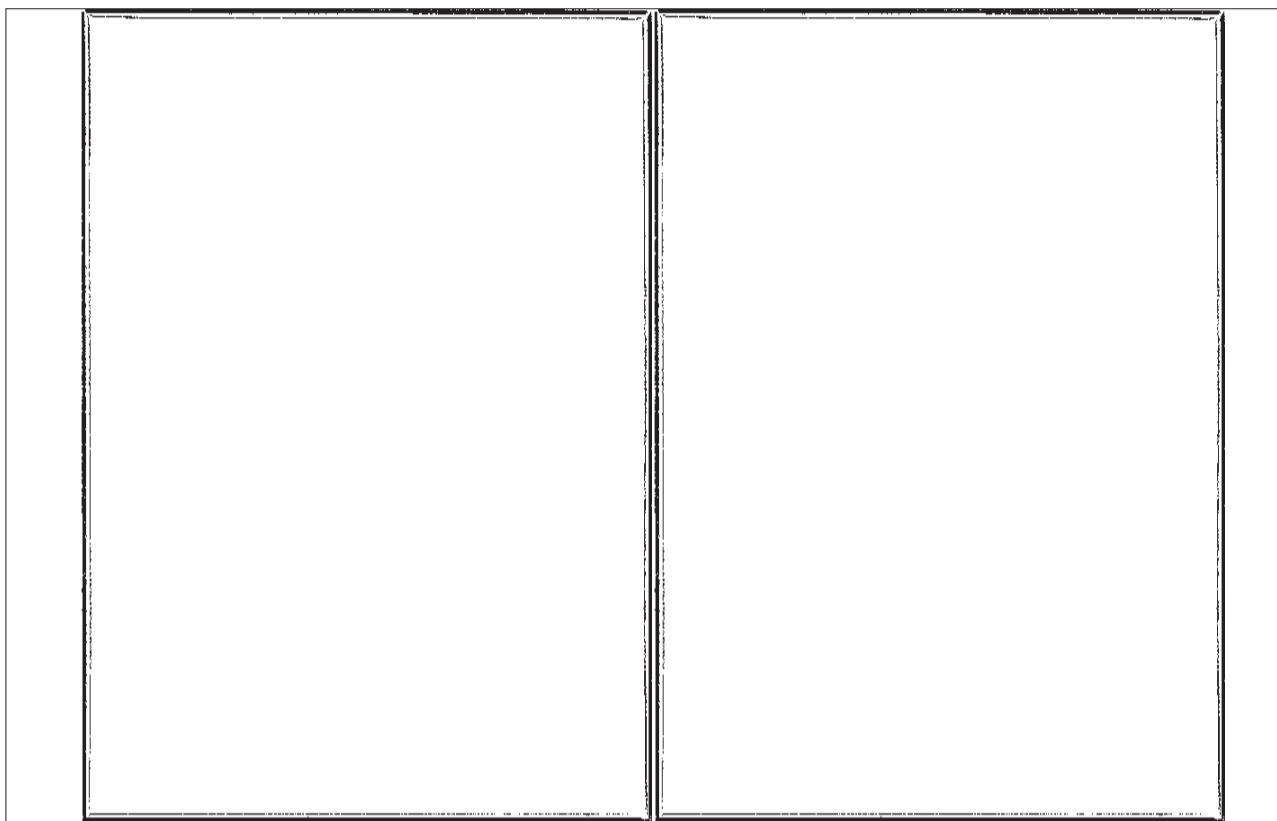
○四十三番(小澤昇君) 御趣旨は能く分りました、將來に何十年に亘る教育費といふものは團債に依て賙ふといふことも御趣旨は能く分りました、併し民團が不動産まで有つて居らなければならぬといふことではないと思ふのであります、さういつた財産を有つといふ理由は場合によ





第四日

昭和十六年三月三十日、(日曜日)



議 事 日 程

- 第四十八 議案第五十六號 昭和十六年度居留民会入出豫算案
- 第四十九 議案第五十七號 昭和十六年度特別會計教育費入出豫算案
- 第五十 議案第五十八號 昭和十六年度特別會計電氣事業費入出豫算案
- 第五十一 議案第五十九號 昭和十六年度特別會計水道事業費入出豫算案
- 第五十二 議案第六十號 昭和十六年度特別會計埠頭事業費入出豫算案
- 第五十三 議案第六十一號 昭和十六年度特別會計公立病院經營費入出豫算案
- 第五十四 議案第六十二號 昭和十六年度特別會計團營住宅經營費入出豫算案
- 第五十五 議案第六十三號 昭和十六年度特別會計退職給與基金入出豫算案
- 第五十六 議案第六十四號 昭和十六年度特別會計獎學資金入出豫算案
- 第五十七 議案第六十五號 昭和十六年度特別會計復興資金入出豫算案
- 第五十八 議案第六十六號 昭和十六年度特別會計復興資金入出豫算案
- 第五十九 議案第六十七號 昭和十六年度特別會計復興資金入出豫算案
- 第六十 議案第六十八號 昭和十六年度特別會計業務復興資金入出豫算案
- 第六十一 議案第六十九號 特別會計埠頭築造費入出追加更正豫算案(昭和十六年度)
- 第六十二 議案第七十號 教育臨時費借入ニ關スル件

出席議員(二十八名)

- 二番 鹽谷辰造 三番 龜澤省朝
- 五番 伊東武喜 七番 中西幸保
- 八番 眞藤兼生 九番 河合一雄
- 十一番 中野宗一 十二番 勝田重直
- 十三番 木下秀良 十五番 横山常盛
- 十六番 菊地新一 十八番 佐瀬金吾
- 十九番 蘆澤義郎 二十一番 五十嵐重吉
- 二十二番 上田茂 二十三番 足立茂
- 二十七番 秀島虎男 二十八番 吉野盛行
- 三十二番 野口義男 三十三番 深井直一
- 三十四番 布施隆熊 三十五番 小川成一
- 三十六番 早瀬精一 四十一番 小林成一
- 四十二番 古田治四郎 四十六番 林一正
- 四十七番 福島榮之助 五十番 永瀬三吾
- 缺席議員(十九名)
- 一 番 手島喜兵衛 四 番 不破定和
- 六 番 後藤祿郎 十 番 河村二四郎

- 十四番 中山準夫 十七番 志村正三
- 二十番 竹内象藏 二十四番 鹽谷信治
- 二十五番 山田榮治 二十六番 鶴飼新一郎
- 二十九番 金山作次郎 三十番 貞森利一
- 三十一番 武内進三 三十七番 河野九郎
- 三十八番 池上章平 四十番 石田芳雄
- 四十三番 小澤昇 四十四番 吉植庄司
- 四十五番 岡本久雄
- 缺席議員(三名)
- 三十九番 四十八番
- 四十九番

午後七時二十五分開會  
 白井民團長 宮家助役 上原會計主任  
 以下吏員五十五名

○議長(足立茂君) それでは只今から開會致します、只今の出席議員数は二十六名でありまして定数に達して居りますからこれより議事に入りたいと思ひます、唯今追加議案の提出がございましたから御手許に廻はしてございませうが「教育臨時費借入に關する件一、昭和十六年度教育臨時費の不足額に充當する目的を以て貳百萬圓以内の借入を爲すこと、但し借入金金の借入先利率及償還の方法に付ては更に臨時民會に附議の上決定するものとす」を上げ致します、どうぞ日程第六十二、議案第七十號 教育臨時費借入ニ關スル件

○民團長(白井忠三君) 本案は私共の方の手落で豫算案の御審議に入る前に提案致すべき管でありましたが、前後致しましたことを御諒承を御願ひ致します、さういつた手違ひの起りました原因は實は目下上京中の山田參事會員に此二百萬圓の借入に就て大藏省の方へ一應下相談をして戴くことになつて居りましたから御返事が参りましたから提案しやうと思つて居りましたが、約束になつて居りましたから御返事が参りましたから提案しやうと思つて居りましたが、到頭前後致しまして豫算案後に提案致すことになりましたことを重ねて御詫び申し上げます、要するに教育費の臨時費の不足を生じました額だけ借入金に依て支辦したいといふのであります、但し借入金金の、借入先利率償還方法等も今申したやうな事情で決定致して居りませんのでこれは勿論をれ、下交渉が済みましたら條件を付して更めて臨時民會に御諮りますが、茲に二百萬圓の借入をするといふことだけ御決議を御願ひ致したい次第であります

○議長(足立茂君) 只今の説明に對して何か御質問ございますか  
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
 ○議長(足立茂君) 皆さん御異議ないと認めますから本案は議事を省略しまして此儘可決致したいと思ひますが、御異議ないですか  
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)





(282)

大體雑費と消耗費の總計が經常と特別會計のみだけで約五十萬圓あります、これは小さい金額で各項目の中に含んで居るので余り目立ちませんが、非常に合して見ると外の病院關係のものを合せて見ると相當大きな金額になると思ふから將來此消耗費雜費といふやうな點に就て當局の深甚なる御考慮を願つて一厘一錢も無駄に使はれぬといふ方針で以て益々節約を願ひと思ひます御存知の通り我々の遊興費の増額とか或は觀覽課金、それがこゝろに於て益々節約を願ひと思ひます、どうか此點を一つ充分民國當局に於て御研究の上にも御研究を重ねられまして、例へば學校にしても雜費消耗費を要求して居るところの品は殆ど同一であります、石炭代を除けば、印刷代とか、炭とかお茶とかいふやうなものばかりが消耗費として或は雜費として賅つて居るのであります、これの仕入共同仕入れといふやうなものを現在御やりになつて居るさうですが尙其機構をば能く御研究になつて出来るだけ節約を願ひたいと思ひます

次に白井さんの先程も仰せられたやうに此教育費の膨脹の爲に民國財政が益々逼迫して來て色々な課税もしなければならぬ、又借入金もしなければならぬ、團債も起さなければならぬといふ際でありますから、今年度借金政策で二百萬圓の團債を借入れるといふことは已むを得ない次第であると思ひます、併しながら我々民國を存負つて立つて行く日本人としては何時迄も借金政策を以て財政の根本とするのは非常に危険であるといふことは、既に議員諸君の間に於ても論じ盡されたところであり、それで此點に於ても將來借金出来るから借金をすると

(281)

て經常臨時合計の本年度豫算額は自然それ等の爲め六百五十四萬六千九百九十圓と訂正される譯となつたのであります、尙一般會計の歳出經常部の第二十四款に於ける豫備費は右様の次第の爲に十四萬九千八百八十圓を十三萬四千三百五十五圓と訂正致されることになつたのであります、かくて本年度の歳計總豫算は千七百五十六萬七千八百八十八圓これを純歳計から申上げますと千二百九十萬二千八百八十一圓といふ總豫算額になりまして、大體以上のやうな経過の下に各委員非常に御熱心なる討論を續けられまして、茲に總豫算全部審議完了致された次第であります、大體以上の通りの経過でありまして其経緯に就きまして御報告申上げた次第であります

(拍手起る)

○議長(足立茂君) 只今審査委員長の御報告に依りまして審査委員会で決議された通り日程第四十八より、第六十一號に至る十四の歳出入豫算案は委員長報告通りに可決致したいと思ひますが、皆さんの御異議なければ委員長報告通りに可決致したいと思ひます

○二番(鹽谷辰造君) 私は民會議員諸君の熱誠なる審査の下に目出度大體の審査を終つたことを非常に嬉しく思ふのであります、唯最後に一寸白井民國長首め民國各位に御希望を申上げて置きたいと思ひます、一寸一言申上げます、此豫算案を見ますと各項の雜費消耗費といふものが大變多く取られて居ります、丁度經常部の雜費だけが、十九萬七千圓ばかりあります、消耗品費が十九萬七千圓雜費二萬九千圓、特別會計の學校關係だけ二十二萬一千圓と、それから雜費消耗費が二萬九千圓、特別會計の學校だけ二十二萬一千圓と、それから雜費が六萬八千圓、消耗費は大體石炭が多いやうでありますから、これは節約が出来ぬか出来ないか知れませんが

(284)

既に世界の政治的情勢、經濟的情勢が刻々に變化して我が日本政府としても出来るならば北支にも中支にも南支にも日本人の至るところに教育機關を設備してやりたいといふ心持が勿論あるに違ひない、併しながら國家存亡の此時に於てさういふ小さいことに構つて居られないことを我々は豫想しなければならぬ、であるからして國庫の補助といふやうなことは餘り期待をせず、我々我々で出来るだけやれる、やれない際には止むを得ないから借金をするといふ精神を以て其借金を出来るだけ小さい範圍に於て所謂健全財政を以て將來の經濟政策を立てられることを切に希望する次第であります、一寸終りに臨みまして色々御配慮に預り雜費其他の節約の點は小さい零碎な税金を取立て、さうして一方に於て「そ／＼」と使ふといふ氣分は非常に我々として一般市民に對して何だか済まぬやうな氣も致しますから誠に失禮ながら一寸其言を呈して將來の善處を御願ひ致す次第であります、終り(拍手)

○十五番(佐瀬常盛君) 一寸時間を借ります、私は天津在留の日が淺うございましてので私自身の認識としては深いものがありますが、若の間聞きますとここに依りますと民國は人の多くして何をして居るかといふ惡評を能く耳にするのであります、私自身は能く知りませんが、居留民から屢々それを聞かされて民國議員はしつかりやれといふことを慚れたのであります、我々は昨日と今日と長時間二日に亘りまして民國の新聞録の豫算を審議しまして、これに可決を與へたものでございまして、豫算に幾らありまして能率の上るものでない、最後は人が如何に熱意を以てやつて行くかといふことに歸するのではないかと思ひます、又容問かくいふことが民國吏員は待遇が安いから、それで充分に効果を上らないだらう、これは甚だ民國吏員諸君を前

(283)

い白井さんの御考を少しく御訂正願つて出来るだけ民國の基金に於て健全なる財政策を行つて五箇年、六箇年の將來先に計畫を立てて此機會に御樹てにやらんことを切望して已まない次第であります(「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あり) それから民國長は從來増税の際に諸々と各地の例を引いて天津の税率が決して高くないから尙増税の餘地あるといふことの根據を我々に示されて其點に於ては我々も天津の税金が決して高いものであると存じません、我々は出来るだけ負擔しなければならぬ、尙一層負擔する覺悟はございしますが、大體最近の經濟情勢は一般中小工業者が非常に逼迫して居ります、金融的にも亦商品の賣れ方にも非常に困つて居る店が多々あるのであります、一番景氣の好い所謂製鐵工業の方に於て増収を上げて居るかも知れませんが最近の經濟状態は益々逼迫して要するに緊張といふやうな時期であります、此時期に當つて無制限に増大する教育費を無限に増収して賄つて行くといふことは勿論困難であります、其處の緩急宜しきを得て出来るだけ租界内の在留日本人で存負ひ切れるやうな豫算を以て次の民會に臨んで載きたいといふことを切望しますそれから教育費に就て國庫補助といふことをば民國として大分當にして居られるやうであります、日本の國民の義務教育を國家が保障されることは當然であります、併しながら色々當局者の御意見を伺へば海外に居るものは日本の税金を負擔して居らぬからそれに対する補助はやれないといふやうな御話も再三承りました、併しながら人口の増加と共に此教育費の膨脹は又已むを得ない點であります、徒に國家の補助のみを當にして國家に維持くといふ氣持はどうしても日本の國家としては今迄ないところの危機に迫つて居る際に餘りに國庫に對して要求し又期待するといふことは將來考ふべきでないかと思ひます

(285)

に置いて民團吏員には失禮ないひ分でありましてが率直にいへば此二つ批評が術にあることを申上げて置きます、そこで昨日今日に亘りまして審議して可決しました豫算の款項目に於きまして俸給其他の手當住宅手當効加俸といつたやうなものがそれ／＼の款項目に分れて居ります、爲にざつと服を通したくけで頭に入りません、事務當局に御聞き申しますと學校經費を除く以外のもが百十八萬圓計上されて居りまして、其以外が宿舎手當でありまして、それが四百三十萬圓の豫算になつて居るそれは分りましたが二百何圓になつて其外に民團長以下三役の年功加俸が載せてございましてこれが高いか安いかわいふことは私直に批評は致しません、天津の他の商社民間に比較しまして安いから能率が上らぬといふ氣分がございまして見れば今度の豫算で七十萬圓の増加を豫算して居るやうですがさういふことを止めてさうした豫算といふことを取らずに若しそんな實例がありとしますればどうか今の人間の精神力を昂揚して能率を上げて戴く、我々民間に於ても時に經濟難に際會して日夜努力致して居ります、どうか吏員諸君に於かれましても今日の非常時を飽迄も精神の昂揚に依りまして經濟的難關を共に乗切つて行くといふことに精進され民團長以下首腦部に於かれましても豫算があるから人を連れて来て廣くば撤かといふへば其人員を極力切詰めて若しも民團の吏員の待遇といふものに於て遇せられないといふ點がありとすれば其方のものを持て来てこれに當つて兎に角世間の噂のあることのないやうに専ら精神力の昂揚に依りて能率を上げて行くといふやうな方面に御留意を願ひたいと思ひます、甚だ愚見ではございしますが、最後に當りまして一應此點を豫算の實行に當りまして御留意願ひ度發言さして戴きました(拍手)

(286)

○十八番(横山金吾君) 私は歳計總額千七百五十萬圓純歳計約千三百萬圓に垂んとする迄大なる而も當天津民團としてはレコードの豫算が審議に當りまして審査委員各位が二日間亘つて而も長時間熱心に審議されました我々只今委員長の報告を聞きながら委員長及審査委員の方又事前の審議に當りました併し審査委員の審議の結果は私に己むを得ないものとして、これを委員長に報告して賛成致したいと思ひます、併し只今藤谷さん佐瀬さんの仰しやうなことも同様な意味だと思ひます、特に委員長報告の中に於て申されまうやうに其豫算の實行に當ては其大なる金は天津の居留民が己むを得ないものとして相當に大きな負擔をして居るといふことを充分注意して戴いてこれは豫算を取つたら決して自分のものになつたのではない、自分のものになつたのだからこれは使ふ方の權利が出来たといふでなく、自分の金を出す自分の金を使ふ氣で一厘の金たりとも充分に注意して其使途の方法等に就ては從來以上に注意して戴いて出来るだけ節約して、所謂只今議員の方の仰しやうな少しの金でも残す、此我々が審査委員の意のあつたところの結果に於て現はして行くといふことに注意を拂つて此豫算を實行されんことを私は希望致します(拍手)

○議長(足立茂君) 其他御意見ございませんでしたらば委員長の報告通りに可決致したいと思ひます、如何ですか

○議長(足立茂君) それでは委員長報告通り可決確定致します

(287)

○十三番(木下秀良君) 一寸希望を申し上げたいのでありますが先般議案第三十四號名譽職員費用辦條例案は不幸に致しまして審議未了の儘廢案となりました、併し實は私もこれに反對した一人でありまして、其後參事會諸君の二三の諸君から其事情及びこれを御出しなつた理由を御聞きまして成程これはむげに反對すべきものでなかつたのでないか、唯御承知の如く非常なものでなくとも大なる豫算を借金までして居るのに何等民會議員が勝手に六百圓も旅費を取る何といふ非常に反對があつたので我々も實は反對をした譯であります、併し其理由を色々細かく伺つて見ますと、これは金額の問題でない、其辦條例案といふものを存置して置くといふことは非常に必要なことではないか、唯民會議員に幾ら寄越せ、民會議長に幾ら寄越せといふ唯金額だけを以て我々が終始したといふことは少し輕率であつたのでないかといふ考があります、二三反對を仰しやうな議員の中にも御話を聞いて見ますと大分現在では頭が變つて御居るやうであります、願くば今次民會に於ては廢案になりました、願くば次の臨時民會前に懇談會でしたが、懇談會があつたさうですが私はそれに出なかつたのであります、それに出た方はこれが居なかつたといふ話でさういふやうな多少誤解を招く、又問題になるやうな案は、これは民團當局としては懇談會に是非出されて豫め諒解を得るといふことが懇談會の唯一の目的でないかと思ひます、此際に出されなかつたさうであります、さういふやうな懸念もあつたものですから一應懇談會に出して能く議員の諒解を得て、さうして本會議に御出

(288)

しになつたらこんなやうな問題はなかつたのでないかと思ひます、此點民團當局の方に御注意申上げて、さらに又これを次の臨時民會に參事會と御相談爲すつて出されんことを希望として申上げて置きます

○議長(足立茂君) これを以ちまして本居留民會に提出されました議案は全部議了したことに成ります、只今議長係から會期中の成績を報告します

○本下會議書記 第三十四次居留民會通常會の成績を御報告申し上げます

會期 昭和十六年三月二十七日ヨリ 同年三月三十日迄四日間

會議 本會議 四回 審査委員會 二回

附議事項 六十二件 内追加議案 一件を含む

附議事項の内 報告 三件

議案五十九議案 内議を申上げますと

承認 十六件 原案可決 四十一件修正

可決 一件 否決 一件であります決議の内容に就ては省略して戴きます

○議長(足立茂君) 閉會に當りまして一言御挨拶申上げたいと思ひます此席より甚だ失禮でございますが、監督官の方々に對して御禮を申上げます、監督官に於かれましては特に公務御多忙の折柄にも拘りませず連日連夜時には深夜に至るまで御臨席下さいまして適切な御指導を戴き無事會期を終ることを得ましたことを誠に有難く存じます、茲に厚く監督官廳の方に御禮

(289)

を申し上げます、議員各位に於かれてもそれ／＼御自身の御多忙なる御用務を有つて居られ  
ますが、會期中勵精致しまして連日連夜文字通り御勉強下さいまして特に尤大なる豫算の審  
議に當りましては慎重に御討議を載せまして和衷協同の御精神を發揮されまして會期中を御過  
し下さいました其御勞苦に對しまして甚だ此壇上より失禮であります感謝の意を表したいと  
思ひます、民團長に於かれては當天津が北支に於ける經濟中心地區である、事變以來急激  
なる發達を來しまして人口の増加に伴はない其他の情勢の變化に従ひまして色々多數新しき施  
設を要し將來益々多きを要することでありまして其多くの費用を如何にするかといふことに就  
て當局の方々と致しましては充分に非常な慎重に苦心して尤大なる豫算を御作成になりまし  
て、其豫算の作成審議に當りましては参事會の方々の御協賛の御勞苦も誠に多大でありまし  
て民團長首め當局の方々の参事會の方々の御苦心に對して又茲に感謝致す次第であります、一  
千二百七十餘萬圓といふ尤大なる豫算は茲に殆どしたる修正もなく通過致しましたことは明  
民團當局に對する民會の信認の表示でありますから民團長に於かれては此信認に對し誠  
心誠意事を御運び下さいまして、我々議員の信認を虚うすることないやうに特に御願ひする次  
第であります

(290)

願ひ申す次第であります、終りに望みまして不肖甚だ不馴れでありまして此議長席を汚しまし  
て幸ひに大した過誤もなく無事會期を終りましたことは特に皆様方議員各位の御協力御援助の  
賜物と存じます此席より厚く御禮申し上げます、數日に亘り御勉強下さいましたことに對して  
重ねて御禮申し上げます(拍手)終りに監督官より閉會の辭を御願ひします

○藤井領事(登壇) 今回の通常民會は四日間亘つて充分な検討と熱心なる審議を遂げられて  
頗る多數に上りました議案と未だ嘗て見なかつた尤大なる豫算案を殆ど全部といつて良ひまで  
にこれを可決しました、今將に此民會は閉會を告げんと致して居りますことは當地民團行政  
の爲めに誠に同慶に堪へないところでありまして、其間に於ける議員各位の勞を多し敬意を  
表す次第であります、殊に足立議長、龜澤副議長が終始議事進行に當つて公平周到に取計は  
れましたことと民團當局が多數の議案の調整並に稀に見る此尤大なる豫算の編成並に説明に當ら  
れましたことに對しては深甚なる謝意を表するものであります、どうか各位に於かれては北  
支經濟の基地として利用され又目下遞増しつゝある在留同胞の福祉増進並に發展の爲に此上  
とも盡力せられて以て其附託に應へられんことを切望するものであります、以上を以ちまして  
閉會の辭と致します

(拍手 起る)

○議長(足立茂君) 民團長の御挨拶がございます  
○民團長(白井忠三君) 私一言御禮の御挨拶を申し上げます、只今議長より又監督官より仰せら  
れました如くに多數の案件と又民團記録の未曾有の尤大豫算が僅かの修正の外殆ど全案件の御

(291)

協賛を得ましたことに就きましては、私首め吏員一同議長の只今仰せられました如く厚き御信  
任を戴いて居りますこと、考へます、衷心から御禮を申し上げます、只今鹽谷議員、佐瀬議員並  
に横山議員が豫算案の議事の終了に際しまして給はりましたところの御注意に對しましては衷  
心より御禮を申し上げますと共に其御希望御訓辭に對しましては全力を擧げて其御期待に添うべく  
努力致す覚悟でございます、我々の一同が十二分に努力致しましても淺學非才の多數の者ども  
の居ります點所謂題目八目を以て御覽下さいませれば色々と御注意下さるべき點も多々あると  
存じます、どうぞこれは居留民の爲のことでありまして、今後とも御遠慮なく御鞭撻御指導  
を戴きまして六萬居留民の期待に副ふことの出来ますやう御指導の程を此機會に御願ひ致しま  
す、正副議長の講場の御整理又議員各位の御熱心なる御討議これに對しましては、民團當局と  
して深く敬意と謝意を表する次第であります、簡單ではありまするがこれを以て御挨拶と致し  
ます

(拍手 起る)

○議長(足立茂君) それではこれを以て閉會致します  
午後八時十八分閉會

(292)

昭和十六年第三十四次居留民會通常會議事速記録附録

昭和十六年第三十四次居留民會通常會議に於て議決したる諸事項及昭和十四年度決算報告書並に昭  
和十六年度居留民團歳入出豫算左の如し

(一) 天津居留民團會計検査報告

- 一、検査セシ年月日
  - 昭和十五年六月五日、同六日
  - 昭和十五年八月一日、同三日、同十五日
  - 昭和十五年十月二十九日、同十一月二十八日
  - 昭和十六年三月十九日、同二十日
- 一、検査セシ期間
  - 昭和十四年度 自昭和十五年二月一日至同年六月三十日
  - 昭和十五年年度 自昭和十五年四月一日至同年十二月三十一日
- 一、検査事項
  - 各會計帳簿並證書
  - 備品、在庫品現在高

右検査致候處違法違算ノ出納無之候間居留民団法施行規則第九十七條ニ依リ及報告候也  
昭和十六年三月二十日

天津居留民団  
會計検査委員 伊東 武喜  
全 早瀬 精一  
全 手島 喜兵衛  
天津居留民団議長 足立 茂殿

(二) 參事會代議決事項報告ノ件

(天津春日日本尋常高等小學校設立ノ件)

昭和十六年度ニ於テ河北地區ニ天津春日日本尋常高等小學校ヲ設立ノ件ハ急務ヲ要シタルヲ以テ居留民団法施行規則第五十四條第二項第一號ノ規定ニ基キ參事會ハ昭和十六年三月十八日領事ノ命令ニ依リ居留民會ニ代リ之ヲ議決シタルヲ仍テ報告ス

(三) 昭和十四年度居留民団歳入出決算

歳入 一、壹百九拾八萬七千四百參拾圓四拾貳錢也  
經常部 決算 高

(294)

(293)

一、貳百四拾七萬五千五百五拾六圓零參錢也  
臨時部 決算 高  
合計 四百四拾五萬七千九百八拾六圓四拾五錢也

(四) 昭和十四年度特別會計御下賜金記念事業費歳入出決算

歳入 一、參萬圓也  
計 參萬圓也  
決算 高

歳出 一、參萬圓也  
計 參萬圓也  
決算 高

(決算表省略)

(四) 昭和十四年度特別會計御下賜金記念事業費歳入出決算

歳入 一、參萬圓也  
計 參萬圓也  
決算 高

歳出 一、參萬圓也  
計 參萬圓也  
決算 高

(296)

(295)

歳入出差引殘金參萬圓也  
翌年度繰越金

(五) 昭和十四年度特別會計開院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費歳入出決算

歳入 一、壹千圓也  
計 壹千圓也  
決算 高

歳出 一、壹千圓也  
計 壹千圓也  
決算 高

(六) 昭和十四年度特別會計故田代將軍記念事業費歳入出決算

歳入 一、七千七圓六拾貳錢也  
計 七千七圓六拾貳錢也  
決算 高

歳入出差引殘金壹千圓也  
翌年度繰越金

(七) 昭和十四年度特別會計退職給與基金歳入出決算

歳入 一、九萬八千七百五拾四圓也  
計 九萬八千七百五拾四圓也  
決算 高

歳入出差引殘金七千七圓六拾貳錢也  
翌年度繰越金

歳入 一、七千七圓六拾貳錢也  
計 七千七圓六拾貳錢也  
決算 高

(八) 昭和十四年度特別會計電氣事業費歳入出決算

歳入 一、七萬九千六百參圓四拾壹錢也  
計 七萬九千六百參圓四拾壹錢也  
決算 高

歳入出差引殘金壹萬九千壹百五拾圓五拾九錢也  
翌年度繰越金

(決算表省略)

(八) 昭和十四年度特別會計電氣事業費歳入出決算

歳入 一、七萬九千六百參圓四拾壹錢也  
計 七萬九千六百參圓四拾壹錢也  
決算 高

歳入出差引殘金壹萬九千壹百五拾圓五拾九錢也  
翌年度繰越金



(301)

一、七千參百五拾八圓九拾貳錢也	入	決	算	高
計 七千參百五拾八圓九拾貳錢也				
一、五千參百四拾壹圓七錢也	出	決	算	高
計 五千參百四拾壹圓七錢也				
歲入出差引殘金貳千拾七圓八拾五錢也			積立金繰入金	
(決算表省略)				
(一七六) 昭和十四年度特別會計業務復興資金歲入出決算				
一、四百七拾五圓也	入	決	算	高
計 四百七拾五圓也				
一、四百七拾五圓也	出	決	算	高
計 四百七拾五圓也				
歲入出差引殘金ナシ				
(決算表省略)				

(302)

(一七) 昭和十四年特別會計水害復舊費歲入出決算				
一、壹百壹萬六千五百五拾八圓四拾四錢也	入	決	算	高
計 壹百壹萬六千五百五拾八圓四拾四錢也				
一、壹百壹萬六千五百五拾八圓四拾四錢也	出	決	算	高
計 壹百壹萬六千五百五拾八圓四拾四錢也				
歲入出差引殘金ナシ				
(決算表省略)				
(一七八) 昭和十四年特別會計水害復舊費歲入出決算				
一、七拾參萬七千五百八拾五圓貳拾貳錢也	入	決	算	高
計 七拾參萬七千五百八拾五圓貳拾貳錢也				
一、七拾參萬七千五百八拾五圓貳拾貳錢也	出	決	算	高
計 七拾參萬七千五百八拾五圓貳拾貳錢也				
歲入出差引殘金ナシ				

(303)

(一九) 酒造課金條例	(決算表省略)
一、酒造課金條例ヲ左ノ如ク定ム	
第一章 總 則	
第一條 本國地區内ニ於テ酒類ノ製造ヲ爲ス帝國臣民及帝國法人ニハ本條例ニ依リ酒造課金ヲ賦課ス	
第二條 本條例ニ於テ酒類トハ酒精分(容量百分比)一度以上ノ飲料ヲ謂フ	
第三條 酒類ヲ分テテ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、果實酒及雜酒トス	
第四條 本條例ニ於テ清酒トハ米、米麴及水ヲ原料トシテ釀成シメテ之ヲ濾過シタルモノヲ謂フ、但シ特殊ノ釀造方法又ハ右ニ規定スルモノ以外ノ原料ヲ附加シ製造スルモノニ付テハ居留民團長ニ於テ之ヲ清酒ト認メタルトキ本條例ヲ適用ス	
第五條 本條例ニ於テ合成清酒トハ酒精、燒酎又ハ清酒ト他ノ物品トヲ混和シテ製造シタル酒類ニシテ香味色澤其ノ他ノ性状カ清酒ニ類似スルモノヲ謂フ	
第六條 本條例ニ於テ濁酒トハ米、麴及水ヲ原料トシテ釀成シメテ之ヲ濾過セサルモノヲ謂フ	
第七條 本條例ニ於テ白酒トハ米又ハ麴ト清酒、濁酒、味淋、燒酎、酒精又ハ水ヲ混和シテ濾過シタルモノヲ謂フ	

(304)

第八條 本條例ニ於テ味淋トハ米及麴ト燒酎、酒精、味淋粕ヲ混和シテ濾過シタルモノヲ謂フ
第九條 本條例ニ於テ燒酎トハ清酒、合成清酒、清酒、濁酒、白酒、味淋、味淋粕トシタルモノ及澱粉質含有物又ハ糖分含有物ト水ヲ原料トシテ釀成シメタルモノヲ蒸溜シタルモノヲ謂フ
第十條 本條例ニ於テ麥酒トハ麥芽、ホップ及水ヲ原料トシテ釀成シメタルモノヲ謂フ、但シ右ニ規定スルモノ以外ノ原料ヲ附加シ製造スルモノニ付テハ居留民團長ニ於テ之ヲ麥酒ト認メタルトキ本條例ヲ適用ス
第十一條 本條例ニ於テ果實酒トハ果實ヲ原料トシテ釀成シメタルモノヲ謂フ、但シ右ニ規定スルモノ以外ノ原料ヲ附加シ製造スルモノニ付テハ居留民團長ニ於テ之ヲ果實酒ト認メタルトキ本條例ヲ適用ス
第十二條 本條例ニ於テ雜酒トハ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、果實酒、以外ノ酒類ヲ謂フ
第十三條 監督官廳ヨリ酒類製造ノ許可ヲ受ケタル者ハ酒類ノ種類、製造法、製造ノ能力、製造場、設備ノ概要其ノ他必要事項ヲ記載シタル申告書ヲ一週間内ニ居留民團長ニ提出ス(シ)
第二章 製造ノ申告
第十四條 酒類製造者製造場ヲ移轉セントストキハ一週間前ニ其ノ旨居留民團長ニ申告ス

(306)

酒類製造者製造ヲ廢止シタルトキ又ハ製造許可ヲ取消サレタルトキハ一週内ニ申告スヘシ經營ヲ讓受ケタルトキ讓受人ハ讓渡人ト連署シテ一週内ニ申告スヘシ

第十五條 酒類製造者ハ毎年四月一日迄ニ其ノ製造場毎ニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ居留民團長ニ提出スヘシ

一、清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎ニ付テハ前年十月一日ヨリ九月三十日迄ノ製造見込石數及製造能力其ノ他必要事項

二、合成清酒、果實酒、麥酒、雜酒ニ付テハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ製造見込石數及製造能力其ノ他必要事項

第三章 課金ノ賦課徴收

第十六條 各酒類ニ課スヘキ課金ノ賦課率左ノ如シ

一、清酒、白酒及味淋 一石ニ付 三十圓

二、合成清酒 同 三十一圓

三、濁酒 同 十九圓

四、燒酎 一石ニ付 四十二圓

五、麥酒 同 二十五圓

六、果實酒 同 十一圓

七、雜酒 同 三十四圓

雜酒ノ酒精分カ二十度ヲ超ユルトキハ二十度ヲ超ユル一圓五十錢ヲ加フ

第十七條 本課金ハ製造場ヨリ移出シタル酒類ノ石數ニ應ジ製造者ヨリ徴收ス

第十八條 酒類カ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ製造場ヨリ移出サレタルモノト看做ス

一、製造場ニ於テ飲用セラレタルトキ

二、酒類製造ヲ休止シ又ハ製造ノ許可ヲ取消サレタル場合ニ於テ製造場ニ現存スルトキ

三、製造場ニ現存スルモノノ公賣若クハ競賣セラレタルトキ又ハ破産ノ手續ニ於テ換價セラレタルトキ

第十九條 酒類製造者ハ毎月製造場ヨリ移出シタル酒類毎ニ石數ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ居留民團長ニ提出スヘシ、但シ前條第二號及第三號ニ該當スル場合ニ於テハ直チニ申告書ヲ提出スヘシ申告書ノ提出ナキトキ又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ居留民團長ハ移出ノ石數ヲ決定ス

第二十條 酒類製造者ニシテ居留民團長ノ承認ヲ受ケ本民團地區内ノ他ノ製造場ニ移出シタル酒類ニ付テハ本課金ハ之ヲ賦課セス

此ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ承認ヲ受ケタル酒類ヲ移入シタル營業者ハ遲滞ナク其ノ旨居留民團長ニ申告スヘシ

第二十一條 本課金ハ毎月分ヲ翌月二十五日迄ニ納入スヘシ、但シ第十八條第二號及第三號ノ

(305)

場合ニ於テハ直チニ當該課金ヲ徴收ス

第二十二條 居留民團長必要アリト認メタルトキハ本課金ハ之ヲ免除シ又ハ減額スルコトヲ得

第四章 雜則

第二十三條 酒類製造者ハ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルトキハ其ノ都度種類數量、價格並移出先ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第二十四條 居留民團長ハ検査章ヲ携帶セル居留民團吏員ヲシテ隨時酒類製造者ニ對シ質問ヲ爲サシメ又ハ左ニ掲クル物件ニ付検査ヲ爲サシムルコトヲ得

一、製造者ノ所持スル酒類、酒母、醪又ハ麴

二、酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯藏及販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類

三、酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯藏又ハ製造販賣上必要ナル機械器具、容器、諸原料

料其ノ他ノ物件

第二十五條 居留民團長ハ検査章ヲ携帶セル居留民團吏員ヲシテ隨時運輸中ノ酒類、酒母、醪又ハ麴ヲ検査シ又其ノ出所若クハ到達先ヲ質問セシメ其ノ他酒類製造者ノ取引先ニ對シ其ノ販賣責任ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿ヲ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十六條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ通脱シ又ハ通脱セントシタルトキハ通脱シ又ハ通脱セントシタル課金ノ外其ノ二倍ニ相發スル過意金ヲ徴收ス

附則

本條例ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(308)

本條例第十五條ノ申告期日ハ昭和十六年度ニ限リ六月五日トス

(二〇) 觀覽課金 條 例

一、觀覽課金條例ヲ左ノ如ク定ム

第一條 本民團地區内ニ於テ帝國臣民又ハ帝國法人ノ經營スル興行場ニ入場スル者ニ觀覽課金ヲ賦課ス

天津日本專管居留地内ニ於テ外國人又ハ外國法人ノ經營スル興行場ニ入場スル者ニ付亦同シ

本條例ニ規定スル興行場トハ常時又ハ臨時ニ演劇、映畫、演藝、相撲、拳闘其ノ他ヲ催シ料金ヲ徴收シテ公衆ヲ入場セムル場所ヲ謂フ

第二條 本課金ノ賦課率左ノ如シ但シ入場料一人一回二十錢ニ滿タサル場合ニハ本課金ハ之ヲ賦課セス

入場料一人一回	五拾錢迄	五錢
同	一圓迄	十錢
同	一圓五十錢迄	二十錢
同	二圓迄	三十錢
同	三圓迄	五十錢
同	三圓以上	百分ノ二十

(307)

場合ニ於テハ直チニ當該課金ヲ徴收ス

第二十二條 居留民團長必要アリト認メタルトキハ本課金ハ之ヲ免除シ又ハ減額スルコトヲ得

第四章 雜則

第二十三條 酒類製造者ハ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルトキハ其ノ都度種類數量、價格並移出先ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第二十四條 居留民團長ハ検査章ヲ携帶セル居留民團吏員ヲシテ隨時酒類製造者ニ對シ質問ヲ爲サシメ又ハ左ニ掲クル物件ニ付検査ヲ爲サシムルコトヲ得

一、製造者ノ所持スル酒類、酒母、醪又ハ麴

二、酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯藏及販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類

三、酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯藏又ハ製造販賣上必要ナル機械器具、容器、諸原料

料其ノ他ノ物件

第二十五條 居留民團長ハ検査章ヲ携帶セル居留民團吏員ヲシテ隨時運輸中ノ酒類、酒母、醪又ハ麴ヲ検査シ又其ノ出所若クハ到達先ヲ質問セシメ其ノ他酒類製造者ノ取引先ニ對シ其ノ販賣責任ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿ヲ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十六條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ通脱シ又ハ通脱セントシタルトキハ通脱シ又ハ通脱セントシタル課金ノ外其ノ二倍ニ相發スル過意金ヲ徴收ス

附則

本條例ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(309)

- 回数、定期又は貸切ニテ入場ノ契約ヲ爲シタルトキ契約料金ノ百分ノ十五
- 第三條 興行又ハ催物ノ經營者ハ開催三日前途ニ左ノ事項ヲ居留民團長ニ申告スヘシ
  - 一、經營者ノ住所及氏名又ハ商號
  - 二、興行又ハ催物ノ種類
  - 三、開催期間
  - 四、各等級別観客定員及等級別入場料
  - 五、興行又ハ催物ノ場所
  - 六、入場券發賣ノ方法
- 既ニ申告シタル事項ニ付異動ヲ生シタルトキハ直チニ居留民團長ニ申告スヘシ
- 第四條 興行ノ經營者又ハ催物ノ主催者方其ノ入場料又ハ収益ノ總額ヲ公益事業ニ對スル寄附、軍人軍屬及其ノ遺家族ノ慰問、國防金品ノ繳納ニ充ツルヲ目的トスル場合ニ於テハ本課金ハ之ヲ免除ス
- 第五條 前條ノ規定スル収益ノ總額ハ入場料總額ヨリ直接必要ナル經費ヲ控除シタル金額トス
- 第六條 前條ノ免除ヲ受ケントスル者ハ開催前日迄ニ左ノ事項ヲ具シ居留民團ニ申請シ其ノ承認ヲ受ケヘシ
  - 一、開催期間
  - 二、入場料又ハ収益ノ總額ヲ支出スヘキ事業又ハ目的
  - 三、入場料及收入支出ノ概算書

(310)

- 四、申請人ノ住所氏名又ハ商號
- 第六條 居留民團長必要アリト認メタルトキハ本課金ハ之ヲ免除スルコトヲ得
- 第七條 本課金ノ徵收ニ關シテハ入場料ヲ受領スル者ヲ以テ徵收義務者トス
- 徵收義務者ニハ徵收手續時トシテ期限内ニ納付シタル課金額ノ百分ノ二ヲ交付ス
- 第八條 徵收義務者ハ常時ニ開設スルモノニアリテハ前月分ヲ毎月五日迄ニ臨時ニ開設スルモノニアリテハ其ノ興行又ハ催物終了後直チニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ居留民團長ニ提出スヘシ
  - 一、等級別入場人員
  - 二、等級別入場金額及課金額
  - 三、開催場所
  - 四、開催期間
  - 五、興行又ハ催物ノ種類
  - 六、入場券發賣ノ方法
  - 七、興行又ハ催物ノ場所
  - 八、興行ノ經營者又ハ催物ノ主催者方其ノ入場料又ハ収益ノ總額ヲ公益事業ニ對スル寄附、軍人軍屬及其ノ遺家族ノ慰問、國防金品ノ繳納ニ充ツルヲ目的トスル場合ニ於テハ本課金ハ之ヲ免除ス
  - 九、前條ノ規定スル収益ノ總額ハ入場料總額ヨリ直接必要ナル經費ヲ控除シタル金額トス
  - 十、前條ノ免除ヲ受ケントスル者ハ開催前日迄ニ左ノ事項ヲ具シ居留民團ニ申請シ其ノ承認ヲ受ケヘシ
- 第九條 徵收義務者ハ入場料領收ノ際本課金ヲ徵收シ翌月二十日迄ニ前月分ヲ民團庫ニ納付スヘシ但シ經營ヲ廢止シ又ハ休止シタルトキハ直チニ之ヲ納付スヘシ
- 臨時ニ開設スルモノニアリテハ興行又ハ催物期間中毎日ノ興行又ハ催物終了後直チニ之ヲ納付スヘシ
- 第十條 徵收義務者ハ興行又ハ催物ニ關シテ毎日左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
  - 一、一人一回ノ等級別入場料

(311)

- 二、等級別入場人員
  - 三、等級別入場金額及觀覽課金額
  - 四、一日間ニ於ケル興行又ハ催物ノ回数及其ノ種目
  - 前項ノ事項ハ毎日入場明細書ニ記載ノ上居留民團長ニ提出スヘシ
  - 第十一條 徵收義務者虛偽ノ申告ヲ爲シ其ノ他本條例ニ規定スル義務ニ違背シタルトキハ第七條ニ規定セル手数料ハ之ヲ減額シ又ハ交付セザルコトヲ得
  - 第十二條 徵收義務者詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ通脱シ又ハ通脱セシメタルトキハ通脱シ又ハ通脱セシメタル課金ノ外其ノ二倍ニ相當スル過意金ヲ徵收ス
  - 第十三條 居留民團長ハ検査章ヲ携帶セル民團員自ラシテ臨時徵收義務者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類及入場人員等ニ付検査セシムルコトヲ得
- 附 則
- 本條例ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- (二) 取得課金條例中改正ノ件
- 一、取得課金條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
  - 二、第四條中第二項ヲ削除シ現第三項ヲ第二項トシテ左ノ通り改ム
  - 三、申告ヲ爲サル者又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタル者ノ取得額ハ課金調査委員會ノ認定ヲ經テ居留民團長共ノ取得額ヲ決定ス但シ工巡費徵收條例第一條第二項ノ適用ヲ妨ケス
  - 四、第五條及第六條トシテ左ノ二條ヲ設ケ現第五條、第六條ヲ第七條、第八條ト改ム
  - 第五條 期日內ニ申告ヲ爲シタル者ニ對シテハ居留民團長ニ於テ其ノ申告額ヲ相當ト認メタルトキハ一月三十一日現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十圓ノ金額ヲ其ノ取得額ヨリ控除ス但シ一ヶ年ノ取得額六千圓以上ナル者ニ對シテハ之ヲ適用セス
  - 第六條 前條ノ扶養家族トハ左ノ者ヲ謂フ
    - 一、配偶者及十八歳未満ニシテ第一親等ノ直系尊族
    - 二、六十歳以上ニシテ同居中ノ直系尊族
    - 三、同居中ノ家族ニシテ不具廢疾者
    - 四、前項第三號ニ規定スル不具廢疾者トハ心神喪失ノ狀況ニアル者、聾者、盲者、啞者其ノ他重大ナル個體ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ
  - 第九條 決定ノ告知ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認メタルトキハ決定ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ一ヶ月以内ニ其ノ事由ヲ具シテ居留民團長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ申告ヲ爲サス又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 第十二條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ通脱シ又ハ通脱セントシタルトキハ通脱シ又ハ通脱セントシタル課金ノ外其ノ二倍ニ相當スル過意金ヲ徵收ス

(312)

- 二、等級別入場人員
  - 三、等級別入場金額及觀覽課金額
  - 四、一日間ニ於ケル興行又ハ催物ノ回数及其ノ種目
  - 前項ノ事項ハ毎日入場明細書ニ記載ノ上居留民團長ニ提出スヘシ
  - 第十一條 徵收義務者虛偽ノ申告ヲ爲シ其ノ他本條例ニ規定スル義務ニ違背シタルトキハ第七條ニ規定セル手数料ハ之ヲ減額シ又ハ交付セザルコトヲ得
  - 第十二條 徵收義務者詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ通脱シ又ハ通脱セシメタルトキハ通脱シ又ハ通脱セシメタル課金ノ外其ノ二倍ニ相當スル過意金ヲ徵收ス
  - 第十三條 居留民團長ハ検査章ヲ携帶セル民團員自ラシテ臨時徵收義務者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類及入場人員等ニ付検査セシムルコトヲ得
- 附 則
- 本條例ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- (二) 取得課金條例中改正ノ件
- 一、取得課金條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
  - 二、第四條中第二項ヲ削除シ現第三項ヲ第二項トシテ左ノ通り改ム
  - 三、申告ヲ爲サル者又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタル者ノ取得額ハ課金調査委員會ノ認定ヲ經テ居留民團長共ノ取得額ヲ決定ス但シ工巡費徵收條例第一條第二項ノ適用ヲ妨ケス
  - 四、第五條及第六條トシテ左ノ二條ヲ設ケ現第五條、第六條ヲ第七條、第八條ト改ム
  - 第五條 期日內ニ申告ヲ爲シタル者ニ對シテハ居留民團長ニ於テ其ノ申告額ヲ相當ト認メタルトキハ一月三十一日現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十圓ノ金額ヲ其ノ取得額ヨリ控除ス但シ一ヶ年ノ取得額六千圓以上ナル者ニ對シテハ之ヲ適用セス
  - 第六條 前條ノ扶養家族トハ左ノ者ヲ謂フ
    - 一、配偶者及十八歳未満ニシテ第一親等ノ直系尊族
    - 二、六十歳以上ニシテ同居中ノ直系尊族
    - 三、同居中ノ家族ニシテ不具廢疾者
    - 四、前項第三號ニ規定スル不具廢疾者トハ心神喪失ノ狀況ニアル者、聾者、盲者、啞者其ノ他重大ナル個體ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ
  - 第九條 決定ノ告知ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認メタルトキハ決定ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ一ヶ月以内ニ其ノ事由ヲ具シテ居留民團長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ申告ヲ爲サス又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 第十二條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ通脱シ又ハ通脱セントシタルトキハ通脱シ又ハ通脱セントシタル課金ノ外其ノ二倍ニ相當スル過意金ヲ徵收ス



(112) 營業課金條例中改正ノ件

- 一、營業課金條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一、第一條中一項及第二項中「營業ヲ營ム」トアルヲ「營業又ハ營業ニ附帯スル業務ヲ營ム」ト改ム
- 二、第二條ノ等級中第五六級ノ次ニ左ノ一項目ヲ加フ  
以上一級ヲ増ス毎二千五百圓ヲ加フ
- 三、第四條第一項中「本課金等級」トアルヲ「本課金」ト改メ、  
同條第二項ヲ左ノ通り改ム  
申告ヲ爲サ、ル者又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルモノニ對スル課金ハ課金調査委員會ノ認定ヲ經テ居留民團長之ヲ決定ス但シ工巡費徵收條例第一條第二項ノ適用ヲ妨ケス
- 四、第七條トシテ左ノ一條ヲ設ケ現第七條ヲ第八條トス  
第七條 課金ノ決定告知ヲ受ケタルモノ其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認メタルトキハ決定ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ一ヶ月以内ニ其ノ事由ヲ具シテ居留民團長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ申告ヲ爲サス又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタルモノハ此限ニ在ラス
- 五、現第七條ヲ第八條トシテ左ノ通り改ム  
第八條 本課金ハ毎一年度ヲ左ノ三期ニ分チ毎期納入期日一週間前ニ納入告知書ヲ發シ之ヲ徵收ス

(814)

- 第一期 自七月 至七月三十一日限
- 第二期 自八月 至十一月一日限
- 第三期 自十二月 至翌年三月 一月三十一日限
- 六、現第八條ヲ第九條トシ第十條、第十一條、第十二條トシテ左ノ三條ヲ設ケ現第九條ヲ第十三條トス  
第十條 居留民團長ハ調査ニ必要アルトキハ検査ヲ携帶セル居留民團吏員ヲシテ臨時本課金負擔義務者又ハ負擔義務アリト認ムル者ニ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
- 第十一條 居留民團長ハ調査ニ必要アルトキハ検査ヲ携帶セル居留民團吏員ヲシテ臨時本課金負擔義務者又ハ負擔義務アリト認ムル者ニ金錢若クハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シハ負擔義務者若クハ負擔義務アリト認ムル者ヨリ金錢若クハ物品ノ支拂ヲ受ケル權利ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價格、支拂期日等ニ付質問ヲスルコトヲ得
- 第十二條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ逃脫シ又ハ逃脫セントシタルトキハ逃脫シ又ハ逃脫セントシタル課金ノ外其ノ二倍ニ相當スル過怠金ヲ徵收ス

(815)

- 一、第一條ヲ左ノ通り改ム  
第一條 料理店、旅館、貸座敷、カフェ、バー、飲食店、其ノ他類似ノ場所ニ於テ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ニ遊興飲食課金ヲ賦課ス
- 二、第二條ヲ左ノ通り改ム  
第二條 本課金ノ賦課率左ノ如シ  
一、日本藝妓、舞臺、附屬ニ付テハ花代ノ百分ノ三十  
二、酌婦其ノ他之ニ類スルモノニ付テハ花代ノ百分ノ二十  
三、飲食ニ付テハ代金ノ百分ノ十五  
前項ノ遊興飲食代金ハ花代、玉代、揚代、飲食料、席料、其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス前條ニ規定スル場所ノ經營者力遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ヨリ共ニ遊興又ハ飲食ニ付領收スヘキ金額ノ合計額ヲ謂フ  
旅館又ハ飲食店ニ於ケル飲食代金カ一人一回五圓未滿ニシテ花代ヲ伴ハサル場合ハ之ヲ賦課セス
- 三、第三條ヲ左ノ通り改ム  
第三條 本課金ノ徵收ニ關シテハ遊興飲食ヲ爲シタル者ヨリ直接其ノ代金ノ支拂ヲ受ケル者ヲ以テ徵收義務者トス  
徵收義務者ニハ徵收手數料トシテ期限內納付シタル課金額ノ百分ノ三ヲ交付ス

(816)

- 四、第四條中第二項トシテ左ノ一項ヲ追加シ  
徵收義務者ハ毎月ノ遊興飲食代金中其ノ月ニ於ケル未收額ヲ前項ノ申告ト同時ニ申告スヘシ
- 同條現第二項トシテ左ノ通り改ム  
申告ヲ爲ササルトキ又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ居留民團長ハ其ノ課金標準額ヲ決定ス
- 五、第五條中「毎月十五日迄」トアルヲ「毎月二十五日迄」ト改メ「本課金」トアルヲ「遊興飲食課金」ト改ム
- 六、第六條トシテ左ノ一條ヲ設ケ現第六條以下ヲ順次繰下ク  
第六條 徵收義務者ハ第四條第二項ニ依リ既ニ納付シタル課金ニ對スル遊興飲食代金ニシテ領收スルコト能ハサルニ至リタルモノニ付テハ其ノ事由ヲ具シ當該課金ノ免除ヲ居留民團長ニ申請スルコトヲ得  
居留民團長前項ノ申請ヲ正當ナリト認メタルトキハ當該課金ヲ免除ス
- 七、現第六條ヲ第七條トシテ左ノ通り改ム  
第七條 徵收義務者ハ徵收明細簿ヲ備ヘ遊興飲食毎ニ左記事項ヲ明瞭ニ記載スヘシ  
一、遊興又ハ飲食ノ年月日  
二、遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ノ數  
三、遊興飲食代金ノ種類及金額

(317)

四、二人以上共同シテ爲シタル遊興又ハ飲食ニ付テハ一人一回ノ遊興飲食代金  
 五、遊興飲食代金領收ノ年月日  
 六、代金ノ支拂ヲ受ケサルモノニ付テハ、其ノ代金支拂義務者ノ住所氏名及支拂ヲシタル年月日  
 八、現第九條ヲ第十條トシ同條第二項中「百分ノ三ニ相當スル金額以內」トアルヲ「百分ノ一乃至三ニ相當スル金額」ト改メ  
 同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス  
 交付ノ方法、範圍ヲ付テハ居留民團長之ヲ定ム  
 九、現第十條ヲ第十一條トシ左ノ通り改ム  
 第十一條 居留民團長ハ検査章ヲ携帶セル民團吏員ヲシテ隨時徵收義務者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業者ニ關スル帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得  
 現第十二條ヲ第十三條トシ左ノ通り改ム  
 第十三條 徵收義務者詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ通脱シ又ハ通脱セシメタルトキハ通脱シ又ハ通脱セシメタル課金ノ外其ノ二倍ニ相當スル過怠金ヲ徵收ス  
 (二四) 課金調査委員會條例中改正ノ件  
 一、課金調査委員會條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 一、第三條ヲ左ノ通り改ム

(318)

第三條 課金調査委員ハ三十五名トシ六箇月以來居留民團課金ヲ負擔スル居留民中ヨリ二十六名及參事會員全員ヲ居留民團長囑託ス但シ必要ニ應ジ増員スルコトヲ得  
 二、第五條ヲ左ノ通り改ム  
 第五條 本會ニ委員長一名副委員長若干名ヲ置キ委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム  
 委員長ハ本會ヲ招集シ議長トナリ會議ヲ總理ス  
 委員長故障アルトキハ副委員長之ヲ代理ス  
 三、第六條ノ次ニ第七條及第八條トシテ左ノ二條ヲ設ケ現第七條以下ヲ一條宛纏下ク  
 第七條 本會ハ委員十五名以上出席スルニテハ議決ヲ爲ス得ス但シ同一案件ニ付召集再會ニ至ルモ定數ニ達セザルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 本會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ニ依リ之ヲ決ス  
 第八條 委員長必要アリト認ムルトキハ分科會ヲ設ケ議案ヲ審査ヲ爲シムルコトヲ得  
 分科會ノ主任ハ副委員長ヲ以テ之ニ充テ分科會委員ハ委員長之ヲ指名ス  
 (二五) 天津居留民團長助役條例中改正ノ件  
 一、天津居留民團長助役條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 一、第三條第一項中「壹萬圓以上壹萬五千圓以下」トアルヲ「壹萬五千圓以上貳萬五千圓以下」ト改ム  
 二、第四條第一項中「六千圓以上八千圓以下」トアルヲ「七千圓以上壹萬五千圓以下」ト改ム

(319)

(二六) 天津居留民團會計主任條例中改正ノ件  
 一、天津居留民團會計主任條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 一、第三條第一項中「貳千五百圓以上六千圓以下」トアルヲ「四千五百圓以上八千圓以下」ト改ム  
 (二七) 獎學資金條例  
 一、獎學資金條例ヲ左ノ如ク定ム  
 第一條 天津居留民團ニ獎學資金ヲ置ク  
 第二條 獎學資金ハ左ノ經費ニ充ツルヲ目的トス  
 一、天津居留民團立國民學校、青年學校、中學校、商業學校及高等女學校教員養成ノ目的ヲ以テスル學生ニ對シ學費ノ貸付  
 二、天津居留民團立青年學校、中學校、商業學校及高等女學校在學者又ハ入學志望者ニシテ實力乏シキ者ニ對シ學費ノ貸付  
 三、專門學校、高等學校、大學及陸海軍學校其ノ他高等ノ學藝ヲ授クル諸學校及特ニ認ムル外國諸學校在學者又ハ入學志望者ニシテ實力乏シキ者ニ對シ學費ノ貸付  
 四、其ノ他獎學ニ關シ必要ト認ムル事業  
 第三條 學費ノ貸付ハ天津居留民團地區内ニ居住スル者ノ子弟ニシテ身體強健學術優秀志操堅實ナル者ニ限ル

(320)

第四條 獎學資金ハ居留民團一般會計剩餘金ノ一部及寄附金並之ヨリ生スル收入ヲ以テ之ニ充ツ  
 第五條 獎學資金ノ收支ハ特別會計トス  
 第六條 學費ノ貸付、償還其ノ他本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ居留民團長別ニ之ヲ定ム  
 附 則  
 本條例ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 (二八) 居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例  
 中改正ノ件  
 一、居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 一、第二條中「月額五圓」トアルヲ「月額七圓」ト改ム  
 二、第三條中「月額三圓」トアルヲ「月額五圓」ト改ム  
 (二九) 電氣使用條例中改正ノ件  
 一、電氣使用條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 一、九條中左ノ通り改ム  
 (一) 第一種料金表中「一ヶ月使用料五十「キロワット」時迄」「キロワット」時ニ付二十

(321)

四錢以下「同一萬五千「キロワット」時迄一萬「キロワット」時ヲ超ユルモノ十四錢」迄ヲ左ノ通り料金ヲ改ム

一ヶ月使用量五十「キロワット」時迄 一「キロワット」時ニ付 二十六錢  
 同 五十「キロワット」時迄 五十「キロワット」時ヲ超ユルモノ二十四錢  
 同 百五十「キロワット」時迄 百五十「キロワット」時ヲ超ユルモノ二十二錢  
 同 千「キロワット」時迄 千「キロワット」時ヲ超ユルモノ二十一錢  
 同 千五百「キロワット」時迄 千五百「キロワット」時ヲ超ユルモノ二十錢  
 同 二千「キロワット」時迄 二千「キロワット」時ヲ超ユルモノ十九錢  
 同 三千「キロワット」時迄 三千「キロワット」時ヲ超ユルモノ十八錢  
 同 五千「キロワット」時迄 五千「キロワット」時ヲ超ユルモノ十七錢  
 同 一萬「キロワット」時迄 一萬「キロワット」時ヲ超ユルモノ十六錢  
 同 一萬五千「キロワット」時迄 一萬五千「キロワット」時ヲ超ユルモノ十五錢

(二) 第二種(甲) 中用料「キロワット」時毎ニ「四錢」トアルヲ「六錢」ト改メ但書ヲ削除ス

第二種(乙) 中用料「キロワット」時ニ付「五錢」トアルヲ「七錢」ト改ム

二、第十條中第一號ヲ左ノ通り改メ

一、二〇「ボルト」單相二線式積算電力計 一箇一ヶ月五十錢  
 十「アンペア」以下 一箇  
 十五「アンペア」以上 同

(322)

同條第二號「百五十「アンペア」迄同五圓」ノ次ニ「二百「アンペア」以上同七圓」ヲ追加ス

三、第二十六條本文中「左記事項ヲ具備スル書面ヲ以テ」トアルヲ「左記事項ヲ具備セル工事設計書ヲ電氣工事組合ヲ經由シ」ト改メ

同條第五號ノ次ニ第六號トシ左ノ一號ヲ設ケ現第六號ヲ第七號ニ繰下ク

六、工事費概算書

四、第三十四條トシテ左ノ一條ヲ設ケ現第三十四條ヲ第三十五條トス

第三十四條 前條ノ電熱器及電氣「ストーブ」ノ讓渡ヲ受ケタル者ニシテ使用場内ニ配線設備ヲ要スルモノニ對シテハ料金ヲ徵收シ民團之ヲ施工スルコトヲ得

(三〇) 火葬場使用條例中改正ノ件

一、火葬場使用條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、第二條中左ノ料金ヲ左ノ通り改ム 十五圓  
 一、日本人死屍一體ニ付 三十圓  
 二、外國人死屍一體ニ付 三十圓

二、第三條中「六割」トアルヲ「三分ノ二」ト改ム

(三一) 天津日本義勇隊解散ノ件

一、天津日本義勇隊ハ昭和十六年四月一日以降適當ナル時期ニ於テ之ヲ解散シ其ノ解散ノ日ヲ以

(328)

テ天津日本義勇隊ニ關スル諸規程ヲ廢止スルコト

二、天津日本義勇隊ノ解散ニ關シ必要ナル處置ヲ居留民團長ニ一任ス

(三二) 綜合運動場敷地追加買收ノ件

一、綜合運動場敷地トシテ現綜合運動場附近所在土地約九十一畝ヲ追加買收スルコト但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

(三三) 火葬場移轉敷地買收ノ件

一、火葬場移轉敷地トシテ八里台附近所在土地約二千坪ヲ買收スルコト但買收價格ハ不動産評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト

(三四) 天津神社祭典費寄附金ノ件

一、四千圓也

但昭和十六年度祭典費貳千圓、御遷座祭費千圓トス

(三五) 軍旗奉贊會寄附金ノ件

一、貳千圓也

但昭和十六年度寄附金

(324)

(三六) 帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金ノ件

一、壹萬五千圓也

但昭和十六年度補助金

(三七) 天津居留民團區補助金ノ件

一、四千貳百圓也

但昭和十六年度補助金

(三八) 天津特別義勇隊補助金ノ件

一、壹千圓也

但昭和十六年度補助金

(三九) 武德會天津支部補助金ノ件

一、五千圓也

但昭和十六年度補助金

(四〇) 華北日本教育會天津分會補助金ノ件

一、貳千圓也

(325)

但昭和十六年度補助金	
(四一) 天津華語專門學校補助金ノ件	
一、八千參百八拾七圓也	
但昭和十六年度補助金	
(四二) 天津朝鮮幼稚園補助金ノ件	
一、六千圓也	
但昭和十六年度補助金	
(四三) 天津日本少年團補助金ノ件	
一、壹千貳百圓也	
但昭和十六年度補助金	
(四四) 天津日本体育協會補助金ノ件	
一、四千五百圓也	
但昭和十六年度補助金	

(326)

(四五) 社團法人同光會補助金ノ件	
一、五百圓也	
但昭和十六年度補助金	
(四六) 昭和十六年度居留民團歲入出豫算	
歲入	
一、六百參拾壹萬壹百九拾圓也	經常部豫算高
一、貳拾參萬五百圓也	臨時部豫算高
計六百五拾四萬六千九拾圓也	
歲出	
一、四百貳拾五萬六千四百五拾貳圓也	經常部豫算高
一、貳百貳拾八萬四千貳百參拾八圓也	臨時部豫算高
計六百五拾四萬六千九拾圓也	
(四七) 昭和十六年度特別會計教育費歲入出豫算	
歲入	

(327)

一、貳百四拾萬七千六百四拾貳圓也	經常部豫算高
一、參百參拾萬參千貳百六拾圓也	臨時部豫算高
計五百七拾壹萬九百貳圓也	
歲出	
一、壹百四拾八萬七百五拾四圓也	經常部豫算高
一、四百貳拾參萬壹百四拾八圓也	臨時部豫算高
計五百七拾壹萬九百貳圓也	
歲入出差引殘金ナシ	
(豫算表省略)	
(四八) 昭和十六年度特別會計電氣事業費歲入出豫算	
歲入	
一、壹百七拾萬四千七百六拾貳圓也	經常部豫算高
計壹百七拾萬四千七百六拾貳圓也	
歲出	
一、壹百五拾參萬八千四百貳拾圓也	經常部豫算高
一、拾六萬六千參百四拾貳圓也	臨時部豫算高
計壹百七拾萬四千七百六拾貳圓也	

(328)

歲入出差引殘金ナシ	
(豫算表省略)	
(四九) 昭和十六年度特別會計水道事業費歲入出豫算	
歲入	
一、五拾六萬參千五百圓也	經常部豫算高
計五拾六萬參千五百圓也	
歲出	
一、四拾四萬五千五百五拾四圓也	經常部豫算高
一、拾壹萬七千九百四拾六圓也	臨時部豫算高
計五拾六萬參千五百圓也	
歲入出差引殘金ナシ	
(豫算表省略)	
(五〇) 昭和十六年度特別會計埠頭事業費歲入出豫算	
歲入	
一、貳拾六萬五千貳百五拾圓也	經常部豫算高
計貳拾六萬五千貳百五拾圓也	

(329)	(330)
<p>出</p> <p>一、貳拾參萬九千七百八拾五圓也</p> <p>一、貳萬五千四百六拾五圓也</p> <p>計貳拾六萬五千貳百五拾圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五一) 昭和十六年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出豫算</p> <p>入</p> <p>一、六拾九萬五千參百六拾圓也</p> <p>一、四萬五千圓也</p> <p>計七拾四萬參百六拾圓也</p> <p>出</p> <p>一、五拾九萬四千七百圓也</p> <p>一、拾四萬五千六百六拾圓也</p> <p>計七拾四萬參百六拾圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p>	<p>出</p> <p>一、拾五萬參千六百貳拾四圓也</p> <p>一、貳萬七千圓也</p> <p>計拾八萬六千貳拾四圓也</p> <p>出</p> <p>一、四萬七千五百參拾壹圓也</p> <p>一、拾參萬參千九拾參圓也</p> <p>計拾八萬六千貳拾四圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五三) 昭和十六年度特別會計退職給與基金歲入出豫算</p> <p>入</p> <p>一、八萬圓也</p> <p>計八萬圓也</p> <p>出</p> <p>一、八萬圓也</p> <p>經常部豫算高</p>

(331)	(332)
<p>計八萬圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五四) 昭和十六年度特別會計獎學資金歲入出豫算</p> <p>入</p> <p>一、壹萬圓也</p> <p>計壹萬圓也</p> <p>出</p> <p>一、壹萬圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五五) 昭和十六年度特別會計實業復興資金歲入出豫算</p> <p>入</p> <p>一、五千七百九拾圓也</p> <p>計五千七百九拾圓也</p> <p>經常部豫算高</p>	<p>出</p> <p>一、五千七百九拾圓也</p> <p>計五千七百九拾圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五六) 昭和十六年度特別會計復興資金歲入出豫算</p> <p>入</p> <p>一、貳萬七千七百參拾圓也</p> <p>一、四萬七千圓也</p> <p>計七萬四千八百參拾圓也</p> <p>出</p> <p>一、貳萬四千九百四拾六圓也</p> <p>一、四萬九千八百八拾四圓也</p> <p>計七萬四千八百參拾圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>經常部豫算高</p>

(333)

(334)

<p>(五七) 昭和十六年度特別會計水災復興資金歲入出豫算</p> <p>歲入</p> <p>一、壹萬九千五百八拾圓也</p> <p>計壹萬九千五百八拾圓也</p> <p>歲出</p> <p>一、壹萬六千八百貳拾圓也</p> <p>計壹萬九千五百八拾圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五八) 昭和十六年度特別會計業務復興資金歲入出豫算</p> <p>歲入</p> <p>一、拾萬九千貳百參拾圓也</p> <p>計拾萬九千貳百參拾圓也</p> <p>歲出</p> <p>一、拾萬八千參百六拾六圓也</p> <p>計拾萬九千貳百參拾圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p>	<p>(五九) 特別會計埠頭築造費歲入出追加更正豫算(昭和十六年度)</p> <p>歲入</p> <p>一、壹百五拾六萬貳千參百圓也</p> <p>計壹百五拾六萬貳千參百圓也</p> <p>歲出</p> <p>一、壹百五拾六萬貳千參百圓也</p> <p>計壹百五拾六萬貳千參百圓也</p> <p>歲入出差引殘金ナシ</p> <p>(豫算表省略)</p> <p>(六〇) 教育臨時費借入ニ關スル件(追加議案)</p> <p>一、昭和十六年度教育臨時費ノ不足額ニ充當スル目的ヲ以テ貳百萬圓以內ノ借入ヲ爲スコト 但シ借入金ノ借入先、利率及償還ノ方法ニ付テハ更ニ臨時民會ニ附議ノ上決定スルモノト ス</p>
--	---

--	--

昭和十六年第三十四次居留民會通常會要錄

一、出席議員

- 第一日 三十八名
  - 第二日 三十九名
  - 第三日 三十八名
  - 第四日 三十七名
- 自昭和十六年三月二十七日 四日間  
至同 三月三十日  
民國公會堂  
省略ス

- 三、會 期
- 三、會 場
- 四、成 績
- 五、議長及會議係

議長 足立 省 朔 茂  
副議長 龜澤 忠 三  
民團長 白井 四 郎  
書記 木下 繁 次  
速記 池田 重 憲

